

令和4年

# 第4回北杜市議会定例会会議録

令和4年12月 5日 開会

令和4年12月22日 閉会

山梨県北杜市議会

令和 4 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 5 日

# 令和4年第4回北杜市議会定例会（1日目）

令和4年12月5日  
午前10時00分開会  
於 議 場

## 1. 議事日程

### 諸 報 告

- 日程第1 議長辞職について
- 日程第2 議長選挙
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定について
- 日程第5 報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第6 承認第7号 令和4年度北杜市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第7 議案第59号 北杜市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第8 議案第60号 北杜市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第61号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第62号 北杜市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第63号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第12 議案第64号 北杜市地域食材提供施設条例を廃止する条例について
- 日程第13 議案第65号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第66号 令和4年度北杜市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第15 議案第67号 令和4年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第68号 令和4年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第69号 令和4年度北杜市財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第70号 令和4年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第71号 令和4年度北杜市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第72号 令和4年度北杜市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第73号 明野ふるさと太陽館の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第74号 健康増進施設「健康ランド須玉」の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第75号 リフレッシュビレッジこぶちさわ総合交流ターミナル施設「スパティオ小淵沢」外3施設の指定管理者の指定について

- 日程第24 議案第76号 北杜市白州福祉会館（フォッサ・マグナの湯）の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第77号 白州・尾白の森名水公園（べるが）外1施設の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第78号 むかわの湯の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第79号 大武川河川公園の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第80号 小淵沢第3駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第81号 白州町交流促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第82号 工事請負契約の締結について（北杜市立小中学校無線LAN補完工事）
- 日程第31 議案第83号 甲府市とのやまなし県央連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 日程第32 認定第1号 令和3年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第33 認定第2号 令和3年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第34 認定第3号 令和3年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第35 認定第4号 令和3年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第36 認定第5号 令和3年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第37 認定第6号 令和3年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第38 認定第7号 令和3年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第39 認定第8号 令和3年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第40 認定第9号 令和3年度北杜市財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第41 認定第10号 令和3年度北杜市病院事業特別会計決算の認定
- 日程第42 認定第11号 令和3年度北杜市水道事業会計決算の認定
- 日程第43 認定第12号 令和3年度北杜市下水道事業会計決算の認定
- 日程第44 同意第12号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第45 同意第13号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第46 同意第14号 北杜市教育委員会教育長の任命について議会の同意を求める件
- 日程第47 同意第15号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件
- 日程第48 同意第16号 大日向山外十三字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第49 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
- 日程第50 諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
- 日程第51 常任委員会委員の選任について
- 日程第52 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第53 議会広報編集委員会委員の選出について

2. 出席議員 (20人)

1番	高見澤伸光	2番	興水 崇
3番	中山喜夫	4番	小林 勉
5番	神田正人	6番	大芝正和
7番	秋山真一	8番	進藤正文
9番	清水敏行	10番	井出一司
11番	志村 清	12番	齊藤功文
13番	福井俊克	14番	加藤紀雄
15番	原 堅志	16番	清水 進
17番	野中真理子	18番	保坂多枝子
19番	内田俊彦	20番	秋山俊和

3. 欠席議員 (なし)

4. 会議録署名議員

2番	興水 崇	3番	中山喜夫
4番	小林 勉		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27人）

市 長	上村英司	副 市 長	小林 明
北杜未来部長	宮川勇人	総務部長	板山教次
企画部長	中田治仁	市民環境部長	小泉雅人
福祉保健部長	清水市三	こども政策部長	大芝 一
産業観光部長	中山和彦	建設部長	齊藤乙巳士
教 育 長	輿水清司	教 育 部 長	加藤 寿
上下水道局長	浅川和也	会 計 管 理 者	八卷弥生
監査委員事務局長	輿水伸二	農業委員会事務局長	加藤郷志
明野総合支所長	三井喜巳	須玉総合支所長	内藤 肇
高根総合支所長	小尾正人	長坂総合支所長	平島長生
大泉総合支所長	三井博彦	小淵沢総合支所長	宮崎良彦
白州総合支所長	小澤永和	武川総合支所長	花輪 孝
政策推進課長	川端下正往	総 務 課 長	佐藤康弘
財 政 課 長	進藤修一		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 植松宏夫  
議 会 書 記 唐澤史明  
議 会 書 記 原 章浩

開会 午前10時00分

○副議長（井出一司君）

皆さま、おはようございます。

議員各位ならびに執行の皆さまには、年末を控え公私ともに大変お忙しい中、令和4年第4回北杜市議会定例会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

本日の出席議員数は20人であります。

定足数に達しておりますので、令和4年第4回北杜市議会定例会を開会いたします。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承を願います。

先ほど、加藤紀雄君から議長の辞職願が提出されました。

---

○副議長（井出一司君）

日程第1 議長辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、加藤紀雄君の退場を求めます。

（退場）

まず、辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（植松宏夫君）

朗読します。

令和4年12月5日

北杜市議会副議長 井出一司殿

北杜市議会議長 加藤紀雄

辞職願

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上であります。

○副議長（井出一司君）

お諮りいたします。

加藤紀雄君の議長辞職願を許可することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、加藤紀雄君の議長辞職を許可することに決定いたしました。

加藤紀雄君の入場を許可いたします。

（入場）

加藤紀雄君から議長退任のあいさつをしたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

加藤紀雄君。

○14番議員（加藤紀雄君）

ただいま、私の議長辞職を許可いただきまして、誠にありがとうございました。

議長としての2年間、議員の皆さま方にはいろいろな面からご指導・ご協力をいただきまして、ありがとうございました。心から感謝申し上げます。

また、上村市長をはじめとする職員の皆さん方には、無理難題が多々あったかと思いますが、その都度、皆さん方は前向きに対処いただきました。心よりお礼を申し上げます。

任期途中での辞職となりますが、私は2年前、議長就任時に議員間において、また議員同士、自由に議論ができる、こんな議会、それらを自らの目標とし、常に議会運営に関しましては、そのことを意識して進めてきたところであります。

その目標の大きさに比べますと、この2年間の成果としては小さな一歩、小さな足跡でしかないかと思いますが、確かな前進、これらを確認する中で、今、私が職を辞すること、このことが私にとって適切な時期であると判断したところであります。ご理解をお願い申し上げます。

結びになります。この2年間、皆さま方にご協力により、無事に務められたことに感謝申し上げます。議長退任に当たってのお礼のごあいさつとさせていただきます。

ご協力、本当にありがとうございました。

○副議長（井出一司君）

ただいま、議長が欠員となりました。

---

○副議長（井出一司君）

日程第2 議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（ 議 場 閉 鎖 ）

ただいまの出席議員は20人です。

投票用紙を配布させます。

（投票用紙・配布）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（ な し ）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱・点検）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

点呼に応じて順次、投票を行います。

投票は時計回りをお願いいたします。

事務局長に点呼を命じます。

（ 投 票 ）

投票漏れはありませんか。

（ な し ）

投票漏れなしと認めます。

これをもって、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（ 議 場 開 放 ）

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に高見澤伸光君、輿水崇君の両名を指名いたし



ます。

両君の立会いをお願いいたします。

( 開 票 )

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 20 票。

有効投票 20 票。

法定得票数 5 票。

福井俊克君 16 票、清水進君 2 票、原堅志君 2 票。

以上のとおりであります。

したがって、福井俊克君が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選された福井俊克君が議長におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により告知いたします。

福井俊克君、議長就任のあいさつをお願いいたします。

福井俊克君。

○新議長 (福井俊克君)

このたび、議員の皆さま方からご推挙によりまして、議長の要職に就くことになりました。身に余る光栄でございます。

私は、自らの浅学非才を顧みまして責任の重さを一層痛感しておりますが、ここに皆さまのご推薦を受けました上は、本市の発展と市民の福祉の推進に誠心誠意努力いたす覚悟でございます。

なお、議会の運営につきましては、不偏不党、公正無私の立場を堅持いたしますことをここにお誓い申し上げる次第でございます。

何とぞ議員各位をはじめ、執行の皆さま方の手厚いご支援とご鞭撻を心からお願いを申し上げます。就任のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長 (井出一司君)

それでは、福井俊克議長、議長席へお着き願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 26 分

---

再開 午前 10 時 28 分

○議長 (福井俊克君)

それでは、再開いたします。

ただいまから議会運営に当たらせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、諸報告をいたします。

はじめに本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました。提出議案は報告 1 件、承認 1 件、議案 25 件、同意 5 件、諮問 2 件であります。

次に、令和 4 年 9 月から 11 月実施分の例月現金出納検査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に、10 月 26 日に山梨県市町村総合事務組合議会が甲府市において開催され、加藤紀雄

君が出席いたしました。

次に、11月2日に第267回山梨県市議会議長会定期総会が韮崎市において開催され、加藤紀雄君と副議長が出席いたしました。

次に、11月11日に2022ROUTE日本海—太平洋シンポジウムが佐久市において開催され、井出副議長が出席いたしました。

次に、11月15日、全国過疎地域連盟第54回定期総会が東京で開催され、加藤紀雄君が出席いたしました。

次に、閉会中に開催された峡北広域行政事務組合議会から報告があります。

峡北広域行政事務組合議会議長 秋山真一君、報告をお願いいたします。

秋山真一君。

#### ○7番議員（秋山真一君）

報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

令和4年第2回峡北広域行政事務組合議会定例会報告書

峡北広域行政事務組合議会議長 秋山真一

令和4年第2回議会定例会が10月25日に峡北広域行政事務組合議場において開催され、中山喜夫議員、小林勉議員、大芝正和議員、福井俊克議員、原堅志議員、清水進議員、保坂多枝子議員、内田俊彦議員、秋山俊和議員と私の10人が出席いたしました。

提出された議案は、認定案件4件、補正予算案件4件、契約案件1件の計9案件でありました。

審議しました議案の概要について説明いたします。

まず、認定案件についてであります。

はじめに、認定第1号 令和3年度峡北広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額7,286万2,050円、歳出総額6,777万2,713円で歳入歳出差引残額508万9,337円でありました。

次に、認定第2号 令和3年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額20億7,694万6,395円、歳出総額20億2,293万5,821円で歳入歳出差引残額5,401万574円でありました。

次に、認定第3号 令和3年度峡北広域行政事務組合ごみ処理特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額15億7,592万9,059円、歳出総額14億9,441万6,749円で歳入歳出差引残額8,151万2,310円でありました。

次に、認定第4号 令和3年度峡北広域行政事務組合し尿処理特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額1億4,137万5,777円、歳出総額1億1,581万2,097円で歳入歳出差引残額2,556万3,680円でありました。

次に、補正予算案件についてであります。

議案第24号 令和4年度峡北広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ144万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,

686万3千円とするものであります。

補正の主な内容は、歳入については、繰越金の増額。歳出については、前年度繰越金を財政調整基金に積み立てるものとするものであります。

議案第25号 令和4年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ960万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億3,394万9千円とするものであります。

補正の主な内容は、歳入については、繰越金の増額。歳出については、総務費において、消防本部庁舎電気料金の改定等に伴い追加するものであります。

議案第26号 令和4年度峡北広域行政事務組合ごみ処理特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,702万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億24万6千円とするものである。

補正の主な内容は、歳入については、組合費負担金の増額。歳出については、衛生費において、農道（龍岡）35号線拡幅工事負担金を追加するものであります。

議案第27号 令和4年度峡北広域行政事務組合し尿処理特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,116万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億3,440万5千円とするものであります。

補正の主な内容は、歳入については、繰越金の増額。歳出については、衛生費において、汚水処理設備修理費を追加するものであります。

次に、契約案件についてであります。

議案第28号 水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅱ型）（明許）購入契約の締結については、葦崎消防署に配備する水槽付消防ポンプ自動車で、指名競争入札により、契約相手方は長野ポンプ株式会社、契約金額は4,950万円でありました。この契約については、条例の定めるところにより議会の議決を経る必要があるため、提出されたものであります。

以上9議案、いずれも原案のとおり可決・認定されました。

以上で令和4年第2回峡北広域行政事務組合議会定例会の報告を終わります。

#### ○議長（福井俊克君）

次に、山梨県後期高齢者医療広域連合議会から報告がございます。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員 齊藤功文君、報告をお願いします。

齊藤功文君。

#### ○12番議員（齊藤功文君）

令和4年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会報告書

山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員 齊藤功文

令和4年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、10月27日、山梨県自治会館1階講堂において開催され、私が出席いたしました。

はじめに、議会運営委員会委員の任期満了に伴い、新たに南部町選出の遠藤高芳議員が選任されました。

提出された議案は、認定案件2件、発議案件2件、補正予算案件2件の計6件であります。

まず、認定案件であります。

はじめに、認定第1号 令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については歳入総額を5億5,116万7,866円、歳出総額を5億1,390万9,

816円で歳入歳出差引残額3,725万8,050円でありました。

次に、認定第2号 令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額1,088億4,986万6,887円、歳出総額1,063億4,147万5,681円で歳入歳出差引残額は、25億839万1,206円でありました。

次に、発議案件であります。

はじめに、発委第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則については、多様な人材の議会への参画を促進するため、本会議等の欠席事由として出産、育児、介護等を明文化し、また、会議規則の押印等について見直しを行い、改正を行うものであります。

次に、発委第2号 山梨県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指定の一部改正については、広域連合長専決処分事項について、運営に関する効率性を目的とし、「訴えの提起及び調停に関すること」を加えるとともに、その目的価格について、「1件100万円以下」へ改正を行うものであります。

次に、補正予算案件であります。

はじめに、議案第9号 令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,744万4千円を追加し、それぞれ5億6,441万9千円とするものであります。

補正の主な内容については、令和3年度決算の剰余金を繰越金とし、予算に反映したものであります。

次に、議案第10号 令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20億744万5千円を追加し、それぞれ1,092億8,683万6千円とするものであります。

補正の主な内容については、国庫支出金、県支出金の前年度精算による超過額等に対する償還金であります。

以上6議案、いずれも原案のとおり可決・認定されました。

なお、議案および審議資料は議会事務局に備えてありますので、ご参照願います。

以上で、令和4年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告を終わります。

○議長（福井俊克君）

次に、山梨西部広域環境組合議会から報告がございます。

山梨西部広域環境組合議会議員 秋山俊和君、報告をお願いいたします。

秋山俊和君。

○20番議員（秋山俊和君）

それでは、朗読をもって報告させていただきます。

令和4年第2回山梨西部広域環境組合議会定例会報告書

山梨西部広域環境組合議会議員 秋山俊和

令和4年第2回山梨西部広域環境組合議会定例会について報告いたします。

令和4年第2回定例会が10月17日に中巨摩地区広域事務組合議場において開催され、内田俊彦議員と私の2名が出席いたしました。出席議員は16名で、欠席議員はおりませんでした。

まず、管理者ならびに組合の議員構成の変更についてであります。

中央市長選挙に伴い、望月智中央市長が当選され、組合管理者に就任されました。

甲斐市議会および市川三郷町議会の任期満了および議会構成の変更により、甲斐市より藤原正夫議員が、市川三郷町より小川好一議員が新たに選出されました。

また、不在となっております副議長選挙が行われ、議長からの指名推選により、甲斐市選出の藤原正夫議員が副議長に当選されました。

提出された案件は、補正予算案件1件、決算の認定案件1件の計2件でありました。

審議いたしました議案の概要について説明いたします。

まず、「議案第8号 山梨西部広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,252万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,847万6千円とするものであります。内容といたしましては、ごみ処理施設整備に係る委託料で、ごみ処理施設基本設計の策定にあたり必要となる地下水調査業務、環境影響評価の現地調査地点および調査日数の追加のほか、法定外公共物の用途廃止について、水路詳細設計の増工などが必要となったことから、予算を補正する必要が生じたものであります。審議の結果、原案のとおり可決されました。

続いて、「認定第1号 令和3年度山梨西部広域環境組合一般会計歳入歳出決算認定の件」についてであります。

歳入ですが、予算現額2億2,520万円に対し、収入済額2億2,520万4,716円であります。内訳といたしましては、組合を構成する5市6町からの負担金のほか、ごみ処理施設整備事業に対する循環型社会形成推進交付金および令和2年度からの繰越金になります。

続いて歳出です。予算現額2億2,520万円に対し、支出済額1億9,556万219円であります。内訳といたしましては、組合議員16名分の報酬・費用弁償。正副管理者11名分の報酬。組合職員10名分の人件費。公会計システムやパソコン、コピー機等の各種リース料のほか、ごみ処理方式検討支援業務およびPFI等導入可能性調査支援業務、環境影響評価書等作成支援業務、新ごみ処理施設建設用地測量調査業務および浅利地区地質調査業務等、新ごみ処理施設建設に向け必要となる委託業務が主なものとなっております。

歳入歳出差引残額は2,964万4,497円となり、審議の結果、原案のとおり認定されました。

以上で、令和4年第2回山梨西部広域環境組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（福井俊克君）

大変ご苦労さまでした。

以上で諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

---

○議長（福井俊克君）

日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第86条の規定により、

2番議員 輿水 崇君

3番議員 中山喜夫君

4番議員 小林 勉君  
を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

---

○議長（福井俊克君）

日程第4 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日12月5日から12月22日までの18日間といたしたいと思いま  
す。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月22日までの18日間に決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時55分

---

再開 午前11時08分

○議長（福井俊克君）

それでは、再開いたします。

日程第5 報告第9号 専決処分報告についてから日程第31 議案第83号 甲府市とのや  
まなし県央連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてまでの27案件を  
一括議題といたします。

市長から所信および提案理由の説明を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

令和4年第4回北杜市議会定例会の開会に当たり、私の市政の運営に対する所信の一端を申  
し述べますとともに、提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げ、議員各位  
ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

この秋、サッカー界における偉業を、立て続けに目にしました。

1つが、10月行われました天皇杯において、ヴァンフォーレ甲府が初優勝を果たしたこと、  
2つ目として、現在、カタールで開催されております、サッカーの世界カップにおいて、  
並み居る強豪に打ち勝ち、見事決勝トーナメントに進出したことでもあります。

日本代表も、ヴァンフォーレ甲府に倣い、ワールドカップ初優勝となることを期待しており  
ます。

私も市長就任3年目となりますが、高い目標を目指し、前に進み続ける強い決意の下、誠心  
誠意、全力で取り組んでまいり所存であります。

先月30日、地域応援サイトの「生活ガイド. com」が発表した「全国住みたい街ラ  
ンキング2022」において、本市が全国8位となりました。

同サイトに掲載されている本市の満足な点として、自然環境の豊かさや、子育て支援の充実、  
都心からのアクセスの良さなどが挙げられており、本市の魅力と強みがこの結果につながった

ものと考えております。

先の「住みよさランキング」に続き、今回の結果も大変ありがたいことであり、市民の皆さまが「住み続けたい」、「住んで良かった」と思っただけけるよう、引き続き、誰もが幸せを実感できる持続可能なまちを目指してまいります。

さて、下水道使用料について、平成28年度から令和3年度にかけて請求漏れが判明し、該当する世帯の皆さまに謝罪をするとともに、現在、使用料の徴収と、完成検査が行われていなかった箇所についての検査の実施を進めているところであります。

今回の一件に関し、市民の皆さまには大変ご迷惑をお掛けし、心からお詫びを申し上げます。

今後このようなことがないよう、適切な事務処理の徹底を図ってまいります。

また、過日報道のありました、本市に計画中の営農型太陽光発電設備の設置についてであります。市が再三の指導を行ってきたにもかかわらず、事業者主催の説明会において、不適切な言動を繰り返し、結果として、参加者に対し恫喝や暴力行為を行った事業者が、暴行の罪で罰金刑に処せられるに至りました。

現在のところ、申請行為はされておりませんが、当該事業については、条例の規定に則り許可しない旨を、事業者に対し、先月28日付けで通知したところであります。

今後も、市内における太陽光発電設備の設置については、条例の規定に則り、適正に対処してまいります。

先月3日に令和4年秋の叙勲受章者が発表され、元公立高等学校校長の赤岡直樹様、元山梨県会計管理者の新藤康二様および元千葉地方法務局長の手塚孝様が瑞宝小綬章を、元北杜市議会議員の坂本静様と、元山梨県卸酒販売組合理事長の藤森正司様が旭日双光章を、それぞれ受章されました。

10月22日には、人権擁護委員の篠原三治様が、長年にわたる功績が評価され、法務大臣表彰を受賞されました。

また、「小淵沢小PTA」様が、毎年実施している「八ヶ岳登山」の取り組みが高く評価され、本年度の「優良PTA文部科学大臣表彰団体」として選ばれました。

さらに、先月18日には、「北杜市ふるさと親善大使」で、ラリードライバーの篠塚建次郎様が、「日本自動車殿堂」の殿堂者として表彰されました。

日本人初の国際ラリー総合優勝を果たし、ラリー競技の認知度を高めるとともに、近年では、市内の小中学校と、セネガルの子どもたちの交流の橋渡しを行うなどの社会貢献活動が認められ、殿堂入りとなったものであります。

皆さまの受章は長年にわたる功労をたたえるものであり、受章された皆さまに、心から敬意とお祝いを申し上げます。

先月13日、「第44回少年の主張全国大会」の審査結果が発表され、甲陵中学校3年生の前橋真子様が、「あなたの声、心に届け」と題したスピーチで、最高賞の内閣総理大臣賞を受賞されました。

39万人を超える応募の中、県内では25年ぶりとなる受賞となりましたことは、大変喜ばしく、ご本人様をはじめ、ご家族、学校関係者の皆さまに敬意を表するとともに、今後のご活躍を期待するところであります。

さて、新型コロナウイルスについては、第7波がいったん収まりを見せたものの、10月中旬以降から、感染者数が増加し、予断を許さない状況となっております。

加えて、今年の冬はインフルエンザの流行が懸念されていることから、ご家庭や学校、職場等での、換気や手指消毒などの感染予防対策の徹底をお願いしているところであります。

新型コロナウイルスワクチンの接種については、現在、最終接種完了から3カ月経過した市民の皆さまを対象に、10月28日から「オミクロン株対応2価ワクチン」の接種を開始し、先月9日からは、BA4と5に対応したワクチンに切り替え、年内の接種の完了を目指しているところであります。

また、接種が「努力義務」となりました「小児用ワクチン」についても、先月から3回目の接種も開始しました。

保護者の皆さまには、ワクチン接種に対する副反応や有効性および効果などをご理解いただけるよう、相談体制を整えるなど丁寧な対応に努めております。

一方、初回接種を受けていない市民の皆さまには、10月に接種勧奨の通知を送り、年内に初回接種を完了していただくとともに、年度内に「オミクロン株対応ワクチン」の接種が完了できるよう、引き続き働き掛けを行ってまいります。

こうした中、地域経済においては、紅葉シーズンとともに、10月半ばから「全国旅行支援」が始まったことや、秋のイベントの再開により、市内各地において、多くの方で賑わう様子が見られるなど、地域の活気が戻りつつあります。

しかしながら、国際的な原材料価格の高騰や円安により、エネルギーや食料品などの価格上昇が続いており、市民生活をはじめ、地域経済においても、様々な業種に深刻な影響が及んでおります。

国では、今月2日に第2次補正予算が成立し、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」として、物価高騰・賃上げへ取り組み、円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化などに取り組むこととしているところであります。

市としても、市民生活や地域経済が維持され、市民の皆さまの安心の確保につながるよう、本定例会において関連予算を計上しております。

農業分野においては、世界的な穀物需要の増加や、化学肥料原料の大幅な価格上昇等により、肥料価格が急騰していることを踏まえ、現在、国が実施している「肥料価格高騰対策事業」に合わせた、市独自の支援を考えております。

また、産業分野においては、地域経済を支える物流を維持するため、燃料費の高騰の影響を直接受けている貨物運送事業者の方への支援を考えております。

さらに、福祉分野については、地域福祉を担う、介護および障害福祉事業所におけるエネルギーや、食料料費の価格高騰による事業者負担の軽減を図るための支援金を考えており、これらの支援策について、補正予算をお願いするものであります。

先行きが不透明な状況下でありますので、今後も経済情勢を注視し、市民の皆さまの暮らしが守られるよう、有効な支援策を講じてまいります。

次に、マイナンバーカードの普及についてであります。

本年10月、国において、令和6年秋に現行の健康保険証を原則廃止し、マイナンバーカードと健康保険証を一体化すること、また、令和6年度末としていた運転免許証との一体化についても、前倒して実施する方針が示されました。

加えて、マイナンバーカード取得済みの方が最大2万円のポイントが受けられる「マイナポイント第2弾」が今月末まで延長されたこともあり、10月以降、市においても、カードの申



請に係る予約や問い合わせが増えております。

こうしたことから、市では、マイナンバーカードの「申請サポート窓口」を休日にも開設し、カードの普及促進に取り組んでいるところであります。

今後も、マイナンバーカードの必要性と利用機会が高まることが想定されますので、市民の皆さまがカードを取得していただけるよう、積極的な周知広報に努め、普及促進に取り組んでまいります。

次に、市政の状況について申し上げます。

先月1日、「八ヶ岳やまびこホール」において、「市制施行18周年記念式典」を挙行いたしました。

当日は、山梨県知事の代理、ならびに山梨県議会議員のご来賓をはじめ、市政に係わる多くの皆さまにご出席をいただき、深く感謝申し上げます。

式典においては、日頃より市政に功勞のありました、多数の方々への表彰をさせていただくとともに、「子育てするなら北杜」宣言を行い、子どもと、子育て家庭を地域の宝と捉え、社会全体、地域全体で支え、育て、安心して子育て・教育ができるよう、切れ目のない支援に、市民の皆さまと共に取り組んでいくことを表明しました。

また、当日の夜には、合併20周年に向けた記念イベントとして、ケーブルテレビ特別番組「未来への花を咲かせよう！」の放送と、特別番組終了に合わせて、「北杜はひとつ」記念花火の打ち上げを行いました。

特別番組においては、合併からの18年を映像で振り返り、市と同年齢の市内高校3年生のインタビューや、多くの市民の皆さまからのメッセージなどをお届けしました。

記念花火では、小雨が降る中、短時間での打ち上げとなりましたが、工夫を凝らした花火を打ち上げることができ、市民の皆さまに元気をお届けすることができたと感じております。

社会生活を一変させたコロナ禍から、ウィズコロナ・アフターコロナ時代へ、市民が一丸となって新たな一步を踏み出すとともに、合併20周年に向けた機運を高める取り組みを継続してまいります。

次に、「アウトドアの聖地」に向けたイベントについてであります。

市では、「THE NORTH FACE」との連携事業として、「ほくと山の学校」を本年6月から先月にかけて計6回開催し、瑞牆山登山や、ボルダリング教室、登山道整備など、子どもたちが山に触れ、アウトドアを楽しむ体験教室を実施してまいりました。

また、市内の小学校においても、これまで、小淵沢小学校や白州小学校で行われておりました登山教室を、全ての小学校に取り組みを拡大するため、本年度、新たに明野小学校、須玉小学校、高根東小学校で山に触れる活動を行いました。

市内外の子どもたちが、北杜の雄大な山々や水などの自然の恵みを知り、自然を活用した楽しみなどを学ぶことは、「ふるさと北杜」に愛着を持つきっかけとなるものと考えますので、今後も、継続してこれらの取り組みを行ってまいります。

その他、この秋には、自転車やトレイルランニングなど、魅力ある景観や立地を生かしたアウトドアイベントが開催され、市内外、また海外からも多くの方が参加され、本市の自然の中で、爽やかな汗を流しながら楽しんでおりました。

地域の方も、ボランティアとして協力している様子が見られ、各会場ともに、久しぶりの活気のある光景が戻ってきたことは、うれしい限りであります。

今後も、本市の優位性を活かしたアウトドアイベントや、アウトドアプログラムがますます発展し、アウトドアの聖地として、多くの来訪者が訪れることを目指してまいります。

次に、マディソン郡訪問についてであります。

コロナ禍により、3年間交流が途絶えておりました姉妹地域のアメリカ合衆国ケンタッキー州マディソン郡との交流を再開するため、先月、市の訪問団が現地を訪問しました。

今回の訪問では、私も参加する中、市議会、市観光協会、市商工会および「財団法人キープ協会」の各代表、ならびに甲陵高校校長などによる訪問団を結成し、これまでの交流をさらに進化させるため、今後の交流の在り方などを相手方の首長と確認するなど、友好を深めたところであります。

新たな交流機会の創出としては、グローバル人材の育成を目的に、イースタンケンタッキー大学附属モデル・ラボラトリー高校、マディソン郡国際交流委員会、甲陵高校および本市で連携協定を結び、両学校間の留学などの交流事業を行うこととなりました。

加えて、マディソン郡、ベリア市、リッチモンド市、マディソン郡国際交流委員会、および北杜市の5者間で姉妹都市交流提携について、宣誓書を交わし、相互の地域を市民が観光するツアーの実施など、市民の交流機会をつくり、相互の親交を深めていくことを約束してまいりました。

また、今回の訪問においては、市政の重要施策の一つであります産業分野の活性化を図るため、米国を対象としたインバウンド観光の足掛かりをつくとともに、日本の商品を取り扱う企業への視察も行い、米国市場に大きなビジネスチャンスを感じたところであります。

今後、本市企業と外国企業との新たなビジネスの創出につなげられるよう、市としてもサポートをしてまいります。

次に、企業誘致についてであります。

本年度、産業創出の推進を図るため、体制を強化し、これまでに積極的な企業への誘致活動を行ってまいりました。

こうした取り組みもあり、市内への企業進出や事業拡大が図られております。

9月30日には、山梨に本社を置く「株式会社オーチョ・ブライト・インターナショナル」様と、東京に本社がある「株式会社トランジットジェネラルオフィス」様が、小淵沢町地内にアウトドア複合施設「FOLK WOOD VILLAGE 八ヶ岳」をオープンしました。

八ヶ岳の森の中で、地元の食材を活かした食を楽しみながら、キャンプやワーケーションができる施設となっており、本市におけるアウトドアの新たな魅力として、大いに期待しているところであります。

また、「有限会社イズミフーズ」様が、長坂町長坂上条地内において、11億円を超える投資により、カット野菜の増産体制を整えるための新工場を、来年4月の稼働を目指して現在建設中であります。

さらに、「株式会社オキサイド」様が、武川町牧原地内に第4、第5工場を建設中で、同じく来年4月からの稼働を予定しております。

また、「世界に誇るワイン産地づくり」においては、ワイナリーの新規参入が、本年に入り4件あり、来年についても1件が予定されております。

このように、北杜市がワインの産地として注目を集めておりますので、市も事業者の皆さまと連携しながら、世界品質のワインを本市から発信してまいります。

産業創出は、地域雇用の増加や多様な産業の波及効果により、地域経済の活性化につながることを期待されますので、引き続き、精力的に企業への働き掛けを行ってまいります。

また、海外への販路拡大については、10月に、台湾において本市の農産物や加工品を販売する物産展を開催することが決まりました。

今月2日には、本市の企業等の海外への事業展開を促進するため、「独立行政法人日本貿易振興機構」様との連携協定を締結し、事業者のニーズに合わせたセミナーの開催や、海外での事業展開に向けた事前調査へのご協力をいただくこととしております。

今後も、本市の魅力ある商品や製品が世界に進出できるよう、市としても事業者の皆さまを支援してまいります。

次に、米食味コンクールについてであります。

先月19日、「北杜市フードバレー協議会」との共催により、「第2回『名水の里』米食味コンクール」を開催しました。

今回、応募要件を県内全域に拡大し、180検体に上る出品を審査した結果、「美味しいお米グランプリ」を須玉町の高瀬弘樹様が、その他、金賞3名、特別賞4名の皆さまが、それぞれ受賞されました。

多くの出品をいただき、生産者の皆さまの関心の高さを感じるとともに、受賞された皆さまの米づくりに対する技術の高さと熱意に感服したところであります。

令和6年度に北杜市で開催される国際大会に向け、今後も水稻生産者の皆さまが、美味しいお米づくりへの意識と技術の向上とともに、環境にも配慮した持続可能で、儲かる農業につながる取り組みを進めてまいります。

次に、八ヶ岳スケートセンターについてであります。

「八ヶ岳スケートセンター」が先月20日に、市営として初めてオープンしました。

多くの方にご利用いただけるよう、周知を図るとともに、「親子スケート教室」を開催するなど、本市のスケート文化の継承に努めてまいりますので、ご家族、ご友人と、冬ならではのアクティビティであるアイススケートを「八ヶ岳スケートセンター」で楽しんでいただければと思います。

また、先月21日からは、「八ヶ岳スケートセンター」が、子どもたちに夢と希望を与える場所になるよう、利用促進のPRも兼ねて、クラウドファンディングによる寄附の募集を始めましたので、市内市外にかかわらず、より多くの皆さまに支援を呼び掛けてまいります。

一方、スケートセンター周辺地域の活性化については、本年度中の活性化構想策定に向け、「八ヶ岳スケートセンター周辺地域活性化協議会」において協議されておりますが、小淵沢地域の活性化には、観光客の取り込みが重要な要素でありますので、民間での取り組みや他の先進事例等を参考にしながら、構想を取りまとめるとともに、市としても、地域の観光の核となる、「スパティオ小淵沢」について、今後、新たな温泉掘削など機能強化を図ってまいります。

次に、連携中枢都市圏についてであります。

「やまなし県央連携中枢都市圏」の形成に向けては、甲府市と構成市町は、基本的な方針や役割分担について、「連携協約」を締結する必要があります。

このため、本定例会において、連携中枢都市圏形成に係る「連携協約」に関して、議決をお願いした上で、甲府市と「連携協約」を締結する予定であります。

人口減少・少子高齢化による経済の縮小や活力の低下が懸念されている中、甲府市と構成市

町が連携して共通課題の解決に取り組み、圏域全体の活性化を図ってまいります。

次に、高齢者健康づくり温泉事業についてであります。

本年度の新規事業として、65歳以上の市民が主体的に行う市営温泉施設を利用した高齢者の健康づくり活動に対し、補助金を交付しております。

現在、行政区、任意団体、文化団体などによる補助金の利用がありますので、今後も、利用者の拡大を図りながら、この事業をきっかけとして、継続的な「高齢者通いの場」につなげ、生きがいを持った元気で健康な「健康寿命日本一」を目指してまいります。

次に、ゼロカーボンシティに向けた取り組みについてであります。

はじめに、公共施設を利用した再生可能エネルギー施設導入の進捗状況についてであります。

7月30日から本庁舎屋根に太陽光パネルを設置する工事が行われておりますが、サプライチェーンの現状から、部品の一部供給が滞ったことから、当初完成予定の9月が遅れ、今月中の完成予定と伺っております。

電気料金が高騰しておりますので、財政負担軽減のためにも、早期の稼働に努めるとともに、他の公共施設への設置についても検討を進めてまいります。

次に、P2Gシステムについてであります。

本年9月に白州町の「サントリー天然水南アルプス白州工場」と「サントリー白州蒸留所」において、国内最大規模となる「P2Gシステム」導入の発表がありました。

「P2Gシステム」は、県が民間企業と共同で開発したシステムで、使用においてCO<sub>2</sub>を排出しない水素を、再生可能エネルギーを活用して製造することにより、いわゆる「グリーン水素」として製造する、カーボンニュートラルの実現に大きく貢献できるシステムとして注目を集めております。

世界トップクラスの「グリーン水素」の製造施設が市内に誕生することは、大変喜ばしいことであり、また、施設で製造されたグリーン水素の工場外での利用も計画されていることから、「サントリーホールディングス」様のご協力をいただきながら、地域での「グリーン水素」の活用について検討を進め、本市における新たなエネルギーとして期待しているところであります。

次に、脱炭素先行地域についてであります。

本市のゼロカーボンシティ実現の要となる、国の「脱炭素先行地域」を目指し、モデルとなる地域の市民や企業の皆さまへのご理解、ご協力をいただくとともに、先月28日には強力なパートナーとなる「NTTアノードエナジー株式会社」様および「東日本電信電話株式会社 山梨支店」様と「カーボンニュートラルに関する連携協定」を締結し、共同提案として計画書の作成等を行うこととなりました。

年明けの応募に向けて、民間企業の専門的な知見を活かしながら、しっかりと準備を整え、県内初の「脱炭素先行地域」となることを目指してまいります。

次に、DX推進に向けた取り組みについてであります。

市では、デジタル技術を活用し、地域特性を活かしたまちづくりを推進し、市民の生活の質、いわゆるQOLの向上を目指すため、本市における行政および地域のDX推進の指針となる「北杜市DX推進計画」の策定作業を進めております。

今月からは、「わかりやすく利用しやすい窓口」として、総合支所と市役所本庁舎を庁内Web会議システムによりオンラインでつなぐサービスを開始しました。

このサービスでは、市民の皆さまが、総合支所から本庁の各担当にシステムを介して相談ができることから、担当者の表情や資料の確認など、総合支所で、より高度な相談業務を実現できるものと期待しております。

今後も、本市におけるDXを進め、業務の効率化や市民サービスの向上を目指し、取り組みを加速してまいります。

次に、提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

本定例会に、提出いたしました案件は、報告案件1件、承認案件1件、条例案件7件、補正予算案件7件、指定管理者の指定案件9件、その他案件2件、同意案件5件、諮問案件2件の合計34案件であります。

はじめに、報告案件について、ご説明申し上げます。

報告第9号につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、「損害賠償の額の決定」について専決処分しましたので、議会に報告するものであります。

次に、承認案件につきまして、ご説明申し上げます。

承認第7号「令和4年度北杜市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告及び承認を求めること」につきましては、電気・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、1世帯当たり5万円の緊急支援金を給付する事業を速やかに実施するため、地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要し専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会へ報告し承認を求めるものであります。

続いて、条例案件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第59号「北杜市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定」および議案第60号「北杜市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」につきましては、国のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等において、個人情報の保護に関する法律の一部改正がされたことにより、現行の本市の個人情報保護条例を廃止し、新たな個人情報の保護に関する条例を制定するとともに、関連する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第61号「北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、令和4年の人事院勧告及び山梨県人事委員会勧告に鑑み、市議会議員、市長、副市長、教育長、一般職の職員および会計年度任用職員の期末手当等について、引き上げを行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第62号「北杜市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、職員の定年を段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制および定年前再任用短時間勤務制を導入等のため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第63号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」につきましては、職員の定年引き上げに係る関係規定の整備を図ることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第64号「北杜市地域食材提供施設条例を廃止する条例」につきましては、施設の用途変更を行い、更なる有効活用を図ることから、廃止するものであります。

次に、議案第65号「北杜市営住宅条例の一部を改正する条例」につきましては、施設の用途廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、補正予算案につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第66号「令和4年度北杜市一般会計補正予算（第10号）」についてであ

ります。

今回の補正予算は、原油価格や電気・ガス・食料品等の価格高騰の影響を受けて、経営が厳しい状況にある、市内の介護・障害福祉事業所および貨物運送事業者を支援するため、施設の種類や車両の保有台数に応じて支援金を支給するほか、肥料価格の高騰による、農業経営への影響を緩和するための肥料購入費に対する助成および、老朽化が進んでいる「市立白州保育園・西部こども園」の整備を実施するため、園舎の改修やプールの建設に係る設計費など、所要の経費を計上しております。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は3億7,009万5千円となり、歳入歳出予算の総額は、それぞれ313億2,353万1千円となります。

次に、議案第67号「令和4年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」につきましては、特定健康診査等負担金の額の確定により、県への償還が生じることから、347万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ、60億1,496万2千円とするものであります。

次に、議案第68号「令和4年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第2号)」につきましては、介護施設等の防災・減災対策を推進するため、事業所が行う施設整備費等の補助に要する経費のほか、地域支援事業交付金の額の確定による国などへの返還金に要する経費として、670万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ、49億7,799万2千円とするものであります。

次に、議案第69号「令和4年度北杜市財産区特別会計補正予算(第1号)」につきましては、穂足財産区内の一時避難所である「穂足中央公館」の施設改修費の補助に要する経費として、200万円を追加し、歳入歳出それぞれ、1億6,782万8千円とするものであります。

次に、議案第70号「令和4年度北杜市病院事業特別会計補正予算(第1号)」につきましては、新型コロナウイルス感染症の大規模感染拡大に備え、医療薬品購入等に要する経費として、1億1,334万4千円を追加するものであります。

次に、議案第71号「令和4年度北杜市水道事業会計補正予算(第2号)」および、議案第72号「令和4年度北杜市下水道事業会計補正予算(第2号)」につきましては、燃料価格の高騰等の影響により、施設等における機械機器の動力経費の増高などに伴い、所要の補正を行うものであります。

次に、指定管理者の指定についてであります。

議案第73号「明野ふるさと太陽館の指定管理者の指定について」から議案第81号「白州町交流促進施設の指定管理者の指定について」までの、9案件につきましては、令和5年4月1日からの指定管理による施設運営を行うため、それぞれの施設の指定管理者について、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第82号「工事請負契約の締結について(北杜市立小中学校無線LAN補完工事)」につきましては、地方自治法第96条第1項第5号ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第83号「甲府市とのやまなし県央連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議」につきましては、「やまなし県央連携中枢都市圏」の経済成長のけん引、高次都市機能の集積および強化、ならびに圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取り組みを相互に連携して取り組むことから、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の

議決を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので、追加案件もあろうと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（福井俊克君）

市長の説明が終わりました。

ただいま、議題となっております27件のうち議案第62号から議案第65号までの4件は、所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案第62号から議案第65号までの4件につきましては、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

ただいま、議題となっております日程第5 報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）を議題といたします。

順次、内容説明を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）について、ご報告申し上げます。

報告第9号をご覧いただきたいと思っております。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

今回の専決処分は5件で、公有自動車事故に係る案件2件、道路の管理瑕疵に係る案件3件であります。

2ページをお開きください。

専決第1号

公有自動車事故に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告でございます。

専 決 処 分 日 令和4年10月3日

損 害 賠 償 の 額 3万6,300円

損害賠償の相手方 山梨県甲府市蓬沢1丁目15番35号

山梨県自治会館 山梨県市町村総合事務組合

損害賠償の理由 令和4年6月10日午後4時40分頃、甲府市蓬沢1丁目15番35号の山梨県自治会館において、職員の運転する公有自動車駐車場から道路に進入するため左折しようとしたところ、相手方の縁石と接触し、損傷させたため、これに対する損害賠償を市が行うものでございます。

支 払 い 方 法 相手方の指定した口座に公有自動車事故共済金として、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

専決第2号

公有自動車事故に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告でございます。

専決処分日 令和4年10月21日

損害賠償の額 67万4,300円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市白州町在住男性

損害賠償の理由 令和4年8月16日午後2時30分頃、北杜市白州町上教来石地内において、職員の運転する公有自動車が、相手方の敷地内に駐車しようとしたところ、住宅の玄関ポーチの柱と接触し、損傷させたため、これに対する損害賠償を市が行うものでございます。

支払い方法 相手方の指定した口座に公有自動車事故共済金として、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものでございます。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（福井俊克君）

報告を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

4ページをお願いいたします。

専決第3号

道路の管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告でございます。

専決処分日 令和4年10月19日

損害賠償の額 1万4,080円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市高根町在住男性

損害賠償の理由 令和4年8月26日午前3時頃、北杜市大泉町谷戸5559番地1付近の農道大泉谷戸46号線において、相手方の運転する軽自動車が道路内に発生した穴に落ち込み、車両の右前輪を損傷したため、これに対する損害賠償を市が行うものでございます。

支払い方法 相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として、負担割合に応じて公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものでございます。

専決第3号につきましては、以上でございます。

○議長（福井俊克君）

説明を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士君）

5ページをお願いいたします。

専決第4号

道路の管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告でございます。

専決処分日 令和4年11月15日

損害賠償の額 10万7,195円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市長坂町在住女性



損害賠償の理由 令和4年9月1日午後9時30分頃、北杜市小淵沢町1574番地3付近の市道小淵沢3号線において、相手方の運転する普通自動車は道路内に倒れていた木に接触し、車両の右側前部のバンパーおよびフォグランプを損傷したため、これに対する損害賠償を市が行うものでございます。

支払い方法 相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として、負担割合に応じて公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものでございます。

専決4号については、以上でございます。

6ページをお願いいたします。

専決第5号

道路の管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告でございます。

専決処分日 令和4年11月17日

損害賠償の額 9,834円

損害賠償の相手方 山梨県甲斐市在住女性

損害賠償の理由 令和4年9月8日午後3時30分頃、北杜市明野町小笠原6348番地2付近の市道江草・小笠原線において、相手方の運転する普通自動車は道路内に発生した穴に落ち込み、車両の左前輪を損傷したため、これに対する損害賠償を市が行うものでございます。

支払い方法 相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として、負担割合に応じて公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものでございます。

専決第5号については、以上でございます。

○議長（福井俊克君）

以上、説明が終わりました。

以上で、報告第9号の報告を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩をいたします。

再開は13時30分といたします。

休憩 午後12時00分

---

再開 午後 1時30分

○議長（福井俊克君）

それでは、休憩前に引き続いて再開をいたします。

なお、20番議員 秋山俊和議員につきましては、遅参する旨の連絡がございました。

---

○議長（福井俊克君）

次に日程第6 承認第7号 令和4年度北杜市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

内容説明を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

承認第7号 専決処分事項報告の件（令和4年度北杜市一般会計補正予算書（第9号））をご覧いただきたいと思ひます。

これは地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったため、議会の承認を求めらるるものであります。

1ページをお開きください。

専決処分日は令和4年10月28日であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億6,839万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を309億5,343万6千円とするものであります。

本件につきましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、1世帯当たり5万円の緊急支援給付事業を速やかに実施する必要があり、これに伴う補正予算の編成に緊急を要したことから予算の専決処分を行ったものであります。

2ページ、3ページをお開きください。

まず歳入についてですが、15款国庫支出金、2項国庫補助金3億6,839万1千円の増額は、本緊急支援給付金給付事業に対する国庫補助金であり、その全額が国から交付されるものでございます。

続いて4ページ、5ページの歳出をご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費3億6,839万1千円の増額は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業であり、対象世帯約7千世帯に対し、1世帯当たり5万円を給付するための給付金、会計年度職員の人件費、通知等の印刷費、郵送料、振込手数料、システム改修費などあります。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

○議長（福井俊克君）

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時33分

---

再開 午後 1時34分

○議長（福井俊克君）

再開いたします。

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま、議題となっております承認第7号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから承認第7号に対する採決を行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

○議長 (福井俊克君)

日程第30 議案第82号 工事請負契約の締結について(北杜市立小中学校無線LAN補完工事)を議題といたします。

内容の説明を求めます。

中田企画部長。

○企画部長 (中田治仁君)

議案第82号 工事請負契約の締結について(北杜市立小中学校無線LAN補完工事)について、ご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5号ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定により、請負契約を締結したいので議会の議決を求めるものであります。

契約の目的 北杜市立小中学校無線LAN整備事業

北杜市立小中学校無線LAN補完工事

契約の方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

契約金額 1億8,559万2千円

契約の相手方 山梨県中央市山之神流通団地東1番地

リコージャパン株式会社

マーケティング本部 山梨支社

LA営業部

部長 住友豊

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 (福井俊克君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第82号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第82号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長(福井俊克君)

日程第32 認定第1号 令和3年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から日程第43 認定第12号 令和3年度北杜市下水道事業会計決算の認定までの12件を一括議題といたします。

本件につきましては、決算特別委員会に付託しておりますので、決算特別委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

決算特別委員長、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○決算特別委員長(齊藤功文君)

決算特別委員会委員長報告書を朗読をもって説明いたします。

令和4年12月5日

北杜市議会議長 加藤紀雄様

決算特別委員会委員長 齊藤功文

決算特別委員会委員長報告書

決算特別委員会は、去る8月30日の令和4年第3回北杜市議会定例会において付託された事件を、9月5日、6日、7日、8日、12日、16日、26日、27日、28日、29日、10月11日、13日に議場において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

付託された事件は次のとおりです。

認定第 1号 令和3年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定

認定第 2号 令和3年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第 3号 令和3年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

認定第 4号 令和3年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第 5号 令和3年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第 6号 令和3年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第 7号 令和3年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 8号 令和3年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 9号 令和3年度北杜市財産区特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第10号 令和3年度北杜市病院事業特別会計決算の認定  
認定第11号 令和3年度北杜市水道事業会計決算の認定  
認定第12号 令和3年度北杜市下水道事業会計決算の認定  
以上、12件であります。

審査結果ですが、議案の審査結果および審査過程における、委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず、認定第1号 令和3年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

はじめに、「議会の日程がある日に議員駐車場を市民が利用し、議員が駐車できないときがある。議会軽視では。」との質疑に対し、「議会を軽視しているわけではない。早急に対応をする。」との答弁がありました。

次に、「本市は、有利な起債に係る償還バックが多く、それらを除くと交付税は約70億円しかない。今後、将来に渡って持続的な財政運営を行っていくためには、計画的な行財政改革が必要と思うがどうか。」との質疑に対し、「本市は類似団体に比べ予算規模は大きい。少しずつ予算規模を縮小していく必要がある。有利な地方債、国県補助金等獲得できるようアンテナを高くし、健全な財政運営に努め、新・行政改革大綱に基づき着実な改革を進める。」との答弁がありました。

次に、「ふるさと納税寄附金について、予算に比し収入済額が低かった。精度が高い積算が必要だが算定が甘かったのか。」との質疑に対し、「精度を高め、様々な事業に充てるべく多くの寄附をいただけるよう努力する。」との答弁がありました。

次に、「市民バスについて、距離数が長くなっている車も多い。切り替えに当たってEV車の検討は。」との質疑に対し、「現在のところ予定していないが、検討する。」との答弁がありました。

次に、「市長車購入について、当初予算の審議に当たって多くの議論があったにもかかわらず、購入の見送りについて本会議で説明がないのはなぜか。」との質疑に対し、「重要案件と認識しているが結果的に説明を行わなかった。今後は重要案件については、しっかり説明していく。」との答弁がありました。

次に、「ふるさと納税代理収納システム使用料とは何に対してのものか。」との質疑に対し、「ふるさと納税ポータルサイト6社と契約しており、そのシステム使用料である。契約に基づき寄附金額に応じて支払いをするものである。」との答弁がありました。

次に、「広報ほくとについて、行政区に加入していない人への配布方法は。」との質疑に対し、「本庁、各支所、公共施設に配備し、取りに来ていただいている。」との答弁がありました。

次に、「北杜もり上げ隊について、令和3年度で終了か。」との質疑に対し、「所期の目的を達したため令和3年度で終了となるが、今後は職員提案制度を拡充していく。」との答弁がありました。

次に、「小淵沢サテライトオフィスについて、民間のサテライトオフィス開設の補助金も小淵沢である。小淵沢はワーケーション等の適地であるという環境を考えるとコワーキングスペースがふさわしかったのでは。」との質疑に対し、「周囲の状況等を勘案し検討した。今後、同様

の有利な補助制度が出てくることも考えられる。しっかり立地やニーズを把握し対応する。」との答弁がありました。

次に、「領収済通知書消込データ作成委託の費用対効果は。」との質疑に対し、「1件11円で7万5,096件の処理を行った。」との答弁がありました。

次に、「代表監査員の報酬額について、甲府市は18万円と聞いているが本市の報酬は。」との質疑に対し、「月額3万円である。」との答弁がありました。

次に、「たばこ税の税収が1割増えた原因は。」との質疑に対し、「増税に伴うものである。」との答弁がありました。

次に、「ポスター掲示場について、効果的な場所や数の見直しは。」との質疑に対し、「効果的な掲示をすべきと承知している。状況を把握する中で選挙管理委員会に諮る。」との答弁がありました。

次に、「職員の不祥事に係る重大な事案が多かった。今後、再発を防止していかねばならない。事案を検証し、どのように活かしていくのか。」との質疑に対し、「本来あってはならない事案が立て続けにあった。職員一丸となって市民の期待に応えられるよう励んでいきたい。再発防止のため風通しのよい組織体制をつくっていく。」との答弁がありました。

次に、「消防団救助用資機材について、チェーンソーが配られていることを知らない部長がいる。しっかり周知すべきでは。」との質疑に対し、「各総合支所から各部に配布しているが改めて周知を徹底する。」との答弁がありました。

次に、「明野総合支所の行政財産使用料について、峡北保護区保護司会から使用料を徴収しているが配慮すべきでは。」との質疑に対し、「他の団体からも徴収していることと照らし合わせて徴収している。」との答弁がありました。

次に、「各総合支所のイベントはコロナ禍を勘案し中止としているが支払った経費はあるのか。」との質疑に対し、「甲斐源氏祭りに合わせ行っていた提灯鳥居の設置等について実施しており、34万9千円支出している。」との答弁がありました。

次に、「マイナポイント事業費補助金について、額の決定方法と使い道は。」との質疑に対し、「ポイント付与に係る手続きをサポートする会計年度任用職員の人件費であり、当事務への従事割合を5割と算定した。」との答弁がありました。

次に、「固定資産税の不納欠損について、どのようなケースが多いのか。」との質疑に対し、「相続人がいない、相続放棄、会社にあつては破産、精算終了の登記があつた場合、所在不明の外国人が在留期間を経過し帰国しているなどである。」との答弁がありました。

次に、「ごみ袋の販売収入について、値上げをする考えはあるのか。」との質疑に対し、「現在の経済状況をみると難しいと思われるが、適正な受益者負担はどのくらいかということも含め慎重に検討する。」との答弁がありました。

次に、「犬猫の不妊・去勢手術費補助金について、補助頭数と傾向は。」との質疑に対し、「令和3年度の実績として犬60頭、猫272頭。今年度は途中段階ではあるが野良猫に対する補助が追加となったこともあり、併せて100頭ほど増えている。」との答弁がありました。

次に、「新型コロナウイルスワクチンに係る住所地外接種に係る他市町村負担分委託料について、対象者の把握はできているのか。また、事務的な混乱はあつたか。」との質疑に対し、「居住者については把握できないので届出制をとっている。事務については現在、柔軟に対応している。」との答弁がありました。

次に、「民児協活動費補助金の内容は。」との質疑に対し、「民生委員児童委員の活動に対し補助するもので、1人当たり1万2千円、地区ごとに7万円である。地区で独自の活動をしており、児童の登下校時の見守り、老人ホームへの訪問等を行っている。」との答弁がありました。

次に、「高齢者虐待一時保護事業の対象者数と状況は。」との質疑に対し、「虐待を受けた高齢者の生命に危険が及ぶと判断した場合に一時保護するものであり、1名保護措置した。」との答弁がありました。

次に、「地域医療振興事業費補助金について、どこに補助したのか。また、今後も続くのか。」との質疑に対し、「須玉町に開業した「すたま耳・鼻・のど・皮ふクリニック」に補助したもので上限が500万円となり、5年間補助するものである。」との答弁がありました。

次に、「新型コロナウイルス抗原検査キットは、どう使っているのか。」との質疑に対し、「公共施設で感染者が出たときに、他の職員等にスクリーニング検査を行い感染防止に活用している。」との答弁がありました。

次に「児童扶養手当返還金について、何件あるのか。」との質疑に対し、「人数は1人で、遺族年金を支給されることになり、遡って今まで受けていた手当を返還することになった。」との答弁がありました。

次に、「保育士等処遇改善臨時特例交付金について、国は少子化対策にさらに力を入れてくる可能性がある。今後、交付金、補助金を獲得するには事業スキームを事前に作っておかねばならない。いち早く情報をつかみ、進むべきだが。」との質疑に対し、「交付金は令和4年2月から始まり今年の9月まで。その後、普通交付税になると聞いている。アンテナを高くし、臨機応変に対応できるようにしていく。」との答弁がありました。

次に、「妊娠出産育児包括支援事業費補助金について、減額された理由は人的な減とのことだが、保健師が減ったことによる影響は。」との質疑に対し、「再任用の保健師が週4日で勤務。週5日勤務ではないので負担がかかっているが、担当間で事業を分散し補いあっている。」との答弁がありました。

次に、「定住促進対策事業費出合いサポートセンターについて、こどもパーク、こどもランドができるとう人の出入りが多くなり、相談希望者にとっては相談がしにくい環境になるがいかかか。」との質疑に対し、「保健センターの入口は別になっているがさらに配慮していく。」との答弁がありました。

次に、「出産祝金の支給内容は。」との質疑に対し、「新制度は167件、旧制度は第3子以降が13件対象となっている。」との答弁がありました。

次に、「松くい虫防除事業費補助金が令和2年度より少ないが理由は。」との質疑に対し、「標高800メートル以上の先端駆除事業が廃止となったためであるが、造林事業費（衛生伐）補助金に上乘せとなっているため、松くい虫処理に係る全体額は令和2年度と同程度である。」との答弁がありました。

次に、「(株)八ヶ岳モールマネジメントからの土地賃借料収入がないため、岩窪共有地管理会への支払いができないというのであれば、市は同会社の株主として経営を立て直すための対応をどのように考えているか。」との質疑に対し、「株主は経営には関与できないが、土地賃借者として、また行政として公益的な地域活性化を図らなければならず、会社の経営状況を聞き、アドバイスを行っている。」との答弁がありました。

次に、「道の駅はくしゅうの指定管理市納入金の未納については、裁判での判決も出ている。

請求先等について早急に調査し、対応すべきであると考えているが。」との質疑に対し、「専門家に相談し、早急に対応する。」との答弁がありました。

次に、「明野ふれあいの里はコロナ禍でも収益を上げている。指定管理市納入金を増額する交渉を行っては。」との質疑に対し、「収支報告内容をよく精査した上で検討し、協議していく。」との答弁がありました。

次に、「市費で作成した絵本「北杜市の森と水」について、作成した目的、発行者、著作権者は誰か。有償であるが販売収入の取り扱いは。」との質疑に対し、「目的は観光PRのため、発行者は北杜市、著作権は、文は北杜市、絵は中野シロウ氏に帰属する。販売収入は税別1,500円のうち、半分の750円が北杜市へ、残りは本の編集、制作、製本および販売について業務委託契約を取り交わしたカルチュア・エンタテインメント㈱の収入となる。」との答弁がありました。

次に、「多面的機能支払交付金返還金について、対象面積の二重計上が主な原因ということだが、市で確認は行わなかったのか。」との質疑に対し、「県への申請期限直前に申請書の提出があり、事前確認が行えなかった。今後は事前確認を行うよう対処する。」との答弁がありました。

次に、「経年劣化がみられる農業用施設が多くある。状況の把握に努めてほしい。また、営農を守るため、整備費用について予算化するよう検討しては。」との質疑に対し、「農業者等から聞き取りを行い、状況把握に努める。農業用施設の整備は受益者負担が生じるが、負担割合が軽減されるよう検討していきたい。」との答弁がありました。

次に、「前年度に土木費国庫補助金社会資本整備総合交付金に宅地耐震化推進事業があったが令和3年度にはない。なぜか。」との質疑に対し、「令和2年度実施の宅地耐震化推進事業。継続ではなく単年度事業である。」との答弁がありました。

次に、「市営住宅退去者の退去の状況、理由は。」との質疑に対し、「74件のうち28件が市外に転居で38%。転職、転勤が主な理由となっている。市内転居は主に家を建てた。」との答弁がありました。

次に、「東京電力道路占用料は前年度より減額になっているがどのような理由か。」との質疑に対し、「平成29年、令和2年と計画的に鉄塔の工事があり占用料が増えた。令和3年度は工事がなかったので減額になった。」との答弁がありました。

次に、「未登記用地解消業務について、何件解消されたか。」との質疑に対し、「114件解消した。」との答弁がありました。

次に、「市内小中学校に設置した太陽光設備については、収支ありきではなく、環境に配慮する観点から、費用をかけてでも電気を活用できるようにすべきでは。」との質疑に対し、「本市は再生可能エネルギー設備を推進していることから、令和4年度から5年間、北杜サイトの売電収入を財源に総額1億3,900万円を費やし、買い取り単価が高い設備などを優先し、機器の入れ替えを対応していく。」との答弁がありました。

次に、「山梨県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金について、ビーチバレーボールチームが来ていれば倍増していたのか。」との質疑に対し、「選手、スタッフのコロナ感染対策のため、宿泊施設に空き部屋を用意するための補助で、ビーチバレーボールチームが来ていれば増えていた。」との答弁がありました。

次に、「北杜北、南学校給食センターにはNHK受信料の支払いがあるが、小淵沢学校給食センターには記載がない。テレビがないということか。」との質疑に対し、「小淵沢学校給食セン



ターにはテレビはない。」との答弁がありました。

次に、「浅川基金活用制作物売上とはどのような内容か。」との質疑に対し、「基金を活用し作成したものの販売収入である。販売した物としては、浅川兄弟の学習漫画、数年前に作成した浅川伯教論集などである。」との答弁がありました。

次に、「図書館利用状況表について、図書館のこれからを考えていく上で大変重要なデータである。コロナ禍による窓口の開閉状況等詳細も記載すべきである。」との質疑に対し、「現在、市立図書館適正配置等検討委員会を開催している。その中で市民に分かりやすい記載内容について今後検討していく。」との答弁がありました。

次に、「甲陵中学校に係る歳入は、甲陵中学校予算以外ではどの項目に含まれているか。」との質疑に対し、「教育総務課歳入のうち、学校保健特別対策事業費補助金、部活動指導員任用事業費補助金、学校施設環境改善交付金、理科教育設備整備事業補助金に含まれている。」との答弁がありました。

質疑終結後の討論では、「令和3年度は今も続く新型コロナウイルス感染拡大に市を挙げて取り組んだ3年目の年となり、プレミアム付商品券事業や観光事業者等支援を実施し、18歳までの医療費を無償化したことは評価できるが、介護保険料の引き上げを行い、国保税の引き下げや給食費の通年無償化には後ろ向きのみである。コロナ禍で苦しむ市民への施策は不十分であり、消防団員報酬が県内他自治体と比べ低いままとなっており、早期改善が必要と考える。毎回指摘しているが、県内他市と比較して低い扶助費と使っていない水量まで買い取る責任買い取り制を見直すべきではないか。新庁舎建設等にも基金を積み立てているが、市民的同意は得られていないと考える。このような財政運営には同意できないため、認定第1号 令和3年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に反対する。」

一方、「歳入では、地方交付税やふるさと納税寄附金などの増額で一般財源が確保されたことにより基金の繰り入れが減額となった。市債も民間資金の積極的な繰り上げ償還により減少し、将来負担比率も算出されず安定した決算であるものとする。歳出では、子育て世帯等への臨時特別給付金などを行い、市民生活の向上や地域経済の活性化に一定の効果上げた。今後、新規事業は必要性、財源確保、住民とのコンセンサスを十分に勘案し、このたびの問題点を次年度に生かす姿勢を強く望み、認定第1号 令和3年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に賛成する。」

一方、「はくとトクトク商品券事業では残数の販売について混乱が起これ、経済的に商品券を買えない人もいるなど公平性が担保されなかった。しらかば保育園さくら分園休園については準備期間が少ないことから急きょ3年間休園を延長する結果となり、進め方に課題が残った。岩窪共有地管理会への土地貸付収入については予算計上した以上、事業を執行すべきであり、行政効果が発揮できていないため、認定第1号 令和3年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に反対する。」

一方、「合併時と比較し、市債残高は減少、基金残高は増額し大きく改善されており、コロナ禍であっても税収は増加した。歳出では、小淵沢保育園新築や長坂コワーキングスペースなどの開設、市民生活や事業活動への支援策として実施した誘客推進キャッシュレス促進事業などコロナ禍での厳しい状況の中でもよく健闘していると評価できる。財政力指数等が前年よりやや落ち込んでいることが心配ではあるが、今後の市政運営に期待し、認定第1号 令和3年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に賛成する。」

一方、「各種有利な起債を利用し運営し、財政運営的には良好と考える。しかし、公用車購入については、有利な起債の臨機応変な使い方をしておらず残念な予算執行であった。小淵沢保育園庭築山工事では、開園後も6カ月以上使えない状態が続いた。職員間の風通しが悪い象徴である。新型コロナウイルス感染防止対策のコーティング事業では、随意契約先の会社が倒産した。本来であれば経営的審査を行うべきであり、予算執行するにはリスクマネジメントをしながら当たるべきであると考え。このたびの決算認定には多くの問題点を含んでおり、一石を投じるために、認定第1号 令和3年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に反対する。」

一方、「歳入では、臨時財政対策債の借り入れを回避できたことは長期視点に立った財政運営につながるものと考え。歳出では市民生活への支援策を多く実施した。これからも持続可能な北杜市づくりのため、市民の立場に立った市政運営に期待し、認定第1号 令和3年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に賛成する。」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第2号 令和3年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「北杜市の保険税額は県内他市と比較し低額であるが、山梨県内の自治体で国保税額を統一することとなると負担が増える。その動向は。」との質疑に対し、「平成30年度制度改正により県と市町村で財政運営していくこととなったが、山梨県国保運営方針では、令和12年度以降の税水準統一を検討している。北杜市民の国保税負担が大幅に増えることのないよう要望していきたい。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号 令和3年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「以前の説明で、基金の取り崩しをしつつ保険料引き上げを最小限で抑え行っただけのことだが、令和3年度決算では基金の積み立てを増やしている。その会計の仕組みは。」との質疑に対し、「第6次北杜ゆうゆうふれあい計画では、令和3年度から令和5年度の保険料を同額としている。一方、認定率増加による介護給付費の増加により支出が増えることになる。基金は3年間を通じての取り崩し合計額となる。」との答弁がありました。

質疑終結後の討論では、「コロナ禍の影響でパート収入が減るなど、物価高騰の波は高齢者にも押し寄せている。また、「75歳以上の医療費窓口負担や利用料の負担割合の増加、ケアプラン作成時の負担を介護利用者へ」とする制度見直しの計画など報道されている。基金を崩し保険料の据え置きや引き下げを行っている近隣自治体もある。本市でも5億円を超える基金があるので、据え置くべきであったと考えるため、認定第4号 令和3年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に反対する。」

一方、「介護保険料の基準平均額は増額となったが、全国平均と比較しても低額であり県内では最低の金額となっている。また、令和3年度における介護認定率は13.5%であり、全国および県平均と比較しても大幅に下回っている。このように、保険料と認定率の低さは市民の健康に対する意識の高さと健康長寿日本一を目指して取り組んできた介護予防事業の成果である。今後も高齢者が安心して暮らしていくための基盤整備の強化と活躍できる社会の構築を目指した効果的な事業の実施を期待し、認定第4号 令和3年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に賛成する。」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり認

定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号 令和3年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「令和2年度まであった国庫補助金の地域経済循環創造交付金は令和3年度はないか。また、北杜サイト太陽光発電所保守管理業務委託料は、令和2年度より約500万円増額しているがその要因は。」との質疑に対し、「交付金については、エネルギーマスタープランに基づき計画し環境省へ申請したが不採択であった。委託料増額については、一部のパネル等について交換を要したためである。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第7号 令和3年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「来院者の体調面等を考慮し雨に濡れないよう駐車場の屋根スペースを増やす考えは。」との質疑に対し、「駐車場敷地が狭い。現在は入口付近に発熱外来対応のプレハブを設置しているため屋根のある場所を利用できないが、今後の状況を見ながら対応する。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第8号 令和3年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「来院者の体調面等を考慮し雨に濡れないよう駐車場の屋根を設置する考えは。」との質疑に対し、「現場の状況を確認しながら対応する。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第9号 令和3年度北杜市財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「小淵沢財産区については、八ヶ岳アウトレットモールへの土地貸付収入があるか。」との質疑に対し、「財産区としては貸し付けている土地はないため、貸付収入はない。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第10号 令和3年度北杜市病院事業特別会計決算の認定についてであります。

「病院事業の患者数は全体的に増加しているが、塩川病院の外来患者数は147人減り、甲陽病院の外来患者数は5,200人増えているが、それぞれの要因は。」との質疑に対し、「塩川病院は、長期処方による外来の受療行動の変化であると考え、甲陽病院は、新型コロナウイルスによる受診控えが回復してきたことによるものとする。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第11号 令和3年度北杜市水道事業会計決算の認定および認定第12号 令和3年度北杜市下水道事業会計決算の認定についてであります。

「工事費等の経費は年々増加するため、非常に厳しい財政状況であるとする。料金値上げが一般会計の基準外繰入金を増額する方法が考えられるが市の考えは。」との質疑に対し、「支出、料金収入、繰入金の見直しを併せて考えなければならない。料金については審議会の答申を参考に検討していく。」との答弁がありました。

次に、「受益者負担金・分担金の基準とは。」との質疑に対し、「下水道施設を整備した際の整備費の一部であり、金額は合併以前に整備した際に決定した金額を継承し、請求している。」と

の答弁がありました。

次に、上下水道検査未実施および下水道使用料金未徴収の件については、「大泉町における令和2年の給水設置工事申請が54件あったが、すべて未処理である。課内でのチェックをまったく行っていなかったのか。」との質疑に対し、「チェック体制は十分ではなかったと考えられる。当時、課内担当者間で業務に関する指摘等が行われたこともあったが、その内容は現段階では不明であり、今後、局内での調査を行っていく。」との答弁がありました。

また、「このたびの件は、担当職員だけではなく職場の体制の問題であると考え。再発防止のためにどのように職場改善をしていくのか。」との質疑に対し、「これまでは、現場対応や時には緊急的な対応が多く、ミーティングの時間を確保できていなかった。体制強化を図り再発防止に努める。」との答弁がありました。

質疑の途中で、認定第11号 令和3年度北杜市水道事業会計決算の認定および認定第12号 令和3年度北杜市下水道事業会計決算の認定について質疑打ち切りの動議があり、起立採決の結果、賛成多数により質疑打ち切りとなり、直ちに討論を行いました。

討論では、「水道事業は他会計からの繰入金で経常利益を保っている厳しい状況であるが、水道安定供給のため多大な努力をしていることは決算からも読み取れ、多くの事業を適正に執行し、決算も的確に処理している。しかし、給水装置の検査未実施が判明し、水道事業に対する信頼を大きく損ねるものである。上水道料金の賦課漏れはないということであるが、調査中ということは今後まだ不確定の部分があり、今後の令和3年度の決算にも影響する可能性がある。今の状況では賛成することはできないため、認定第11号 令和3年度北杜市水道事業会計決算の認定に反対する。」

一方、「安価で良好な水を市民に供給するのが上水道事業の使命である。このたびの賦課徴収漏れは上水道事業には問題がなかった。今後も対応についてはまだ決定されていないが短期間でそれ相応の対応をしたということを評価し、今後もきちっとした運営を望み、認定第11号 令和3年度北杜市水道事業会計決算の認定に賛成する。」

また、「今回明らかとなった下水道検査未実施による下水道使用料の賦課徴収漏れ等について、関係職員の職務怠慢と課内体制の不備によるものである。現時点において、市民感情からしても到底賛成できるものではない。よって、認定第12号 令和3年度北杜市下水道事業会計決算の認定に反対する。」

一方、「今回明らかとなった検査未実施、賦課漏れの件は由々しき問題であるが、調査・反省し、改善しようという姿勢が表れている。全体的には設備改善等を行い、適切に管理し、しっかりとした運用ができていると判断できるため、認定第12号 令和3年度北杜市下水道事業会計決算の認定に賛成する。」

また、「下水道使用料の未徴収につきまして、市民感情から見れば公平性が確保されておらず許せない行為であるが、今後上下水道局がきちっとした対応をすることを期待し、認定第12号 令和3年度北杜市下水道事業会計決算の認定に賛成する。」との討論があり、認定第11号 令和3年度北杜市水道事業会計決算の認定および認定第12号 令和3年度北杜市下水道事業会計決算の認定については、起立採決の結果、賛成少数により原案は不認定とすべきものと決定いたしました。

認定第3号 令和3年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号 令和3年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定の2件につきましては、質疑、

討論ともになく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（福井俊克君）

決算特別委員長の報告が終わりました。

これから会議規則第41条の規定により、決算特別委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑ありませんか。

秋山議員。

○20番議員（秋山俊和君）

この決算特別委員長の報告の、まず議長の名前ですが、北杜市議会議長 加藤紀雄様になっておりますが、本日12月5日に新議長 福井議長になっておりますので、これでよろしいでしょうか。

委員長に答えを求めています。

○議長（福井俊克君）

齊藤決算特別委員長。

○決算特別委員長（齊藤功文君）

先ほど、ちょっと私も、すでに配られているものがあるから、このとおりに説明してよろしいか、事務局長にも相談したところ、そのとおりにやってほしいと、こういう話でしたので、私はしましたけれども、そんなように。

○議長（福井俊克君）

議会事務局長。

○議会事務局長（植松宏夫君）

決算特別委員会の報告書ですが、先にいただきまして、そのあと加藤議長から議長辞職願をいただきましたので、そのままにさせていただきました。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

秋山議員。

○20番議員（秋山俊和君）

私の知識の中では、それはちょっと、ならないと思うんですが、ちょっと暫時休憩をしていた中で調査をしていただけますか。

○議長（福井俊克君）

では、暫時休憩といたします。

再開は14時50分といたします。

休憩 午後 2時32分

---

再開 午後 2時48分

○議長（福井俊克君）

おそろいですので、再開いたします。

先ほどの秋山俊和議員の質問であります、それにつきまして、齊藤議員、発言を許します。

○決算特別委員長（齊藤功文君）

先ほどの決算特別委員会の委員長報告書の中で、すでに報告書はお手元に配られていたわけでありすけれども、急きょ議長の改選がありまして、私もそのへんについて、訂正を報告するときにすればよかったと思うんですけども、ちょっとあとになってしまいましたけれども、訂正をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（福井俊克君）

議長からも報告させていただきます。

本委員長報告につきましては、委員長がただいま説明したとおり、たまたま、委員長からの議長宛ての名前が加藤紀雄様ということになっておりました。これについては、12月5日付けの文書であるということの中で、やはり議長が代わっていれば代わった名前で、福井俊克議長ということで報告すべきものであるということ結論をみました。

そんなことで、大変申し訳なく、私も確認が取れず、申し訳なく思っております。お詫びをさせていただきながら、この報告書については、表にある1ページですが、委員長から議長宛ての名前につきまして、私の名前ということの中で訂正をさせていただきたいと思っております。

それでよろしいでしょうか。

（異議なし。の声）

それでは、訂正を行って、こちらへ届いておりますので配布をしたいと思います。暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

---

再開 午後 2時52分

○議長（福井俊克君）

再開いたします。

それでは、ただいまの訂正をさせていただきました報告書を、皆さんのお手元に配布いたしました。そのよう、ご審議をお願いしたいと思います。

それでは、決算特別委員長の報告については終わったわけでありすけれども、これにつきまして、委員長報告の一括質疑に対して、ほかに質疑はございませんか。

（なし）

それでは、ないようですので、これをもって決算特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に認定第1号 令和3年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論は、まず原案に反対者の発言を許します。

進藤議員。

○8番議員（進藤正文君）

認定第1号 令和3年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定について、原案に反対の立場で討論を行います。

令和3年度の決算特別委員会は、北杜市議会として17年ぶりの会期を延長しての決算特別委員会となり、一般会計の歳入歳出決算に12日間をかけて審議いたしました。

歳入総額326億円余り、歳出総額311億円余りで、歳入歳出差引残額は15億3千万円余りが翌年度に繰り越されました。

令和2年度に引き続き、令和3年度もコロナ感染症の対応の中、職員の皆さまには住民福祉の向上に取り組んでいただき、決算特別委員会では詳細な説明と質疑を通して、事務事業の内容が詳細に分かりましたが、昨年6月に販売されました「ほくとトクトク商品券事業」では販売期間が短いことなど、当初予算の説明段階等において、議員から様々な懸念があり、プレミアム率50%と多額な公費が投入されており、より透明性、公平性に十分な周知と投資に見合った十分な効果が必要なことを踏まえ、北杜市議会から3項目について、上村市長に提言いたしました。

その提言の1つに、残分の販売については、市民が分かりやすい周知を徹底することの内容でしたが、各総合支所、本庁に大勢の方が殺到し混乱が起り、高齢者等や経済的に商品券を買えない人や行けない人もいる中での販売となり、公平性が担保されませんでした。

また、しらかば保育園さくら分園は、園児の減少により一定の集団規模が確保できないことから、保育園充実プランに基づき休園について検討を進めてきた経緯を全員協議会を通して議員に説明してきましたが、準備期間が少ないことから急きよ3年間、休園を延長する結果となり、進め方にも課題が残り、3年間の経費もかかるわけであります。

また、八ヶ岳アウトレットモールは平成13年に当時、小淵沢町が1千万円を支出し、株式会社八ヶ岳モールマネジメントの株主となり、平成13年2月5日に交わされた土地賃貸借契約書は各条項により土地賃貸借契約を締結しています。令和3年度の予算では、岩窪共有地管理会に対して、土地貸付収入として計上され議決されています。決算審査では、土地賃貸借契約書に基づき、北杜市はこの予算を有効的に実行する責務があります。

しかし、令和3年度の上半期分の支払いは行ったものの、下半期は支払わなかったわけであります。その内容は、岩窪共有地管理会と北杜市双方でお互いに理解した中で納得している案件で、その証拠に岩窪共有地管理会のほうから市のほうに払ってくださいという話は一切なく、これは完全に実効性は担保されている契約と言っておりますが、この内容は口頭で交わした契約で、地方自治体の取るべき行為ではありません。予算を計上した以上、よほどのことがない限り、事業を執行しなければなりません。決算審議は予算が議決した趣旨と目的と従って適正に、そして効率的に執行されたかどうか、それによって行政効果が発揮できたかであります。

岩窪共有地管理会に対して、土地貸付収入として計上された事業は未執行で、行政効果が発揮できなかったことなどを踏まえ、認定第1号 令和3年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定について、原案に反対いたします。

○議長（福井俊克君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

秋山俊和議員。

○20番議員（秋山俊和君）

認定第1号 令和3年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に、賛成の立場で討論をいたします。

まずもって、決算特別委員会の委員長の報告は認定でございます。

歳入歳出決算額は歳入総額326億4,389万10円、歳出総額311億1,011万6,936円で、歳入歳出差引額は15億3,377万3,074円であります。翌年度に繰り越すべき財源7,080万5千円を差し引いた実質収支額は14億6,296万8千円で、令和3年度実質単年度収支は3億1,766万円であります。

平成17年度末の1,009億円の市債残高も、令和3年度末では489億円改善され520億円になり、基金残高は令和3年度末197億円になり、合併時より147億円の増と大きく改善されています。

コロナ禍であっても、市税収入は収入済額74億8,600万円と当初予算を2億円上回り、そしてポータルサイトを増設し、また返礼品の種類を増やし工夫した成果か、ふるさと納税寄附金が12億500万円になりました。これは市民と市長以下、市の職員の努力の結晶だと思います。

歳出においては、ハード面で小淵沢保育園の新築や二拠点居住推進事業で小淵沢サテライトオフィス、長坂コワーキングスペースなどの開設、市民生活や事業活動への支援策として実施した子育て世帯への臨時特別給付金や住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、プレミアム付商品券事業、観光事業者支援金事業、さらに誘客推進キャッシュレス促進事業や新型コロナウイルスワクチン接種推進事業などの実施、対象年齢を拡大した子ども医療費助成事業など、コロナ禍での厳しい状況の中でもよく健闘していると評価できると思います。

やや心配になるのは、将来負担比率は前年より改善されたが財政力指数が0.42、経常収支比率83.9%、実質公債費比率5.5%と前年より落ち込んでいるのが気になるころではありますが、今後の市当局の市政運営に期待をして、認定第1号 令和3年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に賛成いたします。

○議長（福井俊克君）

ほかに討論はありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

志村議員。

○11番議員（志村清君）

認定第1号 令和3年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定について、同意できないという立場から反対討論をします。

令和3年度は、今も続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大に市を挙げて取り組んだ3年目の年となり、市民をコロナ感染から守るべき努力された医療や介護、教育・保育関係職員をはじめ本庁、支所、職員の皆さんには、その苦労に敬意を表明するものです。また、強い市民要求であった、18歳までの医療費無料化を昨年10月から実施したことも高く評価するものです。

一方、評価できない事例は、特別会計にもまたがりませんが、介護保険料を引き上げる一方、国保税の引き下げとか、給食費の通年での無償化には後ろ向きのみで、コロナ禍で苦しむ市民や事業者の生活と営業を応援する施策はまだ不十分であり、国からの交付金を使う施策だけでなく、他市に比べて多くある各種基金をさらに活用してのコロナ対策が必要だったと言わざるを得ません。

市民への支援が足りなかつただけでなく、昨年12月議会では、人事院勧告をそのまま受け入れて、コロナ対応で奮闘する市職員、会計年度任用職員の期末手当を0.15カ月引き下げたことも、職員の士気に関わる、2年連続の対応で評価できない事例だったと思います。

また、非常備消防費が消防庁の基準や県内ほか自治体と比べて、かなり低いことも早期改善が必要ではないでしょうか。

全体的な財政運営、予算配分でも黒字が毎年連続する中、扶助費が予算全体に占める割合が



県内13市で最低のままであることや、使っていない水量まで買い取っている責任買い取り制の下で、毎年、数億円を衛生費、水道事業会計負担金として払い続けていることなど、毎回指摘してきましたが、見直すべきであります。

さらに、令和3年度だけで公共施設整備基金に約9億3千万円を積み立て、総計残高は約45億6千万円、庁舎建設基金に約2億5千万円を積み立て、総計残高を約20億2千万円へと膨らませています。新庁舎建設や新・行革大綱について言えば、市民の間に不安や疑問、反対の声はまだ広がっています。市民的同意が得られないと私は思います。そうした意味で基金の積み立てに突っ走る財政運営には同意できません。

最後に少額とはいえ、市民の間に反対意見もあるリニアや中部横断自動車道の促進同盟会などの会費、自衛官募集に協力する諸経費などの支出にも同意できないことを加えて、認定第1号に対する反対討論とします。

○議長（福井俊克君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

大芝議員。

○6番議員（大芝正和君）

認定第1号 令和3年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論をさせていただきます。

令和3年度はご案内のとおり、新型コロナウイルス感染が長期にわたる中で、保育園や小中学校、放課後児童クラブなどでの感染対策、ワクチン接種、臨時特別給付金給付事業、プレミアム付商品券事業、誘客推進キャッシュレス促進事業など、今までに経験したことのない中で、職員はふるさと納税の大幅な増額に努めるとともに、市民の安全・安心と市民生活の向上を目指して、新型コロナウイルス感染症対策に関する国の交付金への速やかな対応や第3次北杜市総合計画、新・行政改革大綱、第3次健康増進計画、第4次地域福祉計画、第2期自殺対策計画、一般廃棄物処理基本計画などの策定や公共施設等総合管理計画の改訂などを行ったところです。

また、感染対策をしながらの総合健診をはじめとする各種健診事業や農業や商工業、観光事業者への支援、移住定住促進やサテライトオフィス等の開設など土日もなく疲弊したと思いますが、職員が一体となって積極的に各種事業に前向きに取り組み、また令和3年度北杜市一般会計補正予算（第10号）において、不用額等を精査し、減額補正を行った上での決算でもあります。

また、11億9,900万円の臨時財政対策債の借り入れも行わない中で令和3年度北杜市健全化判断比率における実質公債費比率が平成20年度の19.1%を大きく改善し、5.5%で県内27市町村平均7.7%、山梨県11.6%を下回り、県内13市では南アルプス市に次ぐ数字であり、また経常収支比率も83.9%で、県内市町村平均85%を下回るなど財政健全化にも努めてきたところであります。

なお、総務省が公表している人口移動報告によると、北杜市は転入超過が令和元年は55人でありましたが、令和3年は350人になるなど職員の取り組みの成果も出てきたところです。

令和3年度の決算は、コロナ禍においても、市民が安全・安心に暮らすことを最優先に職員が積極的に取り組み執行されたものでありますが、今後は12日間に及んだ決算特別委員会において、多くの意見が出されました。その中で、特に執行した事業の効果等の検証を全庁体制

で行い、それをもとに今後の予算執行および予算編成を行っていくことを求めながら認定第1号 令和3年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に賛成をいたします。

○議長（福井俊克君）

ほかに討論はありませんか。

高見澤君。

反対の意見ですか。

○1番議員（高見澤伸光君）

賛成です。

○議長（福井俊克君）

反対者いますか。

内田議員。

○19番議員（内田俊彦君）

令和3年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に際しまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

まずもって、本市の令和3年度、財政運営的には特段、問題はなく良好であったと思います。振り返りますと合併時1千億円以上の借金もあったわけですが、そういったものもいよいよ返せるめどもついておりますし、あらゆる数値がよくなってきていることは確かであります。

そういった中の財政的な良好な中ということの中で、反対に対する、私の厳しい意見になるかもしれませんが、ぜひともお聞きいただきたいと思います。

まず、進藤正文議員が指摘しておりましたアウトレットの借地料にかかる件でございますが、地元岩窪との契約をきちっと守っていないということは、法令、規則を遵守する市としては、私はあってはならないことだと思っております。

市側は令和3年度契約等につきましては、文書では交わさず口頭ということでございます。そういたしますと、今後、すべての契約が口頭でいいのかと、こういう議論が生じてしまうわけございまして、それは市の在り方として、私はよろしくないというふうに考えているところでございます。

アウトレットの借地に関しては、地域の皆さまが脈々と先代の皆さまから受け継ぎ、大切な財産でございます。その財産を、簡単に言うと固定資産税分を支払ってやるから、これでいいではないですかと、そういうことでは、私はまるで岩窪の皆さま方に大変、私は申し訳ない気がいたします。

それにも増して、質疑の中で、岩窪の皆さんから請求があった場合はいかがいたしますかと、こういう質疑をしたところ、それは請求があれば支払いますと、こういう答弁もあったわけございまして、それであれば最初から、まずは令和3年度については、一つの区切りとして契約を守り、令和4年度以降、きちっとお互いの協議の下に打開点を見い出すと、そういうことが行政の在り方ではないかなと、私は思います。

次に、小淵沢保育園の新築の園舎でございます。すでに新聞報道等でもあったわけですが、園庭の築山につきまして、非常に危険な箇所があると。これは新築でありながら危険な箇所があって、6カ月間、それが放置された中で、決算の中でそれが指摘され、決算中に直された。決算特別委員会は、会期を延長しても残念なことに審査が終わらず、会期が終わった

あと、また議論をしたところでございます。ここの小淵沢保育園につきましては、過去から小淵沢西、東保育園が老朽化ということで、統合ということが計画の中にございまして、大泉のいずみ保育園よりも早くから、ここについては計画があったわけでございますが、なかなか土地のめどが立たず、ようやくここに来て実現ができたわけでございます。

そういったものの中で、やはり予算執行は慎重に、効果的にしなければなりません。これは非常に残念なことでありました。市長にお伺いを立てたらどうでしょうかと、私が委員会の中でご指摘をしたところ、すぐさま市長に報告をされた。その後、市長はすぐにその対処をされた。こういったことは非常に、職員と市長の間に風通しが悪いのではないかと、こういうふうに思われても仕方がないわけでございます。

また、北杜市の公用車、市長車に関しても、これは執行されなかった。また、それらについて、われわれにも説明もなかった。しかし、あの中には環境性能ということを追及した中での、簡単に言うと借金もございまして、それらは別の在り方で公用車として、もしかしたら執行できたのではないかと私は思いますが、いずれ、そこの工夫もありませんでしたし、また、われわれが指摘するまで、なんら説明がなかった。そういたしますと、議会と市長、また北杜市という中では、非常に信頼関係が失われてしまうと、こういうことが考えられるわけでございます。

また、道の駅はくしゅうにつきましては、係争によりまして、すでに支払う金額が決まっているところでございますが、それにつきましても、きちっとした手が打っている気配がございませんでした。即座に対応するというようなことの答弁もあったわけでございますが、その後、全員協議会等で、いまだ説明はされていない状況でございます。

また、コロナ感染症の防止のために、建物にコーティングをしました。これは接種会場等にされたわけでございますが、随意契約で言えば、たしか130万円だったと思えますけれども、それ以上の金額を随意契約として、また、その業者は残念ながら倒産をしてしまったと、こういう現実がありました。これはやはり経営審査等をきちっと見極めながら予算執行しなければ、その後の補償ですとか、その後のメンテだとかということに、やはりつながらないわけございまして、やはり契約をする相手方の調査等も当然必要であり、それらについては、十分注意をしていかなければならない、こういった、現実、予算が執行された、ということでございます。

これら考えてみますと、職員の懲戒処分も、令和3年度、あったわけでございます。令和3年の3月31日にたしかあったような、記憶で申し訳ないんですが、確かに非常に由々しき事案があって、それは誰が聞いてもあるまじき行為と、これに対しては、当然そのとおりでございます。また、それを監視、監督する責任者に対しての回答ということもありましたが、それは当然、当事者については、諮問委員会の中でも聞き取りをしたということでございますが、ほかの上司については、諮問委員会では聞き取りを行わなかったということでございます。自治法に基づいて、これはしなくていいんだと、こういうことございまして、しなくていいということになってしまいますと、職員が非常にそこについて、もしかしたら、私もこういう言い分があったということと言えなかったということも、もしかしたらあったのかもしれない。そう言った意味で、市長と職員の皆さま方が離れてしまうと、こういうことを私は非常に危惧しているわけでございます。

アウトレットの問題では住民と市が離れてしまい、またいろんな処分や、いろんな執行する

に当たって職員の皆さまと離れてしまうと、そういたしますと市政としては非常に今後、いろいろな事業を推進していくのに、立ち行かなくなるのではないかなと思っております。

しかし、これは令和3年度の反省すべき点でございます。非常に私としては、この決算認定に反対するには、私としても非常に感慨深いものがございます。そこはやはり冒頭でも申したとおり、財政的には非常に頑張られたということでございます。事業的にも確かにチャレンジした部分も多くあると、こういうことでございます。ぜひとも令和3年度の反省に立ち返って令和4年度、また令和5年度と今後、予算執行、また計画等を進めていくときには、ぜひとも職員の皆さま、地域住民の皆さま、そして議会のわれわれと共に考えながら走らなければならないと思っております。

そういったことを期待いたしまして、残念ではございますが、この決算認定には反対をいたします。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

原案に賛成者の発言を許します。

高見澤伸光君。

○1番議員（高見澤伸光君）

今回の認定第1号 令和3年度北杜市一般会計歳入歳出に対しては、今回は賛成の立場ということで討論をいたします。

令和3年度、市民の皆さまの生活に寄り添った事業がたくさんありまして、そしてその事業で救われたという市民もたくさんいたと思います。

しかし、事業の目的や想定を見誤っていた事業であったりとか、また事業に対してKPI分析や検証、PDCAなどをせずに事業を展開して終わるとい、展開するだけして終わるといような案件もたくさんあることが、今回の決算特別委員会の質問の中で分かりました。

本来は目標設定があつて、それぞれの事業が目標設定に向かって進んでいくべきだと思うんですけども、目標設定がなかったり、検証していなかったり、やり方が分からなかったり、というのは、北杜市役所では通用するのかもしれないですけども、普通の企業や会社では、普通は通用しません。

事業が終わったあとに、なぜ、今回こういう結果だったのかなとか、どうして達成できたのかなとか、またどうして達成できなかったのかなとか、検証したり分析することで次に生かすことができますし、達成できたけど、もっとこうすれば、さらに良い結果になっていたとかということもありますので、様々な要因を考えることで、さらに事業の精度が上がって、そしてよい結果になっていくということだと僕は思います。

なので、去年の予算の委員会で、僕、質問したときに検証はやると。そしてしっかりと対応するというような答弁、たくさんあったんですけども、その言葉を去年、信じました。だけど今回の決算特別委員会では検証されていないということが、先ほど申しているように分かって、そして検証のやり方が分からない事業、やり方が分からない事業に関しては、こういうふうにするばいいんではないですかと質問を通して助言をしましたが、市民の税金が使われている事業ですので、市役所がそんなでいいのかなという、正直な疑問はあります。

ただ、冒頭に申したように救われた市民もたくさんいると思いますし、また市民に寄り添った事業もたくさんありましたので、今回の目標設定とか、あと検証とかそういったところ、しつ

かりと次回から、していない事業があるならばしていただいて、そしてよりよい北杜市に向かっていってほしいということをお願いしまして、今回、認定第1号 令和3年度北杜市一般会計歳入歳出に関して、今回は賛成といたします。

以上です。

○議長（福井俊克君）

原案に反対者の発言を許します。

ありますか。

（ な し ）

ほかに討論はありますか。

それでは、輿水崇君。

○2番議員（輿水崇君）

原案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和3年度一般会計、総額約300億円にのぼり、事業数は数え間違えだったらすみません、800以上になり、様々な職員、職員の数だけでも1,500名余りが携わり、この北杜市を行政の部分から支えていただいております。

先ほどの討論の中でもございました、決算認定とは当初、計画されていた予算に基づいて、しっかりと事業を構築し、そして予算を執行して市政、市民のために運営をしていくというものです。その中では、やはり行政効果、経済効果というものをしっかりと図って行って、それを認めるというのが決算ですということに、多くの資料ですとか、議員必携等にも書かれております。

今回のこの決算につきましては、非常に多くの事業が適切に執行され、職員の皆さまが市民福祉のために活動をされております。

しかし、やはりこの事業の検証、また目標設定ですとか、そういったところが甘かったりですとか、されていなかったりですとか、そういったところに一抹の疑問等もございます。

また、決算特別委員会の中で、開催中に様々な事案も起きましたけれども、職員の皆さま、非常に早急な対応等をしていただいて、市民の皆さまが安全な使用ですとか、暮らしを維持できるように働いていただいたことも事実でございます。

そういった思いの中で、今後、私自身もこの議会を通じて、また普段の議員活動を通じて、よりよい市、よりよい市政になるように、そして市民の皆さまが今以上に幸福を感じられる、市民の皆さまに寄り添った北杜市になるように、共に一丸となって私も活動していきたいと思っております。そんな思いを込めまして、今回の令和3年度一般会計の決算に賛成の立場で討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（福井俊克君）

ほかにありますか。

清水敏行君。

原案に賛成ですか。

○9番議員（清水敏行君）

賛成。

○議長（福井俊克君）

お願いします。

○9番議員（清水敏行君）

認定第1号 令和3年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定について、原案に賛成の立場で討論いたします。

令和3年度全体での歳入は、新型コロナウイルス感染症の経済活動への影響などもある一方、地方交付税やふるさと納税寄附金などの増額もあり、一般財源総額を確保、令和3年度も臨時財政対策債の借入れを回避できたことは、長期視点に立った財政運営につながるものであると考えます。

歳出においては、市民や事業者への支援策として、子育て世帯への臨時特別給付金などやプレミアム付商品券事業など、新型コロナウイルス感染症が収束しない中、市民生活への支援策を多く実施、第3次総合計画、その公共施設等の適正管理に向け、また持続可能な北杜市づくりのため、これからも堅実な財政運営が求められます。

上村市長の「北杜新時代・幸せ実感・チャレンジ北杜」に、市民の立場に立った市政の運営に期待いたします。

ただ他方、今回の決算審査、多くの時間をかけました。必要とされる時間は当然必要であります。質問を通しての審査と時間の相関はなど考えさせられるものでした。事前準備の必要性、答弁などの在り方、市民のためにも分かりやすい説明など、質疑応答を通して、いくつか感じました。

具体的な事業化で重要なことの1つは、事業の整合性であると思います。そして事業は即時対応を基本として計画し実行、評価・検証し、改善するという循環が大切だと考えます。

先の代表質問でも述べましたが、市長におかれましては、今回の時間をかけた決算審査という果実、課題はありましたが、議会と執行とのいわば結晶という果実の重さを味わっていただきたいのであります。ぜひ予算編成などに、市政運営に生かされることを強く望みたいと思います。

市民と共に歩むために、市政への一層の真摯な取り組みを重ねてお願いするものであります。住民の福祉の増進と最小の経費で最大の効果を上げるためには、職員の力が、努力が不可欠であります。最大の配慮をお願いし、検証と改善を、またよりよい執行にとの期待を込めまして、私見を付言しまして、以上、令和3年度北杜市一般会計歳入歳出決算認定の賛成討論といたします。

○議長（福井俊克君）

ほかに討論はありますか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから認定第1号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、決算特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、認定第1号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。次に認定第2号 令和3年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから認定第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第2号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。次に認定第3号 令和3年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから認定第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第3号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。次に認定第4号 令和3年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

志村君。

反対に対する討論からお願いします。

#### ○11番議員(志村清君)

認定第4号 令和3年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論します。

市は昨年の3月議会で、北杜市介護保険条例の一部を改正して、昨年からの3年間の介護保険料を基準額で月300円引き上げました。これは最も低い第1段階の方でも年間2千円、最高第9段階の方では、年間6,120円もの引き上げとなったわけです。

コロナの影響で、年金を補ってきたパート収入が減ってしまったなどの声が寄せられており、昨今の物価高騰の波は、高齢者にも押し寄せています。

県内を見ると、南アルプス市や甲斐市では、基金を使って介護保険料を逆に引き下げて、令和3年度の介護保険を運営しています。隣の韮崎市や中央市では、据え置いたわけです。少な

くとも本市でも据え置くべきだったと考えます。

以上、簡単ではありますが、保険料を引き上げた条例改正に同意しなかった立場からも令和3年度の介護保険特別会計の歳入歳出決算認定には、同意できないことを表明して反対討論とします。

以上です。

○議長（福井俊克君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

認定第4号 令和3年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に賛成の立場で討論いたします。

令和3年度決算については、高齢者人口がピークを迎える2040年を見据えた介護サービスの更なる増加やニーズの多様化が求められる中、介護人材を確保するための資格取得費用の助成制度や、在宅生活の支援をするための住宅改修の拡充と限度額の引き上げなどの新規事業のほか、高齢者の自立支援、また医療と介護の連携、認知症対応など高齢者が安心して暮らしていくための基盤がさらに必要になります。

また、令和3年度は介護保険料が基準平均額4,600円に改定されましたが、全国平均6,014円、県平均5,783円より低額であり、県内27市町村では最低の金額となっています。

また、令和3年度の介護認定率は全国の平均18.7%、山梨県の15.9%に比較して、本市では13.5%と大幅に下回っており、介護予防事業の成果でもあります。

以上の理由をもって、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（福井俊克君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

ほかに討論がありませんので、これで討論を終結いたします。

これから認定第4号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、決算特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、認定第4号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認定第5号 令和3年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから認定第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。



お諮りします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第5号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認定第6号 令和3年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから認定第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第6号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認定第7号 令和3年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから認定第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第7号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認定第8号 令和3年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから認定第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第8号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。  
次に認定第9号 令和3年度北杜市財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから認定第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第9号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。  
次に認定第10号 令和3年度北杜市病院事業特別会計決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから認定第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第10号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

(「議長、退席させてください。」の声)

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時38分

---

再開 午後 3時38分

○議長(福井俊克君)

再開いたします。

次に認定第11号 令和3年度北杜市水道事業会計決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

野中真理子君。

○17番議員(野中真理子君)

認定第11号 令和3年度北杜市水道事業会計決算の認定に反対の立場で討論いたします。

北杜市水道事業会計は、財政的に大変厳しい状況にあります。市では安心・安全な水を安定的に供給するために、水質管理や老朽化した水道管の敷設替えなど、日常的、また長期的な視点のもとで計画的な事業を行うことに努力し、令和3年度もほとんどの事業が適正に執行さ

れていると認識しております。

しかし、決算特別委員会開催中に発覚した水道装置の検査未実施が多年度にわたり、あったことは大変残念なことであります。委員会では、水道については徴収漏れはないということでしたが、これは今も調査中であるとの報告でした。何よりも令和3年度に、こういう給水装置の検査未実施があったということは事実であり、これは重く受け止めなければならないことだと考えております。

このように、議員としては、この令和3年度の決算に反対をすべきと私は考えました。決算、このことについての検証や対応策などが、議会はもちろんですが、市民への説明責任も今後しっかりと果たされることを願うことも含めまして、認定第11号 令和3年度北杜市水道事業会計決算の認定に反対の討論といたします。

以上です。

○議長（福井俊克君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

認定第11号 令和3年度北杜市水道事業会計決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

日々、この市民に対し安全な水道水を供給し、安定した市民生活を下支えしていることはご承知のとおりだと思います。

今回、検査未実施の件については、市民の水道体制への疑問を抱かせることとなり、十分に反省し、体制の再構築を含め改善すべきであると考えますけれど、問題解決に向け、関係職員全員で再調査、あと該当世帯への対応など、最善を尽くし対応し、改善も見えることから本件に反対するほどではないと考えます。

検査未実施により水道水の安全性が損なわれたわけでもなく、断水などはなく、市民生活へ悪影響を及ぼしたわけでもありません。あと、全体としては安心・安全な市民生活を守るための水道事業をしっかりと行っていると思います。

また、厳しい経営状況の中、職員の創意工夫と努力により適切な維持管理を行いながら運営していることなどから、認定第11号 令和3年度北杜市水道事業会計決算の認定に賛成いたします。

○議長（福井俊克君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから認定第11号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不認定です。

本案は原案について採決いたします。

原案について、賛成の方は起立願います。

（ 起 立 少 数 ）

起立少数です。

したがって、認定第11号は決算特別委員長の報告のとおり不認定とすることに決定いたしました。

次に認定第12号 令和3年度北杜市下水道事業会計決算の認定に対する討論を行います。討論はありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

認定第12号 令和3年度北杜市下水道事業会計決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

上下水道局の局長や担当課長をはじめ職員は、通常の業務に加え、今般の事業執行上の緊急調査や対応など厳しい状況下の中、懇切丁寧な説明など精いっぱい努力をされている様子は、審議の中で十分感じてきております。

認定第12号の令和3年度下水道事業は、本市の上下水道事業経営基本計画に沿って施設更新を図りながら、公共用水域の保全に努めてきたわけであります。施設面では舗装の復旧、処理場機器の更新、マンホールポンプの更新、無線システムデジタル化など実施してきたわけであります。水質保全や経営の合理化など、市民のために鋭意努力されております。

監査委員の監査報告も適法の収入支出とされており、反対の理由は難しいわけではありますが、令和3年度分の未徴収使用料や排水設備工事完成検査等についての進捗状況や、その確認などの必要性も考えられ、賛成は難しく、反対の立場での討論といたします。

○議長（福井俊克君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

認定第12号 令和3年度北杜市下水道事業会計決算の認定に際しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず今般のことにつきましては、職員のミスというよりも怠慢と。これはいかなる理由があっても、これは申し開きがたたない案件かと思っております。それをもとに下水道の皆さまは、上水道等も含めながら今回のこの指摘に対しまして、令和4年、令和3年、令和2年、令和元年、5年以上の遡りを始めながら、それらに真摯に対応をまいりました。

決算認定でございますので、当然、調定額に対して、どのように収入があったかということでございます。令和3年度の調定額に対しまして、当然、この案件以外のものについては、適正に調定がされ、またそれが、確かに未払い部分もあるのかもしれませんが、職員は一丸となって徴取、そしてまた下水道事業を的確に推進してきたわけでございます。

そういたしますと、なかなかこれについては、決算認定について、反対しにくいということになってくるわけでございます。職員は、その部局をまたぎながらいろいろな皆さま方の協力を得ながら、本日までも、しっかりと今のところ対応してきてくれているものと確信をしているところでございます。

物事が起こったときに最善を尽くすと、こういったことがやはり地方行政に今、求められていることかと思っております。そういった意味では、当然、これについては賛成をするという立場にしか、私は考えることができません。

職員の皆さまの今後の努力に期待して、また執行部の今後の監督責任をきちっとされるということをおそらく身に染みながら、今、市長以下、お聞きになっていると思います。そういった意味で、この決算認定に賛成とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから認定第12号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不認定です。

本案は原案について採決いたします。

原案について、賛成の方は起立願います。

（ 起 立 少 数 ）

起立少数です。

したがって、認定第12号は決算特別委員長の報告のとおり不認定とすることに決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

再開は16時5分といたします。

休憩 午後 3時48分

---

再開 午後 4時04分

○議長（福井俊克君）

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

なお、本日の会議時間は会議規則第9条第2項の規定により、あらかじめ延長いたします。

---

○議長（福井俊克君）

日程第44 同意第12号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件および

日程第45 同意第13号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件

の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

同意案件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに同意第12号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員の任期満了に伴い、新たに公平委員会委員を選任する必要があるため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、北杜市須玉町若神子1497番地、伊藤勝美、昭和31年1月2日生まれの選任につきまして議会の同意を求めるものであります。

次に同意第13号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員が辞職したことに伴い、新たに公平委員会委員を選任する必要があるため、地方公

務員法第9条の2第2項の規定により、北杜市大泉町西井出3175番地5、坂本ひろみ、昭和29年4月3日生まれの選任につきまして議会の同意を求めるものであります。

以上2案件につきまして、よろしくご審議の上、ご同意のほどお願い申し上げます。

○議長（福井俊克君）

説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第12号および同意第13号は、質疑・討論を省略し採決したいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから、同意第12号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第12号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから、同意第13号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第13号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

○議長（福井俊克君）

日程第46 同意第14号 北杜市教育委員会教育長の任命についての議会の同意を求める件および

日程第47 同意第15号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件

の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

同意案件につきまして、ご説明申し上げます。

同意第14号 北杜市教育委員会教育長の任命について議会の同意を求める件につきましては、教育長の任期満了に伴い、新たに教育委員会教育長を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、北杜市高根町長澤2155番地、興水清司、昭和34年2月5日生まれの任命につきまして議会の同意を求めるものであります。

次に同意第15号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件につきましては、委員の任期満了に伴い、新たに教育委員会委員を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、北杜市長坂町大井ヶ森449番地1、祝とよ子、昭和27年2月8日生まれの任命につきまして議会の同意を求めます。

以上2案件につきまして、よろしくご審議の上、ご同意のほどお願い申し上げます。

○議長（福井俊克君）

説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第14号および同意第15号は、質疑・討論を省略し採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから、同意第14号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

異議がありますか。

秋山俊和君。

○20番議員（秋山俊和君）

ちょっと私の勘違いであるかもしれませんが、やらなくていいのかな、これは。

確認です。

私の認識だと退席をしていただいたほうがいいような気がするんですが、どうなんですかね。

ちょっと暫時休憩をして協議されたほうがいいんじゃないですか。

もし無効というようなことになってしまったとき、困りますから。いらっしゃれば。そういう話になる可能性がありますので。私の認識ではそういうことで。よろしくお願いします。

○議長（福井俊克君）

ありがとうございます。

今回の同意につきましては、関係の教育長がおられますので、ここで一応、退席をしております。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時11分

---

再開 午後 4時12分

○議長（福井俊克君）

再開いたします。

それでは、退席していただきましたので、ここで同意案件について採決をしたいと思います。

同意第14号について、採決をいたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第14号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

それでは、暫時休憩いたします。

入室を許します。

休憩 午後 4時12分

---

再開 午後 4時13分

○議長（福井俊克君）

再開いたします。

それでは、ここで、ただいま同意されました興水教育長がこの場におられますので、ここで発言を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

貴重なお時間をいただきまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまご同意をいただき、引き続き教育長の職を務めさせていただくことになりました。

もとより微力ではありますが、北杜市の教育行政の発展のために職責を果たせるよう、日々努力してまいりたいと考えております。

現在、教育行政は様々な課題を抱えておりますが、その中において教育は未来に向かって夢を育み、豊かな生き方を実現するための営みであると考えております。

ますます複雑多様化していくニーズに真正面から向き合い、学校教育を、そして生涯学習をさらに前に進め、子どもがにぎわう夢かなうまちを実現していくため、強い決意を持って臨んでいきたいと考えております。

今後とも議会の皆さまをはじめ、関係各位の皆さまのご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。あいなさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（福井俊克君）

それでは、これから同意第15号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第15号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

○議長（福井俊克君）

日程第48 同意第16号 大日向山外十三字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

同意案件につきまして、ご説明申し上げます。

同意第16号 大日向山外十三字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員が辞職したことに伴い、新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により、北杜市白州町鳥原1333番地、伏見高太郎、昭和10年9月4日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご同意のほどお願ひ申し上げます。



○議長（福井俊克君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております同意第16号は、質疑・討論を省略し採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから、同意第16号について採決いたします。

お諮りいたします。

同意第16号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第16号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

○議長（福井俊克君）

日程第49 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件および

日程第50 諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件

の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

諮問2案件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件につきましては、法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期が満了することから、新たにその後任候補者を推薦する必要があるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、北杜市長坂町大井ヶ森449番地1、祝とよ子、昭和27年2月8日生まれの推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

次に諮問第5号、同じく人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、北杜市白州町白須277番地、大輪しおり、昭和30年1月30日生まれの推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

以上2案件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定のほどお願い申し上げます。

○議長（福井俊克君）

説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま、議題となっております諮問第4号および諮問第5号は、質疑・討論を省略し採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから、諮問第4号および諮問第5号を採決いたします。

お諮りします。

諮問第4号および諮問第5号は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号および諮問第5号は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

---

○議長(福井俊克君)

日程第51 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。

常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれ常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま、選任されました各常任委員会委員は本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正副委員長を互選の上、議長に報告されますよう、ここに各常任委員会を招集いたします。

場所につきましては、総務常任委員会は議会運営委員会室で、文教厚生常任委員会は第1委員会室で、経済環境常任委員会は第2委員会室で開催いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は16時35分といたします。

休憩 午後 4時21分

---

再開 午後 4時32分

○議長(福井俊克君)

それでは若干早いですが、皆さんおそろいですので始めたいと思います。

再開いたします。

休憩前に引き続いて会議を開きます。

休憩中に各常任委員会を開催いたしまして、委員長、副委員長が決まりました。

各常任委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、ご報告いたします。

総務常任委員会委員長に秋山真一君、副委員長に神田正人君。

文教厚生常任委員会委員長に清水敏行君、副委員長に清水進君。

経済環境常任委員会委員長に進藤正文君、副委員長に興水崇君。

以上のとおり、各常任委員会の正副委員長が決定いたしました。

---

○議長(福井俊克君)

日程第52 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員会委員の互選につきましては、北杜市議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま、選任されました議会運営委員会委員は本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正副委員長を互選の上、議長に報告されますよう、ここに委員会を招集いたします。

場所につきましては、議会運営委員会室で開催いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は16時50分といたします。

休憩 午後 4時34分

---

再開 午後 4時42分

○議長 (福井俊克君)

それでは、おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催しまして、委員長、副委員長が決まりました。

議会運営委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、ご報告いたします。

議会運営委員会委員長に野中真理子君、副委員長に大芝正和君。

以上のとおり、議会運営委員会の正副委員長が決定いたしました。

---

○議長 (福井俊克君)

日程第53 議会広報編集委員会委員の選出についてを議題といたします。

お諮りします。

議会広報編集委員会委員の選出につきましては、お手元に配布の名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君を議会広報編集委員会委員に選出することに決定いたしました。

ただいま、選出されました議会広報編集委員会委員は本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正副委員長を互選の上、議長に報告されますよう、ここに委員会を招集いたします。

場所につきましては、第1委員会室で開催いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は17時といたします。

休憩 午後 4時44分

---

再開 午後 4時54分

○議長（福井俊克君）

それでは、おそろいですので休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会広報編集委員会を開催いたしまして、委員長、副委員長が決まりました。

議会広報編集委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、報告いたします。

議会広報編集委員会委員長に志村清君、副委員長に大芝正和君と小林勉君。

以上のとおり、議会広報編集委員会の正副委員長が決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は12月20日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時56分

令和 4 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 2 0 日

令和4年第4回北杜市議会定例会（2日目）

令和4年12月20日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

北杜クラブ	秋山俊和君
公明党	内田俊彦君
日本共産党	志村 清君
ともにあゆむ会	齊藤功文君
みらい創生	神田正人君
会派しんせい	野中真理子君

2. 出席議員（20人）

1番 高見澤伸光	2番 輿水 崇
3番 中山喜夫	4番 小林 勉
5番 神田正人	6番 大芝正和
7番 秋山真一	8番 進藤正文
9番 清水敏行	10番 井出一司
11番 志村 清	12番 齊藤功文
13番 福井俊克	14番 加藤紀雄
15番 原 堅志	16番 清水 進
17番 野中真理子	18番 保坂多枝子
19番 内田俊彦	20番 秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（50人）

市長	上村英司	副市長	小林明
北杜未来部長	宮川勇人	総務部長	板山教次
企画部長	中田治仁	市民環境部長	小泉雅人
福祉保健部長	清水市三	こども政策部長	大芝一
産業観光部長	中山和彦	建設部長	齊藤乙巳士
教育長	輿水清司	教育部長	加藤寿
上下水道局長	浅川和也	会計管理者	八巻弥生
監査委員事務局長	輿水伸二	農業委員会事務局長	加藤郷志
明野総合支所長	三井喜巳	須玉総合支所長	内藤肇
高根総合支所長	小尾正人	長坂総合支所長	平島長生
大泉総合支所長	三井博彦	小淵沢総合支所長	宮崎良彦
白州総合支所長	小澤永和	武川総合支所長	花輪孝
政策推進課長	川端下正往	総務課長	佐藤康弘
財政課長	進藤修一	秘書広報課長	小澤哲彦
未来創造課長	皆川賢也	人事課長	跡部秀之
消防防災課長	篠原賢	企画課長	土屋雅光
ふるさと納税課長	城戸潤子	市民サービス課長	日向勝
環境課長	中山由郷	福祉課長	櫻井義文
介護支援課長	白倉充久	健康増進課長	浅川知海
子育て政策課長	中澤徹也	こども保育課長	齊藤栄慶
ネウボラ推進課長	河手貴	農業振興課長	川上俊一
商工・食農課長	福田和久	まちづくり推進課長	末木陽一
道路河川課長	由井克光	教育総務課長	鷹左右紀
生涯学習課長	渡辺美津穂	学校給食課長	中田光泰
上下水道総務課長	小澤栄一	上下水道施設課長	浅川博之

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3人）

議会事務局長 植松宏夫  
 議会書記 津金胤寛  
 議会書記 唐澤史明

開議 午前10時00分

○議長（福井俊克君）

皆さま、改めておはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は20人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

○議長（福井俊克君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、7会派すべてから会派代表質問発言通告がありました。

ここで各会派の質問順位および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせします。

1番 北杜クラブ、45分。2番 公明党、30分。3番 日本共産党、30分。4番 ともにあゆむ会、30分。5番 みらい創生、75分。6番 会派しんせい、30分。7番 星見里の声、60分となります。

本日は6会派の代表質問を行います。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、北杜クラブ、会派代表質問を許します。

北杜クラブ、20番議員、秋山俊和君。

秋山俊和君。

○20番議員（秋山俊和君）

それでは、北杜クラブの代表質問をさせていただきます。

まず、1番目でございます。移住・定住施策について。

総務省が公表した2021年住民基本台帳人口移動報告では、山梨県内への転入者が転出者を上回る、初の「転入超過」となり、本市においても2021年住民基本台帳人口移動報告では前年度に引き続き「転入超過」、県内においても転入超過数が多かった市として認識されております。県では新型コロナウイルス感染拡大に伴うテレワークの普及などで東京圏から移住が進んだことが要因とみておりますが、本市においては、移住定住相談窓口の設置や空き家バンクの協力会の発足など、定住促進策に重点をおいて事業を展開してきたことによるものと捉えているものと考えます。

しかしながら、東京都では住民基本台帳人口移動報告の月報から2021年、2022年と比較すると転入超過に転じており、本市の移住にも影響が出ているのではと懸念しております。

そこで、今年度の進捗状況について以下質問します。

1. これまでの移住・定住施策の成果について。
2. 移住・定住相談にかかる本年度の状況について。
3. 今後の移住施策への取り組みについて。

続いて2つ目、企業版ふるさと納税について。

企業版ふるさと納税は、自治体の地域活性化を目的とする地方創生プロジェクトに対して寄



附を行った場合に、企業が法人関係税から税額控除を受けられる仕組みであります。

これは、各自治体で企画立案し、国が認定した「地域再生計画」に位置づける事業が対象となり、独自の地域振興策を実施する場合の財源確保対策として多くの自治体が期待しているところでもあります。

本市においても、令和3年3月に、地域再生計画が認定され、令和3年度実績では、1社200万円の寄附が寄せられ、「安心してらせるまち～子育てと福祉事業」に有効利用されたところでもあります。

そこで、今年度の進捗状況について以下質問します。

1. 新たな「第2期北杜市まち・ひと・しごと創生推進計画」に基づく企業版ふるさと納税の、本年度の状況について。

2. 他の寄附（環境保全基金、芸能文化スポーツ振興協力金）との整合について。

3. 今後の進め方について。

3番目は、ごみの不法投棄の現状とその対策及び環境基本計画の見直しについて。

人と自然と文化が躍動する環境創造都市を基本コンセプトに、平成16年11月1日に誕生した私たちの北杜市ですが、18年経った現在美しい自然環境をうたっている野山の中に無残にも投棄されている解体した住居の残骸、不要になった家具類や電化製品、陶器類、衣類や布団などの多いことか目を覆うおもいです。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条では「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と規定し、事業活動に伴って排出される産業廃棄物はもちろん、日々の生活から排出される一般廃棄物であっても、廃棄物をみだりに捨てることを禁止しています。人目につかない道路わきや他人の土地に廃棄物を投棄する、自分の土地であっても穴を掘って廃棄物を埋めるといった行為、典型的な不法投棄であります。

不法投棄された廃棄物は、行為者及びこれに関与した者が片付けるのが大原則であり、不法投棄の刑罰には、投棄された廃棄物の回収は定められていませんが、刑事手続きの過程で、情状酌量を求める行為者等により原状回復が行われることがあります。

不法投棄とは、単にごみが捨てられるという「ごみ問題」にとどまらず、北杜市の美観を損ない、自然環境や生活環境を著しく悪化させることにより、市民の日常生活に悪影響を及ぼす犯罪行為だと認識しております。

また、第2次北杜市環境基本計画は、本年度見直しを行うこととしております。令和3年度に北杜市総合計画を見直していることから、今回の見直しは、それに沿ったものになっているものと考えます。

そこで、以下質問いたします。

1. 本市における不法投棄物の内容はどのようなものであり、年間どのくらいの量が不法投棄されていますか、お伺いします。

2. 本市は、シルバー人材センターに委託し市内の巡回パトロールなどを行い不法投棄の防止や早期発見に努めるなどの取り組みを行っていますが、不法投棄の防止に対する成果はありますか。成果が見られなければ、これまでの取り組みを十分検証し、今後の対策の在り方を検討すべきと考えますが見解を伺います。

3. 不法投棄の防止に向けては、民間事業者を活用した定期的な夜間パトロールの実施、または、不法投棄の頻発する場所に、本市直営の監視カメラを設置するなどの取り組みを進める

べきではないかと考えますが見解を伺います。

4. 平成30年3月に策定した第2次北杜市環境基本計画を見直すタイミングであると承知しておりますが、令和3年度に策定した第3次北杜市総合計画との整合性を図ることや時点修正等もあろうかと思えます。

環境基本計画の見直しを行う中での主な改正点は何になるか、お伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

移住・定住施策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、これまでの成果についてであります。

市では、平成27年度から移住定住に特化した相談窓口を設置し、住まいや仕事、子育てなどきめ細かな相談や情報提供を、ワンストップで対応することにより、相談件数は年々増加し、昨年度末までに約5千件の相談に対応してきたところであります。

また、平成28年度からは、定期的に移住相談会を開催しており、昨年度末までで約1,200組の方々からの、対面やオンラインでの相談に応じ、「八ヶ岳定住自立圏」においても、合同で相談会を実施するなど、好評をいただいております。

さらに、国の「移住支援金交付事業費補助金」が、テレワーカーも対象となるなど要件が拡充されたことから、昨年度、本事業を通じて新たに10件の移住支援につながったところであります。

このように、これまで実施してきた様々な移住相談や支援などにより、近年の「住民基本台帳人口移動報告」では、転入超過が続いており、着実に成果が上がっているものと認識しております。

次に、本年度の状況についてであります。

本年10月末現在であります。移住・定住相談については742人、相談会の実施回数は19回、来場組数は39組となっております。

新型コロナウイルス感染拡大以降、オンラインによる相談会も増加しており、北杜市を移住先として希望する方は、着実に増えているものと認識しておりますが、本年度においては、さらに相談会場を大阪、名古屋など関西や中京方面へ拡充し、本市の魅力発信に取り組んでいるところであります。

次に、今後の取り組みについてであります。

これまで移住相談を実施する中で、相談者からは、本市にすでに移住された方を紹介してほしいというご意見を、多くいただいていることから、すでに移住された方々に取材を行い、市の広報紙やSNSを活用した情報発信を行うとともに、移住者が安心して定住できるよう、移住者間の交流会の開催など、新たな取り組みについても実施してまいりたいと考えております。

なお、その他個別の相談時にいただいた様々なご意見についても、移住を促進するための有効な施策につながる可能性がありますので、いただいたご意見を参考にしながら、移住希望者へのフォローアップを強化し、相談業務の円滑化や、更なる業務の改善を図ってまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

企業版ふるさと納税について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本年度の状況についてであります。

「企業版ふるさと納税」は、地方創生の充実・強化を図るため創設された制度であり、本市においても、本年度、新たな「第2期北杜市まち・ひと・しごと創生推進計画」を企業に対して提案し、現在進めているところであります。

取り組みを進めるに当たっては、まずは企業へのアプローチが重要であることから、市長のトップセールスと併せ、職員が直接企業などに出向き、市の魅力を伝えるとともに、企業が集まるイベントなどにも積極的に参加し、PR活動や事業説明を行っているところであります。

さらに、本年度から、新たな企業情報を収集する中で、企業のリストアップなども進め、より効率的な実施が図られるよう努めておりますが、年度当初の新型コロナウイルス感染拡大の影響から、寄附金額については、先月末日現在において、1社500万円となっております。

次に、他の寄附との整合についてであります。

本市においては、国が「企業版ふるさと納税」を制度化する以前から、「北杜市環境保全基金条例」などを設置し、設置目的に特化した寄附金として、多くの企業から、ご協力をいただいているところであります。

一方、「企業版ふるさと納税」については、制度化以降、「北の杜フードバレープロジェクト」、「第2期推進計画」と2つの「地域再生計画」を策定した中で、企業からご協力をいただいております。

これらの寄附金の受け入れについては、全庁で情報共有を進めるとともに、それぞれの制度の整合を図るため、活用目的や税控除などが異なる寄附金を取りまとめた、紹介用のパンフレットを作成したところでありますので、今後は、トップセールスや企業訪問などに活用してまいりたいと考えております。

次に、企業版ふるさと納税の今後の進め方についてであります。

「企業版ふるさと納税」は、約1割が企業の負担となること、経済的利益の供与は禁止されていること、本市に本社がない企業が対象であることなどから、本市の事業にご理解、ご賛同いただくためには、丁寧な説明が必要となります。

今後も、トップセールスを積極的に行っていく中で、本市にゆかりのある企業へパンフレットを送付するなど、多くの企業に賛同いただけるよう取り組んでまいります。

また、「ふるさと納税」を活用した「クラウドファンディング」についても、事業のPRを積極的に行い、効果的な周知を図ってまいります。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

小泉市民環境部長。

○市民環境部長（小泉雅人君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

ごみの不法投棄の現状とその対策及び環境基本計画の見直しについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、不法投棄物の内容および年間の量についてであります。

北杜市全体の不法投棄量を把握することは困難ではありますが、昨年度の不法投棄の回収実績は、約7.7トンでありました。

回収した不法投棄物の内訳については、廃材や瓦などが約6トンと、大半を占めている状況であり、その他、廃タイヤ、テレビ、冷蔵庫などとなっております。

次に、不法投棄防止への成果および今後の対策についてであります。

昨年度、「公益財団法人峡北広域シルバー人材センター」に委託した「巡回パトロール」の実績は、延べ日数で620日に及んでおり、主な業務としては、巡回中に発見した、ごみ等の回収や、不法投棄箇所の市への報告等であります。

この結果、不法投棄等に対して迅速に対応ができていることもあり、パトロール自体が一定の抑止効果を生んでいるものと考えております。

今後も、「巡回パトロール」を継続するとともに、「北杜市ボランティア不法投棄連絡員」13名の方々にご協力をいただきながら、不法投棄の未然防止、早期発見に努めてまいります。

次に、民間事業者を活用した取り組みについてであります。

土地所有者等は、自らの土地を守り管理する努めがあるものの、時に不法投棄の被害を受けてしまうことがあります。

このため、市としては、日中のパトロールを実施するとともに、地区等からの要望により、警告看板の支給を行うなど、不法投棄の未然防止や早期発見に努めているところではありますが、さらに、「夜間パトロール」等の対策が有効であると考えております。

しかしながら、市で全てを実施することは、大変困難である状況でありますので、今後は、民間事業者との連携も含めて、対策を検討してまいります。

次に、「第2次環境基本計画」見直しに当たっての主な改正点についてであります。

今回の改定については、数値の時点修正や「第3次北杜市総合計画」との整合を図るための加筆、修正等であり、骨格自体の変更は考えておりません。

主な改正点としては、SDGsの理念との整合、国の二酸化炭素削減目標に資する施策、「甲武信ユネスコエコパーク」登録に関連する森林の保全や活用等の施策、市内における民間、行政を問わず、建物への再生可能エネルギー導入策などを考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

当局の答弁が終わりました。

秋山俊和君の再質問を許します。

秋山俊和君。

○20番議員（秋山俊和君）

それでは、3項目すべて再質問させていただきます。

まず、1番目の移住・定住施策についてでございますが、1つ目は八ヶ岳定住自立圏での合同相談が大変好評とのことですが、定住自立圏での成果はどのようになっていますか、お伺い

します。

2つ目として、若い世代の移住・定住の状況について、また若い世代を呼び込む新たな施策の検討はなされていますか、お伺いします。

3つ目として、移住・定住者の既存の住民との交流がうまくいかない話を聞くことがありますが、それらの対策は何かありますか、お伺いします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの再質問にお答えいたします。

質問は3点いただいているかと思えます。

1点目の、定住自立圏の相談会の状況の成果ということであります。

八ヶ岳定住自立圏全体での移住・定住相談件数になりますけれども、令和2年度が1,284件、令和3年度は1,689件でありました。令和3年度は、コロナ禍ではありましたが、KPIの目標を上回る件数となっております。

また、富士見町、原村の住民基本台帳移動報告による転入超過は、令和元年度110名でありましたが、令和3年度は531名と圏域においても増加傾向になっております。

今月3日にも合同相談会を東京交通会館で開催しましたが、キャンセル待ちの状況もありまして、最終的に14組の参加もいただいている状況でございます。

次に2つ目としまして、若い世代の状況ということと、また若い世代に対する施策ということでご質問いただきました。

令和3年度の住民基本台帳移動報告になりますけれども、市全体で転入超過となっておりますが、年代別では若い世代、特に20代につきましては、転入超過ではなくて転出超過の状況であります。このため、若い世代をいかに定住させ、転出しない施策、また転入者を増やすということが必要であるかと考えております。このため、これらを実現するための新たな施策についても検討してまいりたいと考えております。

3つ目でもありますけれども、移住者と定住者の、交流がうまくいかないという質問であったと思えますけれども、その対策についてであります。

これまで市では、移住相談の際には田舎における生活様式ですとか、地域のつながりの大切さなども積極的にお伝えしているところであり、地域のコミュニティは大変重要であると考えております。

現在、コロナ禍で様々な地域における活動が実施できない状況もありますけれども、今後も移住者にも積極的にそういった行事にも参加していただき、交流が図れますよう、地域におけるイベントや行事などについても、ホームページや広報紙などを通じて周知を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

秋山俊和君。

○20番議員（秋山俊和君）

ありがとうございました。20代の定住関係、また今後も努力をお願いいたしまして、次の企業版ふるさと納税について、再質問をさせていただきます。

1つだけですね、他の寄附との制度整合を図ったということではありますが、今後、寄附を企業版ふるさと納税として統一していく方向性なのか、お伺いします。よろしくお願いします。

○議長（福井俊克君）

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの再質問にお答えいたします。

企業版ふるさと納税についての再質問であります。

他の寄附との整合性を図る中で、今後統一していくのかという質問であります。

現在、本市で受け入れている企業からの寄附金としましては、環境保全協力金、芸術文化振興スポーツ協力金、北の杜フードバレープロジェクト、第2期推進計画と4つ、代表的なものがございます。これらにつきましては、所管部署が異なることから進め方としての整合を図ったところであります。

なお、それぞれの事業目的が明確で異なることや、受け入れ部署も多いことによりまして、互いに企業へのフォローも行われるなどメリットがあることから、それぞれ現行の協力金、それからふるさと納税寄附金等はそれぞれで受け入れていく予定でございます。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

秋山俊和君。

○20番議員（秋山俊和君）

ありがとうございました。続いて、3番目のごみの不法投棄の現状とその対策及び環境基本計画の見直しについての再質問をさせていただくわけでございます。

2つございます。まず1つ、不法投棄防止への成果および今後の対策について、再質問をいたします。

公益財団法人峡北シルバー人材センターへの委託による巡回パトロールや、市民の協力で北杜市の環境が維持されていることは理解できました。そのほかに環境を維持するための協力体制を構築して活動している組織がありますか、お伺いします。

2つ目として、民間事業者を活用した取り組みについて再質問をします。

答弁では、費用などの点から市において夜間パトロールの実施や監視カメラの導入を行うことは難しいとのことでした。しかし、効果が期待されるとのことであれば、不法投棄防止の効果を検証する必要があるのではありませんか。そのためにはモデルケースとして、監視カメラを導入する必要もあるのではないかと考えますが、いかがでしょうか、再度質問します。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

小泉市民環境部長。

○市民環境部長（小泉雅人君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問の再質問にお答えさせていただきます。

2点ほど、いただいたと思います。

1点目でございますが、環境を維持するために協力体制を構築して活動している組織があるのかという、ご質問であったかと思えます。

現在、山梨県と近隣市、甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、北杜市、中央市、昭和町、6市1町によって構成されております中北地域廃棄物対策連絡協議会という組織がございます。その組織によりまして、主に大規模な不法投棄の撤去などに対応している状況となっております。

2点目でございます。不法投棄防止の効果を検証するために、モデルケースとして監視カメラを導入する考えはないかという、ご質問であったかと思えます。

確かに、監視カメラの導入による不法投棄に対する効果を検証することは必要であろうかと考えております。ほかの自治体などの不法投棄防止の対策事例などを調査・研究させていただきまして、モデルケースとして監視カメラの設置が可能かどうか、また必要性を含めた中で検討を進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

秋山俊和君。

○20番議員（秋山俊和君）

ありがとうございました。環境創造都市の北杜市、これを堅持できるように努力をさせていただきたいということで、以上で質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（福井俊克君）

秋山俊和君の質問が終わりました。

関連質問はありますか。

（なし）

以上で、秋山俊和君の代表質問を終わります。

次に、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、19番議員、内田俊彦君。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

公明党を代表して、会派代表質問を行わせていただきます。

今回は5項目について、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まずはじめに、デジタル田園都市構想についてでございます。

20年以上前、IT革命という言葉が叫ばれました。インフォメーションテクノロジーということでございます。情報をどのように発信し、どのようにキャッチするか、20年以上前、大幅な革命があったわけでございます。それによりまして、デジタル社会は今日に至っております。

令和4年11月21日に岡山県吉備中央町にて、北杜市議会公明党として、デジタル田園都市構想、デジタル田園健康特区について、ふるさと納税について、会派の研修を行ってまいりました。人口約1万1千人、面積が267平方キロ、高齢化率40%以上、中山間地域、古くから稲作をされておきまして、農業が基幹産業でありました。わが北杜市におきましても、非常に似ている産業形態であったり、また地域の状況でございます。

また、少子高齢化や人口減少に悩む過疎地域で、北杜市と同様の課題を持ちながら、地方自

治体として、果敢な挑戦を行っているところであります。

令和4年4月12日、デジタル田園健康特区として、茅野市、加賀市と共に指定をされました。

救急医療における救急救命士の役割の拡大、母子健康手帳等のデジタル化による予防医療サービスの提供、AIチャット機能を活用した遠隔服薬指導等を推進しているところであります。タイプ1とタイプ3のデジタル推進交付金の採択を受け、タイプ1「交通DX実装プロジェクト、鳥獣対策DXプロジェクト」、タイプ3「誰一人取り残さないエンゲージメント・コミュニティの創生事業」を、有限責任事業組合吉備中央町インクルーシブスクエアを設立して事業推進に向けて取り組んでいるところでございます。事業採択については、地元住民の理解をはじめ、国、岡山県、岡山大学、産官学が過去からの吉備高原都市に係る構想等、オール岡山での取り組みが、実を結んだと鑑みます。

北杜市においても、国の交付金等により取り組んだ同様の事業もあります。過去には、デマンドの実証実験というのもあったわけですが、北杜市においては、過去、国の事業によって多くの実証実験事業に取り組んでいたことは、すでに皆さま、ご承知のことです。当時のデジタル技術と現在では、大幅な乖離があるところであります。

マイナンバー、クラウド、アプリを活用した更なるデジタル化の推進の必要性を痛感いたしました。まずは、本市においても、いち早く取り組める事業から始めることが、デジタル化によるスマートシティの実現につながることを考えます。

非常に、このような事業を目の当たりにいたしまして、本市が特段、よその自治体より遅れているようには見えませんが、やはり本市は常にトップランナーでございました。そういった意味を考えると、今後、できることから私はやはり取り組んでいくべきかと思えます。

そこで以下、質問させていただきます。

1. マイナンバーと連携した母子健康手帳のデジタル化の取り組みの推進について。
2. リトルベビーハンドブックの推進について。リトルベビーとは1,500グラム以下の低体重児のことを指しますが、各県、これは取り組んでいるところでございますし、また本市におきましても、この取り組みをされているところと思いますが、今、非常に少子化の中、このリトルベビーに対しても非常に、この支援をしていこうという流れがあるところでございます。

私自身も、私は4月25日生まれでございますが、私もほぼ1,500グラムくらいで生まれたそうでございます。見るからに顔は湯飲み茶碗ぐらいの大きさで、母はいつも私の呼吸を確認するのに、耳に肌当てて、生きてるか、死んでいるか、毎日毎日心配しましたが、本日ここに立てるまでに元気になって育ちました。

次に3番目、0歳から2歳までの健康管理、育児相談のデジタル化についてお伺いをさせていただきます。

4番、アプリや母子健康手帳を活用したオンライン面談・相談の推進についてお伺いをいたします。

5番目、マイナンバーカードの普及と活用による、普及率の向上推進について、どのように取り組まれているか、お考えかお伺いいたします。

6番目、今後、デジタル田園特区自治体や関係諸団体への職員の視察・派遣についてでございます。近くは茅野市でもされているわけですが、いろいろな地域環境とかも



ありますので、似通ったところでの行政との研修、またもしくは民間にもやはり研修というようなことは、今後、デジタルを推進していくには重要なことかと思われま

す。7番目といたしまして、北杜市のデジタルトランスフォーメーションの今後について、いか

がお考えか、お伺いをいたします。

2項目めといたしまして、ふるさと納税についてお伺いをいたします。先ほど、秋山俊和議員の北杜クラブの代表質問の中では、企業版ということでございました

が、ここでは個人的なふるさと納税というようにご解釈をいただけるとありがたいと思います。ふるさと納税について、1項目めと同様、吉備中央町で研修を行ってまいりました。米作り農家を応援するため、ふるさと納税を活用、頑張る農家応援事業として、補助金の交付と、ふるさと米の買い取り価格の上乗せを行い、令和3年度実績として、特産品のコシヒカリ、「ふるさと米」の返礼品の寄附額は、11億円を超えています。

本市においても、ふるさと納税は約12億円ベースということでございますので、お米だけで11億円と、こういうことでございますので、かなりここに事業的に力を入れているということでございます。

「ふるさと米」については、職員がDMをはじめクレーム処理を行い、直接消費者と対話を行っています。全体では、約12億円で、ピオーネ、シャインマスカット、吉備牛等の特産品、競走馬の引退場支援、22世紀の理想郷づくり事業へのガバメントクラウドファンディングの導入には、今後の事業執行にあたり新しい取り組みとして周知と財政の弾力化に寄与するものと鑑みるところでございます。

ふるさと納税は、一度基金に積み上げ、その後、基金の取り崩しにより運用を実施しているが、多くの自治体は、本市の運用と異なり、安定的な財源確保ののち事業を推進しているところであります。

そこで以下、質問させていただきます。

1番目といたしまして、ふるさと納税とガバメントクラウドファンディングの取り組みの検討について。

2番目、農家支援事業と特産品、ふるさと納税の活用策の検討について。

3番目、限定された特産品等のみ、北杜市独自の受付対応の検討について。特出しの対応もしているわけではございますが、さらにこの充実によりまして、本市の紹介も含めた中で、ふるさと納税を活用しながら、本市の特産品のPRと、またふるさと納税による寄附金の獲得、そしてその後の事業と、こういうことで質問の項目にさせていただきました。

4番目、ふるさと納税を基金に積み上げ安定的な運用の実施についてでございます。本市におきましては、当然、ふるさと納税を特定の基金に積むということはされているようでございますが、ふるさと納税を丸ごとふるさと納税基金というような形にしまして、その後、運用すると、こういうことが他自治体ではされているところでございますので、ご検討はいかがかお伺いいたします。

3番目としまして、一般社団法人コミュニティパーク・いこいの杜・総合教育施設について、お伺いをさせていただきます。

一般社団法人コミュニティパークは、明野町ハイジの村付近に、地雷除去機乗車研修場、人工芝のサッカー場、モトクロスバイクの公式競技場、フィールドアスレチック、散歩コースの設置、平和ミュージアム等を建設、代表者は地雷除去機械の世界では第一人者であり、自

費を投入して、平和教育、国際貢献、人材育成、国際交流、地域交流、防災拠点の提供を目指し総合教育施設として本年8月20日に、長崎山梨県知事、山口公明党代表をはじめ国会議員、県議会議員、ヴァンフォーレ甲府ほかサッカー関係者、地元浅尾原区、協力事業者、北杜市からは市長、副市長をはじめ関係職員、市議会議員が招かれ、盛大にオープニングが開催されました。

東京ドーム約1.5倍の面積で、以前は、管理が行き届かない学校法人の所有でありましたが、グラウンドおよび建物のリニューアルにより、いこいの杜は甦りました。

人工芝グラウンドは、アンダー18以下、要するに今で言う高校生以下の世代でございます。アンダー8、アンダー6というように小さい子から高校生ぐらいと考えていただければ結構かと思えます。に活用され、未来の日本代表がここから羽ばたくことを夢見ます。地元の皆さまも散歩や一息つくコミュニティの場として活用しております。

子どもたちも訪れ、それぞれアスチックや自転車で遊んでいるところでもあります。平和ミュージアムは、雨宮会長が、地雷除去と平和、人材育成について北杜市の小中学校生を対象に講演を行っており、名実共に総合教育施設としてスタートいたしました。

施設の現在の状況を鑑みるところ、公共性は非常に高く、その建設理念は、今後の北杜市、山梨県、日本、世界へとつながる公園となり得ることは、必然であると確信をいたします。

ワールドカップも終わったところでございますが、ヴァンフォーレ甲府に過去いた選手が日本代表として活躍されたことは、皆さま方も目に焼き付いているかなと思っております。この施設はあらゆる面で、北杜市から世界へ発信できる、そういう拠点ともなり得ますし、ここをどのように北杜市に関わるかによって、今後の北杜市の大きな動向にも影響があるのではないかと考えているところでございます。

そこで以下、質問させていただきます。

1番目といたしまして、北杜市といこいの杜は、更なる連携を深め互いに住民福祉に向けて協力すべきと考えるが、今後の取り組みについていかがお考えか、お伺いをいたします。

2番目といたしまして、学校教育、社会教育事業との連携についてお伺いをさせていただきます。

3番目、浅尾原地域一体での事業展開についてお伺いをいたします。

4番目、ヴァンフォーレ甲府をはじめとする関係者、関係団体との連携による北杜市の魅力を発信する事業展開について、お伺いをさせていただきます。

5番目といたしまして、子育て支援につながる事業展開についてお伺いをするところでございます。

4項目め、地域猫の去勢・不妊についてであります。

山梨県は、地域猫殺処分ゼロを目指して、令和4年度補正予算で対応しているところであり、北杜市においても、補助金の上乗せを行い、去勢・不妊手術を行っているところでもあります。しかしボランティアに頼りながらの実施は、猫の捕獲から手術、その後の状況確認とハードルは高く、実施に苦慮している状況であると考えられます。実施にあたる実施方法の確立や周知は、万全でないことにより、事業の進捗は難しい。そのように考えるところでございます。

いずれ、これボランティア頼りでございまして、ボランティアの皆さまが今の状況でございますと、補助金はあるんでございますが、それ以上に経費等もかかりながら、また去勢手術等の経費についても、先に自らが立て替えているというような状況が散見されるところでござい

ます。

そこで以下、質問させていただきます。

来年度、令和4年度については補正でございます。令和5年度についても、県は方針を出しているところかと思いますが、来年度の事業継続について、まず1点目、お伺いをさせていただきます。

2番目にあたりまして、実施にあたり周知、実施方法の確立について、どのように今後展開していくのか、お伺いいたします。

3. ボランティア団体との連携について、お伺いをさせていただきます。

最後、5項目めについて、お伺いをさせていただきます。コロナ感染症治療薬についてでございます。

初の国産コロナ飲み薬「ゾコーバ」は、11月22日に緊急承認されました。現在は医療機関へ本格供給が開始され、今後の治療に期待が持てます。

医療機関で速やかに必要な人に診断を受け投薬することが、重症化のリスクを防ぎ後遺症の軽減につながるものと鑑みます。

コロナ感染症につきましては、まずはワクチン、そしていよいよ経口薬、飲み薬と、こういう段階に入ってまいりました。

今後の国内外でのいろいろなイベントをするにしても、移動をするにしても、やはりこういった薬の確保が今後は重要になっていくことは明白でございます。

そこで以下、質問をさせていただきます。

1番目といたしまして、市内の医療機関での飲み薬の確保は十分でしょうか。

2番目といたしまして、山梨県との連携によりスムーズな供給体制の確立について、お伺いいたします。

3番目、診断を受ける診療体制の確立周知について、お伺いをさせていただきます。

4番目、新型コロナとインフルエンザ同時検査キットの確保についてでございます。これにつきましては、今、熱を発症しますと発熱外来ということになるわけでございます。そうしますと、まず最初にコロナの感染症に対する検査をする。もし、そこでコロナの感染症でなければ、次に疑われるのは当然、法律によりまして、インフルエンザということになるわけございまして、これは同時にすることによって、その感染者の軽減負担、また医療機関の軽減負担も考えられると、こういうことございまして、これについては、積極的に確保しながら住民サービスにつなげていくことが肝要であるかなど。また、それらの治療も素早くできると、こういうことでございます。

以上5項目について、質問させていただきました。ご答弁、よろしくお願い申し上げます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

一般社団法人コミュニティパーク・いこいの杜・総合教育施設について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市と「いこいの杜」との今後の取り組みについてであります。

「いこいの杜」を運営する「一般社団法人コミュニティパーク」とは、本年8月8日に締結した「災害時等における協力に関する協定」に続き、9月15日に、北杜市および北杜市教育委員会との3者において「教育・スポーツ・文化に関する連携協定」を締結したところであります。

今後は、行政と民間団体が連携・協働し、魅力ある教育の推進やスポーツ、文化活動の支援等に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、学校教育、社会教育事業との連携についてであります。

学校教育については、「市校長会」を通じて、当該施設の積極的な利用を周知したところであります。

現在までに小学校1校、中学校2校の児童生徒、合計148名が施設を見学し、代表理事からこれまでの活動についてご説明いただくなど、平和教育や環境教育を実施したところであります。

また、社会教育分野においては、当該施設が市民に広く開放されており、住民同士が気軽に交流を図る場所として、また、市民が平和学習や国際貢献を学べる場所としても期待されることから、社会教育事業での連携を検討してまいりたいと考えております。

次に、浅尾原地域一体での事業展開についてであります。

今後、行政区長会などを通して、「市民が集える場所として活用してもらいたい」という代表の思いをお伝えする中で、地域の皆さまから活用の要望等がありましたら、市としても検討してまいりたいと考えております。

次に、関係団体との連携による市の魅力発信の展開についてであります。

当該施設は、サッカー場のほか、キャンプ場、フィールドアスレチック、マウンテンバイクコース、バイクトライアル場などスポーツを楽しむ施設としても整備されており、特にサッカー場は、「ヴァンフォーレ甲府」の育成年代の練習場としても利用されていると伺っております。

今後は、市内の子どもたちと、県内トップレベルの選手たちとが、同じピッチで一緒に活動できる事業を、同法人や関係団体と連携を図る中で、実施できるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、子育て支援につながる事業展開についてであります。

当該施設は、自然環境に恵まれ、またサッカー場やフィールドアスレチックなど、子どもたちが楽しめる施設が充実していることから、例えば保育園の園児の遠足に活用するなど、子どもたちが楽しんで利用できるような事業を検討してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

宮川北杜未来部長。

○北杜未来部長（宮川勇人君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

デジタル田園都市構想について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、職員の視察等についてであります。

現在、デジタル事業の活用に関して、先進事例の資料の収集や現地視察、オンライン研修会への参加等により、事業の参考としているところであります。

「国家戦略特区」については、「スーパーシティ型国家戦略特区」の茨城県つくば市や大阪市は、本市と比べ大きな自治体であり、全てが当てはまるものではありませんが、参考にしてまいりたいと考えております。

また、「デジタル田園健康特区」の石川県加賀市、長野県茅野市、岡山県吉備中央町などは、人口規模が小さく、自治体としての課題も、多くの共通点がありますので、職員による視察先として検討してまいります。

次に、デジタルトランスフォーメーションの今後についてであります。

昨年度策定した、「第3次北杜市総合計画」の「リーディングプロジェクト」では、「行政・地域のDX デジタルトランスフォーメーションを推進する」を掲げ、デジタルの活用と地域特性を活かしたまちづくりの推進により、市民の生活の質、いわゆるQOLの向上を図ることとしております。

市では、本市のDX推進のため、令和5年度から令和7年度までのDX推進の方向性や、その具体的な施策を示す「北杜市DX推進計画」について、本年度末の策定を目指し、作業を進めているところであります。

人口減少、少子高齢化、デジタル化の進展など、市民を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中で、「市DX推進計画」を着実に進めていくことで、「市民誰もが豊かさと幸せを実感できるまち」を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

ふるさと納税について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ふるさと納税とガバメントクラウドファンディングの取り組みの検討についてであります。

「ガバメントクラウドファンディング」は、自治体が主体となって、不特定多数の方から、具体的な目的を持って資金を集めるものであり、事業にご賛同いただくことで、自治体の魅力や、まちづくりを身近に感じていただき、来訪いただく機会を創出できる有利な制度であることから、本市においても、「ガバメントクラウドファンディング」の活用方針を、本年度策定し、運用を始めたところであります。

引き続き、本制度により、財源確保を図るとともに、本市の様々な魅力や情報をお知らせし、交流人口、関係人口の増加につなげてまいります。

次に、農家支援事業と特産品、ふるさと納税の活用策の検討についてであります。

本市における本年度の「ふるさと納税寄附金」については、「果樹農家支援事業費補助金」、「産地づくり対策市単事業費補助金」などに活用し、間接的な農業者支援を行っている状況であります。

吉備中央町で実践されている、特産品の米を通じた「ふるさと納税農家応援事業」については、比較的、事業者および返礼品が少ないという状況の中、米に特化し、町が懸け橋となり、生産者と消費者がお互いに支え合い、連携する相乗効果のある事業であると認識しております。

本市においては、事業者、返礼品とも非常に多いことから、個別に限定して支援する制度については、慎重に検討する必要があると考えております。

次に、限定された特産品等のみ、北杜市独自の受付対応の検討についてであります。

これまで、本市においては、天然水や酒、米、宿泊券など多岐にわたる返礼品を創出することで、「北杜ファン」を獲得してまいりました。

また、多くの事業者や寄附者に対し、厳正・的確に対応するため、令和2年度から返礼品や配送などの管理業務について業者へ委託し、スムーズな運営を行っているところであります。

なお、先月末日現在において、本市ふるさと納税返礼品は約780種類、返礼品事業者は約180社であり、寄附額の増額に寄与していただいていることから、現状としては、返礼品を限定せず、対応してまいりたいと考えておりますが、特化した品目をPRすることは、重要であると考えておりますので、今後研究してまいります。

次に、ふるさと納税の基金運用の実施についてであります。

市ではこれまで、「ふるさと納税寄附金」を活用し、「災害対策基金」、「環境保全基金」、「芸術文化スポーツ振興基金」、「スケート振興基金」へ積み立てを行っているところであります。

また、現在積み立てを行っている基金以外にも、「こども未来基金」、「公共施設整備基金」など、積み立て可能な特定目的基金が設置されていることから、新たな基金については、現在のところ、考えておりません。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

小泉市民環境部長。

○市民環境部長（小泉雅人君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

デジタル田園都市構想における、マイナンバーカードの普及率向上についてであります。

国は、令和6年秋に、現行の保険証を原則廃止し、「マイナンバーカード保険証」としての活用や、運転免許証との一体化を前倒して実施する方針を示しております。

こうした中、市では、本庁および長坂総合支所に「申請サポート窓口」を設け、写真撮影からオンライン申請までの一連の手続きを職員がサポートしており、普及促進に取り組んでおります。

また、「マイナポイント第2弾」が今月末まで延長され、申請希望者が増加していることから、平日に加え、休日にも窓口を開設しているほか、企業への「出張申請サポート」を実施するなど、普及率の向上に努めているところであります。

今後、行政手続きのデジタル化により、マイナンバーカードの必要性や利用機会が高まることから、カードを取得するメリットの周知に努め、更なる普及促進に取り組んでまいります。

次に、地域猫の去勢・不妊について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、来年度の事業継続についてであります。

市ではこれまで、地域猫についての去勢・不妊手術費の助成は行っておりませんでした。今年度、県の支援により、全市町村で地域猫を対象とした去勢・不妊手術費の補助事業が行われております。

一方、市では、補助金交付に合わせ、申請者を対象にアンケート調査を実施したところ、事

業の継続を希望する回答が一定数ありました。

なお、県では、来年度も地域猫の去勢・不妊手術に対する支援事業の継続を検討しているとのことですが、現時点での正式な回答はありませんので、引き続き、県の動向を注視してまいります。

次に、周知および実施方法の確立についてであります。

事業の周知方法としては、市の広報紙やホームページなどで周知を行ったところであり、

また、実施方法としては、檻を利用するなどして捕獲するのが一般的な手法ですが、同一場所や、その周辺などで捕獲を繰り返すことにより、警戒心が高くなる傾向にあり、捕獲に苦慮している状況であります。

そのため、捕獲する間隔を空けるなどして警戒心を解きながら進めることが、現状においては、有効な手法ではないかと考えております。

次に、ボランティア団体との連携についてであります。

県では、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、県民を対象に「動物愛護推進員」を委嘱しております。

中北保健所管内の葦崎市、北杜市、南アルプス市の3市において、委嘱を受けた方は10名おり、このうち6名が北杜市に在住しております。

地域猫の手術を希望する市民からは、捕獲が難しいなどの相談もあることから、中北保健所を通じ、「動物愛護推進員」のご協力をいただき、捕獲や動物病院への連絡、搬送につながるよう本市としても連携に努めているところであります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

清水福祉保健部長。

○福祉保健部長（清水市三君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

コロナ感染症治療薬について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市内医療機関での確保の状況、県との連携による供給体制についてであります。

新たな治療の選択肢の一つとして期待される、「コロナ飲み薬」については、すでに「メルク社」の「ラゲブリオ」、「ファイザー社」の「パキロビット」が医療機関に提供され、投薬治療が実施されております。

特に「ラゲブリオ」は、十分に確保されており、本年9月以降は、安定的に供給できるようになったことから、薬局においても取り扱いが開始されております。

今回の国産初の飲み薬「ゾコーバ」について、国は、先月24日から供給を開始できるよう、すでに100万人分の購入契約を交わしており、安定的な供給ができるよう、今後さらに100万人分の追加購入の契約を行ったところであります。

「ゾコーバ」の供給は、既存のコロナ飲み薬の処方実績がある医療機関等に限定される方針であり、今月から、県が選定した医療機関等で取り扱いが可能となる予定であります。

すでに使用しているコロナ飲み薬も含め、今後、配分量を安定して確保するため、県と連携を図り、市立病院等へスムーズに供給してもらえよう体制の確立に努めてまいります。

次に、診療体制の確立および周知についてであります。

現在、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が予測されていることから、重症化を防ぐため、同時にワクチン接種ができる体制を進めており、実施する医療機関との調整を行いワクチン接種の機会を設けております。

また、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行時の診療においては、医療がひっ迫することに備えて、県の対策会議において、重症化リスクの高い方と、そうでない方の「外来受診・療養の流れ」が示されたことから、診療体制を整え、しっかり受け入れを行ってまいります。

また、同時流行時のフローチャートに基づき、重症化リスクの低い方が発熱した場合、「健康フォローアップセンター」を通じて「コロナ検査キット」を入手し、「セルフ検査」ができるよう、市のホームページやSNS等を活用し、市民が安心して診察が受けられるよう周知してまいります。

次に、新型コロナとインフルエンザの同時検査キットの確保についてであります。

今年の冬は、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されております。

市としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策も含め、季節性インフルエンザの同時流行にも対応するため、今月、同時検査キットを購入し、感染拡大の際、スクリーニング等の検査体制を整えたところであります。

また、市立病院等においても、すでに購入し、同時流行に備え、患者の受け入れ体制を整えたところであります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時25分といたします。

休憩 午前11時09分

---

再開 午前11時23分

○議長（福井俊克君）

それでは、再開いたします。

引き続き、答弁を求めます。

大芝こども政策部長。

○こども政策部長（大芝一君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

デジタル田園都市構想について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、マイナンバーと連携した母子健康手帳のデジタル化についてであります。

厚生労働省では、現在、マイナンバーを活用した母子保健情報のデジタル化を推進しているところであります。

「母子健康手帳」のデジタル化については、妊産婦が、子どもや自身の健康管理、成長過程をスマートフォン等で容易に閲覧できることや、転出入時や災害時に、スムーズな対応ができるなど、利便性の向上が図られるものと捉えており、また、市においても、母子の健康状態等について情報共有ができることから、早期相談に役立つ可能性が大きいものと考えております。



今後、現在策定中の「北杜市DX推進計画」に取り組みを盛り込むとともに、国や県の動向や、先進地の情報収集等を行いながら検討してまいります。

次に、リトルベビーハンドブックの推進についてであります。

昨年度、県において、出生体重が1,500グラム未満の赤ちゃんのご家族のためのサポートブックとして、「やまなしリトルベビーハンドブック」が作成され、市町村に配布されたことを受け、市では、出産後新生児訪問や相談室などで支援する際にお渡しをしております。

対象の赤ちゃんは、通常の「母子健康手帳」では、成長の記録ができず、ご家族にとっては、精神的な負担となることがありますので、今後も、ご家族の気持ちに寄り添いながら推進してまいりたいと考えております。

次に、0歳から2歳までの健康管理、育児相談のデジタル化についてであります。

市では、出産後の1カ月前後の「新生児訪問」、4カ月前までの「赤ちゃん訪問」、1歳までは「ベビーマッサージ教室」や「助産師相談室」、乳幼児健診後の相談や、「ほっとルーム」等相談できる場の周知を丁寧に行い、就園前の子どもを持つ保護者が、子どもの成長を確認でき、不安があれば随時相談できる体制を取っております。

乳児期は、健診や育児相談の機会が多く、その結果について、健康管理システムへの入力業務が煩雑になっているところであります。

このためデジタルツールにより、行政側の手入力業務がどのように改善できるか、また、健診、相談結果が、有効に反映できるかを確認しながら、導入について検討してまいります。

次に、アプリや母子健康手帳を活用したオンライン面談・相談の推進についてであります。

現在は、コロナ禍での対応策として、各教室や相談の場での面談、また出掛けるための交通手段がない方や、孤立化してしまう方も想定する中、Web会議システムを用いたオンライン面談・相談の活用を推進しております。

今後も、母子健康手帳のデジタル化を見据えた、アプリについて先進事例等を研究してまいります。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

当局の答弁が終わりました。

内田俊彦君の再質問を許します。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

各項目について、時間の許す範疇の中で再質問をさせていただきます。

まずはじめに、デジタル田園都市構想についてでございます。

これらについて、多くが検討ということでございました。その中で実施してあるものがあります。

まず、リトルベビーハンドブックの推進についてでございますが、これは山梨県がすでに行われているということでございます。これについては、承知はしているところでございますが、それらについて、本市では対応されているということでございます。それはどのくらいの人数でいらっしゃるのか、まずお伺いさせていただきます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

大芝こども政策部長。

○こども政策部長（大芝一君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問の再質問にお答えさせていただきます。

リトルベビーハンドブックを渡した数ということでございます。

リトルベビーハンドブックにつきましては、先ほど議員からもお話ございましたが、出生体重1,500グラム以下で生まれた方を対象としております。また、それ以外についても、低出生体重児で特に支援が必要という方へもお渡しすることができるというような規定になってございまして、本市におきましては、令和3年度中での実績でございますが、まず2,500グラム以下の方を低出生体重児とした場合に、2,500グラム以下で生まれたお子さまが13名ございまして、その割合は全体の6%程度になります。また、1,500グラム以下で生まれたお子さんにつきましては3名ということで、全体の1.5%という状況でございまして、リトルベビーハンドブックが今年の3月からの配布ということでございまして、配布実績につきましては、これまでのところ2件という実績でございます。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

ありがとうございます。少数なことは理解しております。それらについて適切な対応を今、されていると、こういうご答弁でございます。さらにこれらを、当然、いろいろな不安事、心配事を適切に対応していくには、やはり母子健康手帳ですとか、またデジタル化とか、アプリとかと、こういうことにも、ここのつながってくるわけでございます。それらを詳細に、また多くの皆さまを今後、デジタルによって、これは皆さま方のご心配を払しょくできる可能性というのは非常に高くなりますし、また今、当然、スマホを持っている世代は、20歳から30代、40代まではもうほとんどが持っているということでございますので、それらも含めた中で、やはりこれは再構築をされていくのが、たしかにDX推進計画の中でやったり、今後計画はしていくということでございますが、それに先駆けてそれらに対応していくということが住民サービスのスピーディーさにつながるとは思います。計画を待たずしても、計画中であっても、これらは、デジタル化は進めていくべきかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福井俊克君）

大芝こども政策部長。

○こども政策部長（大芝一君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問の再々質問にお答えをさせていただきます。

母子健康手帳のデジタル化についてでございます。

今、国のほうでも母子健康手帳のデジタル化というのを推進してございまして、国におきましては、まず、マイナポータルですね、Webサイトを通じまして閲覧できる母子健康手帳の項目の拡充の検討をしておるところでございまして、令和7年度に地方公共団体の基幹業務システムの統一標準化が進められることも踏まえながら、母子健康手帳のデジタル化に向けた環境整備を進めていくことが適当ということが言われてございます。

しかしながら、母子健康手帳を、そういったアプリを導入して進めているという自治体も全国的にはかなりの数にのぼっているところでございます。やはり妊婦さんでありましたり、

子育てをしているお母さま方がスマホから、これまでの健康管理であったり、子どもの成長記録、また予防接種のスケジュールなど、自分で気軽にスマートフォンを介して確認ができるというところから非常に利便性が上がるものであると考えております。

そうしたことから、アプリによりまして非常にやれることが多岐にわたるということで、アプリの種類も数多くあると認識してございますので、そういったところの研究も含めまして、やはり先進的な市町村の情報を数多く入手した中で検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（福井俊克君）

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

それでは2項目め、ふるさと納税についてお伺いいたします。

ふるさと納税とガバメントクラウドファンディングの取り組みについて、先ほど聞きましたが、検討していくというような答弁でございます。すでにスケートセンターなどではやっているという状況ではないかと思っております。

ふるさと納税とガバメントクラウドファンディングを連携するということが、双方の施策の中で相まっていくということについては、吉備中央町の研修の中では非常に痛感したところでございます。

簡単に言うとそれは一体となつてのPRができ、一体となつての、どのようにこのクラウドファンディングを進めていくかということについて、非常に分かりやすい。そして町長の施策について、これはクラウドファンディングができるとか、ふるさと納税の中でできると、こういうような内容でもあったわけでございます。企業版ではそのようなことを計画的に進めているようではございますが、やはり多くの皆さまにそれを理解し、支援してもらうには、そういった方法というのにも必要ではないでしょうか。

特にふるさとを遠く離れ、住まわれた方々については、ふるさとの実情、状況を見ながら、それらについて、ガバメントクラウドファンディングのような取り組みが、ふるさと納税と相まってできると、非常にそこについては、商品は施策ということになるわけでございまして、特産品をいただくということではなくて、例えばスケートセンターだったらスケートセンターにクラウドファンディングではないけど、ふるさと納税というような施策が特産品とか、そういうものの返礼品になると、こういう考えでございしますが、そのへんについては、もう一度お聞きいたしますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（福井俊克君）

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

内田俊彦議員の、公明党の再質問にお答えいたします。

ガバメントクラウドファンディングとふるさと納税を併せたことにより、非常に有利な施策、またPRができるのではないかと質問であったかと思えます。

ガバメントクラウドファンディングは、先ほども答弁で申しましたけども、自治体が募集をするということが大きな魅力であると考えております。これを市がPRすることで非常にPR効果もありますし、また財源としても多くを集めることができると考えております。

現在、スケートセンターにおいてもガバメントクラウドファンディングを行っておりますけ

れども、本市の令和5年度の予算編成方針においても、積極的に活用していくという方針を打ち出したところでございますので、来年度に向けては、どのような事業ということはまだ、現在、具体的にはなっておりませんが、できるだけガバメントクラウドファンディングの推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

それでは3項目め、一般社団法人コミュニティパーク・いこいの杜についてお伺いをするところでございます。

すでにご承知のとおりでございますが、ヴァンフォーレ甲府ともここは連携されているところでございます。天皇杯で優勝されたという、非常に追い風もあります。また、ワールドカップということもありまして、非常にサッカー熱は高くなっておるところでございます。そこに国際的な平和というテーマがある場所でございますが、非常に大事なところでございます。

やはり子育て支援につながる展開については、遠足等ということで市長、お考えということでございますが、さらにこれは、ぜひとも子育てということでございます。未来を担う子どもたちがこういった施設の中で学習をし、また触れて、もしかしたら世界へ羽ばたくと、こういうようなことが起きると非常に喜ばしいことかと思えます。遠足等だけでなく、「等」ということの中に多くが含まれた答弁とは思いますが、具体的にやはりここについても推進をしていくべきと思いますが、今、「等」の中にはどのようなお考えがあるのか、模索中でまだ言えないのか、そのへんについてお伺いをさせていただきます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

宮川北杜未来部長。

○北杜未来部長（宮川勇人君）

内田俊彦議員の、公明党の再質問にお答えをさせていただきます。

コミュニティパーク・いこいの杜を活用しての子どもたち、学習、平和ということで、具体的なものは何かという質問でございます。

答弁は繰り返しになりますけれども、大変素晴らしい施設をお造りいただいたということで、行政のみならず地域住民、多くの皆さまにぜひとも利用をしていただきたいと思いますと考えております。当然、これには積極的な呼びかけも必要と考えております。

先ほど答弁の中で、サッカー育成選手の練習場として利用しているということも答弁させていただきましたが、施設の代表者からは、それらをさらに、底辺を広げて、多くの子どもたちに、ボールを蹴る環境にない人たちについても幅広く、連携を結んでおりますヴァンフォーレスポーツクラブとも連携をしながら取り組んでいきたいというお話も伺っておりますので、そういったことが市としても応援がしっかりできるように、幅広い世代に、できる限りの協力、支援、そういったものを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

ありがとうございました。続きまして4番目、地域猫の去勢・不妊についてでございます。

来年度の事業の継続については、県の動向の中だと、こういうことでございますが、またボランティアの皆さま、愛護団体の皆さま、北杜市に6名の方がいらっしゃって、その方たちがご活躍されていると。そういった中で、非常に今回の施策について、さらに市としても県の動向が見極められれば、やはり市としてできる限りの、簡単に言うと今のところは、各手術については還付ということでございますが、やはり申請制とか、事前に手術をした場所、医院とか、そういうところへ市のほうから支払いができるとか、そういうこともぜひともお考えをさせていただきたいかなと思っておりますが、それらについてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

小泉市民環境部長。

○市民環境部長（小泉雅人君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問の再質問にお答えさせていただきます。

現在、北杜市の飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱におきましては、市が動物病院から直接、請求を受けて支払うということを前提としたものにはなっておりません。現在は、動物愛護推進員などにご協力をいただき、捕獲し、不妊・去勢手術まで行った場合につきましては、飼い主のいない猫を飼っている、餌づけをしている場合もあるかと思っておりますが、捕獲した方に実質的な費用負担が発生している状況でございます。

費用に関しましては、動物病院に手術費用を支払ったのちに、現状は、領収書、また写真を添付して市に補助金交付申請を行っていただき、要綱に定められた補助金額の範囲内で手術費用をお支払いしているというのが現状でございます。

支払い形態を考えてみますと、現状どおりの方法と、ほかに動物病院に直接、市から費用を払う方法、その二通りが考えられると思うわけでございますが、そうすることによって、当然、当事者の立て替え払いの費用負担も減ってくるということが考えられます。

また、収入の少ない高齢の方、ボランティアの方にとりましては、当然、補助金以上の金額を請求される場合も想定されることが容易に想像できる部分もございます。

そのために今後、どういった方法がいいかということも含めまして、他の自治体の状況も調査・研究をいたしまして、今後、あらゆる角度から検討をする必要もございますので、お時間をいただく状況にもなろうかと思っておりますが、研究をして、しっかりそのへんは対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

それでは最後になりますが、5項目め、コロナ感染症治療薬についてお伺いいたします。

いずれ、国の流れ、県の流れということで市はされていると、こういう、おおたな答弁があります。4番目の新型コロナとインフルエンザ同時検査キットの確保等については、やはり12月に購入、本月、購入でそれでされていくということでございますが、ここについては、確かに県、国の動向もあるわけではございますけれども、やはり現場の中ではそれが一番、発熱

外来に行ったときに、一番悩ましいところでもあります。ここについては、やはり積極的にきちっとされていくほうが、その後の薬、経口薬の投薬について速やかに、どちらかという振り分けができるということがございますから、やはりこれはもう少し、強気に推進すべきかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

清水福祉保健部長。

○福祉保健部長（清水市三君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問の再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、やはりこの時期、コロナとインフルエンザ、両方の可能性があるという中で、今後の治療にどちらに結び付けていったらよろしいかというところは、やはり治療する側とすると悩ましいところがあります。

病院等につきましては、最初からインフルエンザと想定した中で、すでに検査薬の購入もさせていただいております。また、県のほうでは、健康フォローセンターの中で、コロナキットの検査薬というところも紹介をして、検査をしていただいたのちにコロナか、インフルかの治療をしていくというところがあります。

今回、市のほうで、シミックとご協力を結ばせていただいております、そちらのほうから100セット、買わせていただいております。不測の事態もあって、いろんなことに対応できるべく、予備として買わせていただいたと。こうした体制を取ることというのは、すごく大事だと考えておりますので、今後とも検査キットに関してはできるだけ確実に確保しながら、今後の治療、また今後の投薬というところに結び付けていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

内田俊彦君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、11番議員、志村清君。

志村清君。

○11番議員（志村清君）

日本共産党の会派代表質問を行います。

1項目めは、市長の政治姿勢（国の政策への見解や対応）についてです。

これまでの代表質問でも「市長の政治姿勢は」とただしてきましたが、それは市政をあずかる市長が国の政治方針や施策をどう評価し、対応しようとしているかを多くの市民が注目しているからであります。今回も課題を絞って、2点について答弁を求めます。

1つは、最悪の改定といわれる「介護保険制度見直し」への見解と対応についてです。

政府は、2024年度の3年に一度の見直しに向けて、年内にも改定の内容を示すことにしています。その内容は、サービス利用料の2割負担、要介護認定が1、2の人を保険の対象か

ら外す、相部屋の利用やケアプラン作成費の自己負担化などが並び、利用者や介護事業所からは「利用者が必要な介護を受けられなくなる最悪の制度改定だ」と強い批判の声が広がっています。「介護保険特別会計」のもとで、直接介護保険制度を運営・管理している市長として、今回の政府・厚労省の改定方針をどう評価しているのか。利用者負担増とサービス後退が明らかな、政府の改定方針に地方から、また現場から反対の声を上げるべきではないでしょうか。

2点、具体的に聞きます。

介護保険制度改定方針そのものについて、市長の見解です。

「全日本民医連」という医療団体の利用者アンケートでは、利用料が2倍になったら、「退所する」が13%、「利用を中止・減らす」が34%という結果も出ています。市長として、改定方針への評価はどうか。とりわけ、要支援1、2に続いて、今度は要介護1、2の方々が保険から外されて、市町村が運営する「総合事業」に移管されます。市の責任が増えることをどう受け止めるのでしょうか。

2点目は、「ケアマネの絶対数が少なく、なかなか介護認定に至らない」とか、「北杜市の認定率が低いのはケアマネが少ないからでは」などの声が直接、介護現場や当事者から届いています。ケアマネは足りているという認識でしょうか。また、資格取得に必要な経費の補助などを行って、ケアマネージャーの計画的な養成や、市が主催する「2級ヘルパー養成講座」開催などの考えはないでしょうか。

2点目には、マイナンバーカードの全国民強制、つまりマイナ保険証制度への見解と対応について、聞きます。

政府は健康保険証を2024年度秋に廃止して、マイナンバーカードと一体化する方針を打ち出しています。マイナンバー制度の根拠は「番号法」であって、カード取得は申請による任意とされて義務ではないことから、大金を使った派手なテレビコマーシャルや2万円のマイナポイントを付けてもようやく国民の半数を超えただけです。マイナ保険証制度の強行は、日本弁護士連合会が声明を出しています。「国民皆保険制度を採用している我が国では、マイナンバーカード取得を全国民に強制するに等しい」という声明です。また、国保証は更新の2年ごとに市から送られてくるのに対して、マイナンバーカードは5年ごとに窓口で本人が出掛けて更新手続きが必要になることから、高齢者が一人残らず対応できるとは考えられません。さらに、マイナ保険証が使える医療機関・薬局は10月末時点で全国ではまだ3割とされていて、トラブルが起きています。

そこで2点、見解を求めます。

1つは、最新の市民のカード取得率は市民総数のうち何%なのか。また、市立病院・診療所でのマイナ保険証対応はどうなっているのかです。

2つ目は、さまざまな疑問、不安、強制に反対の声があり、政府が思うとおりに普及が進まない、マイナンバーカード制度そのもの、また健康保険証廃止するという方針を市長はどう評価しているのか、見解を求めます。

大きな2つ目は、「福祉灯油」など物価暴騰から市民を守る施策についてです。

物価高騰の波が市民生活と事業者の営業を直撃していて、10月の消費者物価指数は前年同月比で3.6%の上昇で、40年ぶりの高値を記録しました。平均的な2人世帯で年間、物価値上げだけで13万円もの負担増になると言われています。

一方で、厚労省の6日発表では、働く人の10月の実質賃金は前年比でマイナス2.6%、

7カ月連続の減少です。物価値上げに賃上げが追い付いていないということです。私たち共産党市議団が11月22日に直接市長に対して、2023年度予算編成にあたっての市民要求、38項目ですが、実現を求めた申し入れをしましたが、その際にも年末を控えた5点、緊急要求を付け加えています。

こうした中、9月議会では、給食費等の無償化、観光事業者支援金支給に続いて、今12月議会にも補正予算第10号として、3つの支援事業（農業者、運送業者、介護事業所）が提案されていますが、それは賛成できるものですが、さらに市の基金等を活用して、創意を凝らした市民生活支援策を提案したいと思います。また、金額的にも対応可能と思われる、②、③についても、以下、市長の決断を求めるものです。

はじめに①点目、厳しい冬を越せる「福祉灯油」を生活弱者に支給、支援してほしいということです。

「福祉灯油」というのは、北海道で50年近く前から始まった冬場だけの支援制度で「燃料手当」とか「ぬくもり助成金」など、それぞれ市町村で名前を付けて、低所得の高齢者世帯やひとり親家庭などに、例えば18リットル缶を10ケース買える引換券などを支給する制度で、北杜市が実施すれば山梨県内で第一号となるものです。電気代、燃料代の値上げが今後も予想される今こそ、北杜市で実施すべきではないでしょうか、見解を求めます。

先ほど言った②です。生活保護世帯のプレミアム商品券購入の対応です。

こういうことがあったんですが、第二弾の「プレミアム商品券」事業が実施されていますが、生活保護受給者の市民が購入したわけですが、「5千円分は収入に認定する」と、問い合わせをしたら、そういう対応だったという声がありました。75歳以上の一人暮らし家庭などには1冊ずつ贈与された一方で、生活保護受給者は除外されたわけです。収入認定になるという判断からです。せっかく5千円を工面した受給者への今回の対応、つまり5千円分は収入認定に数えますという対応はあまりに冷たい、他の市民と比べても不公平な対応だと考えます。これは市独自の施策でもあり、市長の判断で、撤回すべきと考えますがどうでしょうか。

③は、弁当持参を余儀なくされた家庭への弁当代相当の援助をしてほしいということです。

9月議会の一般質問でも、アレルギーを持つ児童・生徒が10月からの給食費無償化のもとでも弁当を持参するということから、「弁当代相当の補助」を求めましたが否定的な答弁でした。約30世帯への補助総額はわずかだと考えますが、当事者が納得できる、実施しない、できないという、納得できる理由の明示を求めるものです。

大きな3項目め、「ゲノム編集トマト苗」の小学校配布の可否判断についてです。

ベンチャー企業・東京都港区のS社は、ゲノム編集されたトマトの苗を今年度から福祉施設で、来年度からは全国の小学校で配布する計画を発表しています。研究者や科学者からの健康への効果と悪影響への評価が分かれていることから、児童たちが半ば強制的に栽培したり、食べさせられることに不安の声が広がっており、北海道でアンケートをマスコミが取った際、回答があった75%の自治体・教育委員会の回答のうち「受け取らない」と答えたのが4割、「受け取る」というのは、まだゼロということです。徳島県の調査でも「受け取る」自治体はまだゼロという報道もありました。市長や教育委員会の対応方針を問うものです。

具体的に1つは、ゲノム編集技術・食品への評価はどうかということです。

市長、教育長は、この「ゲノム編集技術」について、その安全性など、どう評価しているのか。小学校への「ゲノムトマト苗」配布計画への保護者等からの不安の声をどう受け止めている



るのか。また、北杜市への具体的な申し出はあったのか、答弁を求めます。

2点目には、議会での請願採択を踏まえて、市内小学校への苗配布を許可するのかどうかです。

9月議会では、「北杜市では苗を受け取らないことを求める」旨の請願、野中真理子議員が紹介議員でしたが、賛否の討論を経て、賛成多数で「採択すべきもの」となっています。「長期的な影響調査の実績がなく、安全性の確証がないものを受け入れるべきではない」という意見が大勢を占めたわけですが、市長、教育長は議会のこうした結果も受けて、申し出があった際には「受け取らない」と表明すべきだと考えますが、許可するのでしょうか、答弁を求めます。

最後の4項目めは、「総合計画」の進捗をめぐる課題についてです。

1つは、「総合計画・基本構想」決議時の「付帯決議」への対応についてです。

3月議会で「総合計画」の基本構想が可決された際に、合わせて「付帯決議」が議決されました。「総合計画」等の進捗状況を議会に報告、説明を求めるという決議でしたが、その後8カ月余り、課題ごと、分野ごとの審議会や検討委員会が開かれ、具体化が進んでいるのに一度も議会には経過報告すらなく、議会での審議、検討、意見表明の場は保証されていません。私たち会派は、その際、「付帯決議などせずとも議会への随時報告は当然やるべきことだ」と決議に同意しませんでした。付帯決議をないがしろにしたまま進めることは問題だと考えます。付帯決議をどう受け止め、今後どう対応するのか答弁を求めます。

2つ目には、各地域委員会に提案された「新たな地域組織」と「5%シーリング」への各地域委員会の議論の内容について、聞きます。

11月末から12月にかけて、8町ごとに今年度2回目の「地域委員会」がそれぞれ開かれました。主な議題は「予算使途提案事業」の今年度進捗状況についてと、来年度のその提案事業当初予算についてですが、そこでは1つ、来年度の予算編成の基本方針として「令和4年度予算額の95%以内とする。いわゆる5%シーリングについてです。2点目には、令和8年度からは地域委員会を「新たな地域の組織（区長会＋学識経験者など）」に切り替えると、これは総合計画に基づくものですが、という提案と紹介があったわけ。こうした方針に対して疑問や質問が、あるいは反対意見が出たと聞いています。私も1カ所だけですが、傍聴しました。そこで2つ聞きます。

1つは、以上、提案した2点について、それぞれ、その意図は何か、説明を求めます。また、8町ごとの会議で出された、2点についての参加者から、地域委員の皆さんからの意見等の紹介を、どんな意見が出たか、紹介を求めます。

2点目には、「新・行政改革」が進める、地域委員会をなくし、総合支所の機能を縮小していく方針、これは住民サービスの後退に直結するだけでなく、旧町村がつくり、守ってきたその地域ごとの特色や魅力を消失させ、ひいては北杜市全体の魅力を失いかねないとは私は考えるわけですが、この点について市長の見解を求めます。

最後の③は、延期されたままになっている「市長と語る会」の早期開催についてです。

市長への申し入れを11月にしましたときに強調しましたが、コロナを理由にして「市長が直接膝を交えて説明する」としていた総合計画についての「語る会」が延期されたまま年末を迎えています。市民からの開催を待ち望む声は非常に強く、当初予定されなかった4町を含む全町での開催計画を立てて、市民に早急に示すべきではないかと思えます。答弁を求めます。

以上です。

○議長（福井俊克君）

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は13時30分とします。

休憩 午後12時03分

---

再開 午後 1時30分

○議長（福井俊克君）

それでは、再開いたします。

なお、15番 原堅志君は一身上の都合により、本日会議を退席する旨の届がありました。

また、執行部においては、花輪武川総合支所長は一身上の都合により、本日会議を退席する旨の届け出がありました。

それでは休憩前に戻りまして、日本共産党会派代表質問、志村清君に対する答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

「総合計画」の進捗をめぐる課題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「総合計画・基本構想」決議時の「付帯決議」への対応についてであります。

令和4年第1回定例会における「付帯決議」につきましては、重く受け止めているところであります。

「第3次北杜市総合計画」の進捗状況については、現在、「前期基本計画」の「基本目標・施策目標」に関し、計画初年度である令和3年度の進捗状況の取りまとめを行っているところでありますので、今後、「北杜市総合計画推進委員会」において、当該年度の検証・評価、また、改善に係る提案などをいただき、それを踏まえた上で、本年度中に議会に報告してまいりたいと考えております。

次に、「市長と語る会」の早期開催についてであります。

本年7月に開催を予定しておりました「市長と語る会」については、新型コロナウイルスの感染者数が急増したことから延期したところであります。

現在、第8波による新規感染者数が増加傾向にありますので、開催の時期や回数については、感染者数の状況を見ながら、来年2月上旬頃に開催を予定し、市民の皆さまには、市の広報紙やホームページ等で周知してまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

「福祉灯油」など物価暴騰から市民を守る施策における、アレルギーにより弁当を持参する家庭への補助についてのご質問にお答えいたします。

市では、本年10月から来年3月までの間、学校給食費の無償化を実施しておりますが、これは、市が提供している給食費にかかる経済的負担を軽減するため、実施しているものであり

ます。

個々の児童生徒の状況により、給食を食べることができない場合には、弁当をご持参いただいておりますが、現在の学校給食施設では設備の状況等により、個々に配慮した給食を提供することができないことから、対象となる保護者のご理解をいただき、弁当持参としており、これら費用の補助は行っておりません。

次に、「ゲノム編集トマト苗」小学校配布の可否判断について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ゲノム編集技術および食品への評価についてであります。

ゲノム編集された食品については、「食品衛生法」に基づく安全性の審査を不要とする専門家の報告書を受け、国もこれを認めていることや、インターネットやマスメディア上でもその賛否について様々な意見があることは承知しております。

なお、「ゲノム編集トマト苗」配布計画に関して、保護者等からの不安の声および企業からの申し出は、現在のところ市には寄せられておりません。

次に、市内小学校への苗配布についてであります。

本年第3回市議会定例会において「北杜市の小学校にてゲノム編集トマト苗を受け取らないことを求める請願書」について、採択という議会の判断は、尊重されるべきものと考えております。

しかしながら、提供される苗の情報や無償提供の趣旨、提供時期等の詳細が不明であることから、「受け取る」「受け取らない」の判断は、その時点での情勢等を慎重に見極め、判断することが必要ではないかと考えております。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

宮川北杜未来部長。

○北杜未来部長（宮川勇人君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

「総合計画」の進捗をめぐる課題における、地域委員会および総合支所への見解についてであります。

地域委員会については、合併後、すでに18年が経過し、本来の設置の目的は、おおむね達成されていると考えられることから、行政区長会との統合を進めてまいります。

また、各総合支所については、本庁と支所との二重行政を解消するため、市民サービスに直結する窓口業務のみを行う、行政センター化を進めてまいります。

いずれについても、「財政健全性の維持」および「効果的・効率的な行政運営」の実現のため、必要なものと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

「総合計画」の進捗をめぐる課題における、各地域委員会に提案された「新たな地域組織」とシーリングについてであります。

「新・行政改革大綱」において、地域委員会はその設置目的をおおむね果たしているため、行政区長会への統合を進めることとしていること、また、予算については、「令和5年度当初予算編成方針」において、その他行政経費については、前年度当初予算の95%の範囲内としていることから、設定したものであります。

「5パーセントシーリング」については、「北杜市地域委員会連絡協議会」や町ごとの地域委員会の会議の中で、委員から現状維持を希望するご意見もいただきましたが、一方で「お祭りをやらないでも支障がない、市として一つにまとめていく方向にシフトしていくのも大事」、「お祭りの中身も考え、予算がかからないようにしていくことも必要」とのご意見もいただいているところであります。

また、地域委員会の組織見直しについては、「詳しい将来像を早く示してほしい」、「地域委員会に代わる組織が必要では」などのご意見をいただいているところであります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

小泉市民環境部長。

○市民環境部長（小泉雅人君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

市長の政治姿勢（国の政策への見解、対応）について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、マイナンバーカードの取得率および市内医療機関等でのマイナ保険証への対応状況についてであります。

本市のマイナンバーカード交付率は、先月末現在で、48.3%、申請率は54.8%であります。

また、市立病院および診療所における「マイナンバーカード保険証」への対応状況については、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための「顔認証付きカードリーダー」を、市立の医療機関全てに設置済みであり、ご利用いただいているところであります。

次に、マイナンバーカード制度および健康保険証廃止方針への市長の見解についてであります。

国は、令和6年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと健康保険証を一体化する方針を打ち出しておりますが、現時点では、国から具体的な内容は示されておられません。

現行の保険証を廃止し、「マイナンバーカード保険証」に切り替えるには、マイナンバーカードを取得していない方への対応など、様々な課題があると認識しておりますので、今後、国において具体的な検討がされるものと捉えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

清水福祉保健部長。

○福祉保健部長（清水市三君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

市長の政治姿勢（国の政策への見解、対応）について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、介護保険制度改定方針への見解についてであります。

現在、厚生労働省の「社会保障審議会」で審議中であり、現時点での評価はできないものがありますが、高齢者の急増や現役世代の急減など人口構造が変化していく中で、介護保険制度の持続可能性を確保するためにも、負担能力に応じた負担という考え方は重要であります。

介護保険制度は、共同連帯の理念に基づいており、国民は費用を公平に負担する義務を負っていることから、公平性を担保した中で負担能力に応じた制度改定につながるのか、これからも国の動向を注視してまいりたいと考えております。

また、要介護1と2の方の「総合事業」への移管については、先月28日の「社会保障審議会」において、委員や関係団体等による検討過程でも強い反対意見があることから、今回の改正では見送られる方向であります。

次に、市内のケアマネージャーについてであります。

「ケアマネージャー」の主な業務は、要介護者の居宅サービス計画の作成と、介護保険施設等への紹介であり、介護認定は、調査員の調査票と主治医の意見書などを基に、「介護認定審査会」が判定することから、「ケアマネージャー」の数は介護認定に影響しないものと考えております。

「ケアマネージャー」の不足については、「第6次ほくとゆうゆうふれあい計画」策定の際にも議論され、「介護事業所PR事業」や「優良事業所・職員表彰制度」、「資格取得支援」などにより、居宅介護支援事業所に所属している「ケアマネージャー」は、本年度当初の42人から3人増えて現在45人となり、不足は解消されております。

また、「ケアマネージャー」や「2級ヘルパー」などの資格取得に必要な経費は、昨年度から補助しており、「2級ヘルパー」に必要な介護職員初任者研修を受けるためには、県が指定する学校や事業者の研修を受講する必要がありますので、市として養成講座を開催することはできない状況にあります。

次に、「福祉灯油」など物価暴騰から市民を守る施策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「福祉灯油」の支給についてであります。

現在、原油価格と物価の高騰が続いており、市民の生活に多大な負担が掛かっていることは承知しております。

これに対して、市では本年度、コロナ禍において物価高騰等に直面する市民および市内事業者を支援するため「第2弾ほくとトクトク商品券」を販売するとともに、生活弱者等を対象に「福祉商品券」を無償配布しております。

また、住民税均等割が非課税世帯の方および家計急変世帯の方には、国から、5万円の「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」が支給され、県では、住民税均等割のみ課税世帯等で、国の5万円給付の対象とならない世帯の方に、3万円を給付する「物価高騰対策緊急生活支援金」を計上した補正予算案が12月定例会に提出されております。

これらを有益に活用する中で、物価高騰に対応していただきたいと考えておりますので、市

独自での灯油の支給については考えておりません。

次に、生活保護世帯のプレミアム付商品券購入への対応についてであります。

生活保護世帯については、厚生労働省通知により、商品券は現金と同様に使用できるものであることから、購入した際のプレミアム分5千円は収入認定しなければならず、生活保護世帯の負担の軽減を図るため、販売・配布はしないこととしております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

当局の答弁が終わりました。

志村清君の再質問を許します。

志村清君。

○11番議員（志村清君）

答弁いただきましたが、1つか2つくらいは前向きな答弁があるかと期待していましたが、どうもそうでなくて、がっかり感のもとで再質問をしなければなりません。1つは、順を追って項目ごとに時間が許す限りで再質問を行います。まず政治姿勢の介護保険、先ほど答弁があったように、今朝の新聞報道でも今年中に案をつくるというのが、様々な、先ほど紹介されていまして反対の声も高くということもあり、案をつくる結論を先送りという見出しが各紙に載っていましたが、撤回されていないわけで、先ほど当局答弁では動向を注視すると、検討中だから評価は控えたいということですが、介護保険制度そのものはもう23年になりますよね。ぴったり2000年から始まったので。やっぱりこの間で、最悪の今度、改悪案だと、利用者も介護事業者もみんな声をあげているという中身をぜひ注目をさせていただいて、まじめに介護保険料を年金から天引きされるなどして長年納めてきて、いざ当事者になるとなかなか使えない、利用料金も上がっていると。最初の契約と違うわけで、民間の生命保険だと、こんなことが頻繁にやられたら問題になりますよね。それを国がやっている。国家的詐欺ではないかと、こういう声もあるわけで、ぜひ市長には現場の声、また利用者の声を今後も文字どおり注視して、地方から改悪についてはやめてほしいという声をあげてほしいと思います。

質問は、この項目ではマイナンバーのことです。個人情報が入るわけで、今後、個人の貯蓄額とか、この人はどこで何を買っているのか、お酒はどういう銘柄が好きかということまで全部把握されて、国がつかむと。借金はいくらあるのかとか、病院との関係でいえば病歴、どこの病院にかかって、どんな入院歴があるのかということまで、今後、すべてマイナンバーカードの中に蓄積される。いずれは運転免許証とも合体させる。国交省だけでなく。私、ポケットに運転免許証を持っていますが、毎日、この大事なマイナンバーカードを持って生活しなければならない。高齢者は、5年に1回、書き換えなければならないですよね、そんなことができるのか。顔認証カードですから、赤ちゃんのときに写真を撮ったのを5年間、使うんですか、5歳になっても。突っ込みどころ満載なんです。

この間、市役所の窓口のところでは受付をしていますが、男の人が大きな声をあげて、大きなというか、私にも聞こえるような声で、「2万円ぽっちで個人情報を渡したくないや」と言って帰りました。こういう状況をぜひ見てほしいと思います。

質問は、病院にはすでに、病院と2つの診療所に顔認証付きカードを受け付ける機械があるということですが、先ほどの報告では、ようやく半分がカードを持った市民、病院では患者さん、どのくらい受付で、この保険証ではなくて、マイナンバーカードを使って病院にかかって

いるのか、細かい数字までいいですけど、どんな状況なのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（福井俊克君）

清水福祉保健部長。

○福祉保健部長（清水市三君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問の再質問にお答えいたします。

市内の市立病院、診療所につきましては、病院は令和2年度に、診療所は令和3年度に機械を設置しております。

先ほどのご質問でありました実績ですけれども、令和3年度の実績につきましては、塩川病院では30件、甲陽病院では50件、辺見診療所3件、白州診療所5件という利用状況になっております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

志村清君。

○11番議員（志村清君）

ありがとうございました。つまりほとんど、カードを作ったけど、それを病院に持って行って使う人は、保険証が今は有効だからでしょうけど、2、3人とか、50件とか、ほとんど使っていないことですね。先ほど言いました、やっぱりカードを持ち歩くことへの不安というのがぬぐいきれないと思います。ぜひ全国民のカードの強制をやめるように、市長からも声をあげていくべきだと訴えて、次の質問に移ります。

物価対策です。先ほど、昨年も福祉灯油を提案したんですが、たしか、そのときの答弁は検討するということでした。今回の答弁は、もうこれ以上の支援策は考えていないという、昨年よりも後退をして、物価が昨年よりも非常に上がっている、燃料も上がっている、そういう中で、昨年やろうと検討するということまでいったことを、今回は外してしまうということ、いかがかと思います。

私、何か3つ、今回やるわけですが、それ以外にやる予定はないのか。例えば第3回目、今年中に終わってしまうプレミアム付商品券、第3弾を年明けにやる考えはあるのかということを知りたいので再質問を用意していたんですが、これ以上やらないということになると、答弁の求めようがないから、生活保護のことについて聞きます。

いわゆるプレミアム付商品券は収入認定になるから、生活保護の皆さんには贈呈しないと。収入認定になってしまうからといって、たまたま、いわゆる引換券すら、その人たちには送っていないんですね。そういう判断の下で。私が聞いた、この例はおそらく支援者や友だちから、では私の分で買いなよと言われて、なんとか5千円を用意して買って、市役所に心配だから届けたら、担当者がその得した5千円分は収入認定になりますよと、こう答えられて、びっくりしているわけです。非常に冷たい対応ではないかなと思います。

北海道余市町の例が最近話題になっています。知っているかもしれませんが、修学旅行に行った先で、国が出している旅行クーポン券、これを生徒全員に6千円ずつ配って、お土産を買いなさいということで配ったんだけど、生活保護の子ども、就学援助を受けている子ども、旅行先ですよ、部屋に集めて、皆さん、国から保護を受けているからクーポン券は使えませんかといって、先生がみんな集めた。今、話題になっています。本当に信じられないような、冷たい対応ではないですかね。その子たちは一生忘れないと思いますよ。修学旅行といったら、そ

のことを思い出すと思います。恥ずかしい思いをするわけですから。それと同じとは言いませんけど、これは市のプレミアム付商品券ですから、市長の判断で、その5千円を得た分を取り返すと。収入認定するという判断をやめてほしいと思います。

答弁を求めたいのは、少なくとも、商品券を買ったかどうかを、今、100何十世帯ですか、生活保護を受けている人に問いたさない、分かりやすく言えば見て見ぬふりをする。誰かからもらった分を活用した分についてはね。そこまでは約束できないか、答弁を求めたいと思います。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

清水福祉保健部長。

○福祉保健部長（清水市三君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問の再質問にお答えいたします。

先ほどの商品券の件でございます。

基本的には商品券を購入、または譲渡されたかということにつきましては、特段、調査をする予定はございません。ただ、やはりプレミアム分につきましては、収入認定しなければならないという国の通知がございます。当然、収入の申告をしていただく必要があると。その上で、あった場合につきましては、収入認定をしていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

志村清君。

○11番議員（志村清君）

ぜひ、部長が言われたとおり、あくまで調べることまではしないというふうにしていただきたいと思います。

もう時間で最後になりますが、アレルギーの子たちが弁当持参を余儀なくされている問題について、最後に聞きます。

先ほどの答弁は、経過を述べられて、そういう弁当代の補助はしないと。この答弁は9月議会とまったく同じなんです。私、通告を見てもらえば分かるように、なぜ、例えば500円分くらいを補助できないかが、当事者が納得できる、実施しない、できないという、納得できる理由を明示してくださいという、こういう通告なんです。これこれこういう経過で、弁当を持参していただいています。その弁当代を補助する考えはありませんというのは、9月議会の答弁とまったく同じなんです。だから僕、工夫して、当事者が納得できる答弁、理由を説明してください。分かりますか。9月議会で納得できないから、そういう経過で、弁当代を出しませんという答弁をもらったから、そうではなくて、なぜ弁当代を出せないか、当事者が納得できる理由を説明してくださいと、ここに書いてあるでしょう。なぜ、これに答弁がないんですか。最後にお願いします。

○議長（福井俊克君）

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

志村清議員の、日本共産党代表質問の再々質問にお答えいたします。

弁当持参をしている家庭の補助についてであります。



ご承知のとおり、学校給食は家庭からの給食費を主な財源として、ほかに子育て支援や地産地消にかかる賄い材料費の補助を市が行って運営をしております。

先にご答弁したとおり、今回の無償化につきましては、市が提供している給食にかかる負担軽減のため実施しているものであります。弁当持参をいただいている場合につきましては、市に給食費として納付いただいているものはないため、今回、補助の対象とはしておりません。

以上です。

○議長（福井俊克君）

志村清君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（なし）

それでは、以上で質疑を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

次に、ともにあゆむ会の会派代表質問を許します。

ともにあゆむ会、12番議員、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

令和4年第4回北杜市議会定例会にあたり、以下3つの大項目について、会派ともにあゆむ会の代表質問を行います。

まずはじめは、こども支援策についてであります。

本市においては、子育て政策は第一に考えるべき施策と常々考えているところでございます。子育ての諸施策を計画的に進めていく上でも優先順位というものがあります。

そこで、以下質問します。

優先して取り組むべき事業である、白州保育園・西部こども園施設整備計画について伺います。

令和3年1月28日の第1回「北杜市立白州保育園・西部こども園施設整備検討委員会」を開催して以降今日に至っていますが、保育園保護者はじめ、こうした関係者への説明はなされて、理解されているのか。

令和4年12月定例議会に白州保育園・西部こども園整備事業として3,200万円の追加補正予算が計上されていますが、補正事業内容等について具体的に伺います。

白州保育園・西部こども園施設整備計画の今後の具体的スケジュールについて伺います。

次に、「北杜市こどもランド・こどもパーク」の整備計画についてでございます。

この整備計画は、計画発表から議会に説明するまでに3カ月足らずの期間で検討されてきた整備計画ですが、市内にもこの計画に対して慎重なご意見が多くあります。この「北杜市こどもランド・こどもパーク」の整備計画は多くの市民皆さまの声や意見提言を聴いて、慎重に取り組むべき事業であると重ねて申し上げます。

北杜市こどもランド建築設計および、こどもパーク実施設計業務委託契約について、具体的に伺います。

令和4年9月定例議会において追加補正した土地購入費4筆2,383平方メートル、地目畑1,588万円は、執行され今回の事業計画地に反映されているのでしょうか。

現在多くの方々にグラウンドゴルフなどで利用されている高根ふれあい公園の芝生広場は、

今後整備計画の中で、どのような位置づけで整備されていくのでしょうか。

既存の保健センターおよび社会福祉協議会などの整備後の連携は、また整備計画地全体の管理運営は、今後どのように進めていくのでしょうか。

整備計画全体の維持管理費・運営費の収支の見込みと財源は、いかがでしょうか。

事業内容、説明によると総事業費約5億円とのことですが、市民への説明は今後どのように図っていくのでしょうか。

次に2つ目の質問は、水道料金改定等についてであります。

令和4年4月25日付で、市長より北杜市上下水道事業審議会へ上下水道料金改定に関する諮問がされています。「水道料金と下水道使用料の改定について、事業の健全性や継続性といった観点に基づいて審議してください。」との内容であります。今までに、4回にわたり審議会が開催されております。

そこで、以下質問いたします。

はじめに、「上下水道事業審議会」の審議の進捗状況について伺います。

今後、水道料金改定の審議の中で当初計画にある使用者、市議会へ審議会の中間報告はされるのかどうか。

当初の料金・使用料改定スケジュールでは、令和5年1月中に答申予定、令和6年4月から新料金・使用料適用開始となっておりますが、当初計画どおりで、現在進めているのでしょうか。

現在の審議会委員の任期は令和5年1月となっておりますが、答申が2月以降にずれ込んだ場合の対応について伺います。

次に、直面する水道施設整備計画など、大泉町内の泉原水源・泉原配水池関連の本年8月24日の大雨による災害復旧工事を含め、水道料金改定の審議の中で具体的に反映されているのでしょうか、伺います。

「上水道管の劣化診断支援業務委託について」、「北杜市上下水道経営基本計画及び水道ビジョン改訂支援業務委託について」伺います。

これらの委託事業内容等について具体的詳細に。

こうした委託事業内容等と今回の料金改定の内容とは連動しているのでしょうか。

峡北地域広域水道企業団からの日最大受水量、責任水量と言いますが、について水道企業団および構成3市（北杜市・韮崎市・甲斐市）との協議は本年9月定例会以降されているのでしょうか、また、今後の協議予定があればお示しください。

本市の水道料金改定前に協議されることが重要事項と考えますが、いかがでしょうか。

次に、「市太陽光発電設備設置条例」等の改正についてであります。

「北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例」施行から3年が経過し、「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」施行から1年が経ちます。市条例施行後も様々な課題・問題が出ております。

山梨県においても野立ての太陽光発電施設の抱える問題点について、お二人の県議会議員が本年9月議会において一般質問されています。1つは、県条例に基づく新規設置届けの際に、地域住民への説明状況が分かる資料の提出を求めることとし、現在、規則改正の手続きを進めているとの答弁がされております。2つ目は、使用済みの太陽光パネルについて将来の大量発生へ適切な対応を図るため、関係団体などによる検討会を設置したと答弁しています。

また、国においては、資源エネルギー庁、環境省など4省庁により、「再生可能エネルギー発電設備の適正導入及び管理のあり方に関する検討会の提言案」のパブコメが8月末には終了し、公表されております。

また、全国的に、既存の条例についても次々と改正され、規制強化の動きが進んでおります。こうしたことを踏まえ、以下質問いたします。

はじめに、北杜市内における、国認定の太陽光発電設備（非住宅、野立て、10キロワット以上）の件数と、そのうちの導入件数、未稼働件数の状況は。2014年から2022年まで、営農型太陽光発電設備を含む件数を伺います。

「市太陽光発電設備設置条例」等の改正について、野立て型の太陽光設置に係る問題に取り組んでいる市民・団体皆さまからの提言や要望など具体的提案がされておりますが、以下の提案内容は、今後条例等改正を検討していく中で大変貴重な内容と思います。今後どのように活かすのか、具体的にご所見を伺います。

地域住民等への周知（説明会）等について明確に条文化するとともに「説明実施報告書」を実効性ある内容に改正すること。

許可基準として敷地境界からの離隔距離の確保を原則5メートル以上とし、隣接住宅等建物がある場合は、原則10メートル以上とする。なぜ、必要なのかと言えば、以下のとおりです。概要を申し上げます。消防活動だとか、敷地の草刈り作業、施設の点検作業、敷地内の安全のためのスペースの確保等でございます。これらについては、資源エネルギー庁認定基準とされる事業計画策定ガイドラインには、再生可能エネルギー発電事業者が再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、遵守すべき事項及び推奨される事項として定められております。

また、北杜市の良好な生活環境、景観の維持をするため。次に移住、定住促進、観光振興にも資するため。また、構造計算書を許可申請書類として提出することを事業者に義務付けること。設置許可に有効期限を設けること。許可標識、これは現在施行されている規則ですが、様式第9号に許可年月日の欄を追加すること等々、まだありますけれども、そうしたものでございます。

次に、市長は「太陽光発電条例の見直し」について、令和2年12月2日の市長市政方針表明の中で言及しております。

住民説明会のあり方・義務づけ、説明実施報告書の実効性のある内容に改正、太陽光パネルとの離隔距離等々、様々な問題が惹起されている状況をふまえ、政治の責任、行政庁の最高責任者として市民の負託に応えるべく早期に改正準備に着手することを期待して、質問といたします。

以上、市長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

こども支援策における、「白州保育園・西部こども園施設整備計画」の関係者への説明についてであります。

「白州保育園・西部こども園の整備」については、本年8月8日に保護者会の役員への説明

会を開催し、また、10月6日、7日、13日には保護者全体への説明会を開催し、大規模改修を行う方針や、整備の概要などの説明を行ったところであります。

保護者からは、「完成まで時間が掛かるのであれば、なるべく早く進めてほしい」、「スケジュールはどうなっているのか」などのご意見をいただいたところであります。

さらに、先月21日にも保護者全体への説明会を開催し、今後のスケジュール等について説明を行ったところであり、おおむねご理解をいただけたものと考えております。

また、実際に現場で働く者の目線からの意見として、「白州保育園・西部こども園」に勤務する保育士や調理員等から意見聴取を行っておりますので、今後、設計を行う際の参考にしてまいりたいと考えております。

保護者には、今後も必要に応じて丁寧な説明を行い、意見を伺ってまいります。

次に、水道料金改定等について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「上下水道事業審議会」の中間報告についてであります。年度内に、これまでの審議の状況を、中間報告として市議会にご報告するとともに、その内容を市ホームページにも掲載する予定であります。

次に、改定スケジュールの進捗状況についてであります。

新型コロナウイルスの影響により、家庭や企業の経済状況の先行きが不透明であるため、料金・使用料改定の時期については、より一層慎重な審議が必要であると考えております。

このことから、当初の計画より審議に時間を掛けることとし、来年度中に答申をいただくスケジュールに変更してまいりたいと考えております。

新料金、使用料については、答申を受けてから、市としても慎重に検討し、また、十分な周知期間を取った上で、適用開始となります。

次に、審議会委員の任期についてであります。

現在の委員については、来月で任期満了となりますが、その後も、ご審議していただくため、改めて委員の委嘱をお願いしてまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長および担当局長が答弁いたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

大芝こども政策部長。

○こども政策部長（大芝一君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

こども支援策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、補正事業の内容についてであります。

今回補正予算として計上しているものの内訳でありますが、役務費については、仮設園舎建築確認等の手数料として、200万円を見込んでおります。

また、委託料については、仮設園舎建設、園舎の大規模改修、屋内プール等の設計業務に、3千万円を見込んでおります。

次に、今後のスケジュールについてであります。

現時点で予定しているスケジュールとしては、来年2月に設計業務の発注を行った後、夏頃を目途に仮設園舎の建設に着手する予定であります。

また、園舎の改修については、来年度の冬頃に着手する予定であり、改修後の園舎での保育

開始は、令和7年度の秋頃を目指しております。

仮設園舎の取り壊しを含めた全ての事業完了については、令和7年度末を予定しております。次に、こどもランド・こどもパークの整備計画についてであります。

「子育てするなら北杜」という地域ブランドを構築し、子育て世代から選ばれる地域を目指すため、親子が気軽に集い、交流ができる子育て支援の拠点となる「こどもランド」および「こどもパーク」の設計をする上で、豊富な経験、柔軟かつ高度な発想力および確かな技術力を有する最適な受託者を選定することを目的とし、公募型プロポーザルを実施したところであります。

審査の結果、「保坂猛建築都市設計事務所・市川測量設計 設計企業体」を特定者として選定し、先月30日に契約を締結したところであります。

契約内容の主なものについては、「こどもパーク」の測量業務、設計業務、「こどもランド」の建築設計業務、地質調査業務であり、契約金額は、2,959万円で、履行期間は、契約締結の翌日から、来年5月25日までとなっております。

次に、土地購入費の執行状況および事業計画地への反映についてであります。

公園の隣接地である4筆については、当初の計画において、事業エリアとして考えていたことから、用地買収を計画しており、交渉の結果、1筆は了解を得られたため事業計画地に含め、3筆は協議が整わなかったことから、事業計画地から除いております。

次に、整備計画内での芝生広場の位置付けについてであります。

芝生広場は、ボール遊びや、縄跳び、バドミントンなど様々な利用を想定しております。

グラウンドゴルフは、現在、公園利用者が少ない平日の午前中に利用をいただいているところであり、遊具設置後も利用できるよう、利用団体と協議を行っております。

今後の設計の中で、遊具の配置等を考慮し、グラウンドゴルフの利用ができるよう調整をまいります。

次に、保健センターおよび社会福祉協議会などとの連携等についてであります。

「こどもランド・こどもパーク」では、「地域子育て支援拠点事業」や「ファミリーサポートセンター事業」、「一時預かり事業」など、各種事業を計画していく中で、保健師や相談員など「保健センター」との連携は必須であると考えております。

「北杜市社会福祉協議会」においては、高齢者との交流事業やイベント等を計画することで、連携を図っていく考えであります。

また、管理運営については、民間活用による委託や指定管理者制度の導入など検討してまいります。

次に、維持管理費、運営費にかかる収支の見込みおよび財源についてであります。

「こどもランド」については、「地域子育て支援拠点事業」や「ファミリーサポートセンター事業」、「一時預かり事業」などを想定しており、これらの事業は、「子ども・子育て支援事業交付金」の対象事業であるため、国や県の補助金を活用する中で運営を行ってまいります。

また、維持管理・運営費については、コスト削減を念頭に、施設の設計を行い、算出をまいります。

参考であります。県内で同規模の屋内施設の維持管理・運営費は、おおむね3千万円から4,800万円であります。

「こどもパーク」については、遊具の維持・点検、公園内の環境整備等を想定しております。

が、導入する遊具等がまだ確定していないため、確定後算出をしております。

次に、市民への説明についてであります。

事業内容については、市の広報紙やホームページなどを活用し、広く周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳土君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

「市太陽光発電設備設置条例」等の改正について、いくつかご質問をいただいております。はじめに、国認定の太陽光発電設備についてであります。

資源エネルギー庁公表の本年6月末時点での10キロワット以上の太陽光発電設備の認定等の件数については、認定件数が、2,971件、導入件数が、2,224件、未稼働件数が、747件となっております。

公表においては、野立て、屋根設置および営農型それぞれの太陽光発電設備の区分が明らかにされていないことから、正確な認定件数の把握が難しいところではありますが、営農型太陽光発電設備については、「北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例」に基づく許可件数は9件であり、いずれも国の認定を取得し、稼働しております。

次に、周知等の明確な条文化および「説明実施報告書」の内容改正についてであります。

市条例において、地域住民等への周知として説明の行為を義務化しております。

また、説明実施報告書の内容については、議事録や説明会開催状況の写真の添付など、必要に応じて見直しを検討しております。

次に、敷地境界からの離隔距離の確保についてであります。

事業者は事業区域の状況を踏まえ、市条例の規定に従い計画するものと考えており、こうした中で、物権に基づく財産権の行使をいかに制限できるかが、重要であると考えております。

このことから、条例の規定において、さらに5メートル、住宅隣接地は10メートルという離隔距離を確保することは、これを確保できないことによって生じる、周辺市民への不利益、または不利益を及ぼすという蓋然性を明示することが困難であるため、改正は難しいものと考えております。

また、離隔距離の趣旨が消防、景観などに基づくものであれば、当該する法令等により検討がなされるべきと考えております。

次に、構造計算書の提出についてであります。また、「電気事業法」に関する事項であり、本市が根拠をもって審査等を行うものでないことから、当該法令を所管する国において措置が講じられるものであると認識しておりますので、義務化は難しいものと考えております。

次に、設置許可に有効期限を設けることについてであります。

県条例の施行状況、また、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」において創設された「認定失効制度」などの動向を確認しながら、対応してまいりたいと考えております。

なお、事業者が許可を受けた後、事業実施の意思がなくなった場合は、市条例に基づく「取りやめ届」の提出を求めることは可能であります。

次に、許可標識に許可年月日の欄を追加することについてであります。市規則の改正で対応できるものと考えております。

次に、改正に対する市長の考えについてであります。

これまでも、県条例制定においては、これを尊重しつつ、県条例と市条例における整合、調整を図り、市条例の立法趣旨を損なうことなく、太陽光発電事業の適正な実施が行われるよう取り組んでまいりました。

市条例は、県内でいち早く施行した厳しい太陽光発電規制条例であります。

今後も、本条例が、現行法令における財産権の制限、受忍の程度等を十分に検討し、施行されたものであることを踏まえ、太陽光発電設備を取り巻く環境、これに伴う関係法令などの動向に注視しながら、必要と認められるときは、適切に対応を取っていくこととしております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

浅川上下水道局長。

○上下水道局長（浅川和也君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えします。

水道料金改定等について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、水道施設整備計画等の反映についてであります。

「北杜市上下水道事業審議会」では、水道施設整備計画を考慮した審議は、なされておりません。

なお、災害発生時は、災害復旧債、ならびに、国、県および市からの補助金などの外部資金や基金、積立金による対応を想定しております。

次に、各委託事業の内容についてであります。

「上水道管の劣化診断支援業務委託」の事業内容は、市内の上水道管延長約1,300キロメートルを対象に、水道管の劣化要因となる環境データ、管路データ、および漏水・修繕データを用いて優先的に更新または修繕を行うべき箇所を抽出し、水道管の漏水防止ならびに維持管理の効率化を図ることを目的とした支援業務であります。

次に、「上下水道経営基本計画及び水道ビジョン改訂支援業務委託」の事業内容であります。 「北杜市水道ビジョン」は、水道事業のマスタープランとして位置付けられるものであり、50年、100年先の水道の将来像を踏まえた上で、「安全」、「強靱」、「持続」の観点からの課題抽出や、推進方策を具体的に示すとともに、その取り組みの推進を図るための体制を示す計画であります。

一方、「上下水道経営基本計画」は、本市上下水道事業の「経営戦略」に該当するものであり、「水道ビジョン」と「事業計画」をつなぎ合わせる役割を持ち、財政的な裏付けのもとで、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画となっております。

本業務では、両計画を一体的に改定する支援業務であります。

次に、委託事業内容等と料金改定内容の連動についてであります。

いずれも料金・使用料算定の基礎となる重要な業務であります。 今回の料金・使用料改定と直接連動するものではありません。

上水道管の劣化診断は、水道管の劣化の実態を把握し、取り替えが必要な箇所を絞り込むこ

とを目的としており、将来の建設改良費の水準を決定する重要な基礎資料となります。

また、「上下水道経営基本計画」および「水道ビジョン」の改定は、水道事業の長期展望と、それに整合した直近の「投資財政計画」を策定するもので、その過程で、計画期間中の料金・使用料からの収益の総額を算定することとしております。

次に、日最大受水量の協議および今後の協議予定についてであります。

本年9月以降の協議は行っておりませんが、水道料金改定前に協議することは重要と考えておりますので、まずは、「峡北地域広域水道企業団」および構成市の実務担当者による協議を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

当局の答弁が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は14時45分といたします。

休憩 午後 2時32分

---

再開 午後 2時45分

○議長（福井俊克君）

それでは、再開いたします。

局長。

○議会事務局長（植松宏夫君）

齊藤議員の質問時間でございますが、事務局がスタートボタンを押し忘れていました。

質問時間は3分でございますので、3分を引いた時間に訂正させていただきました。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（福井俊克君）

それでは、発言残時間が16分となります。よろしくをお願いします。

それでは、当局の答弁が終わっておりますので、齊藤功文君の再質問を許します。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

それでは、3つの大項目すべてにおいて再質問をさせていただきます。

19分から16分ということですので、少し、それに合わせてします。

はじめに、こども支援策についての再質問です。

先ほど、白州保育園・西部こども園の施設整備計画についての中で、市長は今度の白州保育園関係のものを保護者会への説明、おおむねご理解が得られたということ、11月21日の最終の判断であったと、そんな答弁がございました。

そうすると、2年余にわたっていた、白州保育園・西部こども園の整備計画のスケジュールが、先が見えてきたということでございますけれども、そうなりますと、開園は、先ほどの話だと令和7年の秋頃だということですが、それでよろしいのかどうか。

そしてさらに、仮設園舎について伺いたいと思うんですけども、その仮設園舎については、どこの場所を予定しているのかということと、この場所については、保護者をはじめ関係者は理解をされているのかどうかということ、これが1点でございます。



次に、北杜市こどもランド・こどもパークの整備計画についての関連でございます。

先ほど質問の中にも、私、申しましたけれども、優先順位で子育て、今の時点での優先して取り組むべきものは白州保育園・西部こども園がまず第一ですよという話でした。そして、それからこどもランド・こどもパークという整備計画、これも大切なことだと思います。優先順位を優先していただいて、積極的に整備をしていただきたいと思います。この中で、このこどもランド・こどもパークにつきましては、計画から半年足らずで設計に着手したということでございます。先ほどの答弁の中で、11月30日に締結したと。計画から半年足らずということでもありますけれども、一方、令和3年1月から整備検討委員会で検討していた白州保育園・西部こども園の整備事業はまだ、予算は今、計上されておりますけれども、まだ議決されておりませんが、まだ着手に至っておりません。今日において、子ども・子育て政策の中でも優先すべき、取り組むべき事業であるにもかかわらず、このようにこどもランド・こどもパークとの時間的な違いは、市長の気持ちの中で、何がこういうふうにしたのか、改めて伺いたいと思います。これが2点目。

その中で、先ほどグラウンドゴルフの利用者への対応をちょっと質問したんですけれども、現在の場所で支障なく、利用できるように設計をしていると、こういうことでよろしいか、そのへんについて、確認であります。

そして整備計画、全体の管理運営は、民間委託とか、指定管理を導入するということですが、このへんについても十分、検討した中で導入をすればいいのかなと、こんなふうな思いでありますけれども、このへんについても詳しくお願いします。

その次には、約5億円にのぼる総事業費でございますけれども、市民へのこの事業についての説明責任と言うですか、こういうものですよという、このことについての、どういうふうに図るのかということ、再度、お願いしたいと思います。

私は、先ほどの質問の中にございましたけれども、コロナ感染拡大を理由に延期したままになっている市長と語る会、そういうものの中で、こうした保育園の問題、こどもランドの問題も各市民に説明をしていくことがとても大切かなと思います。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

大芝こども政策部長。

○こども政策部長（大芝一君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問の再質問にお答えさせていただきます。

それでは、順を追って説明をさせていただきたいと思います。

まず、白州保育園のスケジュールで、令和7年の秋頃、完成でよいのかということございまして、今年度中に設計の委託を、入札発注をしたいと考えてございまして、その後、来年、令和5年の冬頃に園舎の改修工事に着手しまして、その後、プールにつきましては令和6年度の後半に工事着手となります。その他外構工事がございまして、そうした経過を経まして、令和7年度の秋頃に引っ越しができるような状態、完成になるということを現在、計画しております。

続きまして、仮設園舎の場所でございますが、こちらにつきましては、白須上区にございます竹花スポーツ広場を予定しております。地域の区長さん、また班長さんとも協議をし、話を

してございます。

続きまして、こどもランド・こどもパークの関係の質問でございますが、事業の計画から着手までの時間が、白州保育園の整備の進め方等に対して、ちょっと時間的に大きく違っているのではないかということについてでございます。

まず、こどもランドとこどもパークにつきましては、これはかねてからの懸案の事項でございます。北杜市子ども・子育て支援事業計画を策定の折に非常に要望が多かったと。公園など子どもの遊び場の拡充という意見があがっていたこと、また今年度、市長への手紙の中で、7通ほど、やはり公園の整備というような要望が寄せられたこともあります。また、今年度作成しました第3次北杜市総合計画にも、子育て支援施設の整備・運営の充実ということで位置づけを行いましたので、早速、前からの懸案事項でもございましたので、精力的に事業に取りかかせていただきまして、今日に至っているという状況でございます。

また、白州保育園につきましては、市としましても、確かにちょっと説明の不足がございまして、ご迷惑をかけた部分もございまして。今年度、スタートをしました総合管理計画とか、そういったものとの整合性を図るため、その完成、また経過を見ながら最終的な判断をさせていただいたということがございまして、若干、時間等を取らせてもらったこと、またその間の説明もなく来てしまったことなど、説明不足があり、申し訳なく思っております。

続きまして、グラウンドゴルフの対応についてでございます。

これにつきましては、市といたしましては、やはりこれまでどおりにグラウンドゴルフの愛好者の皆さまに使っていただきたいと考えてございます。その中で、今度の公園整備につきましては、やはりアンケート等で大型遊具を設置してほしいという要望が、まず一番多くございまして、そういった遊具は今回の整備に伴いまして、確実に設置をしていきたいと考えております。

そうした中で、遊具の設置を工夫しながら、芝生広場につきましても、市としましても、やはりできる限り広く、グラウンドゴルフに限らず、少しでも広く取りたいという思いはございますので、その中でグラウンドゴルフをやっていただければということを考えておりまして、そうしたことも、グラウンドゴルフ愛好者団体にお伝えしながら、すでに協議もしておりますし、今後もそういった話し合いを進めながら、すすめてまいりたいと考えております。

続きまして、完成後の民間の活用等についてのところでございますが、やはり先ほども答弁をさせていただきましたとおり、民間の活用、指定管理の導入とか、他市においてもそのような形で運営をしているところであり、県内でもほとんどというふうに捉えておりますので、本市としましても、そういったことを踏まえながら、今後、まだ少しそこには時間がございまして、慎重に検討をしてまいりたいと考えております。

続きまして、事業の市民への周知等についてでございますが、先ほども述べさせていただきましたが、市の広報紙やケーブルテレビなど、事業の進捗にもよりますが、報告できるタイミングを見計らいながら、それぞれ周知をしてまいりたいと考えております。

また、おおぜいの方が集まるような場面で、事業の進捗状況によりますが、ちょうどタイミングがよければ、報告するようなことを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

それでは、2つ目の水道料金改定についての再質問を行います。

先ほどの答弁で、市長は当初計画は令和5年、来年の1月に答申を予定していたけれども、どうも経済情勢、いろいろ状況を鑑みると来年度中の答申ということで、分かりやすく言えば、1年先送りというような感じの答弁だと思いますけれども、そのへんについての審議の考えについて、お聞きします。これが1点です。

あと1つは、先ほどの質問の中にもありましたけれども、8月24日の大雨で水道水源の泉原水源、泉原配水池へ通じる導水管が県有地内で災害にあっているというふうな、そんな情報を大泉町谷戸組長からいただいたので、上下水道局へ情報収集しているところですが、被害の内容が分かればお示ししていただきたいということでもあります。

そして、こうした災害復旧も、水道料金の算定の中には組み込まれるのかどうか、そんなことが1点です。

そして次に、漏水対策はととても、上水道管の劣化診断業務委託というものは、とても成果を期待するところですが、このへんについて、早めに漏水箇所が分かるような、そうした業務が遂行されることを期待していますけれども、いかがでしょうか。

そして、水道企業団との責任水量についてでありますけれども、ぜひとも水道料金の改定の時期に合わせて、この構成3市との協議を進めていただいて、いわゆる企業団に支払われていない、年、約2億円の受水費をうまく構成3市で協議ができればいいなと思っておりますけれども、このへんについていかがでしょうか。

そして、あと1点、料金改定にあたって、ぜひ使用者への説明責任というものが求められると思います。十分果たすことを審議会ではお願いするところですが、審議会を聞いていますと、総括原価方式というものを採用することになっているということでもありますけれども、ぜひとも、前回の改定時にも起こされた水道裁判からも教訓が生かされるように、ぜひとも現状の各町の給水原価とか、どのような状況なのか、住民へ、また使用者へ説明の責任、説明資料として、こうした原価の分かる資料を、資料としてお示しすることが重要だと思います。このことについて、どのようにお考えか、併せて伺います。

以上です。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

浅川上下水道局長。

○上下水道局長（浅川和也君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の再質問にお答えいたします。

5点いただいております。

はじめに、上下水道審議会の進捗状況、今後の審議に関する考え方というご質問でございますけれども、使用者への説明責任につきましては、これまでの審議内容を今後、市ホームページへ掲載する予定でございます。また、当初計画しておりました説明会につきましても、開催時期を今後、決定する中で行うことといたします。その中で、しっかりと説明を行っていく考えであります。

また、水道事業の地方公営企業への移行後でございますけれども、総括原価方式における料

金算定の考え方、それによる新料金への移行、こちらにつきましては、必須事項でありますので、当初の計画より審議に時間をかけるということになりますが、料金改定は引き続き進めていくという考え方であります。

審議委員の任期も含めました効率的な審議に向けましては、次回、令和5年1月開催を予定しております審議会におきまして、今後の審議内容ですとか、審議計画を改めて委員にお示し、お諮りする考えであります。

続きまして、2点目でございますけれども、大泉地内、泉原水源から、泉原配水池までの導水管の被害内容、今後の被害復旧への対応についての考え方というご質問でございますが、この水源から配水池までは導水管が1, 330メートル、埋設されております。水源から約900メートル地点におきまして、20メートルにわたり、この管が破損しております。この1カ所につきましては、確認をしておりますが、この900メートルの間、この間におきましては、倒木ですとか流木、また土砂によって現地へ進入、確認ができない状況にあります。ですから、この間で導水管がどのような状況になっているのかということは、確認できておりません。

現在、中北建設事務所、河川砂防管理課の発注工事におきまして、倒木等の撤去が行われておりますが、この工期が令和5年3月15日となっておりますので、この工事期間中の立ち合い、または工事完了後に状況確認を行う予定であります。

また、この配水池まで水が届いていないという状況のために、同配水池の給水エリアへは大門第2配水池系の水を給水しておりますので、給水については問題ない状況にあります。

同箇所の対策につきましては、状況確認後、その対策、給水方法も含めて、今後、検討をしております。また今後、一般的な災害復旧への対応につきましては、外部資金、積立金による対応を想定しております。

次に、漏水対策、有収率向上のための課題と上下水道管の劣化診断支援業務、これから期待される効果というご質問でございますが、本業務におきましては、地形や気象、管路の敷設年、材質、修繕データなどを用いて、維持管理の効率化を図っていくという考え方です。

同時期に発注いたしました衛星を用いた漏水探査解析業務、これと併用することで水道管の劣化実態を把握しまして、取り替えが必要な箇所を絞り込み、将来の建設改良費の水準を決定するという点に関しても期待がもたれるところでございます。

次に、水道企業団の責任水量、受水費に関する協議についてであります。

現在、水道企業団としましては、供給水量および給水料金は、当分の間、現状を維持するという考えの中で、水道設備総合整備計画におきまして、今後10年間、大門系の施設、設備の更新計画を示しております。

本市におきましても、維持管理費の抑制対策として有収率の改善、水道ビジョンを改訂する中で事業の維持、推進を図っていくという考え方です。

両者の、このような状況の中での、今後の中長期的な取り組みの過程において、供給水量、給水料金の見直し協議を行っていくことを基本と考えておりますが、先の上下水道事業審議会におきまして、委員から早急にこの協議を進めるべきではないかというご意見もいただいておりますので、まずは企業団および構成市の実務担当者による協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、使用者説明会における各町の給水原価等を示すことへの考え方についてであります。

れども、現在、全市での経理を行っておりますので、以前のような各町への分配方法は存在しておりませんので、こちらにつきましては、お示しすることはできないと考えております。

料金の算定方法についての基本は、町ごとの地表水や地下水、その他の水という、浄水の構成別ですとか、水源にかかる経費のみをもって料金を設定するという考え方ではなく、営業費用に資本費用を合わせた総括原価において料金を設定すること。また、中長期的な施設整備の見通し、計画から資産維持費の算出、目標値を設定し、料金算定期間を設定するという、地方公営企業としての基本的な考え方につきまして、説明会においても丁寧に説明をしていくことを考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

最後に、「市太陽光発電設備設置条例」の改正等についての再質問を行います。

先ほどのご答弁の中で、未稼働件数が現在747件と、まだ多く残っているわけですが、今後も許可申請が出されることが大変予想されるわけですが、今後の見通しはいかがでしょうか、これが1点。

すでに先ほども質問の中でしましたけれども、市民、団体、多くの皆さんから提言や要望などが具体的に出されているわけでありまして、市当局へも届いていることと思います。再度、簡単に説明しますが、地域住民等への説明会の義務化、100メートル範囲に限定しない説明義務の明文化など、条例内容の充実、分かりやすい条文の明文化に改正することを特に求めます。

また、説明実施報告書を実効性のある内容に早急に改正するとともに、太陽光発電設備設置許可申請書の添付書類としても、この条例規則を併せて改正することはいかがでしょうか、これが1点。

また、設置許可基準として、敷地境界から離隔距離の確保についての関係ですが、経済産業省の新エネルギー課長は、平成30年ですが、雑誌の中で、FIT法改正に伴って全国一律に規制をすることはできないと。それぞれの自治体がそれぞれの自治体に合った条例をつくることを求めていると、そういうふうな趣旨のことを述べております。

平成30年10月17日に市長に提出された、北杜市太陽光発電再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会の提言書の中では、市長および市議会は、条例の制定にあたって10回に及んだ20名の検討委員の審議を結果としてまとめられた、この提言を最大限尊重することを求めると明言しております。

また、令和4年3月定例会の中で、私の一般質問の離隔距離に関する答弁の中で、執行部は次のように答弁しております。先ほどの答弁も同じなんですけれども、離隔距離を確保できないことによって生じる周辺市民への不利益、または不利益を及ぼす蓋然性を明示することが困難であるため、改正は難しいとの答弁でありました。

そうはいつても国の認定基準を、事業計画策定のガイドラインにも、先ほど述べた消防活動だとか、モジュールの倒壊による隣接地への被害の危険だとか、夏の気温上昇だとか、敷地外への雨水の排水をさせない側溝暗渠の設置が必要だとか、現状ではほとんどスペースがない、

植栽がないというような中で、植栽とモジュールが接触して危険だからということ、フェンスと植栽で1.8メートルは最低でも必要だと。また、草刈りの作業のスペースが不足しているため、草刈りが適切にできていない敷地もあると。保守点検作業のための通路が不足しているところもある。設備が露出して景観を阻害している箇所も何カ所かあります。いろいろ問題になっている反射光の被害だとか、パワーコンディションの騒音被害など、様々なことが離隔距離1メートルから2メートルであることによって生じる隣接地への不利益と、今後見込まれる不利益について、そんなようなことが考えられるわけでありまして。

その中で、提言書の中で述べているのは、最終的には離隔距離、敷地境界から原則5メートル以上、隣接地に住宅がある場合には、原則10メートル以上という、そういうことが明確に提言書にも書いてあります。こうしたことで、私が先ほど質問の中で述べた原則5メートル、原則10メートルというのは、提言書に基づいて述べているわけでありまして、この中で、提言書の中でも、ぜひ市長、市議会は条例の制定に当たって、この提言書を最大限尊重するというふうに明言されております。これらについて、やはり市と、市長と市議会もこうしたことを今後も検討の遡上に載せていくことは、とても大切なことではないかと思っております。このへんについての市長の考えを伺います。

そして今日、本日の山日新聞に、「私も言いたい欄」に、たまたま市内の中学生の考え方が投稿されておりました。要するに、これはとても大切なことだと思っておりました。私たちが常々思っていることが、市内の中学生によって、「私も言いたい欄」に投稿されております。ちょっと紹介します。これが本当に時宜を得た内容だと私は思います。

「太陽光パネルの設置は説明必要」という見出しであります。

略します。最近テレビでソーラーパネルの問題を目にして、私のいる地域にもソーラーパネルが増えてきて今どのような問題や課題があるのか、しっかりと説明されているのか気になったからです。今までソーラーパネルの説明を怠って地域の人たちに説明せずに建てて問題になっていたり、説明はしたけれど説明を聞きに来た人に怒鳴り散らしたり、来てもいい人を主催者が決めるなどの問題が起こっていることを知りました。

これを踏まえ、私は周知義務化に賛成です。しかし事業者は手間がかかることや事業が進まなくなるなどで反対するかもしれません。しかし地域の人たちと事業者のすれ違いを減らすためや、地域の人たちが納得するために説明するのが必要だと思います。

これからまだまだソーラーパネルが増えていくし、もっと問題が増えていくと思いますが、このことを地域や、これは市だと思います、地域や国でもしっかりと考えていく必要があると思っておりました。

こういう、たまたま、私が今朝、地元の新聞を見ましたら、「私も言いたい欄」に出ておりましたので、私も言いたいことが、この「私の言いたい欄」に出ておりましたので紹介します。

そして、ちなみに八ヶ岳定住自立圏の構成市である長野県富士見町、原村では、すでに長野県富士見町太陽光発電設備の設置及び維持管理に関する条例の改正が、今年の3月18日に行われておまして、事業区域内の境界内側に5メートル以上の緩衝地帯を設けることが出ておりました。そしてまた、原村の太陽光条例についても同じく事業区域の境界内に5メートル以上の緩衝地帯を設けることの条例改正が、今年4月1日にされております。同じ定住自立圏の構成市である北杜市も、こうした先進例を見習って、市長は11月29日の記者会見で先進地だと述べていますけれども、これに恥じないような改正をお願いします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問の再質問にお答えいたします。

まず、いくつかございますけれども、まず1つ目でございます。

未稼働件数が747件あるということでございますけれども、こうしたものの今後の見通しについて、ご質問をいただきました。

市条例の施行以降、これまで許可件数を踏まえたものを考えますと、747件の未稼働がすべて稼働するという考えは認識の中では持っておりません。

また、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法において、認定の失効制度が構成されております。失効となる案件や事業を実施しないで、そのまま廃止するような案件も少なからずあるものと考えております。

次に、提言の関係でございます。

これは離隔距離について、5メートル、10メートルということでございますけれども、その趣旨の根拠が景観条例に求められるものと認識をしております。先ほどの答弁にありましたように、目的が例えば消防、あるいは環境、景観などに基づくものであれば、当該する法令により検討が行われることが必要であると考えております。

次に、説明会の義務化など、明文化ということでございますけれども、説明会の義務化においては、現時点においても地域説明会の実施を求めているところでございますが、それに対する原則化なども検討をしてみたいと考えております。

また、説明実施報告書を許可申請への添付書類にするということは、現在においても許可申請と、その実施報告説明書が密接な関係を持っておりまして、審査も同時に確認をしているところでございますので、添付書類としては現在考えてはおりません。

また、県条例の適用となるような場合につきましては、市への許可申請がないことから、説明実施報告書の提出を求めることが難しくなりますので、県条例の適用であっても、市条例の施行上、同様の申請者の取り組み状況と言うんですか、そういったものが考えられますので、現行どおりに説明実施報告書のほうは提出を求めるものであります。

次に、富士見町と原村の条例の、他市町村の条例につきましては、その条例の趣旨そのものが自主条例と言うんですかね、その地域に合った実情で持っているものと考えておりますので、同様の条例がすぐ北杜市へ反映できるかということではないと考えております。あくまでも参考として考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、ともにあゆむ会、会派代表質問を終結いたします。

次に、みらい創生、会派代表質問を許します。

みらい創生、5番議員、神田正人君。

神田正人君。

○5番議員（神田正人君）

会派代表質問をさせていただきます。

冬の厳しい寒さとともに、一時は落ち着いたいたコロナが再び増加に転じています。全国旅行支援など、経済活動の再開に舵を切り、局面は変化しつつあるとみられておりますが、専門家からは第8波も示されており、依然として油断を許さない状況に変わりはありません。

特に今後、冬にかけては、インフルエンザとの同時流行も懸念されており、一層の警戒が求められています。

経済情勢をめぐっては、物価高の影響を受けて、家計や企業の実質所得は減少しており、コロナ禍前に戻った実感はありません。また、賃金上昇率が大きく高まる期待がない中で、円安による物価高が継続するとの懸念が強まれば、家計は個人消費を大きく抑える可能性もあります。

加えて、アメリカ、中国など世界経済の減速傾向が強まる見通しも示されており、働く者をめぐる状況はさらに厳しさを増すとの見方もあります。

こうした中、社会的うねりを主体的につくるためにも、私たち地方議員が国の原点は地方議員にありと言われるように頑張らなければならないと思います。

すべての北杜市民の笑顔につながるよう、1. 令和5年度予算編成方針について、2. 八ヶ岳スケートセンターについて、3. スマート農業の推進について、4. 業務継続計画（BCP）について、5. 資源物ステーションの設置について、以上5項目の代表質問をさせていただきます。

1項目め、令和5年度予算編成方針について。

令和4年3月に第3次北杜市総合計画と新・行政改革大綱からなる「幸せ実感 北杜チャレンジプラン」を策定し市政を推進しているところであります。令和5年度は上村市政が通年で編成できる最後の年となります。2030年、地域のありたい姿として、子どもの笑顔が自分の笑顔になるまち、ともによりよく生きるまち、新たな価値を奏でる創造のまち、もっと世界を魅了するまち、安心をずっと、サステナブルなまちを実現していくために、令和5年度予算は、具体的な事業等を市民に示す予算編成となりますし、本年度から着手している公共施設等総合管理計画の個別施設計画を策定し市民に示す重要な年度にもなるところであります。また、各総合支所に配分されている地域課題早期対応事業は、令和3年度決算では、予算額約1億円に対して不用額が約45万円であります。集落内の舗装の経年劣化など地域からの要望が年々増加しており、前年度の地域要望に翌年度対応している状況だと思えます。令和5年度は増額して地域要望にスピーディーに対応してほしいところであります。

そこで以下、質問させていただきます。

- ①令和5年度の予算編成方針は。
- ②令和5年度の主要事業は何か。
- ③令和5年度予算編成と公共施設等総合管理計画個別施設計画との整合性は。
- ④地域課題早期対応事業費の増額は。

2項目め、八ヶ岳スケートセンターについて。

県から移譲された八ヶ岳スケートセンターは、大規模改修を終えてこのほど営業開始されました。本年度はアイススケートのみの運営であります。八ヶ岳スケートセンター管理運営委員会や八ヶ岳スケートセンター周辺地域活性化協議会の意見を踏まえて、通年で利用できる施



設として、リンク内側のスケートボードなどの整備を来年度計画しているところです。アイススケートの営業期間は約3カ月で、管理運営費は約7,700万円。通年利用施設となった場合には、それ以上の経費が必要で、公共施設等総合管理計画を実行していく本市においては、維持管理費が多額となることへの市民の疑問の声もあります。合併前の公共施設と同様に整備後に指定管理者制度を導入するのではなく、リンク内側や管理棟などの施設整備の計画段階において、維持管理方法も含めた民間事業者からの提案により施設整備を行うことが、施設の有効活用と経費削減につながると思います。

また、現在は教育委員会・教育部の所管施設となっておりますが、民間活力を活用したショップ、飲食などの営業を想定するなど観光面などの新たな施設として計画していくのであれば、観光課などの所管とすることが適当であると思います。

そこで以下、質問させていただきます。

①管理、運営を施設整備段階から指定管理者制度を導入してはどうでしょうか。

②教育委員会から観光課などへ所管を変えることは、お考えでしょうか。

3項目め、スマート農業の推進について。

農業の衰退を防ぎ、次世代につなげていくには、ICT技術を用いて生産物にとって適切な環境をつくり、効率的に収穫量を増やすこと、ロボットやAI（人工知能）などの先端技術を活用するスマート農業の実践が必要であると思います。高齢化や新規就農者の減少など農家を巡る課題の打開策として現在展開中であります。

自動運転のトラクター、ドローンによる農薬散布、天候・風速・土の中の水分量などを各種センサーによる計測等、様々な形のスマート農業があります。

埼玉のイチゴ農家では、エリアを特定して高速で大容量の通信ができるローカル5G（第5世代移動通信システム）を駆使して、カメラを搭載した自走式ロボットの本格的運用の予定であります。そのロボットが撮影した画像をAIで解析し、熟したイチゴの数量の測定や病気の診断に役立てております。近く山梨市では、ブドウ栽培において生育が悪い小さな粒を取り除き、きれいな房を作る摘粒の作業が欠かせなくなっております。そういった粒の見極めには熟練の技術が必要であります。眼鏡型の機械「スマートグラス」を装着するとAIとAR（拡張現実）により視界に取り除くべき粒が色付きで表示されるとなっております。このように未経験者でも匠の技の水準に到達できるものとなっております。そして、農家の作業時間も5割程度削減できたそうです。

このようにスマート農業は、農作業の省力化、農業・農作物管理の効率化、農業技術の継承などを進め、農業の担い手不足、農地の集約・大規模化に対応できるそうです。最先端のスマート農業でなくとも、何か一つでも導入できたならば省力化・効率化ができ、増え続ける休耕地が再び農地として使用されることも可能ではないかと考えております。導入することにより、希望と意欲をもって営農を続けるための有効な手段の一つではないかと感じております。

そこで以下、質問させていただきます。

1. 北杜市のスマート農業の現状は。

2. スマート農業の導入に際しての補助金はありますか。

3. 北杜市として、今後どのように取り組んでいくか、お願いしたいと思います。

4項目め、業務継続計画（BCP）について。

災害が起こった時、住民はもちろん市役所など行政に携わる団体、機関も大きな被害を受け、

機能しなくなってしまうことを考えなくてはなりません。災害が大規模である場合、市は災害の対応において主体的な指示・行動が求められます。災害が起こることを想定し、市町村は被害を受けても一定の業務を行うことができるよう努め、業務継続計画（BCP）を策定する必要があります。

重要な6つの要素は、①首長不在時の明確な代行順位および職員の参集体制、②本庁舎が使用できなかった場合の代替庁舎の特定、③電気、水、食料等の確保、④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、⑤重要な行政データのバックアップ、⑥非常時優先業務の整理、この重要6要素の計画を策定して書類に残しておくだけでなく、その内容を実践的に確認し適宜改善していくことが大切です。

一般家庭の備蓄同様に、市においても電気・水・食料をはじめとした必要資源の備蓄・設備増強が求められます。非常時に業務継続計画をもとに災害対応に当たるためには、実際に対応を行う人員のための資源が必要不可欠だからです。

そして、災害時には通常時の業務に加えて早急な対応をしなければならないことが増えます。例えば罹災証明書の発行や行政からの援助・支払いの免除を受けるための申請などがあります。他の地方公共団体からの応援を受け入れる際には、どのような業務を任せるのかも想定しておく必要があります。応援の事務所や宿泊場所を検討しておくなど、非常時を想定した動きを盛り込むことも求められます。

そこで以下、質問させていただきます。

1. 北杜市の現在のBCP状況は。
2. 今後どのように対応していくのか。

最後、5項目めに質問させていただきます。資源物ステーションの設置について。

「資源物ステーション」とは市内の資源物集積所とは違い、決められた曜日に関係なく家庭で一定量たまった時に自由に資源物を持ち込むことができるステーションのことです。現在行政回収以外の資源のリサイクルルートとして、集団回収、拠点回収、店頭回収といった回収方法があります。今後住民に高齢者層が多い地域、または居住地域が比較的狭い範囲に集中している地域といった地域性によって行政回収と集団回収を並行実施することと共に拠点回収・店頭回収といった複合的な資源回収ルートを推進することで、リサイクルの実効性を高めることができます。

そんな中、資源ごみについては現在、スーパーなどの店頭には、回収は好きな時に好きなだけ資源ごみを処分できるような仕組みがあります。しかし通常の資源ごみのサイクルだと家庭内にたまってしまうのが現状であります。

そこで以下、質問させていただきます。

1. 北杜市では資源ごみの現状について教えてください。
2. 資源物ステーションの設置のお考えについては、ありますでしょうか。

以上5項目、よろしく願いいたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

神田正人議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

令和5年度予算編成方針について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、令和5年度の予算編成方針についてであります。

来年度の予算編成に向けては、「北杜新時代・幸せ実感・チャレンジ北杜」を市政推進の基本に、「子どもが賑わう夢叶うまち」、「誰もが幸せを実感できるまち」の実現を目指す「第3次北杜市総合計画」を成長戦略として、子育て支援、移住定住、産業創出など、若い力を呼び込み持続可能な地域づくりを進める施策を強力に展開していくため、必要な予算を適切に盛り込むこととしております。

同時に、「新・行政改革大綱」に基づき、限られた財源と人材を有効活用する「選択と集中」、「重点化」を基本とした新たな行政基盤づくりにも全力で取り組む方針であります。

また、新型コロナウイルス感染症対策と物価高騰対策についても、引き続き、様々な方面からのご意見に耳を傾け、困っている方への支援や、将来を見据えた地域経済の成長に資する基盤づくりなど、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、令和5年度の主要事業についてであります。

「第3次総合計画」において示しました、「2030年、地域のありたい姿」の実現に向け、「前期基本計画」では、5つの「リーディングプロジェクト」と「部門別計画」を定めており、来年度予算においては、これらに基づく事業として、子育て支援、移住定住、産業創出、企業誘致、DXの推進、インバウンド観光、芸術・文化・スポーツの振興など、様々な事業を計画しております。

特に、子育て支援、スポーツ環境の充実に向けては、「こどもランド・こどもパーク」の建設、「八ヶ岳スケートセンター」の第2期工事、「長坂総合スポーツ公園管理施設」の整備なども予定しているところであります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

神田正人議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

八ヶ岳スケートセンターにおける、指定管理者制度の導入についてであります。

「北杜市八ヶ岳スケートセンター」は、先月、20日の営業開始以来、これまでに市内小中学校のスケートクラブのほか、市内外からの利用者、約3,300人を数え、休日には市外からの親子連れや観光客にもスケートを楽しんでいただいております。

本年度と来年度は、冬季のみとなるため、市による直営での運営とすることとしておりますが、リンク内側の改修が完了する令和6年度以降は、「指定管理者制度」を導入して通年での運営を目指し、来年度には指定管理者の募集を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

宮川北杜未来部長。

○北杜未来部長（宮川勇人君）

神田正人議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

八ヶ岳スケートセンターにおける、所管部局の変更についてであります。

「八ヶ岳スケートセンター」は、本市のスケート文化の形成と発展に大きく寄与してきた重要な施設であり、スケートの競技者団体やスポーツ少年団など、市内外の関係各位からの強い要望を受け、市営化したものであります。

市営化により、今後は小淵沢地域における観光振興にも、幅広く活用を図ってまいります。長い歴史の中で培ってきたスケート文化を、市の財産として守り継承していくという、施設本来の目的の達成や、スケートボードなど新たなスポーツの振興のためには、引き続き教育委員会で所管することが適当であると考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

神田正人議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

業務継続計画（BCP）について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本市の現状についてであります。

市では、「北杜市業務継続計画」を策定し、災害発生時における市の体制、職員の役割、災害対応に必要な業務および優先して継続する業務などを詳細に定めているところであります。

自然災害の発生時には、行政にも被害が及び、市役所の機能の低下が想定される中、市の責任を果たすためにも、本計画に基づき、市役所機能の継続性を確保し、業務の継続力向上に向けて適切に対応できるよう努めているところであります。

次に、今後の対応についてであります。

現在、市は、防災関係機関・団体等の協力を得ながら、「北杜市地域防災計画」の改定作業を行っているところであります。

「業務継続計画」は、「地域防災計画」と一体的なものでありますので、「地域防災計画」の改定に併せて、「業務継続計画」も見直しを行うこととしております。

見直しについては、災害対応業務が確実に実施できるよう、内容をしっかり精査し、市の防災体制の強化・充実を図ってまいります。

強化・充実の一環として、市職員の防災訓練においては、職員の参集訓練や非常時優先業務訓練が、より充実した内容となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

神田正人議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

令和5年度予算編成方針について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、令和5年度予算編成と「北杜市公共施設個別施設計画」との整合性についてであります。

「個別施設計画」については、来年度中の策定に向けて、現在作業を進めているところであ

り、施設ごとの、更新、改修、統廃合、複合化などの方向性は、今後決定してまいります、  
「令和33年度までに、公共施設の保有量を40%程度縮減する」という目標に向けて、でき  
るだけ整合が図れるよう、施設の所管部署、関係部署が十分に協議し連携する中で、予算の管  
理を行ってまいりたいと考えております。

次に、地域課題早期対応事業費の増額についてであります。

「地域課題早期対応事業」は、平成29年度から実施しているもので、「まちづくり振興基金」  
を活用し、市道、農道等の修繕、看板の設置、支障木の除去、消防施設の整備など、地域の様々  
な要望にきめ細やかに対応しております。

比較的小規模な案件が多く、スピーディーに対応できることから、地域からは大変好評をい  
ただいている事業であると認識しております。

来年度の事業費については、本年度と同程度を予定しているところでありますが、道路関係  
予算の全体では、市道新設改良費を増額するとともに、市道維持管理費も増額させる予定であ  
ります。

今後とも、地域の要望にはできるだけ速やかに対応できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

小泉市民環境部長。

○市民環境部長（小泉雅人君）

神田正人議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

資源物ステーションの設置について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本市の現状についてであります。

現在、市が行う資源物の回収は、地域の「ごみステーション」や「公民館」、「指定排出場所」  
で行っております。

回収方法は各町で異なりますが、資源物の種類を問わず、月に1回から2回程度の回収や、  
資源物の種類ごとに曜日を変えて回収するなど、地域の実情に応じた対応を行っております。

次に、資源物ステーションの設置についてであります。

曜日にかかわらず自由に資源物の持ち込みができる「資源物ステーション」は、排出する機  
会が増えることから、利便性の向上が見込まれます。

しかしながら、土地の選定や箇所数、分別の徹底、有価物の盗難や不法投棄防止のため、セ  
キュリティ対策を必要とするなど課題もあることから、先進事例を含め研究を進めてまいりま  
す。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

神田正人議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

スマート農業の推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本市の現状についてであります。

市では、関係機関等と連携し、「AI 人工知能」や「IoT モノのインターネット」などの先進技術を活用した生産現場の課題解決への取り組みを支援しております。

これまでに、県の補助事業を活用して、5経営体の農業者が、スマート農業に資する機械を導入したほか、昨年度から、関係機関と連携して、市内農業者を対象とした「スマート農業実演会」を計6回開催し、最新の農業機械に触れる機会を設けているところであります。

次に、導入に際しての補助金についてであります。

スマート農業で利用される、「ラジコン草刈機」や「自動運転田植え機」などの機械等は、導入コストが高いことから、県等による補助金が創設されており、補助率は2分の1以内であります。

本市においても、機器を導入する農業者に対し、県の補助事業についての活用支援を行っております。

次に、今後の取り組みについてであります。

担い手の減少や労働力不足といった農業分野の課題解決を図るため、スマート農業導入による省力化や、負担軽減に取り組む農業者に対し、関係機関との実演会の開催による農作業技術の紹介、また、スマート農業に対する補助金の活用支援により、引き続き、農業経営の安定化と担い手育成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

当局の答弁が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は16時5分といたします。

休憩 午後 3時51分

---

再開 午後 4時05分

○議長（福井俊克君）

それでは、再開いたします。

神田正人君の再質問を許します。

神田正人君。

○5番議員（神田正人君）

再質問、1、3、4、5の4項目について再質問させていただきます。

まず令和5年度予算編成方針についての中で、地域課題早期対応事業費の増大について再質問させていただきます。

防犯灯は、夜間における市民の安全および犯罪被害の未然防止を図るために設置されております。通常、電柱やポールに取り付けられておまして、照明にはLED灯タイプや蛍光灯タイプなどがあります。防犯灯の維持管理については、市では防犯灯の設置および維持管理にかかる費用の補助をしていると思いますが、市民との共同によりまして、安心・安全で明るいまちづくりのために役立っているところであります。

そこで地域要望の中で非常に多い、防犯灯のLED化についての要望等がありますけれども、北杜市としては、今後どのように考えていますか、答弁をお願いいたします。

○議長（福井俊克君）

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

神田正人議員の、みらい創生の再質問にお答えいたします。

令和5年度当初予算編成方針についての再質問であります。

地域課題早期対応事業につきましては、市道、道路、看板、消防施設、またカーブミラー、また今、ご質問のありました防犯灯の事業を対象としているところでございます。

LED化についてのご質問でありますけれども、防犯灯につきましては、毎年、支給物品の購入にかかる予算を消防防災課で計上しているところでございます。各地区のバランスを考慮しながら計画的に支給している状況であります。

また、近年は防犯灯のLED化ということで、普通の道路照明器具と比較すると電球の寿命が長いということもありますし、電気料の節約にもつながるといことがございますので、各地区からの要望も多いというふう把握しているところでございます。

今後とも地域の状況、要望等も踏まえた中で、予算の確保に努めながら、防犯街路灯のLED化につきましては、支援をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

神田正人君。

○5番議員（神田正人君）

ありがとうございました。非常に要望の多いところですので、ぜひ今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

では3項目めのスマート農業の推進について、再質問させていただきたいと思ひます。

先ほど、部長の答弁のとおりスマート農業はロボット、AI、IoTなど先端技術を活用するものとして定義づけられております。過去にハイテク農業といわれ、簡単に説明するならコンピューターやインターネットを取り入れた農業と言い換えてもいいかもしれません。スマート農業の導入により期待される効果は、省力化や生産品質の向上などが見込まれ、農業の労働力不足や国内の食料自給率などの改善など、課題解決に役立つと考えられております。もちろん日本だけでなく、世界でも先端技術を活用した農業が行われているのが昨今の事情でございます。

世界ではアグリテックと呼ばれるこの分野では、SDGsなどに示される食料の生産量の向上という観点からも期待がかかっております。例えばドローンを使って広い農地を管理できるようになれば、農業の大規模化によるコストが下がるため、大規模農家が増えることも考えられます。

日本でスマート農業が注目される理由は、こういった食料の生産量向上という点も1つだと思ひます。特に日本の食料自給率、カロリーベースでいいますと、2020年度には37%という自給率となっております。輸入に頼る食料も多く、輸入先、国の現在の環境とか、貿易関係によって輸入が難しくなると家庭の献立にも影響するかもしれません。そのため今後の改善等が期待されております。

また、何より農業では担い手不足や、先ほど来、言われているとおり高齢化など大きな課題となっております。後を継ぐ担い手がなければ、優れた技術も途絶えてしまいます。喫緊の

課題として、高齢化によって日常的な農作業が難しくなっているのが現状であります。

スマート農業は、こうした農業の現場の問題解決手段として大きな注目を集めているのですが、この良さをるる説明、部長のほうもしていただいたし、私も説明させていただきますが、ただ実際にはスマート農業を普及していく上では、非常に課題とされることが考えられると思います。要因として、市としての課題等の考え方について答弁を求めます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

神田正人議員の、みらい創生の代表質問の再質問にお答えいたします。

スマート農業が普及していく上での、市としての課題は何ですかというご質問かと思えます。

スマート農業は、今後、部分的には導入が進んでいくことが見込まれます。課題といたしましては、初期導入コスト、こちらが高額であることが考えられます。

また、市内の農業に従事している方々は高齢者層や兼業農家が多く、スマート農機に触れることやIoT機器を利用する機会が少ないということから、どのような機能を持ち、スマート農業による作業の効率化の向上、省力化について十分な学習機会が得られていないと考えられます。つきましては、まずはスマート農業に対するご理解を深めていただく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

神田正人君。

○5番議員（神田正人君）

ありがとうございました。スマート農業、北杜市にとっては非常に大事なことだと思いますので、ぜひ今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは4項目め、業務継続計画（BCP）について、再質問させていただきます。

自然災害、人為的災害、パンデミック、コンピューターのサイバー攻撃など多種多様なリスクに対応すべきものであります。先ほど申し上げたとおり、ただ業務計画を机上の理論として策定して書類に残しておくだけでなく、その内容を実践的に確認し、適宜、改善していくことが非常に必要だと思います。実際に災害にあった時点では、どのような状態が想定されるか分かりませんので、準備が非常に大事なことと思ひます。

1つの事例として、過去、平成25年に台風26号によって土砂災害が発生しましたが、離島なんですけども、時の町長および副町長が島外に出張中でありまして、また防災担当者が帰宅して不在だったために初動が大幅に遅れたという事例もあります。

また、当然、皆さん記憶に新しいと思ひますけど、平成23年、東日本大震災においては、被災によって本庁舎が使えなくなった市町村が28もありました。庁舎内の重要データが失われてしまったケースも多数ありました。

昨日から大雪で、新潟県の柏崎ですか、そういったところで非常に大変な状態になっておりますけども、以前にも新潟県では豪雪により停電が起り、電力会社も修理現場に行けず、復旧が遅れた事例もあります。

庁舎に非常用発電機があったものの、燃料はわずか半日しか持たなかったケースもあります。



同じ新潟県で、中越地震、平成16年においては、停電によって県の防災行政無線が使用できなくなり、庁舎3階に配置された同報無線も使用不能となってしまいました。

このように庁舎が直接被害を受けたことによって、災害対応に当たることができなくなったり、市町村長の不在によりまして初動が遅れてしまったということが実際にあったために、災害時にこのような事態が発生した場合でも、一定の業務ができるように計画していく必要があると思います。

各市町村は業務継続計画（BCP）を策定しまして、その体制を事前に準備するというのが業務継続計画の趣旨となっていて、ご存じのとおりであります。北海道とか東北の地域ではほぼ100%、そういう計画についての達成がなっておりますけれども、日本においては、なかなか達成できない市町村もあるというのが現実です。

先日の報告にあった地域防災計画、BCPについて、先ほど答弁の中にも部長からもありました、職員に対して参集訓練等をしているというのがありましたけれども、その訓練等、具体的にどのようなことをやっているのか、答弁を求めます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

神田正人議員の、みらい創生の再質問にお答えいたします。

職員の防災訓練についてのご質問でございます。

業務継続計画の職員への周知ということでございますけれども、職員には毎年4月に編成配備表というものを配布しまして、災害時の配備場所などを周知しております。

また、全職員に職員防災初動マニュアルを配布し、災害発生時の行動をおのおの把握するようにしております。マニュアルにつきましては、参集訓練や災害時における業務訓練などに活用することとしております。

毎年8月下旬から9月上旬の防災週間の期間中に市職員の防災訓練を実施しておりますが、その際には災害対策業務について、それぞれがあらかじめ計画を立案した上で訓練を実施しております。その中で、職員が自分のなすべきことについて理解を図れていると考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

神田正人君。

○5番議員（神田正人君）

ありがとうございました。当然、コロナとか、パンデミックとか、いろんな事態に備えて、常に世の中、変化しておりますので、行政のほうも非常に、執行部も大変だと思いますけれども、先へ先へ常に動いていることを理解していただいて、非常時に備えていただきたいと思います。

5項目め、最後の再質問をさせていただきます。

資源物ステーションの設置について、再質問です。

旧双葉の役場とか、甲府市でも何か所か、こういったステーションの設置があります。そこで循環型社会を形成するために必要な取り組みである、皆さんご存じのとおりリデュース・リユース・リサイクルの3Rの推進に向けて、現在でも事業者や消費者といった各主体が全国様々な活動を行っております。これらの活動は個人の地道な活動から始まり、地域住民、学校、事

業者、消費者、そして行政など様々な主体との連携を通して大きく広がっております。

そのような循環型社会を構築していくためには、各主体がそれぞれ役割を果たすとともに、こういった連携の輪をさらに広げていく必要があると考えております。

そこで市としては、更なるリサイクル促進方法について、今後どのように考えていくのか、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（福井俊克君）

小泉市民環境部長。

○市民環境部長（小泉雅人君）

神田正人議員の、みらい創生の代表質問の再質問にお答えいたします。

資源物の更なるリサイクル促進の考えはとのご質問であったと思います。

他市の事例ではございますが、地域の事業としてペットボトル、アルミ缶、このような資源を集めまして、業者へ売ることによって収入を得ているという現状もございます。地域力維持のためにインセンティブが働き、より多くの資源物の排出が進み、リサイクルが促進される側面もあるのではないかと、考えております。

また、やむを得ず現在、可燃ごみとして出している資源物の掘り起こしも当然、今後は必要となっておりますが、例えばコンビニのお弁当の包装用紙、そういったものについては、なかなか資源物になりにくい面がございます。それはやはり食品に直接触れるといったもので、手間暇がかかったりしてなかなか資源として扱えない、難しい部分がございます。今後は、資源物の資源化が可能なものはどんなものがあるかということを含めて、目安などを研究していきたいと、考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

ここで暫時休憩いたします。

原議員の入場をお願いします。

休憩 午後 4時19分

---

再開 午後 4時19分

○議長（福井俊克君）

再開いたします。

神田正人君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

みらい創生の代表質問の関連質問をさせていただきます。

令和5年度予算編成方針についてと八ヶ岳スケートセンターについての、この2項目について関連質問をさせていただきます。

はじめに、令和5年度予算編成方針についての令和5年度の主要事業についてであります。

市長は、先の12月5日の北杜市議会定例会、市長所信において八ヶ岳スケートセンター周辺活性化において、活性化には観光客の取り込みが重要な要素であり、市としても地域の観光の核となるスパティオ小淵沢について、今後、新たな温泉掘削など機能強化を図っていくとの

発言がありました。

ご案内のとおり、スパティオ小淵沢は、指定管理者施設でありますけれども、市内の93の指定管理施設62協定の中で、令和3年度実績では一番多い1,696万円の市納入金の実績があり、多くの観光客等にも利用されていることから経営も大変安定しています。清里とともに八ヶ岳南麓の観光の中心施設だと私は思っています。

また、八ヶ岳スケートセンターが、先ほど質問にもありましたように、これまでの3カ月の冬季の営業から通年の営業となることを考えますと、計画されていますスケートボードなどのあとに温泉を利用する観光客や、近くに今年、民間のキャンプ場がオープンしました。非常に私も平日に通りかかりましたけれども、観光バスで冬にキャンプに来ているというところで、非常に利用客が多いなということを実感しましたけれども、これらの人たちが温泉の利用者の増加にもつながりますし、スケートセンターとタイアップした企画等も期待できると思います。

掘削からおよそ25年、おそらく経過していると思いますけれども、温泉の現状など、温泉の掘削の経緯と来年度予算と今後の具体的な事業スケジュールについて、お聞かせください。

また、市長から先の全員協議会のあいさつの中で、来年7月24日から26日まで、全国知事会が北杜市で開催されるとの発言がありました。新聞報道等もありましたけれども、私の経験からすると、ほとんどが今まで、東京でいろんな会議の間に開催をされていると承知をしていますし、山梨県では初めての開催である。北杜市のトップシーズンでもありますので、北杜市の魅力を、報道等を含めて全国に発信する絶好のチャンスと私は思っています。どのような計画を来年度予定しているのか、予算を含めて伺います。

次に、地域課題早期対応事業についてですが、事業名が違いますけれども、白倉市長が合併時に地域のいろんな課題について、各支所の状況に応じて配分しようということで、地域の活性化事業として、私の記憶ですと、当時、約1億円程度あったと記憶しています。質問にもあったように、令和3年度決算では予算額約1億円、執行残が45万円であることから見ますと、各総合支所での現状は、地域から前年度に寄せられた要望を実施する、その年に実施することで、ほとんど、この予算額に達してしまって、いわゆる差金といえますか、執行残も7月ごろにはなくなってしまうというのが現状です。4月以降の地域要望は来年度に送られているというのが現状だと私は思っています。

皆さんご存じのとおり、地域からの要望というのは、個人ではなく地域での総会や班や団体からの要望であり、多くの場合、先ほど答弁もありましたけれども、比較的少額の予算で対応が可能です。高齢化によって集落内での担い手不足や人口減少、またコロナ禍等により地域活動が減少している現状でもありますし、昨今、円安やロシアのウクライナ侵攻等により燃料費等も含めて物価、工事費等もかなり増加しています。ぜひ、令和5年度はこれらを鑑みまして、増額して、地域要望にスピーディーに対応してほしいと思います。再度、要望いたします。

以上3点、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

大芝議員の、みらい創生の関連質問にお答えいたします。

私からは、スパティオ小淵沢の源泉井戸の現状と今後のスケジュールというご質問だったか

と思います。

まず、現状でございます。

スパティオ小淵沢の源泉につきましては、当初60度近い、高い温度の温泉が湧出しておりましたけれども、現在、約32度まで温度が低下していることが判明いたしました。これまでいろいろな延命措置を講じておりますが、今後ますます低温化することが予想されます。そのお湯を沸かすための燃料の使用料が増加することも懸念の一つでございます。こちらが現状でございます。

今後のスケジュールでございますけれども、まだ直接的な、このスパティオ小淵沢にかかわるスケジュールというものがまだ出ておりませんので、一般的な掘削工事のスケジュールというものを参考に答弁させていただきます。

まず、一番最初に必要なのが関係者との協議、地元との協議がございますけれども、そちらが固まり次第、温泉掘削許可申請を提出いたします。その結果におおむね4、5カ月程度かかります。その後、掘削工事となりますけれども、工期はおおむね10カ月程度、その後に井戸の温泉成分等の検査や動力許可申請の手続きが約4、5カ月、許可が出たあとで温泉井戸に動力ポンプの設置工事を行いますので、そちらがおよそ6カ月から9カ月程度の日程を要します。仮に令和5年度当初から動き出したといたしましても、工事完了は早くても令和7年中か、令和7年度末が見込まれております。

ただし、温泉の井戸の温度が現在、下がる一方でございますので、前向きに、かつ速やかに検討をして進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

宮川北杜未来部長。

○北杜未来部長（宮川勇人君）

大芝正和議員の、みらい創生の関連質問にお答えをさせていただきます。

私からは、2つ目の知事会がチャンスではないかという質問をいただいております。

これにつきましては、市といたしましても新聞報道をもとに現段階、考えられるものを庁内で検討したところでございますが、7月の下旬といえますと、夏休みに入りまして非常に良いシーズンを迎えます。それと同時にサンフラワーフェスやホースショーといったイベントも数多くございます。近年、コロナ禍でイベントも縮小傾向にございましたが、こういったイベントもしっかりと拡充をしていくことによって、多くの人が見えられるということもありますので、しっかりと準備を行い、しっかりと事前にPRを行いながら、全国の知事さん方をお迎えできればと考えております。そのためには、当然、経費も必要になってまいりますので、現段階では具体的な金額は申し上げられませんが、当初予算のほうにお願いをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

大芝正和議員の、みらい創生の関連質問にお答えいたします。

地域課題早期対応事業の予算の質問でございます。

先ほどの質問の中で、当時、1億円程度、予算計上していたというお話がありました。現状ですけれども、まだ、今、令和5年度の予算編成を行っている最中でございますけれども、一部、支所におきましては、これまで総合支所で行っていた工事を本庁のほうで効率的に実施するというので、本庁のほうに引き継ぐ事業もございますが、それらも含めまして、今のところの想定では1億円程度予定して、検討しているところでございます。

先ほどの答弁の繰り返しにはなりますけれども、地域からの要望に対しては、継続して地域課題早期対応事業により対応していくとともに、市道や農道、水路などの大掛かりな改修につきましては、本庁の各担当において予算化、対応してまいりたいと考えております。

今後につきましては、地域の状況、要望等も踏まえた中で、対応については検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

再々質問をさせていただきたいと思っております。

地域課題早期対応事業費ということで、本庁のほうで、ある程度、市道とか農道とかの工事を、役割分担しながら対応していくという答弁でしたけれども、ぜひそのような形で地域要望にはスピーディーに答えてほしいと思っております。

スパティオ小淵沢の温泉掘削ですけれども、すごく時間がかかるなと思っております。私の記憶でも、以前、スパティオ小淵沢の温泉は温度が下がったり、湯量が低下したりということで、周辺の民間の施設の温泉を一時的に借りて営業してきたということが、過去2回ほど、たしかあったと思っておりますけれども、一般的に温泉掘削をした場合、一般的な経費でいいんですけども、大体どのくらいの予算が必要なのかをお答えを、もし分かれば教えてください。

○議長（福井俊克君）

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

大芝正和議員の、みらい創生の関連質問の再質問にお答えいたします。

一般的な掘削工事の予算ということでございますけれども、掘削工事につきましては、一概にいくらということはいえませんが、これは地中深く掘っていきますと、岩盤に当たることもございますし、いろいろなほかの要因もあるかもしれないという中ではございますけれども、今現在、おおよそ1億3千万円から1億8千万円の間と考えられております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

ぜひ、スピーディーに対応してほしいと思っております。

それでは次に、八ヶ岳スケートセンターについて関連質問をさせていただきます。

八ヶ岳スケートセンターの利用促進には、八ヶ岳南麓や富士見町、原村などの観光施設等との連携は必要不可欠だと、私は思っております。特に八ヶ岳定住自立圏である小淵沢町のお隣に

は、富士見町にはスキー場や陸上競技場、体育館、ゴルフ場、テニスコートなどの民間のスポーツ施設が多数ありまして、大学等の夏季の合宿などには、非常に多くの学生たちが訪れて利用されています。

また、スケートセンター周辺には先ほども質問しましたが、今年オープンした民間のキャンプ場をはじめ、これも民間ですけれども、大きなホールやレストラン、あるいはショッピング施設、宿泊施設、それから特色のある美術館や民間の乗馬クラブ、あるいは県営馬術場等がありますので、これらの施設と連携して、例えば相互の割引などを行って、スケートセンターの利用者を増加させることが必要だと思っています。

そこで、当分は直営でやって指定管理者を来年、募集していきたいという答弁がありましたけれども、指定管理者の公募に当たっては、周辺施設との連携も加えた提案とすることも必要と思いますが、いかがですか。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

大芝正和議員の、みらい創生の代表質問の関連質問にお答えいたします。

八ヶ岳スケートセンターの第一の目的は、やはりスケート文化の振興と更なる競技者の育成、普及ということですが、一方、その立地からも観光面での効果も大いに期待できるるところであります。

現在、進めておりますリンク内側の整備におきまして、より気軽にスケートを楽しむためのリンクを設置できるよう、整備を考えているところでありますが、これによりまして、これまでハードルが高かった小さいお子さまや家族連れ、また観光で訪れる方々の利用が進むものと考えております。

このことから、八ヶ岳南麓の観光施設をはじめとする民間施設との連携は、今後のスケートセンターの利活用や観光振興等にとっても大変重要になってまいりますので、今後行います指定管理者の募集にあたり、その募集要項の中で、これら民間施設との連携をできるよう反映させてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

許可をいただきましたので、関連質問をさせていただきます。

3項目めの、スマート農業の推進について伺います。

スマート農業では、農作業の省力化、また農業、農作物管理の効率化に期待が持てるところではありますが、その中で考えているドローンでの農薬の空中散布でございますが、散布時の天候や地形などの影響で計画地以外への散布がされてしまうことも考えられます。農薬のリスク管理や品質管理も含めて、周辺地区や環境面での配慮も必要であると考えております。飛散防止対策については、どのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

坂本多枝子議員の、みらい創生の関連質問にお答えいたします。

スマート農業で用いられる、ドローンを使った農薬の空中散布に際しましての飛散防止対策というご質問かと思えます。

今現在もNOSA I山梨では、ヘリコプターを使って空中散布をしております。そのヘリコプターを使った空中散布の飛散防止対策、これが参考になると考えられます。

NOSA I山梨で行っているラジコンヘリによる病害虫防除では、まず散布前に農薬散布希望者に対しまして、飛散防止のための実施条件および周辺圃場耕作者へ同意を得ること、こちらを周知しております。そのあと現地確認を行い、他の作物の栽培状況を把握します。

次に実際に散布の際でございますけれども、こちらにも実施基準で定められた風速ということで、風速3メートル以内での実施を順守しております。また、風向きや風速に応じて散布速度を抑え、地上から約4メートル以内の低空飛行に努めるなど対策を行っております。

また、空中散布で使用する農薬につきましても、液状のものですと飛散しやすいということもございますので、このヘリコプター散布の場合は粒剤を使用して飛散しにくくなるような対応をしております。

このようにNOSA I山梨で実施している飛散防止対策を参考に、今後、ドローンを使用した農薬等の空中散布についての留意事項につきましては検討し、その結果の周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

いいですか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、みらい創生の会派代表質問を終結いたします。

本日の会議は、会議規則第9条第2項の規定により、あらかじめ延長をいたします。

次に、会派しんせいの会派代表質問を許します。

会派しんせい、17番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

会派しんせいの代表質問を4項目、行います。

最初の項目は、行政区に関してです。

①行政区の現状や役割についての整理や検討は進んでいるでしょうか。

②行政区への支援のありかた（人的なサポート、協働の方向性、経済的支援など）をどのようにお考えでしょうか。

③市道や側溝の維持管理について、市と行政区の役割分担はどのようになっているでしょうか。

市については、本庁と支所の分担も伺いたしたいと思います。

2項目めは、市男性職員の育児休業についてです。

育児にもっと関わりたいという男性の希望や社会的要請により、産後パパ育休の創設や育児

休業の分割取得などの育児介護休業法の改正が行われました。市もその思いや趣旨に積極的に応えねばならないと考え、以下質問いたします。

①令和1・2・3年度の実績と取得率は。

②国は「2025年度までに男性の育休取得率30%」を掲げていますが、市の目標値はどのくらいでしょうか。

③取得促進策として、どのようなことをお考えでしょうか。

対象者の把握や制度の周知、管理職の意識改革、育休取得者がいる職場の業務分担など具体的に答弁をお願いしたいと思います。

3項目めは、オーガニックビレッジ事業と学校給食についてです。

①北杜市は、国の「みどりの食料システム戦略」を踏まえたオーガニックビレッジ（有機農業に地域ぐるみで取り組む産地）になっています。オーガニックビレッジとして、北杜市が目指すことは何でしょうか。

②オーガニックビレッジ事業の具体的な取り組みはどのようなものでしょうか。

特に、生産者への支援、市内小中学校に配布予定の有機農業食育冊子の作成、有機農業農産物学校給食導入拡大の3点について、詳しく伺いたいと思います。

③学校給食への有機農産物の導入には費用も手間も必要です。継続的な予算の投入や調理員など人の配置をどのように考えているのか、伺います。

最後の項目は、教育費の保護者負担についてです。

①小・中学校入学時および月々の保護者負担額はどのくらいなのでしょう。

②負担軽減策について、国・県などの制度に基づくものと市独自に分けて説明をしていただきたいと思います。

③小学校入学時に購入する算数セットは、新1年生がそれぞれ持たなければならないものなのでしょうか。

セットが算数の教材として有用であることは理解していますが、中身全部が使われているのかとか、おはじきやバーなど、1個1個に名前を付けるのは大変とか、毎年デザインや中身が少しずつ変わって、兄弟で共有するのが難しいなど、私もずっと感じてきましたし、今のお母さんたちも同じようなことを、今も昔も感じているということを最近になって話しています。

例えば、北杜市産の木を使った丈夫な算数セットを学校に用意して、それを代々の1年生が使うようにすれば保護者負担はなくなります。そのようなお考えがないか伺います。

④現行の（中学校）制服は、大変高価で保護者の負担が大きいものです。今の制服は入学式や卒業式の式服としては、見栄えがいたしますが、成長期にある子どもたちにふさわしいものなのでしょうか。中学1年生と3年生の体格はまったく異なります。うちでも買い替えねばならなかったという経験があります。普段の学校生活に適しているのか、洗濯のしやすさなどがあり、衛生的な面からもそのようなさまざまな観点から議論し、見直しも必要なのではないでしょうか。個々の学校で変えていくのは難しいと思うので、市として議論の場をつくることはできないでしょうか。お考えを伺います。

⑤不登校の児童・生徒の給食費の負担はどのようになっているのでしょうか。

質問は以上です。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。



上村市長。

○市長（上村英司君）

野中真理子議員の、会派しんせいの代表質問にお答えいたします。

オーガニックビレッジ事業と学校給食について、いくつかご質問をいただいております。はじめに、本市が目指すことについてであります。

本市は、豊かな自然環境の中、多種多様で安全・安心な農作物が生産されております。

この恵まれた自然環境を、しっかりと次世代に引き継ぐとともに、世界情勢に左右されることなく、安定した食料供給システムを構築するため、農業者の皆さまと連携する中で、自然環境に優しい有機農業を推進しているところであります。

また、県内では唯一「有機農業産地づくり推進緊急対策事業」の採択を受けておりますので、有機農業を通じて新規就農者の確保を図り、移住定住促進や農業振興など幅広い施策につなげることにより、「有機農業のまち 北杜」の名を広めてまいりたいと考えております。

次に、具体的な取り組みについてであります。

有機農業は、労力がかかることや、生産技術が確立していないなど、課題も多くあると認識しております。

このため、本年度は、有機農業に取り組む生産者の皆さまとの意見交換会を通じ、ニーズに合った支援策を確認する中で、次年度以降の取り組みに反映させてまいりたいと考えております。

まずは、生産に当たっての困りごとなどを組織で共有し、解決できる体制の構築が必要であるとの考えから、ネットワークづくりに向けた取り組みを進めているところであります。

次に、食育冊子の作成および学校給食導入拡大についてであります。

学校給食への有機農業により生産された農作物の導入については、野菜類を中心に、これまでも可能な限り実施してきたところであります。

そのような中、本年度は、市内米農家の皆さまにご協力をいただき、有機農業による米を栽培し、来月から市内小中学校の給食に提供してまいります。

また、学校のご協力をいただき、給食の時間帯に併せ、子どもたちが有機農業を楽しく学ぶことができるよう、分かりやすい漫画調の冊子を作成し、食育の推進も図ってまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

野中真理子議員の、会派しんせいの代表質問にお答えいたします。

オーガニックビレッジ事業と学校給食における、予算の投入や人員配置についてのご質問にお答えいたします。

子どもたちに安全・安心で、おいしい給食を提供することを通して、健やかな成長と、食への関心と感謝の心を養うため、有機野菜を用いた学校給食を、今後も継続することが必要であると考えております。

これらの取り組みを引き続き進めるためには、地産地消や食育の効果、費用対効果など、総合的な検討が必要であります。

中でも、調理業務の民間委託による、安定した調理従事者の確保、また、各家庭からの給食費の適正水準の負担など、財源確保も含めた検討が必要と考えており、今後も、「学校給食調理場運営委員会」等のご意見を伺ってまいります。

次に、教育費の保護者負担について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、小中学校入学時および月々の保護者負担額についてであります。

小学校入学の際、学校指定の入学準備品として連絡ノートやお道具箱など、学習指導上必要となる学用品類および学校指定の体育着などがあり、学校によって異なりますが、保護者の負担額は、平均で2万3千円程度となっております。

その他、各自で用意するものとして、ランドセル、上履き、防災頭巾等があります。

中学校においては、学校指定の入学準備品として、通学かばんや体育着、制服、校章などの購入が必要となり、学校によって異なりますが、保護者負担額は、男子は平均で7万8千円程度、女子は平均で9万5千円程度であります。

また、月々の保護者負担額については、修学旅行積立金、卒業アルバム制作費、教材費などであり、学校や学年によって異なりますが、小学校は平均で2,100円程度、中学校は平均で6,400円程度の負担額となっております。

次に、負担軽減策についてであります。

国の制度によるものは、要保護世帯である生活保護費受給者で、小学校6年生および中学校3年生の保護者に対し、修学旅行費が就学援助費の支給対象となり、支給額の2分の1が国から補助されます。

また、県の制度によるものは、準要保護世帯のうち東日本大震災により被災した児童生徒の保護者に対し、学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学用品費、修学旅行費、オンライン通信費、給食費が就学援助費の支給対象となり、支給額の10分の10が県から補助されます。

市では、要保護および準要保護世帯の児童生徒の保護者に対し、就学援助費の支給対象として、国で定める基準単価により支給しております。

次に、算数セットについてであります。

算数セットは、主に小学校1年生が数の概念などを学ぶために用いる教材で、おはじき、数え棒、お金、数字カード、時計、計算カード、九九カード、さいころなどがセットになったものであります。

原則、各家庭でご用意いただいておりますが、学校によっては、保護者の負担軽減を工夫している学校もあります。

なお、算数セットは、内容物や形状、安全性、軽量化などにより、プラスチックや紙で作られているものが多いことから、北杜市産の木材の活用は難しいと考えております。

次に、中学校の制服についてであります。

中学校の制服については、学校ごとに素材や色が異なる「多品種少量生産」であることや、生徒が3年間安心して着られるよう耐久性のある生地を使用していること、オーダーメイドであることなどの理由から、1着当たりのコストが高く、保護者の負担も大きいと伺っております。

現在、市内の半数以上の学校において、教職員またはPTAが主体となり、卒業生の保護者に不要となる制服や体育着、かばんなどの学用品を提供していただく呼び掛けや、学校行事に合わせてバザーが行われるなど、学校独自のリサイクル・リユースの取り組みが進められてお

ります。

このような取り組みは、非常に意義のあるものだと捉えておりますので、市内の小中学校においてリサイクル・リユースが推進できるよう、実践校の取り組みを周知してまいります。

また、制服や体育着などのデザインは各校において様々ではありますが、市校長会等を活用した話し合いの場を考えてまいります。

次に、不登校の児童・生徒の給食費負担についてであります。

不登校の児童・生徒の給食費については、学校長から「給食変更届」の提出により、給食の提供を停止することとしており、その間の給食費の負担はありません。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

野中真理子議員の、会派しんせいの代表質問にお答えいたします。

行政区に関して、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、現状や役割の整理等についてであります。

行政区は、地域住民がより良い地域社会をつくるための自治組織であり、行政と行政区は、互いに連携・協力をし、まちづくりを推進するものと考えております。

その中で、環境保全のための美化活動や、地域住民の交流を深めるための各種イベントや、催し物を開催するとともに、地域住民からの要望を取りまとめるなど、地域コミュニティの中核を担っていただいているところであります。

しかしながら、行政区の現状においては、行政区への加入率が低下傾向にあることなどが課題として挙げられるところであります。

今後は、課題に対する整理を進める中で、行政区長会等のご意見を伺いながら、現状や役割における課題解決に向け、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、支援の在り方についてであります。

現在、市からの行政情報の周知など市政への協力に対して、市の要綱に基づき、「事務取扱交付金」を行政区に交付するとともに、行政区が抱える諸課題について、迅速に対応するための「地域課題早期対応事業」の実施や、地域の公民館活動への補助など、地域の課題解決や行政区が自主的に行う事業に対して支援を行っているところであります。

引き続き、行政区に対する効果的な支援を行いながら、様々な諸課題に対して、行政と行政区がそれぞれの役割分担を認識する中で、その解消に向けて、行政区長会等を通じて検討し、積極的な協働関係が築けるよう努めてまいります。

次に、男性職員の育児休業（育休）について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、実績および取得率についてであります。

令和元年度は、5月から9月までの期間に、対象者のうち、1名の職員が取得し、取得率は6.3%、令和2年度は、取得した職員はなく、令和3年度は、8月から9月までの期間に、1名の職員が取得し、取得率は7.1%でありました。

次に、市の目標値についてであります。

市では、昨年3月に、「仕事」と「家庭」の両立と「女性職員の活躍」の推進という視点で職

場環境を整備するため、「北杜市特定事業主行動計画」を策定しており、この計画において、令和7年度までに男性職員の育児休業の取得率の目標を30%としております。

次に、取得促進に向けた対策についてであります。

対象者の把握につきましては、職員から提出される各種届け出などにより把握に努めているところであります。

また、今般の改正に伴い、職員に対して、改正の内容と育児休業の積極的な取得について周知したところであります。

管理職の意識改革については、育児休業等の制度や「北杜・イクボス宣言」の認識の向上を図り、職場内に育児休業を取得しやすい環境を整えるとともに、管理職が中心となり、育児休業取得者がいる職場では、市民サービスが低下することのないよう、職員相互で負担が集中しない業務分担の見直しや、サポート体制の構築を行っております。

また、「特定事業主行動計画」に記載してあります「職員は、子どもが生まれることを、速やかに管理職に連絡する」ことを徹底し、更なる対象者の把握に努め、「産後パパ育休」や育児休業の分割取得についての内容も含めた、男性職員の育児休業取得に向けたチラシを作成するなど、全庁的な周知を継続的に行ってまいります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳土君）

野中真理子議員の、会派しんせいの代表質問にお答えいたします。

行政区に関してにおける、市道や側溝の維持管理にかかる役割分担についてであります。

市道については、基本的に市が道路管理者として維持管理を行うため、年間の維持管理業務を「公益社団法人峡北広域シルバー人材センター」に委託し、草刈りや側溝清掃などを実施しております。

契約行為は一括して行い、作業を行う時には、各総合支所において作業箇所などを調整し業務を行っております。

側溝については、道路側溝と農業用水を併せ持つ側溝があり、純然たる道路側溝は市道と付随しているため、原則、市が維持管理を行うこととなっております。

農業用水を併せ持つ側溝については、水利権を持つ受益者が管理するものと考えており、農業関係の補助金などを活用して、受益者で側溝清掃など機能維持等を行っていただいております。

なお、行政区や地域によっては、「道づくり」や「堰さらい」などの活動に組み入れ、実施していただいているところもあります。

また、本庁と総合支所の分担ではありますが、原則は総合支所ごとに維持管理費を割り当てていることから、軽微な道路補修などは、各総合支所において対応しており、緊急を要する場合は、本庁と総合支所が連携を図り対応を行うこととなっております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

当局の答弁が終わりました。

野中真理子君の再質問を許します。

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

4項目すべてにわたって再質問を行います。

まず最初の項目の、行政区に関してです。

ご答弁の中で、1番について、行政区の現状や役割については、コミュニティの中核であるという、やっぱり大事だということは、今のご答弁で分かったんですけども、課題に対する整理を進めるというご答弁があったと思いますが、具体的にはどのようなことをして、そういう整備を進めていくのか、またそれがどのように公表とかをされていくのかを伺いたと思います。

それから行政区への支援の在り方について、特に補助金についてでありますけれども、今までも、今日の他会派の代表質問の中でも、地域委員会の話とか、それから早期対応事業の話が出て、それらを増額してほしいという、また縮小される懸念があるというようなお話が、いろいろな会派から出て、私もそのように思います。やはり、例えば地域委員会が行っている予算使途提案事業補助金、これを地区の活動費として使っている地域も多くあるはずで、そういうものが縮小されていくということは、地区の活動にも関わることでありますし、また公民館としてのお金ということもありましたけれども、行政区と公民館の分館というのが同じような活動をしている、同じところが担っているという地区も多くありまして、実際には事業を区分できない。市としては、教育委員会と総務とか、そちらの関係と異なる部署がやっても、実際の地域としては同じところが担っているようなところもありまして、やはりこの補助金全体について、市としてどういうふうに行うか、受け取る側、行政区をどうするか、また地域のコミュニティの中核である行政区の維持、それからそういうことのためにどうしたらいいかということを念頭に、この補助金をどうするべきかというのを考えていただきたいと思っておりますけれども、その点について、また再度、ご答弁をいただければと思います。

市道や側溝の維持管理に関してですけれども、今、ご答弁の中で、原則、総合支所で対応しているとご答弁がありました。私も今、地区の役員をやっておりますけれども、役員になってから、特に支所に行って相談したり、お願いしたり、ここがどうにかならないかということで、実際に現地を検分していただいたり、いろんなご相談をさせていただいて、親身に相談に乗っていただいております。

そういう現状がある中で予算も増やしていただきたいですし、また午前中のご答弁の中では、支所について、今後は行政センター化やオンラインということで、そういうものにしていくと実際の作業とか、それからあと実地検分とかには人が必要なので、そういうものでは対応できない。ますます行政区の仕事からは離れていってしまう、そんな懸念があります。行政区自体が高齢化していたり、危険箇所が、いろんな側溝とか市道の管理ができなくなっているという現状の中で、支所の役割は大変大きくなっていますので、予算、それから人の配分について、この行政区との関係の話で結構ですので、そこをどう考えているか、お答え願えればと思います。よろしく申し上げます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

野中真理子議員の、会派しんせいの再質問にお答えをいたします。

私からは、総務部所管分につきましてお答えをさせていただきます。

はじめに答弁の中の課題に対する整理を進める、具体的な内容についてということでございます。

現在、市内には122の行政区があり、これまで引き継いできた地域活動、伝統文化などの状況は異なり、課題についても様々であると推察するところであります。そのような中で、先ほど答弁したところではありますが、行政区加入率が低下傾向であること、地域コミュニティの希薄化や地域住民の生活スタイルの多様化など、様々な要素を踏まえた中で、行政区長会等を通じてご意見を伺いながら、課題の整理を進めてまいりたいと思っております。

次に、公民館分館活動費補助金についてであります。

この補助金は文字どおり公民館分館の活動に補助をするものであり、要綱により使用目的が明確化されております。一方、行政区事務取扱交付金につきましては、地域づくりに資する目的であれば公民館活動に限らず、利用することが可能であり、使い勝手という意味で柔軟性を持っていると考えますので、地域における行政区および公民館活動の在り方や実情に応じて有効活用していただければと存じます。

しかしながら、行政区および公民館活動の在り方は様々であり、その実態を把握することは大変重要と考えますので、今後、行政区の課題や整理を進めていく中で研究をしてまいります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

野中真理子議員の、会派しんせいの再質問にお答えいたします。

私からは、地域委員会の予算使途提案事業補助金の質問にお答えさせていただきます。

行政区につきましては、自治組織ということで、その活動につきましては、まず区民の皆さまの会費等で充てられているものと承知しておりますけれども、市が実施できないようなきめ細かな部分につきまして、例えば行政区が実施する河川であったり、道路の清掃であったり、あと環境美化活動などもあるかと思っておりますけれども、そういった行政区が主体となって実施する活動に対しまして、地域づくり推進事業ということで、各総合支所、各地域委員会のほうでは支援を行っている状況がございます。

行政区につきましては、本市の地域コミュニティの要として一番身近で、重要な組織でありますので、地域委員会の組織の見直しもございまして、それらの交付方法等も検討しながら、予算の範囲内にはなりますけれども、これまで同様、円滑に活動できるような支援、サポートはしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士君）

野中真理子議員の、会派しんせいの代表質問の再質問にお答えいたします。

市道や側溝の維持管理について十分に対応できているのか、また予算についてご質問をいただきました。

現在の予算規模については、これからますます道路施設が老朽化をする中で、地域要望や緊急の道路補修については、すべて十分に対応はできていない状況ではありますが、緊急性などを考慮しまして、順次補修を行っているのが現状でございます。

予算につきましては、直接、行政区の現状改善には、軽減できるのは難しいかと思いきや、けれども、市道維持管理費の増額なども検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

再質問の途中ではありますけれども、ここで1時間過ぎましたので暫時休憩いたします。

再開は17時30分といたします。

休憩 午後 5時15分

---

再開 午後 5時28分

○議長（福井俊克君）

それでは、再開いたします。

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

市道や側溝の維持管理について、再々質問を行います。

私がお聞きしたいのは、要するに端的に言うと、今、行政区は高齢化などで、作業が今までできていたものができなくなっている。危険箇所もあって、やりにくいところがある。一方で、今のご答弁は、原則は総合支所に任せている。また道路の維持管理費は予算を増やした、そのことが行政区の私たちが困っていることの解決策になるのであればそれはいいので、それができるのかどうかということを端的に伺いたいと思います。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士君）

野中真理子議員の、会派しんせいの代表質問の再々質問にお答えいたします。

地区の関係でございますけれども、たしかにすべてのことに、十分には対応できていないのは現状でございます。行政区につきましても、先ほどの答弁にもありましたように、地区については、道づくりや堰さらいなどの活動を組み入れて実施しているところもございます。その地区の関係についても、その市道であるとか、農道であるとかというところの区分が難しいところではありますけれども、そういった美観の形成について、市のほうも先ほどのように、増額等も考えておりますので、できる限り地区に負担をかけないような努力をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

それでは、2項目めの再質問に移りたいと思います。

市男性職員の育児休業についてです。

たまたま、身近なところで新生児の育児を、子育てをみる機会がありまして、例えば病院から退院してきたら、家で2人で、3時間ずつの授乳が必要な場合は、夕方から夜までは母親、それからその間は父親は寝る。それから夜中、父親が起きて朝まで、そしてその間は母親がたっぷり寝る。そういうような子育てをみる機会がありました。そういう新生児、また赤ちゃんのところで、2人で子育てをやりたいという希望があった場合に、必ずそういうことができるようにしてあげてほしいんです。特に今の若いお父さん、お母さんというのは、そういう子育てがしたいと思っている方が多いと、私は信じています。

一方、管理職の方たちというのは、自分たちの子育てはある程度終わっている。でも孫はまだいる世代ではない方も多くて、新生児の育児とか、そういうことから離れている方たちが実際の自分ごととして、経験をしていない世代なんではないかなと。例えば、昔、実家に奥さんが行って、赤ちゃんを。自分も奥さんの実家に行くとお客さま扱いされてきたみたいなの、そんな過去もあったと思います。今まったく違うんだ、一緒に子育てをするんだということを、ぜひ若い世代がやりたいといったときにできる状況を増やしてほしい。それから、それが必ずかなう職場環境であってほしいと願って、この質問にしました。

実際、30%という目標値を掲げられましたけれども、この30%というのは非常に低い。もっと希望者が増えてほしいし、それからその希望者全員ができるようにする、30%達成したらOKというものではないと思います。そのへんも含めて、この目標値の妥当性だとか、それから更なる取得率の向上を目指すというお考えについて、ご答弁を願えればと思います。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

野中真理子議員の、会派しんせいの再質問にお答えをいたします。

市が目標としています男性職員の育児休業の取得率について、更なる取得率の向上を目指すのではないのかというご質問だと思います。

取得率の向上を目指す取り組みとしましては、職場環境の整備や男性職員の意識を醸成する取り組みは大変重要であると考えております。特にお話にありましたような、管理職員の意識もさらに改革していかなければならないと考えております。

このため、職場環境の整備につきましては、子どもが生まれることを申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度手続きについて説明を行い、職員の取得を促進するとともに、管理職を中心に育児休業の取得の申し出があった場合、休業により業務に支障をきたさないよう、業務分担の見直し、サポートする体制づくりを行ってまいりたいと考えております。

それから男性職員の意識の醸成につきましては、定期的に育児休業等の制度の趣旨を周知し、各課などへ職員相互による確認を行うなど、育児休業等を取得しやすい雰囲気を醸成してまいります。

このほか若年層への制度の理解という観点から、今年度の新規採用職員を対象とした研修会におきまして、育児休業制度として説明を行っているところでございます。このような取り組み



みを継続的に行うことにより、更なる取得率の向上につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

それでは、3項目めの再質問に移ります。

まず、新規就農者を有機農業によって呼び込みたいというお話がありましたけれども、実際に新規就農者のうち有機農業を目指している割合とか、定着率が分かりましたら教えてください。

それから有機農業、食育冊子の作成がありますけれども、小中学校の食育に生かすというご答弁でしたが、この有機農業の関連については、例えばオーガニックだとか、有機、無農薬、特別栽培、これに関連するいろんな用語が氾濫というか、理解しないままになんとなく市中に出回っているというか、そのような、私自身も感覚があります。こういう言葉とかの用語とかを、子どもたちにどういうふうに説明するのかなというところも、ちょっと関心がありますので、具体的にどんな冊子を作るのかが分かれば教えてください。

それから学校給食への新しい取り組み、有機米の導入などが進められるということで大変喜ばしいことだと思っています。ただ、有機農産物の導入というのは、土が付いていたり、形がふぞろいだったり、調理員の方にはかなり負担はかけるのかなということも認識しております。例えばお米の回数がこれで増えることになるんだと思いますが、パンだったら配ればいいものが、お米は洗わなければいけないという作業があるという中で、やはり調理員さんたちの苦勞というものを私たちみんなが理解する、調理員さんたちがモチベーションを高めて、そういう、調理員さんたちが誇りを持ってやってもらえるような取り組みとか、それからあとは実際の人の配置、処遇の改善なども必要だと思いますけれども、そこについての再質問をお願いしたいと思います。

あとは、先ほど教育長の答弁で、財政的な担保が必要だということをおっしゃいました。このオーガニックビレッジ事業は、3年間という取り組みで、この間は補助金をいろいろ使った、学校給食への取り組みが、予算的にも補助金が入るということのできるのかと思いますが、やはりその後については、農政はこう進めたい、でも学校給食を進める教育委員会としては予算がなければ困るということでは、せつかくある程度のところまでいったものができなくなってしまいう可能性が今後あるわけです。ここはやはり、市長にぜひご答弁というか、覚悟を聞きたいんですけれども、いったん、やはり有機とかそういうことで進める、お米の回数も増やす、それから野菜の回数も、ある程度、お金を増やしたものを維持するためにはお金が必要なので、それを維持するんだ、またお金をそこにつぎ込むんだというようなお話がいただけたらなと思います。具体的には、子ども未来基金などもつくっているの、そういうものを活用しながら、何か財源的なものを市長から言っていただければ、私たちも安心だなと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（福井俊克君）

上村市長。

○市長（上村英司君）

野中真理子議員の、会派しんせいの再質問にお答えさせていただきます。

オーガニックビレッジ事業は、目的といたしましては、有機農業者ですとか、そういう方が作るもののブランド価値を高めていきたいと。農産物のブランド価値を高めて、少しでも高く売れたりとか、本市の有機野菜による市のイメージが上がるとか、そんなようなことを究極の目的にしているところでありまして、ぜひそれを3年間で達成をするために冊子を作ったり、また販路を拡大していったり、そんなことをやっていきたいと思っています。

そのうちの1つに、やはり学校給食への導入ということがあると思っていまして、販路を拡大していったり、PRしていくほうは3年間で一つの形をつくっていききたいと思っていますけれども、学校給食は継続して、ますます拡大をしていきたいと思っております。財源に関しては、基金がいいのか、ふるさと納税がいいのか、そのあたりは、今はちょっと分かりませんが、必ず継続できるように担保していきたいと思っています。

あともう1点、栄養士さんと先日、ざっくりばらんな意見交換をさせていただきまして、いろいろ現場の困っていることですか、人が足りないですか、いろんなことをお聞かせいただきまして、やはり現場は、非常に人が足りないという状況があると認識しておりますので、そのあたりも現場のほうが何とか人が採用できるようにしていきたい、努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

野中真理子議員の、会派しんせいの再質問にお答えいたします。

私からは、新規就農者のうち有機農業を目指す農業者の割合と定着率というご質問かと思ひます。こちらのほうにお答えさせていただきます。

過去4年間に就農計画を認定した新規就農者は、17経営体でございます。そのうち無肥料、無農薬などによる有機栽培に取り組んでいるものは、11経営体でございます。

また、定着率でございますけれども、すべての方が今現在も就農されています。

次に、冊子の中でもあることなんですけれども、無農薬、有機、オーガニック、特別栽培など、ちょっと用語が分かりにくいというご質問かと思ひます。分かりやすくということでございますけれども、まず無農薬という言葉ですけれども、こちらは農薬を使わずに栽培した農産物について使われていますけれども、農林水産省の定める特別栽培農産物にかかる表示ガイドラインにおいては、現在、使用を禁止されております。これにつきましては、本来、無農薬は生産過程において農薬を使用しない栽培法のことではございますけれども、土壌に農薬が残留したり、周辺圃場から農薬が飛散してくるということもございまして、消費者に誤解を与えないために現在は使用ができないということでございます。

次に、有機とオーガニックでございますけれども、有機の英語訳がオーガニックということでございまして、基本的には有機とオーガニックは一緒でございます。こちらにつきましては、化学的に合成された肥料、また化学的に合成された農薬を使用しないで栽培された農産物のことで、販売にあたり、有機、オーガニックの表示は農水省が定めた有機JASの規格を満たしていることが条件でございます。

次に、特別栽培は農薬と化学肥料の使用量を慣行の50%以下で栽培した農産物のことで

ざいます。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

ありがとうございました。大変勉強になったんですけども、これを小中学生に冊子として分かるようにしなければいけないので、それが大変だろうなと思いますので、そのあたりのことを伺いたかったんですけども、もう少し冊子について具体的なものがあれば教えていただきたい。

あと、今、市長から有機の取り組みというのは、後戻りしないというか、ここにしっかりと取り組んで、さらに学校給食についても予算を投入していただけるというようなお話を伺えて、大変うれしく思います。市長、教育長、若いお母さんたちから、ぜひ学校給食に有機のもの、安心・安全な食材を使ってほしいという800以上の署名を集めて、そちらに渡ったかと思うんですけども、皆さんも関心があることですので、ぜひ力強く取り組みを進めていただきたいと思います。

市長、教育長のご答弁は結構です。すみません、冊子のことをもう少しお願いいたします。

○議長（福井俊克君）

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

野中真理子議員の、会派しんせいの再々質問についてお答えいたします。

冊子につきまして、ご質問にございましたので、この冊子のことだと思いますけれども、この中でもやっぱり有機とかいろいろ言葉が出ております。この冊子を今、市内の小学校、中学校、保育園、幼稚園、図書館等に配布しておりますけれども、たしかに先ほどの有機、オーガニック、特別栽培という言葉というのは、正直申しまして、私たちも改めて調べてみないと、なんとなくのニュアンスは分かるんですけども、それがどうだということは正直申しまして分かりにくいということは感じております。

つきましては、未来のことになってしまいますけれども、こちら改訂する場合がございますら、その用語集というようなものを巻末に付けたりして、より分かりやすいものを作成して、子どもたちにこの有機農業、環境にやさしい農業というものを知っていただけたらと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

それでは、4項目めの再質問です。

算数セットについては、もうどうにもならない、現状のままということしかないんでしょうか。そこを1つと、あと制服については、今、中学校の適正配置ということで、これから中学校、あれなんですけれども、新しくなったときに制服を、ではどれから選ぶではなくて、やはり制服の在り方自体が全体に議論されていて、そこでスラックスとセーターだけでいいではないかとか、そういうものが結果として出るような、そういう準備が必要なんではないかと思

ますけれども、そういうことに関してのご答弁をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

野中真理子議員の、会派しんせいの代表質問の再質問にお答えをいたします。

まず、算数セットについてであります。先ほど答弁をさせていただいたとおりでございます。北杜市産の木材等も、たしかに市内産の木材の活用という面では、意義のあることだと思いますけれども、耐久性とか重さ等によりまして、やはり新1年生が中心に使うものですから、なるべく軽い、壊れにくいものということで、現行のまま対応してまいりたいと考えております。

次の制服についてであります。

中学校の再編の検討が進む中で、中学校の数等についても、また今後、検討が進められるところでもありますけれども、これまで学校単位での、合併前からの旧町村単位での制服という状態になっておりますが、当然、学校、新しく中学校というふうになれば、当然、制服についても検討はする時期に、当然なると思います。

制服については、特に女子生徒の制服については、やはりスラックスを導入している学校も見受けられるようになってきております。やはりそういった時代の要請等にも対応する必要があるかとは思っておりますので、新しい学校をつくる際に当然、制服についても検討していくと。その中で、どんな制服がいいのかということが考えられると思います。ただ、地域の方々にとってみれば、やはり制服を来た生徒については、地域の学校の子もだというふうに見ただけということも大事かと思っておりますので、どんな制服がいいか、どんな形態がいいかということも今後、校長会を通じて検討というか話し合い、意見交換をするような場も設けてまいりたいと考えておりますので、その中での検討、また保護者の方々の思いなども参考にさせていただきながら、制服については検討を進める必要があると考えております。

以上です。

○議長（福井俊克君）

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

それでは、再々質問です。

不登校の児童制度の給食費についてですけれども、該当のお母さんから、いつか子どもが行くかもしれない、学校に行ったときに給食費が払ってなくて食べられないのはかわいそうだと。お金は払うけど、結局1カ月行けない。まったく無駄になる。そういうようなお話も聞いて、なんとか対応ができないのかなと思って、ここに載せました。いかがでしょうか。再度、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（福井俊克君）

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

野中真理子議員の、会派しんせい代表質問の再質問にお答えをいたします。

不登校のお子さんへの給食費についてであります。現行、給食のやはり食材の調達等も考慮する中で、現行の取り扱いとされているところであります。5日以上、お休みをされる場合については、届け出をいただければ給食を止めます。その間の給食費の負担は求めませんというのが現行の制度でございます。やはり、まず個々の事情、学校に行けるときには行きたいというお子さまの思い、保護者の思いは当然あるわけでありまして、学校給食も経費がかかっている部分もありますので、ある程度の制約というか、条件については致し方ない部分もあるかと思っております。なるべく柔軟に対応できるようには考えたいと思っておりますが、やはり保護者の方、学校との連携、連絡も密にさせていただきながら、そこらへんについては、柔軟な対応が可能であれば、こちらとしても検討する余地はあるかなと考えております。

以上です。

○議長（福井俊克君）

野中真理子君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

清水敏行君の関連質問を許します。

○9番議員（清水敏行君）

関連質問を1項目、オーガニックビレッジ事業と学校給食について、関連質問、お願いやら質問、混在すると思っておりますが、国においては、文科省と農水省が連携して有機農産物を活用した学校給食の充実、また食育の推進をしていく考えとのこととあります。給食は食育であって、教育という側面が強い。むしろ、イコール教育であるとも思います。これはある本からの抜粋のお話、印象深いお話なので、ちょっと紹介させていただきます。

スイスのある町で、小学生くらいの女の子が1個80円もする卵を買っていたので、その理由を聞いてみると、その子はこれを買うことで生産者の皆さんの生活も支えられ、そのおかげで私たちの生活も成り立つのだから、高くても当たり前でしょうと、いとも簡単に答えたとのことと。

食と子どもをつなぐこと、そしてその教育、これは重要なことだと思います。持続性ということが言われますけれども、こういうところにも重要なものだろうと思います。

そこで2点ほど質問、また確認も含めてお聞きします。

市内の今、有機農業は約2%だといわれます。今後の有機農産物による給食費の増額などの財源、これは先ほど市長から前向きな答弁をいただきました。ふるさと納税、もしくは北杜子ども基金ですか、そういったものを検討していく。給食への、これは投資である。継続をしていきます。給食は、そうした取り組みを継続していきますということでございますので、答弁は結構ですので、その確認をさせていただきます。

ぜひ、実際に有機農産物を使うことによって、そればかりではないでしょうけれども、増額しなければならぬ、給食費の大変な状況もあります。ぜひ、ふるさと納税、仮にふるさと納税の場合には、その用途を具体的にホームページなどでアップしていただいて、寄附される方にその趣旨が少しでも伝わるようにしていただければ幸いです。ぜひ、そこはお願いしたいと思います。

それから今度、質問ということになりますが、現在、学校において、学校給食感謝祭が行われていると聞いております。その考え方、またそうした学びの大切さについて、教えてください。現在の学校給食感謝祭などは、よい取り組みだと私は評価しております。今後もそうした

子どもへの学校給食の学びや食べることから学び、そういったことの充実はぜひお願いしたいと思います。また、それがひいては、子どもたちの将来に向けての、先ほどの話ではありませんが、食の学びにつながっていくからであります。教育の観点から、本市のそうした見解、考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

清水敏行議員の、会派しんせいの代表質問の関連質問にお答えをいたします。

学校給食での有機野菜導入に向けての財源についてであります。先ほど市長からも答弁をさせていただきましたとおり、財源については様々な選択肢があるかと思っておりますので、総合的な検討を進めてまいりたいと考えております。

また、次の学校給食の感謝祭についてであります。これは毎年、各給食センター単位で学校を選びまして、地元の生産者、農業の担い手の方などをお招きして、子どもたちと一緒に学校給食を食べていただき、作物を作る上での苦労や喜びなどを子どもたちにお話をしながら、食への感謝、また北杜市の学校給食は安心・安全な作物を活用しているということの理解を深める、そんな活動を感謝祭でしているところであります。こうした活動につきましては、今後も継続して行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福井俊克君）

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

清水敏行議員の、会派しんせいの関連質問にお答えしたいと思っております。

ふるさと納税の関係でご質問いただいたかと思っております。

ふるさと納税につきましては、「2030年、地域のありたい姿」を目指すべく第3次北杜市総合計画を着実に実行するための施策を提案しながら、目的を明確にした中で寄附をいただいているところでございます。

その中の1つであります、子どもの笑顔が自分の笑顔になるまちづくり、子ども・子育て支援施策に対する寄附額は全体の中でも非常に多い状況でございます。

そんな中で、ご質問の有機農産物による給食を含めた子ども・子育て施策全般に充当することは可能であります。財源として充当した場合につきましては、その用途につきまして、十分周知をして、寄附者の方にもお礼といたします。そういったこともしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

以上で質問を打ち切ります。

これで、会派しんせいの会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は12月21日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 6時00分

令和 4 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 2 1 日



令和4年第4回北杜市議会定例会（3日目）

令和4年12月21日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

星見里の声 輿水 崇君

日程第2 一般質問

10番	井出一司君
7番	秋山真一君
8番	進藤正文君
16番	清水 進君
18番	保坂多枝子君
6番	大芝正和君
9番	清水敏行君
4番	小林 勉君
3番	中山喜夫君
1番	高見澤伸光君

2. 出席議員 (19人)

1番	高見澤伸光	2番	興水 崇
3番	中山喜夫	4番	小林 勉
5番	神田正人	6番	大芝正和
7番	秋山真一	8番	進藤正文
9番	清水敏行	10番	井出一司
11番	志村 清	12番	齊藤功文
13番	福井俊克	14番	加藤紀雄
16番	清水 進	17番	野中真理子
18番	保坂多枝子	19番	内田俊彦
20番	秋山俊和		

3. 欠席議員 (1人)

15番	原 堅志
-----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（52人）

市長	上村英司	副市長	小林明
北杜未来部長	宮川勇人	総務部長	板山教次
企画部長	中田治仁	市民環境部長	小泉雅人
福祉保健部長	清水市三	こども政策部長	大芝一
産業観光部長	中山和彦	建設部長	齊藤乙巳士
教育長	輿水清司	教育部長	加藤寿
上下水道局長	浅川和也	会計管理者	八巻弥生
監査委員事務局長	輿水伸二	農業委員会事務局長	加藤郷志
明野総合支所長	三井喜巳	須玉総合支所長	内藤肇
高根総合支所長	小尾正人	長坂総合支所長	平島長生
大泉総合支所長	三井博彦	小淵沢総合支所長	宮崎良彦
白州総合支所長	小澤永和	政策推進課長	川端下正往
総務課長	佐藤康弘	財政課長	進藤修一
秘書広報課長	小澤哲彦	消防防災課長	篠原賢
税務課長	清水厚司	企画課長	土屋雅光
管財課長	三井智昭	ふるさと納税課長	城戸潤子
収納課長	平井伸一	環境課長	中山由郷
介護支援課長	白倉充久	健康増進課長	浅川知海
子育て政策課長	中澤徹也	こども保育課長	齊藤栄慶
農業振興課長	川上俊一	農地整備課長	向井克昌
観光課長	田丸敬一	観光課長	土屋直己
商工・食農課長	福田和久	林政課長	坂本賢吾
まちづくり推進課長	末木陽一	道路河川課長	由井克光
教育総務課長	鷹左右紀	生涯学習課長	渡辺美津穂
学校給食課長	中田光泰	学術課長	村松佳幸
上下水道総務課長	小澤栄一	上下水道施設課長	浅川博之

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3人）

議会事務局長 植松宏夫  
 議会書記 津金胤寛  
 議会書記 唐澤史明



開議 午前10時00分

○議長（福井俊克君）

それでは、皆さま、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は19人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、15番 原堅志君は一身上の都合により、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

執行部、花輪武川総合支所長は一身上の都合により、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおり会派代表質問および一般質問を行います。

---

○議長（福井俊克君）

日程第1 会派代表質問を行います。

最初に、星見里の声の会派代表質問を許します。

星見里の声、2番議員、興水崇君。

興水崇君。

○2番議員（興水崇君）

会派を代表して質問をさせていただきます。

われわれの任期も残るところ、あと半分となりました。

先日まで行われていたサッカーのワールドカップでいくと後半戦に突入したかと思えます。

今回のワールドカップでも後半戦、様々なドラマがあり、私も深夜に胸を躍らせて中継を見ておりました。

最後まで諦めない、前に進むという、その気持ちを大切に、忘れることなく、今後の後半戦にも臨んでまいりたいと思えます。よろしくお願いいたします。

それでは、大項目3項目につきまして、質問をさせていただきます。

まず1つ目、本市の施策・事業に関するPDCAについてでございます。

本年度、「幸せ実感 北杜チャレンジプラン」が策定され、第3次総合計画と新・行政改革大綱がプランを下支えし、本市のベクトルを示し事業が展開されます。中でも新・行政改革大綱は、未来を見据えた具体的な指針が示されており、未来に向けた本市のメッセージとも受け取ることが出来ます。また本市では800にも上る多くの事業が実施され、市民福祉の向上に努めております。これらを進めるにあたり重要となってくるのがPDCAであります。これはプラン・ドゥ・チェック・アクション、要は計画を策定し、実行し、そしてチェック、これらをしっかりと精査し、改善していくということであります。

行政は地方自治法にも明記されているとおり、最小の経費で最大の効果を発揮する定めがあります。明確で効果的な目標設定、綿密な実施計画、正確な評価、そして効果検証、改善。もはやここで言うまでもなく周知の手法でもあるかと思えます。

私自身の経験の中でも、これを実施するにあたりKPI（具体的な目標指数）を用いることが困難な事業や、曖昧な目標設定になってしまいがちな経験もしました。しかし、目標設定や目標値が曖昧な事業は、事業自体が曖昧になってしまったり、時には達成しても達成感のない、本当に事業は成功したのかと後に疑問を残してしまう経験も数多くしました。特に多かったのが「開催する事、実施する事」、これが目的になってしまった事業です。本来開催、実施した先に本当の目標や目的があるのではないのでしょうか。もしかすると、ここにいる皆さまもそんな経験を過去にされたこともあるかもしれません。

これらを踏まえまして、本市の今後を見据えた新行政改革大綱の実施計画、そして本市の数多くの事業をより高いものへ押し上げていくために、以下の質問をさせていただきます。

①「新・行政改革大綱」の実施計画（アクションプラン）は。

②アクションプランにおけるPDCAの実施状況を含めた議会、市民への報告、公表はどのタイミングをお考えでしょうか。

③事業プロセス、検証などの理解や組み立て、より精度の高い事業を構築するために、PDCAはもちろん、事業構築に関わる職員研修など、重要な機会だと考えますが、実施状況はいかがでしょうか。

④PDCAをまわすということは事業にとって重要なことではありますが、職員や携わる人にとって、モチベーションや結果を追求する意欲向上にもつながる重要な手法です。目標設定や検証が実施されていない事業がございますが、今後どのようにされていくのでしょうか。

大項目2つ目になります。「子育てするなら北杜」本市の子育て環境について、質問をさせていただきます。

本市では、第3次北杜市総合計画がスタートし、プロジェクト達成の一助となるよう「子育てするなら北杜」を掲げ、子育て世代の満足度向上、移住定住促進などを目的とし、様々な手厚い施策が展開されております。しかし「子育てするなら北杜」であるからこそ、子育て環境の歩みを止めてはならないと考えます。また市長も所信で述べられていたとおり、子育て環境も重視された住み続けたい街ランキングでも一桁順位を獲得し、さらに注目を集めることでしょう。一方、各地で子どもに関する事故や事件も多発しており、職員の皆さまにはより一層の心配りを徹底していただく必要も感じております。

そこで以下の質問をさせていただきます。

①本年度の子どもの人数の増減見込みは。

②子育て世代の転入転出数は。

③切れ目のない子育て世代への支援、子育て世代が「子育てするなら北杜」と思ってくれるため、来年度の施策、新規事業のお考えはいかがでしょうか。

④市内小中学校、市立保育園、放課後児童クラブにおける通信環境整備の状況は。

⑤本市は市立保育園における待機児童は0人ですが、未満児においては希望園への登園が叶わないケースもあり、兄弟姉妹で別々の園になるケースもございます。保育士不足が続いているということが原因と伺っておりますが、募集や就職希望の状況を含めた課題はいかがでしょうか。

⑥市立保育園の民営化に向けて検討されていると思われませんが、見通しと条例改正等、今後のスケジュールはいかがでしょうか。

⑦新・行政改革大綱において、複数園ある旧町ですね、町については今後の統合、再編の検

討がなされる予定であります。喫緊では高根町にある「みどり保育園」が老朽化などで手を加える候補にございますが、高根町全体としての、これに対するお考えはいかがでしょうか。

⑧南アルプス市では、令和4年より第一子から保育料が無料化されております。本市もこういった検討をする必要があるかと思いますが、一方、全国的には、保育士1人当たりの担当園児を少なくし、安心・安全を含めたきめ細やかなサービス向上に努めている自治体も最近、見受けられます。保育士の確保などの課題解決も必要ではあります。こういった方向性を考える必要もあると思いますが、いかがお考えでしょうか。

⑨全国的に保育環境下での事故や事件が最近、多発しております。本市においてはそのような事態は起きておりませんが、安全対策や周知の徹底の状況はいかがでしょうか。

大項目3つ目、水稻栽培の新たな取り組み「稲わらロール」についてでございます。

本年も、秋には金色のじゅうたんを敷いたような眩い風景がこの本市には広がりを見せ、実りの秋が過ぎ去りました。昨年までと少し違った点は、私が住み暮らす高根町において、非常に収穫を終えた水田で、稲わらをロールにしている様子がうかがえました。これまでも高根町以外で、高根町においてもこういった取り組みをされているところはございましたが、本年、非常にそういった光景が見てとれました。

本市の基幹産業でもある「農業」、中でも水稻栽培における今後を見据えた重要なチャレンジであるとともに、物価高騰などの深刻な影響を受けている農家の方々の光となる可能性を感じ、以下質問をさせていただきます。

①本年度生産されたロール数は。

②りぼく農協を通じての需要はどの程度見込まれているのか。

③環境面、事業の経営面での成果はいかがでしょうか。

④取り組みを始めた農業の方々の声は、どんな声があがっているのでしょうか。

⑤水田から稲わらのすき込みがなくなることによって、土地の栄養分の不足により、逆に化学肥料を使う事態になってしまつては、物価高騰、環境面への影響を鑑みると悪影響も考えられるのではないかと思います。対策はいかがでしょうか。

⑥この取り組みの今後の方針は、どのようにお考えでしょうか。

以上3項目になります。よろしく願いいたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

輿水崇議員の、星見里の声の代表質問にお答えいたします。

本市の施策・事業に関するPDCAについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「新・行政改革大綱」の実施計画および、PDCAの公表についてであります。

「新・行政改革大綱」における「実施計画」、いわゆる「アクションプラン」については、大綱で定める10の重点推進項目に沿った、具体的な活動目標の設定を行うもので、本年度中の策定を予定しております。

また、「アクションプラン」におけるPDCAについては、毎年度、「北杜市行政改革推進委員会」において評価検証を行い、改善につなげることであります。

また、検証および改善の内容については、市ホームページにおいて公表してまいります。

次に、PDCAや事業構築に関わる職員研修についてであります。

「PDCAサイクル」や事業の構築・検証等に関しての職員への研修については、それぞれの職場において、上司や先輩などが指導者となり、実務を通じて必要なスキルや知識を指導していく「オン・ザ・ジョブ・トレーニング」、いわゆる「OJT教育」を基本として行っております。

また、「山梨県市町村職員研修所」においても、多様化・高度化する住民ニーズに的確に対応できる人材を育成するため、年間を通じ、職員の経験年数や階層ごとに、必要となる研修を行っております。

コロナ禍ではありますが、本年度も、管理職向けの実践的な評価手法を学ぶ研修や、一般職員向けの行政経営を学ぶ研修など、27名が受講したところであり、さらに年度末までに、10名が受講する予定となっております。

今後、ますます複雑化・多様化していく市民ニーズや、地域課題に的確に対応していくため、新たな事業構築を行う能力や、地域住民とのコミュニケーション能力、検証、評価に係る知識などは大変重要となりますので、あらゆる機会を活用して、スキルアップを図ってまいります。

次に、目標設定や検証が実施されていない事業についてであります。

市では、「北杜市行政評価の実施に関する要綱」に基づき、財務・出納事務や戸籍事務、国・県の直轄事業など、目標設定や検証・評価が馴染まないものを除く、全ての事業を対象とし、毎年度事業の点検・評価、進捗管理を行っているところであります。

これら評価基準の中には、個別の事業での目標設定、検証は行わず、一つの分類として評価しているものもありますが、施策目標の達成に向けて、「PDCAサイクル」を効果的に展開し、成果の向上に努めているところであります。

なお、進捗管理については、目標設定も含めて改善する余地もあると考えておりますので、今後、より効率的な評価手法について検討してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

大芝こども政策部長。

○こども政策部長（大芝一君）

興水崇議員の、星見里の声の代表質問にお答えいたします。

「子育てするなら北杜」本市の子育て環境について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本年度における年少人口の増減見込みについてであります。

対象となる0歳から14歳までの年少人口について、本年4月1日現在で、4,313人であり、直近のデータがある本年12月1日現在は、4,246人で67人の減となっております。

年度末の増減見込みについては、100人程度の微減と考えられます。

次に、子育て世代の転入および転出数についてであります。

本年4月から11月までに、18歳未満の子どもがいる世帯の転入数は、97世帯、129人、転出数は、68世帯、89人となっており、29世帯、40人の増となっております。

次に、来年度の施策、新規事業についてであります。

「子育てするなら北杜」という地域ブランドを構築し、子育て世代から選ばれる地域を目指



すため、親子が気軽に集い、交流ができる子育て支援の拠点となる「こどもランド」および「こどもパーク」の整備を行ってまいります。

公園や遊び場の整備については、以前から要望が多く長年の懸案でありましたが、来年度に工事着手し、令和6年秋の完成を目標に事業を進めてまいります。

次に、通信環境の整備状況についてであります。

はじめに、市内小中学校については、平成29年度、31年度と総務省の補助金を活用し、市内小中学校18校の校内無線LANの整備を行っております。

また、「GIGAスクール構想」に基づく、1人1台端末の整備、通信ネットワーク環境の整備に伴い、国が示す高速通信に対応していない、通信機器の取替工事を令和2年度に実施したところであります。

また、校内通信環境の改善を図ることを目的に、令和5年12月稼働を目途に、全18校における校内無線LANの補完工事を行い、児童生徒が一斉に端末を起動した状態で、遅延の発生しない快適な通信環境の整備を図ることとしております。

次に、保育園、放課後児童クラブについては、児童生徒が直接利用することはありませんが、施設を運営していく上で、ICT化を見据えた対応が必要であるため、検討を進め、併せて通信環境整備を行ってまいりたいと考えております。

次に、保育士不足に対する課題についてであります。

全国的に保育士が不足しておりますが、その原因として「給与が低い」ことや、「労働環境が過酷である」ことなどが挙げられております。

それに加え、本市は広大な面積を抱えていることから保育園の数が多く、保育士の確保は喫緊の課題であると認識しております。

そのため、本市では国の交付金を活用して、いち早く保育士の処遇改善に取り組み、保育園に勤務する保育士等の給与の改善に努めてきたところであります。

また、保育士のあっせんをしていただけるよう、山梨県が実施している保育士の人材バンクに登録を行っているほか、市の広報紙およびホームページ、ならびにハローワークでは、常に保育士の募集を行っており、その他、市内の公共施設や金融機関などへの保育士の募集チラシの配布や、市長自らが保育科のある大学へトップセールスを行うなど、保育士の確保に努めているところであります。

今後は、保育園へのICT導入の検討を進めるなど、働きやすい環境を整備し、保育士を目指す方に北杜市の保育園を選んでいただけるよう努めてまいります。

次に、市立保育園の民営化についてであります。

市立保育園については、昨年度策定した「新・行政改革大綱」や「北杜市公共施設等総合管理計画」において、「保育ニーズの多様化に伴い、指定管理者制度の活用や施設の民営化についても検討を進めること」とされており、今後、統合・再編を検討する上で、民間活力の活用については、有効な手段であると考えております。

今後は、「指定管理者制度」の導入や民営化について検討を進めるとともに、保護者等への説明を行うほか、必要に応じて条例改正等の検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、高根町全体としての考えについてであります。

高根町地区については、現在4つの公立保育園があることから、「北杜市保育園充実プラン」や、昨年度に策定した「新・行政改革大綱」、「北杜市公共施設等総合管理計画」に基づき、統

合・再編を検討していく必要があると考えております。

今後、統合・再編や民間活力の活用など、総合的に検討してまいりたいと考えております。

次に、保育にかかる市の方向性検討についてであります。

本市では、第2子以降の保育料を無償化しているほか、園での「おむつ」の処理や、さらには食育の取り組みの一環として、主食の無償提供を行っており、充実した子育て支援を実施しているものと考えております。

今後は、保育士の労働環境の改善だけでなく、保護者の利便性の向上も期待できる保育園へのICT導入や、民営化に向けた検討を進め、サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、安全対策や周知徹底の状況についてであります。

今般、全国の保育園や幼稚園において、通園バスの園児置き去り事故や、園内での園児への虐待事件などが発生しております。

本市では、日頃から事故等が起きないように、各種点検や注意を徹底しているところですが、全国でこのような事故等が発生していることを踏まえ、改めて園に対応の徹底を指示したところがあります。

今後も、国や県の動向を注視し、必要な対応を図るとともに、園児の安全を第一とした安全・安心な保育園の運営を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

奥水崇議員の、星見里の声の代表質問にお答えいたします。

水稲栽培の新たな取り組み「稲わらロール」について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本年度生産されたロール数と需要の見込みについてであります。

本年、市内で生産された稲わらロールは、約2万4千ロールとなっております。

また、畜産農家からは、3万3千ロール程度供給を望まれておりますが、「梨北農業協同組合」を通じての需要については、2万ロールの販売を見込んでおります。

次に、環境面、事業の経営面での成果についてであります。

環境面においては、「稲わら」を田に漉き込まないことにより、温室効果ガスであるメタンの発生を抑制することが見込まれており、経営面においても、「稲わら」の分解を促進するために散布していた、石灰窒素等の購入が不要になることや、これまで土に還していた「稲わら」を副産物として販売し、収入の一部となることが成果であると考えております。

次に、取り組みを始めた農家の声についてであります。

「稲わら」を活用する取り組みは、新たに機械等への投資が必要なことや、ロールの搬出の手間が発生するため、取り組みが難しいと考える農家もおりますが、取り組みを始めた農家からは、活用していなかった「稲わら」を販売し副収入が得られることなど好評を得ております。

次に、土地の栄養不足に対する対策についてであります。

「稲わら」を毎年搬出すると地力は低下すると考えられますが、市では現在、循環型農業を

推進し、家畜に「稲わら」を餌として与え、排泄される畜産糞尿の堆肥化を行い、水田に還元することにより、土中の栄養バランスを保つことが可能であると考えており、「稲わらロール」の生産農家には、地力保持のために堆肥の利用を促しております。

化学肥料の利用による経費の増額は、経営に影響をもたらすものと考えておりますが、地域資源に目を向け、活用することにより、経営、環境の両面に貢献するものと考えております。

次に、今後の方針についてであります。

「稲わらロール」は、畜産農家の飼料需要のほか、果樹・野菜農家等から資材としてのニーズも見込まれているため、需給バランスに応じ「稲わらロール」の生産を拡大するとともに、水稻栽培農家のご協力もいただく中で、国が2050年までに目指す「みどりの食料システム戦略」に基づく取り組みの一部として、推進を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

当局の答弁が終わりました。

興水崇君の再質問を許します。

興水崇君。

○2番議員（興水崇君）

ご答弁いただきまして、ありがとうございました。

すべての項目に再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、本市の施策・事業に関するPDCAについて、3点、再質問をさせていただきたいと思っております。

非常に重要な施策であるとともに、方向付けである行政改革大綱等のアクションプラン、こちら本年度中にしっかり策定をいただいて、検証結果については来年度という形になると思うんですけども、来年度ということで、令和4年度の決算認定ぐらいを公表のタイミングということの考えでいいのか、時期はもうちょっとずれるのか、そのあたりをまずお伺いしたいと思います。

2つ目、この公表につきまして、また議会の中でもしっかり報告ですとか、われわれの意見を聞いていただけるお時間等をつくっていただけるのかということ、2点目としてお伺いしたいと思います。

3点目、PDCAのまわすということ、職員さんたちの研修ですとか、そういったところも庁舎内、庁舎外に問わずされているということで、ぜひ今後ともそういった取り組みも含めて、前に進めていただきたいと思っております。

ご答弁の中で、大きな事業のくくりをPDCAでまわしているということで、評価等がされていない事務事業も含めてあるということをお伺いしました。進捗管理ですとか目標設定について、私的にはまだまだ改善の余地があるかなと、ご答弁を聞いて感じました。やはりこれも経験上にはなるんですけども、小さな事業や1つの規模の小さな、例えばイベント等においても、やっぱりこういったところでもPDCAを小さくまわしていくということが、おのずと大きなくくりの事業ですとか、年間を通じての事業等の目標達成につながったりですとか、時には気付かなかった、本当に小さい課題の抽出、こういったものができたりですとか、それがのちのち大きな事業の成果達成ですとか、そういったものにつながるということですね。小さな積み上げをなくしては大きなことの達成はないということで、著書にも書かれていることもありま

す。私も同意見です。

反面、本市には多くの事業があります。やっていなかったことをこれからやるということは、もちろん負担増にはなると思いますが、ぜひよりよい事業構築に向けて、必要な事業をいま一度、しっかりと精査をしていただくとともに、目標設定や進捗の管理等の改善をぜひ前向きに進めていただきたいと思います。この点について、いかがでしょうか。

以上3点です。よろしく願いいたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

宮川北杜未来部長。

○北杜未来部長（宮川勇人君）

興水崇議員の、星見里の声の再質問にお答えをさせていただきます。

大きく3点いただいております。

はじめの新・行政改革大綱アクションプランに係る2点につきまして、私から答弁をさせていただきます。

策定の時期と議会の皆さまの声をどう聞くのかということですが、現在、行政改革推進本部という庁内組織でございますが、新・行政改革大綱、昨年度策定したものをもとにアクションプランの素案を調整してございます。この作業、もうしばらく時間をいただきまして、年明け2月ぐらいに行政改革推進委員会という外部組織がございますので、そちらのほうに提出をいたしまして決定をし、策定をしていきたいというスケジュールでございます。

また、これらの公表につきましてでございますが、年度が替わりまして、自己点検、また決算審査、また審議会、決算特別委員会等ございますので、そういったところからのご意見もいただく中で、しっかりと評価、検証を行っていきたくと考えております。

このことから公表の時期につきましては、それらを経たのちということで、年内、いわゆる令和5年ですと、令和5年の末ぐらいの公表になろうかと想定をしまして、現在それに向けて準備をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

興水崇議員の、星見里の声の代表質問の再質問にお答えいたします。

PDCAの管理についてのご質問であったかと思えます。

事業の実施に伴います進捗管理につきましては、PDCAサイクルにより施策ごと、また1つの分類ということでご説明しましたけれども、そういうくくりの中で策定した評価指標、KPIの達成状況など効果を点検して、必要に応じて施策の改訂、またバージョンアップなどをすなど、よりよい事業構築に努めているところであります。

なお、先ほどのご質問にありましたけれども、小さな積み上げというご指摘もいただいたところでございますが、現在、掲げている成果指標などにつきましても、効果的な設定となっていない施策も現状見受けられる部分もございますので、それらも含めまして、先ほどの答弁の繰り返しにはなりますけれども、さらに評価、手法についてもよりよい事業達成ができますように、

今後検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

興水崇君。

○2番議員（興水崇君）

ご答弁いただきありがとうございます。ぜひ前向きに検討を進めていっていただきたいと思っております。

では、次の項目に移らせていただきたいと思います。

「子育てするなら北杜」についてでございます。

ご答弁いただきました。本当にまず高根町におかれましても、保育園、非常に多いです。しらかば、みどり、さくら分園、清里にもヨハネですとかございます。この計画の中では、こういったところも再編・統合を進めていくということですので、部長がおっしゃっていただいたとおり、民間の活力等の検討もぜひ、これと同時に前向きに進めていただきまして、この保育環境というところの維持と向上に努めていただきたいと思います。

通信環境の整備につきましても、今後、前向きに進めていただけるということで、ぜひ、こういったコミュニケーションにも、こういった環境というのはつながります。昨今の事件や事故等につきましても、こういったコミュニケーションというところが根本的にはやっぱり大事だったのかなという見聞等もございますので、ぜひそういったところも勘案する中で整備を進めていただきたいと思います。

保育士不足の課題につきましても、市長自らトップセールスをしていただいたりですとか、様々な媒体等を通じて募集をかけているというところがうかがえました。そんな中でもぜひ、答弁の中では取り組まれていなさそうだったんですけども、データでは20代、30代の中途採用ですとか、再就職等は、やっぱり今、50%以上ぐらいはアプリ等も通じて再就職等をしたりですとか、就職先を探したりという、ツールに重きを置いているという結果も出ておりますので、ぜひこういったところも今後、検討を進めていただいて活用いただければと思います。

長くなりました。質問を2つさせていただきます。

来年度の新規事業ということで、非常に強い思いとメッセージを受け取ることができました。しかしまだ、現実的には子どもの数は減っているというところが現状でもあるかと思えます。施策等は、今、取り組んでいただいているもの、公園の整備ですとか、先ほどの通信環境ですとか、やはり環境整備というところが非常に力強く進めていただいているとは思いますが、やっぱり子どもの数という観点で、今後、ここの目標に直接コミットするような施策というものを展開していただきたいと思いますが、それに対するお考え等をいま一度伺いたしたいと思います。

2つ目が、先ほども、すみません、答弁いただきました保育園、幼稚園等の事故や事件に対することなんですけれども、報道等によりますけども、かなり悪質な体制下での話なので、本市にそのまま当てはめるといっても正直いかなものかとは思いますが、ただ、事件・事故の当事者、例えば保護者ですとか、周りの方とかもちろん、おそらく青天の霹靂だったことなのかなと感じております。ぜひ、現場の職員の皆さまも含めて、小さな変化や小さな声、そういったものを聞き流すことなく、耳を傾けることが防止や早期発見、未然に防ぐことにつなが

ることだと思っております。

再度、周知徹底をしていただいているということですが、そういった報告等も現在はもちろんだと思っておりますけれども、現状をもう一度お伺いできればと思います。

以上2点です。よろしくお願いいたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

大芝こども政策部長。

○こども政策部長（大芝一君）

興水崇議員の、星見里の声の代表質問の再質問にお答えいたします。

まず、子どもの数を増やすための施策の展開についてであります。

子育て支援策については、子育て世代に対し経済的な支援や保育環境の充実、また働く場所や居住環境と様々な側面からの総合的な子育て施策が必要であると考えております。

子どもの数については、第3次北杜市総合計画で示したとおり、2030年に向け、合計特殊出生率の向上を目標としているところでありますが、引き続き若年層の転出の抑制、子育て世代の転入促進を図ってまいるとともに、出会いから結婚へ後押しするような事業も積極的に取り組んでまいります。

次に、現時点での事故等の報告についてでございます。

今般の報道を受けまして、各園には改めて対応の徹底を指示したところであります。また、事故等を未然に防ぐための施策というものについては、近年、保育士不足があり、その確保のための労働環境の改善、また保護者とのコミュニケーション不足など、全国的に指摘をされておりますので、市としても引き続きそれらの対応を図ってまいりたいと考えております。

なお、ご質問にありますとおり、本市の保育園等においては、現時点では今般の報道にあるような事故等の報告はございません。今後も、小さな声にも耳を傾け、安心・安全な保育に徹底して努めてまいります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

興水崇君。

○2番議員（興水崇君）

ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いいたします。

では1点だけ、すみません、再々質問をさせていただきたいと思っております。

国では、こども家庭庁が新設されて、早速、結婚から出産まで支援が拡大しようとしております。本市においても、子育て応援金ということで、こちらのほうが大変、市民の皆さまにも好評をいただいているところではあると思っております。そんな中で、国の動向に注視するということはもちろん非常に重要なことだと思っておりますが、一方、他市では子ども施策として、民間企業への家族型の就業住宅建設への支援の上乗せですとか、こういった家族単位で引っ越しされる方への引っ越し資金の補助等、様々な、特色ある独自性を持った施策も展開されております。そういったところもぜひ、他市がやっているからではないんですけれども、北杜市独自として、この地を生かした、北杜市の魅力を生かすような施策というところもぜひ検討を進めていただきたいと感じております。ご答弁を、すみません、よろしくお願いいたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

大芝こども政策部長。

○こども政策部長（大芝一君）

興水崇議員の、星見里の声の代表質問の再々質問にお答えさせていただきます。

特色ある独自性を持った支援についてであります。

国においても、地域の実情や課題に応じた少子化対策の取り組みを一層強化するため、結婚、子育てに関する取り組みへの支援を充実するとともに、新婚生活支援事業の充実を図っているところであります。

市といたしましても、メタバース婚活などの出会いを創出する事業や結婚への後押しをするような事業など、今後、新しい事業に果敢にチャレンジしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

興水崇君。

○2番議員（興水崇君）

ありがとうございます。メタバース事業、非常に新しい事業です。期待をしております。

それでは3項目めについて、稲わらロールについて、再質問をさせていただきます。

先ほど、ご紹介も含めていただきました、非常にこの取り組み、循環型という形でも、農家だけではなくて、酪農家ですとか、JAですとか、そういった多くの事業をされているところ、本市が今のところはハブとなって、これらの支援ですとか、交渉ですとか、打ち合わせをして循環をつくっているという、非常に素晴らしい新しい形だと私も期待をしております。

農業従事者の方からも直接お話を伺ったりする中で、非常にありがたいと。こういった新しい形をぜひ、私たちとしても取り組んでいきたいと。新たなチャレンジにはなるけれども取り組んでいきたいと。土地の栄養分の低下に対するというところも、この循環の中でしっかりつくれるということで、非常に今後の未来に向けても大事な施策だと考えております。

そんなところを踏まえて、需要とのバランスというところは大事だということも、先ほど答弁で伺いましたけれども、来年度、これに対する取り組みや補助、こういったところの見込みをお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

興水崇議員の、星見里の声の代表質問の再質問にお答えいたします。

来年度の取り組みや補助というご質問かと思えます。

地域における需要の範囲内におきまして、引き続き農業振興推進補助金等を活用しまして、支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

興水崇君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

( な し )

以上で質問を打ち切ります。

これで、星見里の会の会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時46分

---

再開 午前10時47分

○議長（福井俊克君）

再開いたします。

日程第2 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、10人の議員が市政について質問いたします。

ここで、一般質問の質問順序および割り当て時間をお知らせします。

最初に北杜クラブ、34分。次に公明党、5分。次に日本共産党、5分。次にみらい創生、44分。次に会派しんせい、7分。最後に星見里の声、40分となります。

申し合わせにより一般質問での関連質問はできませんので、よろしくお願いします。

なお、残り時間を掲示板に表示させていただきますが、その都度、残り時間を私からお知らせいたします。

それでは順次、質問を許します。

最初に、北杜クラブ、10番議員、井出一司君。

井出一司君。

○10番議員（井出一司君）

一般質問を大きく2項目にわたり、質問をいたします。

最初に1. 市道渋沢・長坂上条1号線の整備について。

長坂町の市道渋沢・長坂上条1号線は長坂駅から甲陵中学校・甲陵高校、長坂中学校、長坂小学校などに向かう通学路で使用されている市道であります。

朝夕の登下校時には、大勢の児童生徒が使用している重要な路線であります。しかし、本町公民館から先の100メートルほどが未整備の状況であり、事故が起きなければよいがと思っていました。児童生徒の安全確保の取り組みとしても重要でありますので、早期の工事完成をお願いしたいと考えています。

また、平成29年10月に長坂本町区と北杜市交通安全協会長坂支部から未整備区間の整備につき、要望書が出されたと聞いています。

市として、現在の状況や今後の方針などにつき、伺います。

1. 未整備区間の現在の状況は。

2. 今後の進め方は。

次に2項目めに入りますが、森林整備について。

過疎化が進むと集落の衰退や消滅につながり結果として、整備が十分には行われない森林や放置される森林が増加し、森林が担ってきた役割が低下し、いろいろな面で影響が出てくるのが危惧されています。

2019年3月、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、これにより森林環境税は2024年度から課税、および森林環境譲与税は2019年度から譲与税が創設されま



した。健全な森林は地球温暖化防止だけでなく、国土の保全や水源の涵養、地方創生や快適な生活環境に広く影響を与えるものでありますが、一方では森林整備を進めるに当たり、所有者の経営意欲の低下、所有者や境界が分からない森林、担い手不足などが大きな課題となっています。このような状況において、パリ協定のもとで、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や大きな土砂崩れや洪水、浸水などといった災害から人々を守る必要があり、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された経緯が報告されています。

森林環境税及び森林環境譲与税の創設により、わが国の国土の約7割を占める森林が整備されます。

幾度となく起きた災害等を経験してきた、わが国にとって森林整備は必要不可欠なことであります。

森林環境税は、2024年度から個人住民税に一人当たり1千円を上乗せして徴収する新森林環境税の原資となる予定であります。

森林環境税及び森林環境譲与税は、市区町村においては間伐や人材育成・担い手確保、木材利用の促進や普及啓発にあてられるとされています。

森林環境譲与税は2019年度に始まり、これを2019年度、2020年度、2021年度と市区町村へ配布されましたが、資金の約54%が森林整備や保全等に使用されず基金に積み立てられていると日本農業新聞に、さらに森林環境譲与税を使いたくても森林がなく、活用先がなかった市もあったと日本経済新聞に掲載されていました。

森林環境譲与税は、私有林人工林の面積や林業従事者数、人口に基づく算出であることから、森林がなくても人口に応じた金額が入ってくるため、東京都内の自治体では昨年度全額を積み立てたとの報道もありました。

本市においては、森林環境譲与税の配分前から、里山整備事業を推進してきましたが、森林環境譲与税を活用し、より一層の森林整備が行われていると認識しています。

そこで以下、伺います。

1. 県内の自治体に配分された森林環境譲与税執行率は65%と報道されているが、北杜市の執行率と事業内容は。

2. 森林のない自治体へ配分される森林環境譲与税を活用した市内の森林整備や都市間交流も考えられるが市の考えは。

3. 森林環境譲与税は森林整備に限らず、人材育成や木材の利用にも活用できるが、現状と今後の計画は。

以上、質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

10番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

市道渋沢・長坂上条1号線の整備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、未整備区間の現在の状況についてであります。

「市道渋沢・長坂上条1号線」は、平成25年に国の交付金事業の採択期間が終了し、未整備区間を残したまま現在に至っております。

その後、平成29年度に長坂本町区などから工事の再開を望む声や要望書が提出されるとともに、これまで事業実施に向け、地元関係者にもご尽力をいただいたところであります。

市においても、修正設計や用地測量などを行い、地権者との交渉を重ねてきた結果、今般、おおむねご理解とご協力をいただいたところであります。

次に、今後の進め方についてであります。

「市道渋沢・長坂上条1号線」は、多くの児童生徒が利用している重要な通学路でもあることから、来年度、地権者と土地売買契約ならびに物件補償契約を締結し、所有権移転登記が完了次第、着工し、年度内の完成を目指してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

10番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

森林整備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、森林環境譲与税の執行率と事業内容についてであります。

森林環境譲与税は、森林整備や木材利用を促すための財源として、令和元年度から譲与され、昨年度までの3年間の歳入は6,672万7千円、歳出は5,195万4,340円で、77.9%の執行率となっており、森林所有者等が森林整備を行う「山紫水明整備事業補助金」等による支援や、「森林経営管理制度」の運用に必要な森林情報の整備などに充当しております。

次に、他自治体へ分配される森林環境譲与税の活用についてであります。

本市への譲与額では、木材利用促進や、森林整備を加速するためには十分とは言えず、森林資源が乏しい都市部の譲与税の活用は、非常に有効であると考えております。

そのため、本市と交流のある自治体への働き掛けを行い、市産材利用、市内の森林整備や自治体間の交流を行いながら、本市の財産である林野からのシティプロモーションを図ってまいります。

次に、森林環境譲与税の活用の現状と今後についてであります。

市では、水源涵養機能や地球環境保全機能などの公益機能を持つ森林への関心を促し、林業への興味を持つことによって、将来の担い手になってもらえるよう、市内小学生を対象とした、箸づくりなどの「木工教室」や「森林環境教育」、林業に興味のある方への「チェーンソー取扱い講座」などの人材育成を行っております。

また、木のおもちゃの誕生祝品や、東京都港区との木材利用の協定による、区内の公共施設への北杜市産材の利用を行っているところでありますので、引き続きこれらの事業を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

当局の答弁が終わりました。

井出一司君の再質問を許します。

井出一司君。

○10番議員（井出一司君）

市道渋沢・長坂上条1号線については、ようやくめどがついたと、このようなことで安堵をしているところでありますが、なお一層のご努力をお願いして、早期着工をお願いしたいと思います。

それで再質問は、2項目めの森林整備について行いたいと思います。

まず最初に、他の自治体の譲与税を活用した積極的な答弁があったわけですが、具体的な内容についての見解をまず伺います。

もう1点、今後、市の公共施設の整備において、市産材活用も必要と思いますが、これをどのように考えているか、お伺いをいたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

10番、井出一司議員の再質問にお答えいたします。

2点、ご質問をいただきました。

まず最初の、他の自治体の譲与税を活用した具体的な内容というご質問かと思えます。

他の自治体はその自治体に譲与される森林環境譲与税を活用し、本市の森林をフィールドとして間伐や植林や林間学校などでの体験活動により、森林整備の促進を図っていきたいと考えております。そのことにより、新たに北杜市に興味を持ってもらえる、ファンを増やすということにつながっていくと考えられます。

また、宿泊やお土産など林業以外の産業への経済効果も見込まれます。いわゆる人が動くことによる経済効果、こちらが重要かと思えます。

2点目でございます。市の公共施設を整備するにつきまして、市産材の活用をというご質問かと思えます。

森林環境譲与税を活用した市産材利用も、これからは促進してまいりたいと考えております。今後、市内の公共施設を整備する際には、譲与税を活用し、積極的に市産材の利用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

以上で質問を打ち切ります。

これで、10番議員、井出一司君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時04分

---

再開 午前11時18分

○議長（福井俊克君）

それでは、再開いたします。

先ほど、秋山俊和君から質問の内容訂正をしたいという旨の申し出がありました。

ここで秋山俊和君の質問訂正を認めます。

秋山俊和君。

○20番議員（秋山俊和君）

議長の許可をいただきましたので、昨日の代表質問の2項目めの企業版ふるさと納税についてということですが、質問の2番目、私のほうのこれはミスプリントで誠に申し訳なく思っておりますが、ここを訂正していただきたいと思います。

他の寄附、環境保全基金、ここにプリントミスで芸能文化と入れてしまいました。これは芸術文化でございますので、この訂正をしていただきたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（福井俊克君）

以上ですので、訂正をお願いいたします。

それでは次に、北杜クラブ、7番議員、秋山真一君。

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

北杜クラブの一般質問をさせていただきます。

長引くコロナ禍の影響もあり、社会的弱者といわれる子どもや高齢者は、私たちが感じ得ない息苦しさを味わいながら日々を過ごしています。青春時代、第2の人生などとドラマで描く世界とはかけ離れ、日々、不安と危険にさいなまれ、自由を謳歌できない環境を私たちは少しでも改善し、安心できる環境をつくり上げなくてはならないと考えます。

今回は、子育てに関する予算、特殊詐欺への対応の2つの観点から、市民の安心と安全を守り、よりよい環境をどのように提供していくのかをお伺いいたします。

はじめに、子育て関連予算について。

先日開催された「北杜市市制施行18周年記念式典」において、子育てするなら北杜宣言が宣言され、その一文には「子どもと子育て世代を地域の宝と捉え、社会全体、地域全体で支える」としています。しかし、地域で守り育てるとしている子育て関連の予算において、青少年の健全育成や地域と交流を深めるための子どもクラブ、育成会への補助金は、減額されています。

多額の予算を投じ、仮称、こどもパーク・こどもランドが計画されていますが、地域との交流ではなく、子育て世代だけのコミュニティを推進しているように感じます。また、本年度からスタートした第3次北杜市総合計画においても、出産と育児が強調され、入園から成人するまでの長い期間は、重要視されていない感も読み取れてしまいます。

本市が目指している子育て環境の姿を改めてお伺いします。

①子育てとは妊娠から社会人となるまでの長い期間と考えますが市の見解は。

②出産支援金、こどもパークは出産・育児に対する新規事業と考えます。小中学校のIT化は国の政策、給食費の無償化はコロナ対策ですが、本市における児童に向けた新規事業はあるのでしょうか。

③地域との交流も推進できる子どもクラブや育成会への支援金は、来年度も減額されるのでしょうか。

④高校生や大学生に向けた新規事業はあるのでしょうか。

⑤IターンUターンに対する新規事業はあるのでしょうか。

⑥宣言の中の、本市が目指す子育て環境とは、現状とどのような点で違うのでしょうか。

次に、特殊詐欺への対応について。

近年増え続けている特殊詐欺は、方法も多様化し見分けることも困難になっています。電話だけではなく、インターネット、郵便物、ビラなど、どこに詐欺が隠されているのかわかりません。

先日、私の会社で使用しているメールにも「税金の滞納通知」と題したメールが届き、慌てて収納課に相談に行きました。これも特殊詐欺だと職員に説明を受け、数件問い合わせも来ているとのことでした。

このように手当たり次第に攻撃してくる詐欺集団から市民を守るためには、不審な電話への対策、架空請求への対策など普段から気を付けるべき対応を周知し、正確な情報を発信することが重要です。

警察と連携しつつ行政が対応していることについて、お伺いいたします。

①特殊詐欺の被害防止について、対応策などどのように注意喚起しているのか。

②相談窓口などの体制は。

③電話での詐欺被害防止について、他市では電話機に詐欺の可能性のある相手を検知する機能がある電話機を配布している自治体もあるが、本市の導入への考えは。

④市の職員になりすます詐欺の事例もあります。職員が訪問する際に心掛けていることは。

⑤10月初旬、市からの税金の過誤納金の還付の通知について、本来数千円のはずが数千万円還付されるとの内容が届いたとの話を聞きました。記載ミスだとは思いますが、このような間違いは他の還付金詐欺を誘発させることにもつながり、あってはならない事案と考えます。この事案の詳細と対応はどのように行ったのでしょうか。

以上、ご答弁よろしく申し上げます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

7番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

子育て関連予算について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、子育て期間についてであります。

市では、「子ども・子育て支援法」に基づき、年齢が0歳から18歳までの子どもを対象として、「北杜市子ども・子育て支援事業計画」を策定しており、「子育てするなら北杜」という地域ブランドを構築し、子育て世代から選ばれる地域を目指すため、「保育料・副食費の第2子以降無償化」や「子育て世代マイホーム補助金」「子育て応援金支給事業」など、様々な子育て支援や事業を行っております。

今後も、出会い、結婚、出産から子育てまで切れ目のない支援により、「北杜版ネウボラ」を推進してまいります。

次に、市が目指す子育て環境についてであります。

「子育てするなら北杜」宣言は、先月1日、「北杜市市制施行18周年記念式典」の中で宣言したもので、子育て世代が、安心して妊娠・出産・子育てすることができる環境の充実を図るものであり、子どもと子育て家庭を地域の宝と捉え、社会全体、地域全体で支え、子育て世代から選ばれる地域を目指すものであります。

「第3次北杜市総合計画」の「2030年、地域のありたい姿」に掲げております、「子どもの笑顔が自分の笑顔になるまち」を目指し、子育ての切れ目のない支援体制の強化や子育てに関する情報提供や交流・学習機会の充実など、これまでの取り組みに加え、国・県の動向を注視しながら、更なる充実を図ってまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

7番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

子育て関連予算について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、児童に向けた新規事業についてであります。

来年度は、これまで実施してきた各種施策をさらに充実強化すべく、取り組みを進めてまいります。

特に、社会の急速な変化の中、異文化や多様性に対する理解を深める学習がますます重要になっており、児童生徒一人一台端末を活用しながら、Web会議ツールを使用して近隣の学校や海外の児童生徒等と交流することで、互いの見方・考え方の違いに気づき、相互理解を深める取り組みが始まっております。

今後もICT機器の利点を活かし、効果的に活用することで、更なる教育の充実に努めてまいります。

次に、子どもクラブや育成会への支援金についてであります。

「子どもクラブ」や「育成会」は、地域における異なる年齢間での交流活動を通して、子ども同士つながりを育み、また、その活動を地域の大人が指導者として支援することにより、世代間の交流が促進され、少子化・核家族化の抑制や地域活動の活性化に重要な役割を果たしております。

今月1日現在、市内には、116団体の「子どもクラブ」や「育成会」が活動し、加入者数は2,069人となっております。

これら団体に対する助成金の算定方法は、1団体当たり6千円の均等割額と、加入者数に応じた人数割額の合計額としております。

これまでの実績としては、昨年度120団体分155万円、本年度116団体分151万5千円を交付したところであり、昨年度に比べ、本年度は減額となっておりますが、これは、全体の加入者数が減少しているためであります。

なお、来年度は、団体数が1団体増加するものの、全体の加入者数が本年度に比べて減少する見込みであり、助成金総額は減額となるものと考えております。

次に、高校生や大学生に向けた新規事業についてであります。

来年度においては、甲陵高等学校と、先月、連携協定を締結したアメリカ合衆国ケンタッキー州リッチモンド市の「イースタンケンタッキー大学付属モデル・ラボラトリー高校」との間に、両学校間の留学などの相互交流を進めてまいります。

また、甲陵高等学校の生徒のうち、低所得世帯であって授業等で使用するパソコンを家庭で用意できない者に対し、端末機を貸与する施策を新たに実施することで、学びの保障を図るこ

とを検討しております。

また、県外の大学等へ通学する者に対し、通学定期券の購入費用を補助する「鉄道利用通学者支援事業」も、引き続き実施してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

7番、秋山真一議員のご質問にお答えをいたします。

特殊詐欺への対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、注意喚起についてであります。

近年、新たなタイプの特殊詐欺が次々と現れ、手口も多種多様化する中で、日頃から市民への注意喚起は大変重要であります。

そのため、市では、市内で実践活動を通じて、生活の向上を図っている「消費生活研究会」などと連携し、高齢者が集う「公民館カフェ」などに出向き、消費者問題の普及、啓発するとともに、特殊詐欺についての具体的な事例や、その対策等について周知しているところであります。

また、広く市民に認識してもらうよう、定期的に市広報紙への掲載や、パンフレットの区長回覧、また、随時、「北杜警察署」と特殊詐欺に係る事案に関し、情報交換を行い、必要に応じて、市の防災行政無線やSNSを通じて、注意喚起を行うなど、特殊詐欺の未然防止に努めているところであります。

次に、相談体制についてであります。

市では、「消費生活相談員」の国家資格を有する職員1名を雇用し、毎週木曜日に相談窓口を市役所内に開設しており、商品購入や契約に関するトラブルのほか、特殊詐欺に係る相談にも応じております。

また、市で相談窓口を開設していない日は、「県民生活センター」の相談窓口を案内し、市民が相談機会を逃さないよう努めております。

次に、詐欺被害を検知する機器の配布についてであります。

多くの特殊詐欺が発生するきっかけは、電話によるもので、その被害者の多くは高齢者であります。

そのため、電話での詐欺の可能性を探知できることは、被害防止に大変効果があると考えておりますが、現状においては、機器の配布については、検討しておりませんので、機器の有効性の研究も含め、特殊詐欺の防止に有効な方策について、引き続き検討してまいります。

次に、過誤納金の還付通知の件についてであります。

今回の事案は、個人住民税の年金特別徴収による過誤納金の還付処理に当たり、表計算システムから通知文へデータ移行処理を行う際、還付額の欄にデータを重複して表示したことにより誤った金額の入った通知を発送してしまったものであります。

対象件数は、発送した通知の691件中、99件でありました。

誤って発送してしまった市民の方には、改めて訂正した通知書を発送するとともに、電話にて直接、状況説明とお詫びの対応をさせていただきました。

今後このようなことがないよう、適切な事務処理の徹底を図り、再発防止に向けチェック体制の確認を行ったところであります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

7番、秋山真一議員の子育て関連予算における、IターンUターンに対する新規事業についてのご質問にお答えいたします。

近年、本市の「住民基本台帳人口移動報告」では、転入超過が続いておりますが、令和3年の年代別データによると、特に20代では、転出者が転入者を上回っており、152人の転出超過となっております。

転出者は年々減少傾向にありますが、それ以上に転入者が減少していることから、若い世代を呼び込むためのIターン、Uターン施策は本市にとって大変重要であると捉えております。

「第3次北杜市総合計画」の「若い世代に選ばれるまち」を実現するため、起業を志す若い世代の活動や、交流の場となるコワーキングスペースの運営、また、Iターン、Uターンなどの就業支援などを実施しているところでありますが、さらに新たな施策についても、今後検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

小泉市民環境部長。

○市民環境部長（小泉雅人君）

7番、秋山真一議員の特殊詐欺への対応における、職員が訪問する際に心掛けていることについてのご質問にお答えいたします。

市職員が税金等の徴収で納税者宅を訪問する際は、二人一組で訪問し、所属課や氏名を名乗るとともに、併せて顔写真付きの「職員証」および顔写真付きの「徴税吏員証」を提示し、身分を確認していただいております。

また、国税庁を語った不審なメールが届いたとの問い合わせが数件寄せられたことから、「広報ほくと11月号」の「くらしの情報コーナー」に掲載し、注意喚起を促したところであります。

今後も、状況の把握に努め、市民に適切な情報提供を行うなど、被害防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

当局の答弁が終わりました。

秋山真一君の再質問を許します。

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

ご答弁ありがとうございました。各項目について再質問いたします。



まずはじめに、子育て関連の予算について再質問いたします。

現在、成人とみなされる年齢も18歳となり、支援法でも18歳までとされていることは理解しています。それでも、高校卒業後の大学や専門学校などの進学率も上昇して、実際に親元から離れる年齢は上がり、20歳、22歳に新社会人となる人が多いのが現状です。このような現状を理解しないで子育て政策を組み立てるのは、現実かい離であり、それぞれの世代に即した政策をいま一度検討すべきと思います。

児童、大学生に関しては、国や県の政策と市が継続してきた事業だけなのはちょっと残念ですけれど、このコロナ禍が落ち着いたころには、新たなチャレンジをしていただきたいと希望します。

再質問ですが、1点目として、甲陵高校の生徒に対して、パソコンの貸与は素晴らしい事業だと思いますけれど、対象者は市内在住者なのでしょうか。また、市内から他の高校に通う生徒にも必要があるなら、この貸与ができればと考えますが、いかがでしょうか。

2点目として、育成会などの支援金について、よりよい子育て環境を守るために2、3人でも頑張って存続させて活動している団体もいます。そのような団体には、果たしていくら支援されるのでしょうか。また、算定基準としている1人当たりの金額を教えてください。

3点目、同じ育成会などの支援金の総額が、人数が減少するから減額となるとの答弁ですが、物価が上昇し続ける中、何年も増額せず、少額な支援により有意義な活動ができず、魅力がなくなり、やめていく家庭もあることも事実です。ただ人数対比の減額ではなく、なぜ加入者割合が減少しているのかを、まず検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

4点目として、子育て環境について、宣言を出すほどですから、現状の課題はどのようなことでしょうか。また、改善方法、到達目標など道筋は見えていると思いますけれど、これまでの取り組みに加える事業とは、どのようなものでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

7番、秋山真一議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、高校生への端末の貸与、また子どもクラブ、育成会への支援金について、ご答弁させていただきます。

まず、甲陵高校の生徒に対するパソコンの貸与であります。

来年度予定をしております甲陵高校生へのパソコン貸与につきましては、甲陵高校に在学している生徒を対象に考えています。

また、市内から他の高校に通う生徒への支援についてですが、山梨県では県立高校に通う生徒のパソコン購入に対して、補助金を交付する施策を実施しておりますので、今回は甲陵高校に通う生徒への支援策を考えたところであります。

続きまして、子どもクラブや育成会への支援金についてであります。

まず、2、3人の団体に対する支援金の総額と算定基準としている1人当たりの金額についてであります。

市が交付している補助金の算定にあたりましては、均等割6千円のほか、人数割としまして

1人当たり371円を交付基準として交付をしております。

また、この人数割については、四捨五入を行うため、2人から4人の団体につきましては、四捨五入して人数割が1千円となりますので、2人から4人の団体については、合計で7千円の交付額となります。

次に支援金の在り方、考え方について、人数対比の減額ではなくて加入者割合が減少しているのかをまず検討すべきとのご質問でありますけれども、子どもクラブや育成会の加入者が減少しているのは、子どもの数が減少しているだけではなく、議員がご指摘をいただいたとおり、加入しない家庭もあるということは承知をしております。その要因としては、ライフスタイルの変化や他の用事のため事業に参加できない事情もあるのではないかと考えております。

こうしたことから、今後の有意義な活動を考えていくためにも、実態把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

大芝こども政策部長。

○こども政策部長（大芝一君）

7番、秋山真一議員の再質問にお答えさせていただきます。

子育て環境について、現状の課題と、これまでの取り組みに加える事業についてでございます。

子育て環境については、これまで様々な子育て支援や事業に取り組んでまいりました。一定の成果はあがっていると考えますが、「子育てするなら北杜」宣言によりまして、更なる充実を図ってまいりたいと考えております。

次年度の事業につきましても、これまで多くの要望をいただいております長年の懸案であった遊び場の整備といたしまして、こどもランド・こどもパークの整備に取り組んでまいります。

引き続き、第3次北杜市総合計画の目標値や取り組み事業をもとにいたしまして、若い世代の出会いや結婚、そして安心して妊娠・出産・子育てすることができる環境の充実を図り、子育て世代から選ばれる地域を目指してまいります。

その目標達成には、若者のニーズを捉えるとともに、他市町村の取り組みも十分に情報収集する中で、本市にとって効果的な事業を構築しまして、切れ目のない支援を積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

ありがとうございました。1点だけ、再々質問させていただきます。

子どもクラブ、育成会の在り方について、世代間交流、地域活性化、これに重要な役割を持っているということを答弁していただいたことですから、必要性、現状を十分理解していただきたいと思っております。

子どもクラブ、育成会を今後どのような方針で進めて、支えていくのかをお聞かせください。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

7番、秋山真一議員の再々質問にお答えをいたします。

子どもクラブ、育成会ではありますが、学年を超えた交流や学校内の交流、地域の方々との交流という観点において、子どもクラブや育成会の果たす役割は、大変大きなものがあると考えております。

昨今のコロナ感染症がいまだ収束が見えない状況の中で、思うような活動ができないということもあろうかと思いますが、加入者の減少や他の行事との調整など、子どもクラブや育成会を取り巻く環境が変化していることも事実であります。

こうした中、従来のやり方だけではなくて、時代に合った活動の在り方を検討している時期にきているのではないかと感じています。そのためにも、子どもたちが、また地域の方々が何を望んでいるのか、実態を把握し、そこで出た課題などを踏まえて、今後の支援の道筋を定めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福井俊克君）

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

ありがとうございました。よりよい環境をつくるために、より一層のご尽力をよろしく願います。

続きまして、2点目の特殊詐欺について再質問いたします。

1点目として、市民が被害にあわないように様々な工夫をしながら対応していただいていること、ありがとうございます。注意喚起も重要とは思いますが、やはり被害にあいそうなときに、相談体制の構築は最重要課題だと思います。市でも相談窓口の設営など対応していますが、近所の知人に気軽に相談できる地域づくりも必要だと考えます。このような、地域で詐欺から身を守るような機運づくりについて、市はどのようにお考えでしょうか。

2点目として、過誤納金の還付の通知の件ですけれど、誤りは通知だけで、間違った金銭の移動はなかったのでしょうか。よろしく願います。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

7番、秋山真一議員の再質問にお答えをいたします。

はじめに、地域で詐欺から身を守る機運づくりについてのご質問であります。

特殊詐欺の多くの被害者は高齢者であり、連日、マスコミ等において詐欺被害の報道等があった中でも、高齢者本人が詐欺被害に気付かないことや対処法を知らないことが問題であります。特に一人暮らしの高齢者においては、身近に相談できる相手がいないこともあり、個人で詐欺から身を守るだけでなく、地域全体で詐欺被害を抑止することは大変重要であります。

そのような中で、先ほども答弁させていただきましたが、高齢者が集う公民館カフェなどに

出向くほか、地域で集う機会などにも幅広く出向き、年齢層関係なく、詐欺被害の防止を図る啓発活動を行う必要があると考えております。

また、行政区に加入していない市民が地域内で情報共有することが難しい現状もある中で、行政区への加入促進を図りながら、地域住民同士が情報共有し、詐欺被害の防止に向けて支えあう機運の醸成に努めてまいります。

次に、過誤納金の還付通知の件で間違った金銭の移動についてのご質問でございます。

今回の件は、通知書の還付金額欄への重複した金額の印字でありまして、還付先への振込金額につきましては、正規の金額で処理をされております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

特殊詐欺について、再々質問をさせていただきます。

1点目として、再発防止としてチェック体制の確認を行っていく、そういう答弁でしたけれど、4月に発覚した上下水道の検査漏れの件でも、ダブルチェックの重要性、所管の職員で連携して対応することの重要性は理解されているはずですが、いまだ改善できていないのかなという状況が見受けられます。他の所管ということではなく、これ全庁を挙げて改善すべきと思いますが、いかがでしょうか。

2点目も還付通知について、特殊詐欺を疑うのなら、はじめの間違った通知、あと対応後の正しいとされる通知、あと対応をいただいた電話での事情説明、受け取る市民にとっては、それぞれ半信半疑に感じてしまうと思います。

個別対応も重要ですが、誤りは誤りとして公表した上でしっかりとした対応をすべきだったのかなと考えますが、公表せずに対応をした理由をお聞かせください。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

7番、秋山真一議員の再々質問にお答えをいたします。

はじめに、チェック体制に対する全庁を挙げての改善についてであります。

再発防止策としまして、次の点を見直すこととしました。

1つ目として、文書印刷、折り込み、封入および封かん作業を複数名で流れ作業として実施しておりましたが、最後の封入を複数人でチェックする手順に改めます。

2つ目として、課長、リーダー等が作業手順の確認を行い、ダブルチェックを徹底いたします。

3つ目として、データベースから通知文書へのデータ差し込み印刷をする際、入力内容の確認をしっかりと行うよう、改めて徹底いたします。

以上の3つの項目につきまして、事務処理を再確認するとともに、職員のグループウェアや部長会議などを通じまして情報共有に努め、全職員に対し改めて注意喚起してまいります。

次に、公表せずに対応した理由についてのご質問でございます。

対象となった方々に対しましては、速やかに対応するため訂正とお詫び文を発送することと、

電話にてお詫びの気持ちや誠意を伝え、内容の説明をすることにより、理解を求めることが何よりも最優先事項であると判断し、対応したところでございます。

これにより対象となった方々全員には、今回の件について理解を得られたことから、公表は控えたところでございます。

今後は管理職員が状況の把握を行う中で、再発防止だけではなく、特殊詐欺の防止の観点からも適切な対処を行う管理体制を徹底してまいります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

以上で質問を打ち切ります。

これで、7番議員、秋山真一君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は13時30分といたします。

休憩 午前11時57分

---

再開 午後 1時28分

○議長（福井俊克君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、公明党、8番議員、進藤正文君の一般質問をお願いします。

進藤正文君。

○8番議員（進藤正文君）

公明党の一般質問をいたします。

減災力の強いまちづくりについて、質問いたします。

近年、温暖化の影響で深刻な豪雨災害が多発しており、昨年の7月豪雨で、静岡県熱海市の大規模な土石流災害が発生し、災害関連死1名を含む27人が亡くなりました。いまだに1名が行方不明者であり、最大580人が避難し、建物136棟が被害を受けました。

本年も台風14号・15号では、線状降水帯の影響で大雨による被害が発生し、台風15号では特に静岡県で、平年の9月、1カ月分を超える記録的な大雨となり、土砂崩れが各地で相次ぎ市民生活に甚大な被災をもたらしました。

北杜市においても8月24日の局所的な大雨により土砂が崩れ、八ヶ岳横断道が通行止めになりました。この大雨で警戒レベル4が示され、各総合支所に避難された方もいました。私も避難状況の確認のため小淵沢総合支所に行き1名の避難された方がいました。この大雨は警戒レベル4となり、避難行動等は「全員避難」です。全員避難は、「危険な場所にいる方は速やかに避難、移動が危険な場合は、自宅内の安全な場所に避難」です。自分の住まいが土砂災害の危険な場所に住んでいるのか、ハザードマップで確認するとともに、夜間の避難は危険を伴うことから、明るいうちの避難が基本となります。日頃から避難できる準備や家族との連絡方法を決めておく必要があります。

そこで以下質問いたします。

- 1 小学生を対象にした防災教育の取り組みは。
- 2 災害時の避難についての周知の取り組みは。
- 3 本年度の特定地区総合防災訓練の実施状況は。

4 防災国体に参加した内容を市の防災・減災の取り組みにどのようにつなげていくのか。

5 トイレトレーラーの活用状況は。

どのようなお考えなのかお伺いし、質問を終わります。ご答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

8番、進藤正文議員のご質問にお答えいたします。

減災力の強いまちづくりにおける、小学生を対象にした防災教育についてのご質問にお答えいたします。

市内小学校では子どもたちが様々な災害について理解し、安全に過ごすための知識や、災害時に何が必要かを考え、適切に行動できるように取り組んでいるところであります。

小学校の授業では、4年生の社会科で「自然災害から人々の暮らしを守る」、5年生の理科で「流れる水のはたらき」など、災害の起こる仕組みや、被害を減らすための工夫について学習しております。

また、各学校や地域の防災訓練においては、地震や火災など、緊急時に起こる危険や避難の仕方について理解し、場面に応じて安全に行動するための取り組みを行っております。

今後も、想定される災害に対して必要な備えを行い、子どもたち自身が安全な行動を取れるよう、取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

8番、進藤正文議員のご質問にお答えいたします。

減災力の強いまちづくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、災害時の避難の周知についてであります。

市では、災害時の避難について、市の広報紙やホームページでの記事の掲載や、「ハザードマップ」や「水害ハンドブック」等の作成、配布などにより周知しております。

特に、避難の方法については、「水害ハンドブック」の「避難の考え方」の中で、「立退き避難」や「屋内安全確保」、「分散避難」について掲載しており、災害の状況により、最も適切な避難を行うことが、大変重要となりますので、引き続き、周知に努めてまいります。

次に、特定地区総合防災訓練の実施状況についてであります。

本年度は、須玉、小淵沢、長坂において、「特定地区総合防災訓練」を行うこととしております。

先月には、長坂地区において、長坂中学校を会場として、地域住民70名が参加する中、防災訓練を実施したところであります。

そのほかの2地区についても、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、地域住民のご協力の下、順次、防災訓練を実施してまいります。

次に、防災国体に参加した内容を市の取り組みにつなげることについてであります。

「防災国体」は、内閣府が主体となって、防災に関する活動を実践する多様な団体や機関が一堂に会し、取り組みや知見を発信し共有するための、防災に関する日本最大級のイベントであります。

本年度は、兵庫県神戸市で開催され、本市からは防災担当職員2名が参加し、情報収集や他団体との交流を行ったところであり、災害時の対応や最新の取り組み事例など、様々な情報を得られたと考えております。

これらの経験は、今後の訓練や啓発事業などに活かし、市民の防災意識の高揚につなげてまいりたいと考えております。

次に、トイレトレーラーの活用状況についてであります。

本年度においては、姉妹都市である東京都西東京市の防災イベントや、福島県伊達市で開催された「きぼうの桜植樹祭」をはじめ、4つのイベントに「トイレトレーラー」を派遣し、展示を行ってまいりました。

その他、「須玉甲斐源氏祭り」や「台ヶ原宿市」など市内イベントへの貸出、蕪崎市や松本市など他の自治体からの視察受け入れなどに「トイレトレーラー」を活用しております。

災害時のトイレの重要性について普及、啓発に貢献できるよう、今後も「トイレトレーラー」を積極的に活用してまいります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

当局の答弁が終わりました。

進藤正文君の再質問を許します。

進藤正文君。

○8番議員（進藤正文君）

再質問です。減災力の強いまちづくりについて、再質問いたします。

1つ目として、小学生を対象にした防災教育の取り組みは、具体的にどのように取り組んでいるのかをお伺いいたします。

2つ目の災害時の避難についての周知の取り組みですが、自分の命は自分で守るが基本です。避難の状況については、先ほど答弁がありましたが、ハザードマップや水害ハンドブックを配布するにとどまらず、活用できるよう丁寧に周知していくことが重要と考えますが、いかがお考えでしょうか。

3つ目ですが、本年度の特定地区防災訓練の実施状況ですが、具体的な防災訓練の内容をお伺いいたします。

4つ目の防災国体に参加した内容を市の防災減災に取り組みにどのようにつなげていくかですが、このようなイベントに参加することは非常に重要と考えます。

災害を経験した自治体との意見交換や災害の取り組みなど、参加した内容を具体的にお伺いいたします。

5つ目のトイレトレーラーの活用状況ですが、令和2年9月28日にトイレトレーラーが新たに導入され、公開されました。当時は全国で10番目、関東甲信地域では初めての導入でしたが、まもなくコロナ感染が始まり、イベント等で活用が期待されていましたが、できなくなりました。先月11月に会派で岡山県に研修に行き、倉敷市では商店街の中にトイレトレーラーが常設しており、身近に活用しているのを見てきて、このような活用方法もあるのだと感じま

した。災害時のときのトイレはとても重要です。トイレトレーラーが身近に感じていただけるよう、様々な場所で活用できることが災害に役立つと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

8番、進藤正文議員の再質問にお答えをいたします。

最初の質問でございます。

小学生を対象とした防災教育の具体的な内容ということでもあります。

小学生においては、まずは関心を持ってもらえるよう工夫しておりますが、その内容につきましては、ハザードマップの紹介やその見方、非常用持出品の種類と重要性、防災行政無線の仕組み、水消火器を使った初期消火、段ボールベッドの組み立てなどです。

なお、本年度は峡北消防本部、北杜消防署と連携して行い、より充実したものとすることができたと考えております。

それから、2つ目でございます。ハザードマップや水害ハンドブックの活用方法についてです。

ハザードマップや水害ハンドブックの活用方法につきましては、ご指摘いただいたとおり、とても重要と考えております。市としては、配布にとどまることなく、活用についても防災教育における児童生徒や特定地区総合防災訓練における、地域住民に対して活用方法についての周知を図るよう努めてまいります。

次に、特定地区総合防災訓練の具体的な訓練の内容についてです。

特定地区総合防災訓練は、避難所周辺の行政区の役員の方々と3回以上の打ち合わせや会議を行います。その中で、避難所および運営について、理解を図るとともに訓練における責任者、本部スタッフ、案内誘導、救護などの役職や役割を決めていただきます。

訓練の具体的な内容については、会議の内容や役割分担に応じて避難場所への参集訓練から避難所出入口での避難者の振り分け、それから福祉避難所までの誘導、体温の検査、それから救護スペースの設置などを行います。

長坂中学校で実施した避難訓練においては、約70名の方に参加していただきましたので、そこで水害ハンドブックの配布やアプリ登録の説明を行いました。地域住民の皆さまの協力のもと、充実した訓練内容となったと考えております。

それから次に、防災国体に参加した具体的な内容です。

神戸における防災国体においては、様々なセッションに分かれてワークショップの開催、プレゼンテーションの実施、様々な防災関連機器やグッズの展示などがありました。特に今後、発生が予想される東海地震や南海トラフ地震などについての情報は、有意義なものでありました。

また、トイレトレーラーを保有する自治体の職員との交流では、普段、メールやLINEなどでコミュニケーションを取っていた方々と直接お会いすることができ、管理方法、活動内容などなど直接、お話できたことは貴重な体験でありました。

今後は、参加して得た知識や情報を防災教育や職員の防災研修などに様々な活動を通して活用してまいりたいと考えております。



それから最後のご質問です。トイレの重要性の啓発におけるトイレトレーラーの活用方法についてでございます。

災害時のトイレは、食料や水と同じように重要でございます。トイレトレーラーについては、トイレの重要性とともに、防災を意識していただくために重要な役割を担っていると考えております。

したがって、市内のイベント貸出などに加え、防災教育で児童生徒に体験の場を提供するなど積極的に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

進藤正文君。

○8番議員（進藤正文君）

どうもありがとうございました。1点、再々質問をさせていただきます。

特定地区総合防災訓練で、アプリの説明とか、登録をしたという答弁だったと思いますけども、どのアプリを登録していたのか、お伺いいたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

8番、進藤正文議員の再々質問にお答えをいたします。

総合防災訓練の中でのアプリの登録についてということでございます。

北杜ほっとメールや北杜市防災ポータルなどにつきまして、登録方法の説明を行ったところでございます。

メールやSNSなどは防災上、有効なツールと考えておりますので、一人でも多くの方に登録していただけるよう今後も様々な機会を通して周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

以上で質問を打ち切ります。

これで、8番議員、進藤正文君の一般質問を終わります。

次に、日本共産党、16番議員、清水進君。

清水進君。

○16番議員（清水進君）

第1の質問を行います。

物価高騰は、あらゆる分野に及んでいます。物価高騰への対策としては、消費税の減税が最も効果的であります。

そして岸田首相は、2027年度に防衛省予算と関連経費を合わせてGDP2%に達するよう予算措置の指示を行いました。現在のGDPに基づけば約11兆円となり、現行の2倍近い大軍拡であります。国民の暮らし関連予算の削減と所得税や消費税などの大増税は避けられません。伺います。

「消費税の減税」「軍事費GDP2%をやめ、社会保障の充実を」この声を国政に届けることが今ほど求められているときはありません。市長の政治姿勢についてお伺いをいたします。

第2に、中学校統合は慎重に、市民説明会の開催を行うことについて、以下見解を伺います。

1. 市が言う「適正規模」とは、国が補助金を出す際の基準であって、統合を進める根拠とならないと考えられています。市の見解を求めます。

2. 「適正規模等審議会」から「市民の意向を聴取する機会を設ける」、このことがあげられています。市民説明会、アンケートの実施を求めます。

3. 中学校は子どもの数だけでなく、地域の発展とつながっており、安易な減は許されません。志村議員が報告した、5つの中学校を1校にした身延町は、この10年間で児童生徒数が25%も減った実態を正しく理解することが重要ではないでしょうか。8町の中学を残す考え、見解を伺います。

第3に、水道料金を一つにすることについての問題点を以下、伺います。

①北杜市が「水道事業に一本化した」と言っても、水道事業の実態は、合併直後と現在を比べてもほとんど変わっておりません。水道事業の経営者が北杜市になったというだけであります。

今まで市は、今回の審議会に8町の給水原価・供給単価を一度も示しておりません。9月議会で、市の水道料金一本化の質問に、「特定の者に対して不当な差別的な取り扱いをするものではないこと」との答弁がありました。私は、6月議会で2015年度決算に基づく8町の給水原価・供給単価を示しました。給水原価 白州で127円、武川66円です。昨年度決算8町全体の給水原価は195円です。供給単価は150円です。給水原価より供給単価が低く、8町では赤字です。水道料金で、武川・白州地区と6町ダム水を利用している地域では明らかに費用が異なります。単独で黒字となる武川地域の料金をなぜ引き上げる必要があるのか、見解を求めます。

②11月の審議会で、答申についての案が出されています。一人の委員の発言「武川・白州地区料金は年数をかけることなく引き上げるべき」などの文言が盛り込まれていますが、審議会で確認した意見ではありません。水道会計が赤字になる原因なども明らかとなる資料も提出がありません。合併事項の変更について北杜市で、それができるのは地域委員会であり、料金統一問題を課題として検討してもらうことが必要です。

③韮崎市では、水道企業団からの受水地域と簡易水道を利用する2つの地域があり、水道料金も違います。原価の違いを認めております。北杜市で実態に合わせた料金体系にすべきではありませんか。

④企業団から、責任水量買い取り制は、国と県が責任を持って改善する必要があると考えます。水道料金を一体系にする前に使われていない2億円以上の水を解決するのが先決ではないでしょうか。水道企業団から、国・県への働きを行うべきとの回答は、問題の解決を先送りするばかりだと考えます。市が主体となり「ダム水の責任水量買い取り制」、赤字の原因となる問題解決を早急に図るべきと考えます。

⑤今後のスケジュールについて、お伺いをいたします。特に市民説明会開催が必要です。開催時期、時間帯、どのような方法で行うのか、見解を求めます。

以上です。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

16番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

中学統合は慎重に、市民説明会の開催を求めますについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、統合を進める根拠および市民の意向を聴取する機会についてであります。

市教育委員会が考える適正規模とは、年々子どもの数が減少する状況の中、中学校の小規模化や学級規模の大小の偏在に伴う、学習活動集団生活、学校運営および教職員数の配置などの、本市の中学校が抱える課題を解決するために望ましい規模と考えており、決して国が補助金を出す際の基準ではないと考えております。

現在、「北杜市立中学校再編整備検討委員会」において、「北杜市立小中学校適正規模等審議会」からの提言および「新・行政改革大綱」の基本方針などを踏まえ、より具体的な検討を行っているところであります。

また、市民への説明会等については、今後の「再編整備検討委員会」の進捗状況により、実施してまいりたいと考えております。

次に、8町の中学校を残す考えについてであります。

「小中学校適正規模等審議会」からの答申内容や、「新・行政改革大綱」での方向性からも、適正規模での学校運営が必要とされていることや、現在の学校規模のままでは、本市が抱える課題の解決にはつながらないと市教育委員会でも考えていることから、現状のまま8町の中学校を残すことは考えておりません。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

宮川北杜未来部長。

○北杜未来部長（宮川勇人君）

16番、清水進議員の「消費税の減税」「軍事費GDP2%をやめ、社会保障の充実を」この声を国政に届ける市長の政治姿勢はについてのご質問にお答えいたします。

「消費税率」および「防衛費」については、いずれも国民生活の安定的な維持に不可欠なものであると認識しておりますが、国民全体の課題であり、国において議論されるべきものであると考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

浅川上下水道局長。

○上下水道局長（浅川和也君）

16番、清水進議員のご質問にお答えします。

水道料金を一つにすることについての問題点について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、武川地域の料金を引き上げる必要性についてであります。

「水道法」において、水道料金は、合理的理由がない限り、一事業に付き一体系が原則となっております。

また、「公益社団法人日本水道協会」発行の「水道料金改定業務の手引き」によると、料金算定には「総括原価方式」を用いることとされております。

平成21年5月に「北杜市簡易水道運営委員会」から、「将来は市内統一とするべきだが、当面は明野町、須玉町、高根町、長坂町、大泉町および小淵沢町、白州町および武川町の2枠とすることが望ましい」との答申がされていることから、料金体系の統一を前提に、現在、「北杜市上下水道事業審議会」において、ご審議をいただいているところであります。

次に、地域委員会での料金統一の検討についてであります。地域のご意見を伺うことは考えておりますが、地域委員会への諮問は予定しておりません。

次に、実態に合わせた料金体系についてであります。

「総括原価方式」により、人口動態、水需要予測、固定費と変動費の割合、契約口径の偏差、施設量と将来の更新需要など、市の実態に合わせて、市内全域における水道事業の経営安定の観点から、「一会計一料金」を原則とした料金体系を前提に、現在、審議会においてご審議いただいているところであります。

次に、赤字の原因となる問題解決についてであります。

「ダム事業」と「水道事業」の関連性はあるものの、「用水供給事業」の運営主体は、「峡北地域広域水道企業団」でありますので、「用水供給事業」の運営に関しては、企業団と構成市が連携して対応すべきものと考えております。

次に、市民説明会の開催方法についてであります。審議会での議論と並行して、開催時期等について検討してまいります。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

当局の答弁が終わりました。

清水進君の再質問を許します。

清水進君。

○16番議員（清水進君）

3項目め、水道問題についてのみ行います。

昨日の答弁で、答申を受けてから慎重に検討し、十分な周知期間を取ると答えています。そして伺いたいのは、新料金実施は予定より1年先、そうした考えでいいのか、その点について確認をさせてください。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

浅川上下水道局長。

○上下水道局長（浅川和也君）

16番、清水進議員の再質問についてお答えいたします。

料金改定の時期についてのご質問でございます。

現在、審議会によりましてご審議いただいているところでございますが、さらにご審議を継続していただきたいという考え方でございます。

具体的に今後の内容、計画、また委員の方々も任期が切れるという中で、再度、委員構成等を考えるところでございます。この中で次回審議会におきまして、その計画等をお示ししたいと考えております。

また再度、新しくなった委員における審議会におきまして、内容等、計画等も改めて説明させていただきます。

その中で答申の時期につきましては、さらに慎重に審議する、併せて、この水道料金の改定の問題等を含めまして、来年度は水道ビジョンや、水道事業の経営に関する審議も同時に行っていきたいと考えておりますので、答申の時期が現状、具体的にいつということが申し上げられない状態です。来年度中には答申を行いたいと考えております。

さらに、その先、答申後でございますけれども、条例改正等を議会へ上程する中で審議いただくという流れになりますので、現状といたしまして、1年ほど先送りをするという考えでございますけれども、具体的にいつからということは申し上げられない状況にあります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

以上で質問を打ち切ります。

これで、16番議員、清水進君の一般質問を終わります。

次に、みらい創生、18番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

2項目、8点について一般質問いたします。

今年の秋は、きれいな紅葉とともに、いつになく長い見頃が続き、日本の四季の美しさを感じました。

一方、ここ2、3日の間、日本各地では豪雪に見舞われ、通行止めや事故など大変な状況が報道されています。その中でも子ども食堂などからおむすびの提供があつて、大変助かったという声があり、助け合いの温かさを感じたところです。

一刻も早い復旧を願いながら質問に入ります。

まず、高齢者や障がいを持つ方の交通手段の確保についてです。

東京都23区と同じくらい広大な面積に約4万8千人の住民を有する北杜市は、少子高齢化の課題に加え、すでに交通手段の確保が課題となっています。

こうした中、本市では、デマンドバスや市営バスを地域の交通手段として運営していますが、ニーズに十分対応できない状況にあります。

こうした中、外出のための歩行の見守りや介助が必要な高齢者の外出支援サービスとして「でかけ一る」が始まり、6年が経とうとしています。

高齢者にとって生活を支える基盤である外出支援の確保は、社会参加の上でもまた介護予防の観点からも重要であり、通院など日常的に外出が必要な人にとって、大変重要な役割を果たしており、今後ますます求められるサービスだと考えています。が、今年度で事業が終了するという利用者からの声があり、外出することが困難を感じる高齢者や障がいを持つ人にとって使いやすく安全な移動手段を確保することは、重要な課題だと考えています。

以前にも質問いたしました、特に透析を受ける方は、「高齢や病気の悪化で運転ができない。家族の負担が大きすぎる。」などの事情で、今回の事業終了は大きな打撃になっていますが今後の方向性について、以下伺います。

①外出支援を行っている市民ボランティアの状況はどうなっていますか。

②利用者の実績は。

③外出支援を終了すると決めた理由はなんですか。

④介助が必要な高齢者の外出は大変重要な課題ですが、今後どのように考えていますか。  
次に、空き家バンクについて伺います。

私が住まいしている地区においても空き家が増え、夜になるとポツン、ポツンと明かりの見えない家があります。一方、田舎ぐらしに目を向けて住まいを探す人からの相談もたくさんいただいています。

こうした中、市の重要施策の一つとして定住移住があります。そのための有効な手段として、年々増えていく空き家を住まいとして活用していく空き家バンク制度があります。

空き家バンクは、所有者と購入者や借受者とのマッチングを図り、定住の促進および地域の活性化を図る制度ですが、貸し手などが少ないこともその推進を妨げています。その理由として「盆暮れには帰省したい。手元に残しておきたい。」など様々なことが挙げられます。また家財の撤去等に手間がかかることも一つの要因になっており、令和4年度には空き家バンク登録物件リフォーム費等補助金の要件や、補助金額を最大150万円に拡充したところだと認識しております。

このような拡充を図ったことによる現在の状況について、以下質問いたします。

①現在の空き家バンク利用登録者数は。

②空き家バンクの登録数の推移と現在のマッチングの実績は。

③これまでの補助金実績の推移と現在の補助金の実績は。

④今後の登録数増加に対する推進方法について、お伺いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

18番、保坂多枝子議員の高齢者や障がいを持つ方の交通手段の確保における、介助が必要な高齢者の外出支援を今後どのように考えているのかについてのご質問にお答えいたします。

「外出支援サービス」は、高齢者の閉じこもりや孤立を予防し、地域の見守りにも大きく貢献するなど、介助が必要な高齢者の外出に必要なサービスではありますが、ボランティア団体として利用者支援を継続していくことが困難であることも明らかになったところであります。

人口減少・少子高齢化による担い手不足の中で、在宅生活を支えるための生活支援の必要性は、今後急速に高まってくることが予想されており、地域の人的資源を最大限に有効活用して、支える側を確保していくことが求められております。

現在、「外出支援サービス」を利用している高齢者には、「福祉タクシー」や「デマンドバス」を利用させていただくよう案内を行うとともに、家事援助や見守りなど幅広い生活支援ができるよう、身近な支援者の育成もしてまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

18番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

空き家バンクについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、現在の空き家バンクの利用登録者数についてであります。

本年度から「空き家バンク」の情報を、市ホームページから「移住定住ポータルサイト」に移行し、情報の一元化を図ったことなどにより、本年度10月末日現在における、新たな利用登録世帯数は、196世帯、人数は459人であり、昨年度中の新規登録者数169世帯、389人を上回っている状況であります。

次に、空き家バンクの登録数の推移と現在のマッチングの実績についてであります。

「空き家バンク」の登録件数は、平成26年度頃から徐々に増加し、平成30年度が41件と最多となり、その後、昨年度まで減少傾向となっておりますが、本年度、「空き家バンク登録物件リフォーム費補助金」の充実や、不動産協会との新たな連携を図ったことにより、本年10月末日現在では、「空き家バンク」登録件数は20件と、すでに昨年度の件数を上回る状況となっております。

しかしながら、マッチングの実績については、本年度10月末日現在において9件で、昨年度までの登録件数の減少が影響しておりますが、現在登録物件数が増えていることから、今後マッチング件数についても、増加するものと考えております。

次に、これまでの補助金実績の推移と現在の補助金の実績についてであります。

平成27年度から事業費20万円を上限とする「登録物件清掃等補助金」を創設し、平成30年度からは、補助対象を物件改修にも拡充しながら、これまでに7年間で96件の補助を行ってきたところであります。

本年度からは補助対象者を購入者や借受者にも拡充し、補助額も最大150万円に引き上げたことから、所有者が負担に感じている家財撤去等を、購入者や借受者が実施することが可能となり、スムーズに空き家活用が促進されるものと考えております。

なお、10月末日現在において、すでに9件の交付決定を行っております。

次に、今後の登録数増加に対する推進方法についてであります。

昨年度、新たな空き家の掘り起こしを行うため、市内にある空き家の所有者339名に対して、空き家意向調査を実施した結果、192名からご回答をいただき、54名の方が、「空き家バンク」への登録に関心を示されたことから、「空き家バンク」の概要や、相談会開催の案内などを送付し、利活用を促しているところであります。

また、市広報紙への掲載や、字体を大きくするなど、分かりやすいチラシを作成し、市民や本市を故郷とする団体への周知を図っているところであります。

なお、これまで連携してきた「公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会」に加え、本年2月に、「公益社団法人全日本不動産協会 山梨県本部」と協定を締結し、「北杜市空き家バンク協力会」の拡充を図ったところであり、更なる空き家の流動化対策に、継続して取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

清水福祉保健部長。

○福祉保健部長（清水市三君）

18番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

高齢者や障がいを持つ方の交通手段の確保について、いくつかご質問をいただいております。はじめに、外出支援を行っている市民ボランティアの状況についてであります。

住民主体による高齢者の「外出支援サービスモデル事業」は、介助が必要な高齢者の外出支援を目的に、市民ボランティアや地域住民を対象に公募を行い、平成29年度に2団体、平成30年度に2団体、合計4団体を指定し、4地区で運行が開始されました。

その後、ボランティア不足により、「通いの場」を中心とした送迎支援への移行と、1団体が吸収合併されたことにより、令和2年度から2団体となりました。

また、2団体のうち1団体は、本年度から自宅での生活支援を中心とした「訪問型サービス」に移行しておりますので、本年度「外出支援サービスモデル事業」として活動しているのは高根・大泉地区を対象とした1団体であります。

次に、利用者の実績についてであります。

現在、高根・大泉地区を対象に「さんぼみち」という団体が活動しており、昨年度の実績として、登録者数34人中、年12回以上の利用者は6人、年12回未満の利用者は20人、利用していない登録者は8人です。

次に、外出支援を終了すると決めた理由についてであります。

「外出支援サービスモデル事業」は、当初、令和2年3月31日までをモデル期間としておりましたが、評価検証により、令和5年3月31日まで3年間継続することになりました。

「外出支援サービスモデル事業」は、介助が必要な高齢者の外出に対して有効性が高いことが確認されておりますが、当初4団体が現在1団体となっております。

今回、外出支援を終了する理由は、高根・大泉地区で月1回以上利用する方が少なく、ボランティア団体としての採算が見込めず自立発展性が低いこと、予約業務の負担が多くサービスの効率が悪いこと、ボランティアの高齢化による人材不足等があり、住民主体による高齢者の「外出支援サービス」は、ボランティア団体として持続可能な仕組みになり得ないことが実績により証明されたことにより、終了するところとあります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

当局の答弁が終わりました。

保坂多枝子君の再質問を許します。

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

2項目にわたり再質問をさせていただきます。

まず、高齢者や障がいを持つ方の交通手段の確保についてですが、今のご答弁の中にもありますが、外出をする、この支援というのは継続的に行っていただきたいと思っています。年々、高齢化してくる、障がいも重度化していくということがございますので、ぜひ継続して、何らかの方法を取っていただきたいという中で、担い手となる人材が育成されないと、これが継続できないと考えます。このことにつきまして、どのようにお考えでしょうか。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。



清水福祉保健部長。

○福祉保健部長（清水市三君）

18番、保坂多枝子議員の再質問にお答えいたします。

現在、少子高齢化による人口減ということによりまして、生活支援の担い手、こういった身近な地域で確保することは、高齢者等の在宅支援を支えるために重要と考えております。

外出支援ボランティアの育成に対しましては、介護への理解と知識がまず必要だと思います。こうしたことから、現在も進めておりますが、介護予防サポートリーダーですとか、認知症サポーター、フレイルサポーターなど、こういった方々を養成しております。こういった方々をしっかりと養成すること、それが担い手の育成につながっていくことと考えております。

また、他団体という形の中では、社会福祉協議会との連携も考えておりまして、地域の支えあい体制づくりの構築というところの中で、北杜市社会福祉協議会の住民参加型在宅福祉サービス事業としっかりと連携をしながら、担い手としてのボランティアの発掘、育成に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

ご答弁ありがとうございました。ぜひ継続してスムーズな運営ができるようにご努力いただきたいと思います。

では2点目ですが、空き家バンクについてお伺いいたします。

空き家バンクは、登録者と、それから所有者のマッチングというところで認識しておりますが、物件の登録、そして売買や賃貸の価格決定など、契約までどのような過程を経て行われているのか、お伺いいたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

18番、保坂多枝子議員の再質問にお答えいたします。

登録者と所有者のマッチングということで、物件の登録から契約までどのように行っているかという質問であったかと思っております。

空き家バンク制度の登録から契約までの流れについてでありますけれども、物件を登録する前に市では所有者に対しまして聞き取りですとか、登録の申し込み、現地調査を実施しております。聞き取りの段階で、すでに不動産事業者とか、知り合いの方とか、そういった方に賃貸、売買する予定がある場合につきましては、登録はできないことをお伝えした中で登録の申し込みをお願いしております。

これらの調査をした後に、空き家バンクへの登録の可否を最終的に判断しまして、登録可能物件につきましては、所有者と空き家バンク協力会で物件、価格などの情報書類を作成しまして、市ポータルサイトにおいて物件の情報を公開しております。

その後、物件の実際の内覧会等を実施しまして、最終的に契約の成立ということに、流れとしましては、そういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

契約までいろいろとご苦労があると思いますが、その後もクレームなどが来ないように、ぜひそのへんもお願いしたいと思います。

同じところなんです、再々質問で、移住や定住を推進するために、市とそれから空き家バンク協会の役割は大きいものがあると、今のご答弁の中でも思いました。この市と協会の役割のすみ分けについて、お伺いしたいと思います。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

18番、保坂多枝子議員の再々質問にお答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたけれども、これまで連携してきた公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会に加えまして、本年2月に公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部と協定を締結して、今、市と一体となって事業を進めているところでございます。

協会と市のすみ分けということでございますけれども、市の役割につきましては、空き家所有者や空き家利用希望者の申し込みの受け付けであったり、空き家の物件登録、現地調査の連絡調整、また登録物件の情報提供や問い合わせなどに対しまして、市から空き家バンク協会に伝えたり、そういう懸け橋みたいな役割をしております。

空き家バンク協会におきましては、内覧会や所有者と利用希望者の間で行われる売買や賃貸に関する交渉や契約を直接担っていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

以上で質問を打ち切ります。

これで、18番議員、保坂多枝子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は14時40分といたします。

休憩 午後 2時26分

---

再開 午後 2時39分

○議長（福井俊克君）

それでは、再開いたします。

次に、みらい創生、6番議員、大芝正和君。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

3項目について、質問をさせていただきます。

はじめに、土地改良施設の改修についてであります。

本市の基幹産業はまさに農業であり、稲作がその中心となっております。近年、集落営農組織

や農業法人が借地で多くの面積を耕作していますが、小規模面積を耕作している個人農家も多いのが現状です。

その中で、農道や農業用水路などの土地改良施設は、昭和・平成の時代に行われた圃場整備事業により整備されましたが、40年以上経過しているため改修の時期にきています。特に、大規模な農業用水路の中には、上流地域で現在も土水路のまま、大雨の時には氾濫して家屋や圃場等へ被害を及ぼしているところもあります。大規模な農業用水路の改修は、流域の地域から防災・減災面からも整備の要望がありますが、高齢化等により組織体制の構築が難しく、また、受益者が広範囲で特定できないことで、多額の一部負担金が捻出できないことから事業が実施できないのが現状です。しかし、近年の集中豪雨の多発等を考えますと、これらの課題を早急に解決する必要があります。

本市では、農業用水路や農道の整備は県営土地改良事業等により実施しており、事業費の1割を受益者が負担することとなっています。その中で数億円規模の事業となりますと、受益者が特定できないことや、現在多くの地域で見られますように借地で耕作している農業法人等は負担しないため、地元負担金の捻出は困難な状況であります。

県内市の中には、土地改良事業の負担金を免除・減額しているところもあります。本市でも、ぜひ前向きに検討してほしいところです。

そこで以下、質問をいたします。

①土地改良施設の改修について、事業の目的、性質等によっては地元負担金を免除・軽減してはいかがですか。

②地域組織への事務的な支援体制はどうなっていますか。

次に、空き家対策についてであります。

先ほど、保坂議員の質問にもありましたけども、空き家バンクの登録件数が20件、マッチングが9件という状況を見ますと、なかなか本市で空き家を使うということは、非常に難しい状況にあると思いますし、空き家はどんどん増えていくという状況を受けますと、なかなか地域の課題としては大きいものがあるかなと考えております。

本市の空き家率は43%で、県平均の21.3%を大きく上回っています。これは、統計上の問題でありますけども、約1万棟あるといわれている別荘や高齢化による人口減少、単身世帯の増加、また既存家屋では後継者の転出等によって空き家となっていることが原因だと考えられます。

空き家の中には、年に数回程度管理している空き家もあれば、全く管理できず野生獣の住みかになったり、倒壊の恐れなどがある危険な空き家があり、近隣者は大変困惑をしています。

市ではこのほど、空き家等対策計画改訂に向けて審議会を立ち上げたところであり、特に、特定空き家への対策は急務であります。中でも県道や市道沿いにある場合は事故の危険性があり、児童生徒の通学路を変更した事例があります。

また、児童生徒のみならず、市民や観光客等の安全確保や観光地としての景観からも、市が主体的に対応するよう市民要望が非常に多くあります。スピード感をもった対応が今、求められています。

そこで以下、質問をさせていただきます。

①市民から苦情が寄せられた時の市の対応は。

②空家等対策特別措置法において措置の対象となる市の空き家の定義は。

③特定空き家等の認定スケジュールと対策は、どうなっているか伺います。

最後に、新北杜消防署高根分署進入路整備についてであります。

通告では「国道141号線」としてありますが、国道の場合は「線」はいらないそうなので、「国道141号」に訂正をさせていただきます。

峡北広域行政事務組合消防本部では、令和3年7月に、峡北消防本部消防署所適正配置計画を策定しました。その中で、峡北消防署高根分署については、老朽化等への対応が必要であることから、建て替え時の人口動態や消防需要の分布も踏まえ、現在地周辺での建て替え・移転を検討することとされ、このほど北杜市高根体育館北側の北杜市の市有地に移転することとなり、計画では令和4年度設計、令和6年度建設・移転とされています。

現在の高根分署は、国道141号沿いにあり、清里方面や須玉町北部方面にはアクセスがよい場所です。その中で移転が計画されている場所は、現在地とさほど距離は離れておらず、高根総合支所方面や大泉町地区へのアクセスはよくなりますが、しかし、国道141号へのアクセスは、進入路である市道の道幅が狭く、消防車や救急車など大型の緊急車両の通行には対面交差が厳しい状況であります。

地域住民の安全確保のためにも、市道の拡幅を検討すべきであると思います。

そこで以下、質問をいたします。

新高根分署の建設に合わせて、国道141号から新高根分署までの間の市道の拡幅をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

6番、大芝正和議員のご質問にお答えいたします。

空き家対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、苦情の対応についてであります。

市では、市民の皆さまからの情報を基に、当該の建築物が、空き家等の該当の有無を確認した上で、速やかに現地に赴き、建築物等の状態に関する調査を行うほか、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、所有者を調査、特定し、所有者の利活用に係る意向を確認しております。

空き家等の管理責任は一義的に所有者等にあることから、空き家等所有者のご意見も伺いながら必要な助言や指導等を行い、管理不全状態が円滑に解消されるよう努めているところであります。

次に、空家等対策特別措置法において措置の対象となる市の空き家の定義についてであります。

法に基づく「空き家等」の定義については、その運用において、建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの、及びその敷地で、立木その他の土地に定着するものを含めており、この期間が、おおむね1年間以上のものとしております。

次に、認定スケジュールと対策についてであります。

「特定空き家等」の認定については、「北杜市空き家等対策審議会」にご審議いただき、認定することとしております。

現在、審議会においては、「北杜市空き家等対策計画」の改定についてご審議いただいているところでありますので、来年度から、特定空き家等の認定についてご審議いただけるよう進めております。

また、「特定空き家等」は、その解消策としては、除却が想定されるものでありますが、法に基づく指導等措置は財産権に制限を与えるおそれがあることから、慎重に指導等の措置を講じながら、「特定空き家等」所有者による除却を促してまいりたいと考えております。

なお、所有者がいない「特定空き家等」である場合は、略式代執行を検討してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

6番、大芝正和議員のご質問にお答えいたします。

土地改良施設の改修について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地元分担金の免除・軽減についてであります。

現在、本市では、「北杜市土地改良事業分担金徴収条例」により、受益者から分担金の徴収を行って事業を進めております。

しかしながら、農業者の高齢化、担い手の減少により、多額の工事費の一部分担金が必要な障害となり、改修工事が停滞するなど、土地改良施設の維持が困難となってきていることも事実であります。

このため、他市の状況や対応なども調査し、公共性や事業の目的、性質なども勘案した中で対応してまいりたいと考えております。

今後も、農業生産の維持および農業経営の安定を図るとともに、国土保全、暮らしの安全をより一層強化してまいります。

次に、事務的な支援体制についてであります。

「土地改良事業」は、地元の要望により進めている事業が主であるため、受益者において、整備委員会等を設立していただき、地元との調整などをお願いしております。

市としては、整備委員会の補助役として、相続に関することや会議などのお手伝いをするなどで、今後も支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士君）

6番、大芝正和議員の新北杜消防署高根分署進入路整備についてのご質問にお答えいたします。

「市道箕輪新町・五町田線」は、新高根分署の計画地の北側に接し、「国道141号」と「市道箕輪・小淵沢線」を結ぶ、延長約500メートル、全幅員約5.0メートルの道路でありま

す。

今後、現在の道路状況を把握する中で、関係機関とも連携を図り、情報共有し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

当局の答弁が終わりました。

大芝正和君の再質問を許します。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

答弁ありがとうございました。それでは3項目すべてについて再質問をさせていただきます。はじめに、土地改良施設の改修についてであります。

この件につきましては、令和3年度の北杜市一般会計決算認定についての決算特別委員会の質疑において、同様な趣旨の質問がありました。その際、当局からは農業者等から聞き取りを行い状況把握に努める、農業用施設の整備は受益者負担が生じるが負担割合が軽減されるよう検討していきたいと答弁されたところでもありますので、ぜひ前向きに検討してほしいと思います。

さて、農業水路の中には、分水路から圃場内の用水路改修については、受益者が特定されることということから、受益者負担については理解が得られやすいですが、農道については農業関係者の車両だけでなく、一般車両も通行したり、私の地域では高根西小学校、高根中学校の通学路にもなっているということで、児童生徒の通学路になったり、児童生徒だけではなくて保護者の車両も通行しています。また、水路においては、排水路が下流では集水して分水するなど受益者が特定できません。農業用水路の中には県道や市道、農道、林道などの雨水などの道路排水路になったりしていますので、受益者負担との理解は非常に難しい状況です。このことから水路、農道等の長寿命化は進まないのが現状だと思います。

また、圃場整備された区域の中には、急峻な道路敷であったり、河川敷となっている箇所もあります。中山間地域等直接支払制度での地域の共同作業などにより、草刈り等の管理作業を行っていますが、高齢化などにより管理が困難となっています。

また、工事が必要になる場合は、地域では中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業などを活用して対応していますが、予算の関係から現状は地域要望に対応できず、数年後となってしまうのが現状です。

過日、議会全員協議会で説明がありましたが、本年度末に策定を計画している第2次北杜市環境基本計画（案）では、基本方針の3、地域の資源を守り、次世代へつなぐ杜において、市が実施する施策目標として、生物多様性の保全と活用の環境保全型農業の推進があります。その中で、多面的機能支払交付金活用団体を現在の92団体から2027年度最終目標値で100団体としており、生物多様性の保全の観点からも農地等の保全に積極的に取り組むとしています。

その中で北杜市の単独事業として、北杜市土地改良事業補助金があります。これは農業生産基盤の整備を図るため、土地改良事業に要する経費に対し補助されるもので、農道整備などにおいて1事業100万円以内の事業に3分の2以内を補助するものであります。

令和3年度決算では、39件の要望に2千万円の支出の状況下で、不用額はゼロという決算

でありました。つまり予算額全額を支出しています。これは予算額に対して申請件数が上回るため、各総合支所が綿密に連携して配分額を調整しているからであります。

平成21年度は申請件数75件に約3千万円、平成27年度は58件に約2,500万円を補助した実績があります。地域からの要望に応じていくため、また物価上昇に対応した予算編成を行う必要があることから、北杜市の基幹産業である農業振興のためにも、ぜひ北杜市土地改良事業補助金を増額すべきと考えますが、いかがですか。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

6番、大芝正和議員の再質問にお答えいたします。

北杜市土地改良事業補助金の増額についてのご質問であったかと思えます。

本年度の当初予算では、補助金を2千万円計上しており、各町の農地面積に応じ配分し、各総合支所を窓口にして事業費の3分の2以内の補助金を交付しております。

しかしながら、燃料費や資材費、人件費など値上がりに伴い、工事費も上昇しており、予算を上回り、翌年度にお願いをしているという地区もあるのが現状でございます。また、工事費の上昇に伴い、受益者の負担増加も大きな課題となっているということも事実でございます。

しかしながら、土地改良施設の老朽化が進む中において、施設の機能保全は確実に実行しなければならないと考えております。

今後ですけれども、県とも引き続き維持管理に対する事業や補助制度の再掘り起こしを行い、大きい事業につきましてはそういう補助を使い、またご質問にありましたように、北杜市土地改良事業補助金につきましては、実情に即した対策を今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

ぜひ、財政サイドも含めて、積極的にこの補助金、予算額全額を使い切るとするのは、やっぱり非常に要望が多いわけですから、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思えます。

それでは、次に空き家対策についてであります。

私の住んでいる集落内でも、まったく管理されていない空き家があり、先ほど申しましたように、小学校、中学校の通学路でもあることから、地域の共同作業のときに道路沿いを草刈りしています。このような空き家は市内にも多く見られ、私もたびたび相談を受けます。地域は保安上の危険や衛生上の有害など不安を抱き、困っているからこそ市に対して苦情や相談をしていくということです。これらの不安解消は、空き家等所有者が対応すべきものであっても、なかなか進まなければ周辺環境への影響として不安な、困っている状態が続くことは変わりありませんし、何かあってからでは遅いということもあります。今後も空き家等は増えていくでしょうし、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある管理不全な空き家も増加することになります。

私の地域でも後継者のいない単身世帯が数軒あり、空き家の可能性が高いところです。市としても法に基づくとということで、制約もありますが、市が積極的に対応してもらい、解消が図

られることへの期待感は大きく、地域からの苦情は市への期待の裏返しとも言えます。地域の不安に応じられるよう、スピード感をもって対策を講じることが重要です。

空き家は個人の所有物であることから、近隣者や地域から適正な管理を所有者に直接伝えることには限界があります。これらの空き家の所有者に、地域からの要望により空き家を適切に管理するよう、市から通知する制度ができないか、伺います。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳土君）

6番、大芝正和議員の再質問にお答えします。

地域からの要望に市から通知をする制度と言うんですかね、そういったものに応えられないかということだと思います。

まず、空き家がそのまま放置されますと保安上の危険、あるいは衛生上の有害、景観の阻害のおそれがあることから法が施行されまして、財産権に一定の制限を入れることが可能となったわけでございます。

このためには、空き家等の定義に該当する必要がありますが、予防対策の観点からも適切に管理がなされ、周辺環境に影響がないようにしていくことが非常に重要であると認識はしております。

空き家対策を総合的に推進していくためには、やはり管理保全対策としまして、可能な限り対応してまいりたいと考えており、道路に接する場合には道路管理者が、また通学路に当たるときには市教育委員会と情報共有をして、連携を図りながら対応していくこととなっております。

質問にあります、その通知に関してですが、空き家所有者に対して、直ちにそれを行うことはなかなか難しい状況でありますけれども、その対応が難しい中、まずは空き家所有者に対してアンケートを行うなど適正な管理の意識向上を図り、適切な管理をするように求めていくこととしております。

こういった方針に基づきまして、地域からの要望に対しては、ご連絡をいただいた場合に、市のほうとしましては、必ず現地へ出向きまして、適正な管理がなされているかどうか確認する中で、通知あるいはアンケート、指導、助言などを行っております。

こういったこともなかなか目に見えない形で映りにくいところではございますけれども、ご質問の制度に近い対応を取っているものと思っております。

今後も地域のご要望に対しては、状況を踏まえながら対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（福井俊克君）

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

職員も大変でしょうけども、ぜひ現場に出向いて、これはちょっと無理だなというところは、適宜にスピード感をもって対応していただきたいと思います。

それでは最後に、新北杜消防署高根分署進入路整備についてであります。

高根分署の新しい建設場所が決定したのは本年度でありまして、令和6年度建設移転のスケ



ジュールでは、先ほど答弁にもありましたように、500メートルの全線拡幅というのは、私もスケジュール的には無理かなと感じております。

しかし、この500メートルの間を消防車、救急車がサイレンを鳴らしながら対向車と交差する際に、市道に隣接している民有地を利用するというわけには、たぶんいかないと思っています。市長も現地を見ていると伺っていますけども、地権者の理解を得ながら、1カ所でも待避所として拡幅すべきだと思いますが、市長のお考えを直接お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（福井俊克君）

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士君）

6番、大芝正和議員の再質問にお答えをいたします。

その道路の拡幅ということの再質問であります。現状では緊急車両が通行をするには、その市道箕輪小淵沢線などと、レインボーラインですけれども、それと比較しますと、たしかに狭いことは分かっております。また大型車両等のすれ違い、緊急車両の走行などについて、安全の確保が難しい状況であるということは認識しております。また、新高根分署が完成した際には国道141号と市道箕輪小淵沢線を結ぶ重要な路線であることが見込まれるものでありますけれども、地域交通の安全・安心の観点からも道路幅員の必要性については、消防署および関係機関とも協議・検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

再々質問ですけども、市長も現地を見ていることですので、先ほど手を挙げましたので、ぜひ市長の口から、よろしく願いいたします。

○議長（福井俊克君）

上村市長。

○市長（上村英司君）

大芝正和議員の、再々質問にお答えさせていただきたいと思います。

この北杜市内の消防署の再編につきましては、まだまだ議論が途中で、須玉分署をはじめ、まだ議論が煮詰まっていないと思っています。そういう中で、高根という話でございますけれども、また、峡北広域行政事務組合としっかり話をし、どのような拡幅といいますか、それがいいのかというところを十分話し合わないと、なかなか結論が出ないかなと思っていますので、またしっかりと協議を重ねて、緊急車両がどうしたら通行できるような形になるのかというのを検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（福井俊克君）

以上で質問を打ち切ります。

これで、6番議員、大芝正和君の一般質問を終わります。

次に、会派しんせい、9番議員、清水敏行君。

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

12月となり慌ただしい季節ですが、議員として1年の振り返りという大切な時期でもあります。こうした質問の機会、議員の発言の機会は重要な意味を持つものと考えます。時間を考えた質問の在り方、質問を検証してみるなど、私見を述べるたび重く捉えることが肝要だと思っております。

日々の暮らしの中で、悩みの多くは人間関係だといわれます。その悩みの軽減のためにどうするか。人と過去は変えられませんが、未来と自分を変えられると言います。自分に機軸を置き、オンとオフを使い分けていく。先日、星空観察等講演会に参加しました。改めて悠久の星の世界を実感しました。疲れたとき夜空を仰ぎみて一服するのもいいのではないかと思います。

執行の皆さまには、時節柄、体調管理にご留意をいただきたいと思います。

それでは、以下、12月定例会一般質問をいたします。

大きく2項目、お願いいたします。

1項目め、北杜市暮らしの便利帳作成についてお伺いします。

本市では、2019年9月に、行政情報や観光情報などを分かりやすくまとめた冊子、「北杜市暮らしの便利帳」を発行しています。3年が経過する中、令和5年4月頃、市内全世帯に配布予定とのこと。そこで以下質問します。

1. これまでの冊子、利用状況把握は。
2. 内容の改訂など、見直しについての考え方は。また、「行政区加入」の案内が載っていますが、その詳しい内容記載についての考え方を伺います。

次に大きく2項目めであります。市役所の駐車場整備についてお伺いします。

市役所本庁舎の駐車場整備についてであります。特に未舗装部分の多い南側の広い駐車場ですが、雨天時などには、駐車場南側の市道寄りの部分から、東側にかけて水はけが悪く、かなりの面積が、一面水の中という状況にあります。利用に天候は関係なく、他の駐車場部分も含め、駐車スペース確保のため、早い整備が求められます。そこで以下質問します。

1. 市庁舎駐車場、全体の現状認識は。
2. 水はけ含む対応策はいかがでしょうか。

以上、ご質問いたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

9番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

北杜市暮らしの便利帳作成について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、これまでの冊子と利用状況の把握についてであります。

「北杜市暮らしの便利帳」は、市民の皆さまへ暮らしに直結する行政サービスの情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として、令和元年9月に、2万5千部発行しました。

発行に当たっては、「株式会社サイネックス」と北杜市の官民協働事業として、市内の各団体および事業者の皆さまのご協力により、行政機関への設置はもとより、市内全戸へ無償で配布いたしました。

利用状況の把握はしておりませんが、特に本市に転入された方々には、生活する上で必要となる行政サービスの情報が一冊にまとめてありますので大変好評をいただいております。

次に、内容の改訂、見直しおよび行政区の加入案内の考えについてであります。

現在の「暮らしの便利帳」は、令和元年9月に作成したものであり、3年が経過していることから、行政サービスの内容変更、また、本年4月には組織の機構改革などもあったことから、現在、新たな「暮らしの便利帳」の作成に取り組んでおります。

完成は来年3月を予定し、4月には全戸配布できるものと考えております。

また、行政区の加入案内については、現在記載されている内容に加え、行政区加入のメリット等、さらに詳しく記載を検討しているところであります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

9番、清水敏行議員の市役所の駐車場整備における、市庁舎駐車場、全体の現状認識と、水はけを含む対応策についてのご質問にお答えいたします。

市庁舎の南側駐車場については、平成25年に一部舗装工事を行い、来庁者の利用環境の整備を行うとともに、未舗装部分においても、路面状況を確認しながら、随時、砕石敷均しなどの措置を講じているところであります。

駐車場南側の未舗装部分については、現状、浸透柵を設置し、雨水処理しておりますが、降水量が多い場合は、目詰まり等により、水たまりが発生する現象が見られ、駐車スペースに影響する状況を確認しております。

今後、来庁者の利便性向上を図るため、浸透柵の砕石入替および駐車場の砕石の敷均しを早急に実施し、駐車場スペースの確保と適正な管理を行ってまいります。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

当局の答弁が終わりました。

清水敏行君の再質問を許します。

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

それでは、再質問をいたします。

2項目めについては、そのような駐車場の整備をどうぞよろしく願いいたします。

質問については、再質問1項目め、暮らしの便利帳の作成についてお伺いをします。

私も最初、ざっと見させていただいたんですが、例えば分かりやすさ、使い勝手のよさをしていくということは大事だと思うんですね。例えば目次など、また昨日も有機農業の話もありましたが、今、市でしています米食味コンクールとか、学校給食、有機の食材など、本市の食にかかるといったことはもっと載せて、そのへんは詳しく載っていなかったように思うんですが、そうした、今現在の進行形の事業については載せていただきたいと思っておりますし、またふるさと納税についても、その用途を含めて載せていただけたらいかかと。

また、写真なども使えるものは写真を豊富に使うとか、あと例えば健康に関するところがあ

るんですが、そういうところに例えば、これは一例ですけども、例えば、がん教育ということ  
でいいますと、子どもへのがん教育がなされている地域は、親のがん検診率が高いということ  
が言われておるそうです。ですから、例えば健康欄のところちょっとそうした記載を、ちょっ  
とひとことではないですけども、入れていただくとか、広く意見を取っていただいて、より使  
い勝手の良いものにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

宮川北杜未来部長。

○北杜未来部長（宮川勇人君）

9番、清水敏行議員の再質問にお答えをさせていただきます。

暮らしの便利帳につきまして、何点か分かりやすく掲載すること、また進行形の事業等、また  
写真の活用、何点かご提案といたしますか、ご意見をいただいたところでございます。

暮らしの便利帳につきましては、市民の皆さまに分かりやすく情報を伝えていく。まさに名  
前のとおり暮らしの便利、かつ役立つ冊子として考えております。今、いくつかご提案をいた  
だいたところでありますが、この発行にあたりましては、それぞれ所管する課とも、内容の構  
成をしながら今後詰めてまいりますので、今、いただいた内容につきましては、担当課と協議  
をいたしまして、なるべく分かりやすく、なるべく見ていただけるように、便利に役立てるよ  
うに工夫をしながら発行していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

ありがとうございます。再々質問ということで、とにかくこうした冊子、しまってしまうと、  
まったく使わないと、使われないということになってしまいますので、とにかく市民の方、先  
ほど市長の話では2万8千冊ですかね、これまで。前回、配ったと。ですから、ぜひ市民の皆  
さまに使い勝手の良いものに、なかなか難しいところもあると思いますが、使い勝手の良い、  
日常生活において、電話帳ではないですけども、使っていただけるようなものにしていただき  
たいと思います。

そこで質問なんです、今度、これは冊子になっていますので、その配布の方法、市民へ全  
戸配布をとということですので、どのような方法でお届けになるのか、そのへんを詳しく、もし  
分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

宮川北杜未来部長。

○北杜未来部長（宮川勇人君）

9番、清水敏行議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

暮らしの便利帳の配布の方法ということでございますが、今回の発行にあたりましては、事  
業者と協定を結んでおります。その中で、配布に関わります仕様がございまして、そちらに配  
布方法はしっかりと明記をしまして対応をすることとなっております。

まず、配布の方法ですけども、冊子完成後1カ月以内に配布を完了するという。配布の

方法については、ポスティングで実施をいたします。このポスティング、基本的には住民基本台帳の登録世帯数をもとにポスティングをいたしますが、受取拒否や明らかに居住していないというところにつきましては、除外をさせていただきます。

また、配布がされなかった世帯から要請を受けた場合につきましては、1カ月以内を目安に要請があれば配布をさせていただくという仕様でありますので、市民に届けて、活用していただくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

以上で質問を打ち切ります。

これで、9番議員、清水敏行君の一般質問を終わります。

次に、星見里の声、4番議員、小林勉君。

小林勉君。

○4番議員（小林勉君）

大きく3つの項目について、質問をさせていただきます。

まず1つ目、環境省の第3回脱炭素先行地域への申請内容についてを質問させていただきます。

この質問に際しては、本年11月1日に脱炭素先行地域評価委員会が出しています脱炭素先行地域選定結果、第2回目の選定結果の総評というものがあリまして、それに基づいて懸念されることについて、質問させていただきます。

脱炭素先行地域（以後、先行100といいます）とは、環境省が2025年までに少なくとも100カ所の地域を選定し、地域脱炭素のロードマップに基づき脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取り組み実施の道筋をつけ、2030年までに実行を目指す事業です。年に二度の審査が行われ、本年1月から2月の第1回では26件、7月から8月の第2回では20件が選定されました。

本市も来年の1月から2月の第3回への申請を目指すとして9月議会での答弁がありました。環境省の選考基準も回を重ねるに従い厳しくなり、先行的な取り組みであることは当然のこととした上で、より地域特性を生かした内容でなければ採択されません。

そこで以下質問します。

1. 今回、申請する内容は、北杜市再生可能マスタープランにある長坂地区を中心とした、公共施設の屋根などのオンサイトPPAで再エネを賄い、自営線や蓄電池を設置するモデルでしょうか。その場合、北杜市を特徴づける自然や農村、山岳地域を提案に盛り込む予定はありますか。

2. 先行100の第2回採択では地域の特性を生かした事例が多くなっており、民生部門の共同提案者もしくは協力団体等がポイントになっているように思われます。

想定される共同提案者、協力団体はありますか。

3. 脱炭素地域とは民生部門の電力需要＝再エネ＋省エネで賄うという公式ですが、省エネZEB（ネット・ゼロエネルギー・ビル）ZEH（ネット・ゼロエネルギー住宅）をどう取り組む予定でしょうか。

①北杜市は空き家率が40%以上ですが、既存建物のZEH化は。

②公共施設や民間工場などのZEB化はどうされますか。

4つ目、ゼロカーボンドライブの実現を見据えたソーラーカーポート事業や、本市の主要産業でもある観光地域をつなげていくためのEVモビリティの活用を盛り込む予定ですか。

5. 北杜市再生可能エネルギーマスタープラン内では、太陽光パネルのリユース・リサイクルも記載していますが取り組む予定はありますか。

FIT終了後の地域にあふれる太陽光の電源を地域の宝として、どのように活用する予定ですか。

次に2つ目の大項目です。今後の「美し森」の観光利用についてお聞きします。

「美し森」は、南アルプスから富士山、秩父連山を見渡せる、北杜市を代表する観光名所として多くの観光客に親しまれています。春、6月にはつつじの花に山全体が覆われ、真っ赤に染まります。かのポール・ラッシュ博士が今の清泉寮の地を選んだのも、この美し森からの風景に魅せられてのことと伝えられています。

現在、県の予算で山頂までの遊歩道や途中のビューポイントの整備などが進められて、更なる観光客の誘致に期待がかかります。しかし、その反面、山頂にある展望施設は老朽化のため撤去が決まり、さらに、その上部、遊歩道に隣接する「旧たかね荘」も廃止となり、せっかくの遊歩道の整備も魅力が半減してしまいます。

そこで質問します。

1. 美し森展望施設や旧たかね荘跡を活用した新たな観光誘致は考えていますか。
2. 施設を新たに作らないとしたら、今後の美し森山頂の観光利用はどのように考えていますか。

3つ目の大項目です。清里開拓の歴史「千円の家」を北杜市の指定文化財へ登録をお願いします。

大正から昭和にかけて、当時の東京市、現在東京都ですが、では人口の集中によって深刻な水不足が続いていました。そこで政府は昭和6年、山梨県との県境に小河内ダム建設の計画を発表します。丹波山村、小菅村はダムの底に沈むこととなり、そこに住む村民は故郷を離れる決意を強いられました。

昭和13年4月17日、2つの村からは28世帯の村民が現在の清里、八ヶ岳地区に入植しました。

翌年、入植者の世話人であった山梨県職員の安池興男が発起人となり、入植者のあばら家を解消しようと、東京市に呼びかけ建設されたのが「千円の家」です。その出資の割合は東京市600円、国300円、山梨県100円でした。当時の千円というと、今の価値でいえば60万円ほどということになるようです。28世帯のうち、いくつかの家族はそのお金を手に清里を離れましたが、実際に20軒ほどの「千円の家」が建てられました。

そして清里には現在、なんとか2軒の「千円の家」が残り、物置として使用されています。このほど、入植2世3世を中心にこの清里の入植の歴史を物語る「千円の家」を後世に残そうという動きがあり、現在の持ち主も保存のための協力を約束してくれました。

日本の高度成長期を支え、大都市東京の発展のために犠牲になった人々の歴史として後世に残す意義があると考えます。市長が掲げる「清里ルネサンス」の象徴としても地元の人々と一緒に保存活動を進めることは、とても意味あることだと考えます。

そこで質問します。

1. 北杜市の指定文化財への登録の可能性と登録への道筋を教えてください。

2. 保存、再生をするには資金が必要となりますが、そのための予算措置は考えられますか。  
以上、3項目、よろしくお願いします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

4番、小林勉議員のご質問にお答えいたします。

環境省の第3回脱炭素先行地域への申請内容について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、申請内容についてであります。

今回応募を行う長坂エリアは、「北杜サイト」や小中学校をはじめ、甲陽病院など公共施設が多く存在しており、比較的まとまりのある地域でもあることから、脱炭素先行地域として最適なエリアと考え、決定したところであります。

このエリア内を将来的に脱炭素化させるため、様々な事業展開をしていくこととなりますが、中でも、建物の屋根を活用した「オンサイトPPA」は、建物所有者の負担がなく、「再エネ比率」の向上に大きく貢献できることから、有効な手段と捉えており、さらに夜間電力に対応する蓄電池の導入についても検討しているところであります。

また、エリア内で不足する電力を補うためには、新たな電源の創出も必要であることから、本市の特徴でもある日照時間日本一の太陽光や、豊富な水資源による水力など、自然や農村、山岳地域の可能性を最大限に活用した提案内容となるよう検討しているところであります。

次に、想定される共同提案者や協力団体についてであります。

国では、今回の募集について、民間事業者等との共同提案が望ましいとしております。

今回の応募については、専門的な知識も必要となるため、本市の再生可能エネルギー事業に関わりのある企業と協議を重ね、先月28日に、「NTT東日本株式会社」および「NTTアノードエナジー株式会社」とカーボンニュートラルに関する連携協定を締結し、現在、第3回の募集に向けて準備を進めているところであります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

4番、小林勉議員のご質問にお答えいたします。

清里開拓の歴史「千円の家」を北杜市の指定文化財へについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市指定文化財への登録についてであります。

「千円の家」は、清里開拓の出発点であり、清里の歴史において重要なものと認識しております。

また、地区の方々に保存へ向けた動きがあることを喜ばしく思います。

建造物の市指定文化財への指定については、建造物としての価値、建築年代やその背景などの歴史的価値を調査した上で、「北杜市文化財保護審議会」に諮問し、市教育委員会がその可否

を判断いたします。

指定後、所有者は指定文化財の維持管理を義務付けられます。

「千円の家」についても、それらを調査した上で判断することとなります。

次に、保存、再生のための予算措置についてであります。

指定文化財については、「北杜市文化財保護条例」、「北杜市文化財保存事業費補助金交付要綱」に基づき、適正な保護管理とその活用を図るため、所有者が実施する保存事業に対して補助金を交付しております。

補助金の交付は、指定されていることが前提でありますので、現在指定されていない「千円の家」については補助対象外となります。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

小泉市民環境部長。

○市民環境部長（小泉雅人君）

4番、小林勉議員のご質問にお答えいたします。

環境省の第3回脱炭素先行地域への申請内容について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、既存建物のZEH化についてであります。

建物のZEH化に向けては、住宅で使用する電力を再生可能エネルギーへ転換するとともに、省エネを進め、限られたエネルギーを有効に使うことが重要であります。

具体的には、二重サッシや断熱材を取り入れたリフォームへの支援などが考えられます。

また、本市では、空き家率の高さが課題であることから、移住定住の受け皿としての空き家の利活用と併せた、ZEH化に対する支援も検討してまいります。

次に、公共施設や民間工場などのZEB化についてであります。

行政や事業者が所有する大きな建物へのアプローチとしては、太陽光パネルなどでの自家消費エネルギーの導入や、ZEB化の実現に寄与する設備導入、「環境価値取引」による二酸化炭素排出量の削減などへの支援について検討してまいります。

次に、ソーラーカーポート事業およびEVモビリティの活用についてであります。

脱炭素化策を通じた地域課題の解決においては、様々なアプローチが必要となります。

移動手段として自動車が欠かせない本市においては、主要産業である観光地域の脱炭素化も課題の一つであると考えておりますので、必要に応じて対応を検討してまいります。

次に、太陽光パネルのリユース・リサイクルやFIT終了後の太陽光の電源の活用についてであります。

本市では、国のFIT制度の影響で、多くの野立て太陽光発電設備が設置された経緯があり、今後は、FIT制度を終える野立て太陽光発電設備の在り方が、地域課題の一つとなることが想定されております。

これらの施設が引き続き発電事業を続ける方策として、市内の需要家向けの電源としての活用を検討するほか、廃止した施設の太陽光パネルが放置されないよう、リユースやリサイクルの流れにつながる取り組みについても研究してまいります。

以上でございます。



○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

4番、小林勉議員のご質問にお答えいたします。

今後の「美し森」の観光利用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、美し森展望施設や旧たかね荘跡を活用した新たな観光誘致についてであります。

八ヶ岳南麓は、「八ヶ岳中信高原国定公園第1種特別地域」に指定され、景観、自然環境などに優れたエリアであり、本市を代表する観光地であります。

特に、「美し森展望施設」、「旧たかね荘跡地」については、周辺施設も含めた中で、八ヶ岳観光の一翼を担う施設として、これまでに多くの観光客の方にご利用いただいております。

「旧たかね荘跡地」については、現在、土地の所有者である県と、解体、撤去に向け協議を進めておりますが、県からは、自然環境、景観等、好立地にあることから、民間企業の誘致も含め、新たな活用策等を目指していきたいと伺っております。

このことから、本市としても、県と情報を共有し、八ヶ岳南麓エリアの観光振興を進めてまいりたいと考えております。

次に、施設を新たに作らない場合の、今後の美し森山頂の観光利用についてであります。

「美し森」は、清里の開拓、観光の歴史には欠かせない、県内でも有数の展望地として認識しており、また、山頂から天女山まで伸びる「八ヶ岳横断歩道」は、先般、県が発行した観光書籍「やまなしハイキングコース100選」にも選定されるなど、人気のハイキングコースとなっております。

現在、県において、美し森駐車場から山頂までの遊歩道については、改修工事が実施され、途中、新たに展望台が設置されるなど、整備が進んでおります。

これらの状況を踏まえ、山頂の「美し森展望施設」の解体、撤去に併せ、美し森一帯を含めた中で、自然環境と景観に配慮したベンチ等の設置や、老朽化した看板の撤去、新設等、さらに魅力ある観光地として整備してまいりたいと考えております。

また、「美し森」は、清里開拓後、長年、「つつじの群落地」として、地域の皆さまが植栽、イベント等を通じ、自然、景観保護に取り組み、守られてきた観光地でもあります。

本市としても、地域の皆さまや先人の努力により築かれた歴史ある「美し森」を積極的にアピールし、観光誘客を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

当局の答弁が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は16時といたします。

休憩 午後 3時45分

---

再開 午後 3時59分

○議長（福井俊克君）

それでは、再開いたします。

先ほど、当局の答弁が終わりました。  
ここで、小林勉君の再質問を許します。  
小林勉君。

○4番議員（小林勉君）

それでは、再質問させていただきます。大項目の1つ目と3つ目、2つ目の美し森の観光については、再質問はいたしません。

まず1つ目ですが、まず今回の先行基準には、地域特性を生かした内容がかなり求められているというふうに先ほどから何度も話をしていますが、北杜市の特徴である豊富な水資源を活用した水力発電は申請内容にどう位置付けているのか、そして現在進められている水力発電の状況と今後の見通しをお聞かせください。これが1つですね。

もう1つの本市の特性として観光がありますが、現在、e-bikeを使ったツアーですとか、あと電動アシスト自転車の貸し出しとか、EV-TUKTUKの貸し出し、それからセグウェイのツアーなど、清里ではかなりいろんな脱炭素モデルの観光をやっております。そういった観光と環境が共存していく必要があると思いますけど、市は観光と環境をどのように考えているのか、お伺いします。この2つをよろしくお願ひします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。  
小泉市民環境部長。

○市民環境部長（小泉雅人君）

4番、小林勉議員の再質問にお答えします。  
質問が2つほど、あったかと思ひます。

1つ目でございますが、申請内容に対する水力発電の位置付けと水力発電の状況の見通しについてはという、ご質問であったかと思ひます。

本市におきましては、ご存じのように水力発電所クリーンでんでん、またマイクロ水力発電など水力を活用した再生可能エネルギーに現在、取り組んでいるところでございます。水力発電につきましては、夜間においても発電が可能であり、申請には主に太陽光発電とともに水力発電の、この二本立てをもって申請をしたいと考えております。

また、山梨県から県有林内における小水力発電事業導入に伴う有望地点として、県内、約100カ所ほどありまして、そのうちの15カ所ほどが北杜市内にございます。現在、開発事業者が地元と協議しているところもあります。今後につきましては、その開発事業者と協議を行いまして、再生可能エネルギーの有効活用ができるかどうか、そういったところも併せて研究を進めていきたいと、考えております。

あと1点でございますが、市は観光と環境をどのように考えているかのご質問であったかと思ひます。

観光エリアの1つであります清里におきましては、環境問題に積極的に取り組んでいる団体としまして、八ヶ岳ツーリズムマネジメント、またゼロエミやまなしの団体がございます。新しい観光の在り方といたしまして、EVモビリティの活用など、脱炭素に向けた推進をすることも重要であると、考えております。

先ほど答弁をさせていただきましたように、地域課題の解決において様々なアプローチが今後、必要になってくることは容易に想像できるわけでございますが、今後、脱炭素社会に向け、

各種団体と協議を進めてまいりたいと、考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

小林勉君。

○4番議員（小林勉君）

答弁ありがとうございます。今回の先行100に関しましては、もう50ぐらいの地域が選定されております。100というと、あと半分です。ここに選ばれるか、選ばれないかで50億円という補助金がかかっておりますので、ぜひ採択に至るように努力していただければと思います。よろしくをお願いします。

次に3番目、「千円の家」についての再質問をさせていただきます。

「千円の家」の市の指定文化財への登録については、いくつか段階があるというふうに理解いたしました。昭和の初期ということで比較的新しいということと、あと指定後の保存義務を誰がどのように果たしていくかということ、きちっと道筋をこれからつけないといけないということで、道筋はかなり先までかかるかなと思っております。

しかし、この「千円の家」というのは、現在の東京の都市化を支えるため、ダム湖に沈んだ村から強制的に移住させられた先人の歴史を後世に伝えるための貴重な財産です。この事実だけでも教育の現場でぜひ伝えていただいて、多くの人に知っていただきたいと思っておりますけど、そんなところはいかがでしょうか。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

4番、小林勉議員の再質問にお答えをいたします。

「千円の家」につきましては、議員ご紹介いただいたように、やはり清里の開拓の歴史を記す貴重な財産であるということは、先ほども答弁で申し上げましたとおりであります。現在、地元の高根東小学校の児童が、この「千円の家」の見学に訪れていることもあります。実際に「千円の家」を見ながら、地域学習を行っているということであります。

現在、高根地区の小学校のみということですが、これを今後、市内の小中学校にも「千円の家」を含む清里開拓の情報を共有して、これを地域学習での利用につなげていきたいと考えております。

また、北杜市の郷土資料館では、常設展示としまして、戦後の開拓について紹介をしております。その中で、清里地区の開拓にも言及をしているところであります。

今後、「千円の家」をはじめとします清里開拓および北杜市の戦後の開拓について、さらに調査を進めながら、その成果を資料館の展示に反映させていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（福井俊克君）

以上で質問を打ち切ります。

これで、4番議員、小林勉君の一般質問を終わります。

次に、星見里の声、3番議員、中山喜夫君。

中山喜夫君。

○3番議員（中山喜夫君）

見上げれば同じ空、同じ空とは一つ屋根の下、私たちは運命共同体であると考えています。その中、目指すはオールインワン北杜、北杜は一つ、それを胸に今回2つの大項目の質問をさせていただきます。

まず大項目1つ目、市民がNPO法人に寄附した場合の個人住民税の寄附金税額控除についてです。

昨年度9月および3月に行われた定例会において、県内市町村初の制度創設として期待される【市民がNPO法人に寄附をした場合の個人住民税の寄附金税額控除】について提案等させていただきました。3月の定例会では、「タイミングを逸することなく進めてまいりたいと考えております」とのご答弁もいただいております。今回は《制度の概要と設計》について説明および提案させていただくとともに、具体的な進捗状況をお伺いできればと考えております。

まず、制度の概要についてです。

地方税法には、【認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金で、条例により個別指定された寄附金について、住民税の寄附金税額控除が受けられる制度】があります。対象となるNPO法人は、『本市から個別指定を受けた、市民の福祉の増進（地域づくり、子育て支援、障害福祉など）に寄与しているNPO法人』です。この寄附金税額控除は、「本市・寄附を受けるNPO法人・寄附をする市民それぞれにメリットをもたらす制度」であると考えられます。

1つ目は、本市のメリットについてです。

地方自治法第1条の2第1項には「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とあります。市民のニーズが多様化すれば、それに応える行政のサービスも多様化していかなければならないところ、『NPO法人などの民間団体の協力により、本市の負担が軽減しつつも、市民の多様化するニーズには応えることができる』というメリットが期待できます。

また、『市民の福祉の増進に寄与する、魅力あるNPO法人でなければ寄附金を集めることはできない』わけですから、結果として『本市に魅力あるNPO法人を醸成させることが可能』になります。まさに【北杜市版NPO法人改革】といえるのではないかと考えております。

2つ目は、寄附を受けるNPO法人のメリットについてです。

『市民の福祉の増進に寄与しているNPO法人』は『財政基盤の強化と活動の一層の充実』を図ることができます。また、『本市から個別指定を受けたNPO法人』はその後、『認定NPO法人となり、税制優遇を与えられる寄附を全国に対して募ることも可能』になります。よって、『NPO法人化の促進、NPO法人に関わる雇用の拡大』などが期待できます。

3つ目は、寄附をする市民のメリットについてです。

市民にとっては翌年度の住民税が減額になる制度ですが、私が大きなメリットとして考えているのは、『市民がNPO法人を支援する体制が大きく変わるということ』です。例えば、本市で市民の福祉の増進に寄与しているNPO法人を支援する場合、『市民から徴収した税金を原資として、行政がNPO法人に事業を委託等すること』が想定されます。この場合、『市民は税金を支払うことにより、間接的にNPO法人を支援していること』になります。一方で、寄附金税額控除が創設されると、『市民は自ら選んだNPO法人に対して寄付をするわけですから、それはすなわち直接的にNPO法人を支援していること』になるわけです。県内市町村初の制

度ですから、【市民のニーズを反映し易い環境を整えている】という点で、【他市に先んじた移住・定住促進政策】としても機能するのではないかと期待しております。

次に、施行に向けて5つの制度の設計について提案をさせていただきます。

しいてデメリットを挙げるとすれば、この寄附金税額控除は税収の減少を伴う制度であるということです。この点については、『税収の減少分が、NPO法人の活動原資となり、そのNPO法人の活動を通じて本市民の福祉の増進に還元される』わけですから、私はデメリットとは考えておりません。

重要なのは、本市から個別指定を受けるNPO法人が『どれだけ市民の福祉の増進に寄与』し、『今後市の目指す将来の方向性にも協調合致してくるのか』、その点における『公益性及び公平性が担保されてなければならない』ということです。

そこで、私から『具体的な5つの制度設計』について提案させていただきます。

制度設計提案1つ目は、個別指定の基準を満たすことです。

指定NPO法人になるためには、次のア、イ、ウ、エ、オに分類した基準に適合する必要があると考えます。

まず1つ目の（ア）は、『市内で活動する法人であること』です。

本市民の福祉の増進に還元されなければならないわけですから、当然の要件であると考えます。

次の（イ）は、『地域等の課題の解決に資する特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があること』です。

そのNPO法人の主たる活動分野が、特定非営利活動促進法に掲げられている20の分野に該当していることを市民に認知されている必要があるためです。

次の（ウ）は、『運営組織および経理が適切であること』です。

運営組織は「理事会主導型ではなく、総会主導型である」必要があるかと思えます。「総会主導型のNPO法人」であれば10名以上の正会員により、事業計画および活動予算の決定、事業報告および活動決算の承認、役員の職務および報酬の決定などが行われるからです。また経理が適切であることは言うまでもないかと思えます。

次の（エ）は、『情報公開を適正に行っていること』です。

NPO法人は、その公益性を担保するために、内閣府のNPO法人ポータルサイトを通じて、毎期の事業報告・会計報告等を一般に公開されているところであります。

最後の（オ）は、『設立の日から1年を超える期間が経過していること』です。

こちらも市民に認知されている必要があるため、必要な基準であると考えます。

制度設計提案2つ目は、諮問機関を設置することです。

例えば、北杜市指定管理者候補者選定委員会のように市民や有識者による諮問機関を設置し、個別指定の基準に適合するかを確認してもらう必要があるかと思えます。

制度設計提案3つ目は、議会で承認を受けることです。

寄附金税額控除は税収の減少を伴う制度であるため、議会での承認は必要です。

制度設計提案4つ目は、寄附金税額控除が適正に行われるよう指定NPO法人に報告義務を課すことです。

指定NPO法人に寄附者および寄附金額の一覧の提出を義務付けて、寄附金税額控除が適正に行われるようにします。

最後の制度設計提案5つ目は、指定期間を設けることです。

モニタリング（効果測定）する意味合いで、個別指定は3年から5年の期限付きとし、更新に際しては再度申請していただくのがよろしいかと考えます。

以上を踏まえて以下の質問をさせていただきます。

質問1つ目、昨年度3月の定例会で、「タイミングを逸することなく進めてまいりたいと考えております」とのご答弁もいただいておりますが、寄附金税額控除の導入に関する現在の進捗状況はいかがでしょうか。

質問2つ目、前述の『市・NPO法人・市民』それぞれ三者のメリットを考慮に、寄附金税額控除の導入実現に向け今回私が挙げさせていただいた『5つの制度設計』に関して、市長のお考えをお聞かせください。

大項目2つ目、災害発生時「北杜市へ車で来訪している多くの市外の方々も含めた道路利用者の命と安全を守るための緊急一時避難受け入れ体制の充実」の必要性＝【防災道の駅】実現に向けて。

今年8月24日、八ヶ岳南麓地域において「突発的な大雨」により、「記録的な短時間大雨情報」と「土砂災害警戒情報」が発表されました。本市では高根、長坂、大泉、小淵沢の各総合支所に避難所を開設。幸いにも結果的に人命にかかわる被害はありませんでしたが、『道路への土砂の流出被害』が発生したため、往来が不可能となり、中には移動ができなくなった車両が緊急措置・復旧が施されるまでの数日間、放置されたままになってしまうというケースも生じました。

また、大小河川が集落を縦断する北杜市西部地域（白州・武川地域）では、自然災害が過去から現在まで歴史的にも数多く発生しており、『昭和34年伊勢湾台風による大規模人災』をはじめ、【過去500年余りの間に42回もの水害記録】があります。

『9年前には大雪被害』により通称「陸の孤島」と化し、『主要道路、交通機関の麻痺』により、復旧までの数日間、『数多くの市外から本市に来訪していた国道利用者を含む方々が身動きがとれなくなる大規模な災害』も発生し、全国ニュースで大きく報じられた経緯もありました。

また、本市は地形上『糸魚川・静岡構造線』に位置するため『大規模地震も危惧』されており、緊急自然災害発生時のリスクが非常に高い地域であります。

こうした中、国は「全国の道の駅1,193カ所中500カ所余り」を「国土強靱化」に向けた【防災道の駅促進ビジョン】のもと、県内ではすでに、南部町、富士川町、南アルプス市などでも『災害発生時に、車で来訪している多くの市外の方々も含めた命と安全を守るための緊急避難受け入れ体制の充実』に日頃から意識が高く、補助金などを活用しながら、一歩ずつ着実に「防災道の駅」に向けた整備に注力しております。

【緊急災害発生時、市内にいる全ての方々の命と安全を最優先に守り切る】その想いのもと、以下の質問をさせていただきます。

質問1つ目、近年の『市内道の駅の施設利用者数』の推移と、『道の駅付近の沿線道路における一日の平均通行車数』について、把握している限りで構いませんのでお聞かせください。

質問2つ目、『災害発生時に、車で来訪している多くの市外の方々も含めた道路利用者の命と安全を守るための緊急一時避難受け入れ体制の充実』の必要性について、市内道の駅から何か要望など現場の声は届いていますでしょうか。市のお考えと併せて具体的にお聞かせください。

質問3つ目、「補助金などを活用し防災道の駅としての整備充実」を、「市内各道の駅におけ

る現在の利用状況や現状設備」を踏まえつつ、昨今発生した自然災害事例も考慮に、緊急時に一時避難できる【防災道の駅】に向けた整備を「たとえ一歩ずつでも進めていくことが大切で、これから必要ではないか」と考えますが、それに対する市の見解と今後の具体的なお考えがあればお聞かせください。

以上です。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

3番、中山喜夫議員の災害発生時「北杜市へ車で来訪している多くの市外の方々も含めた道路利用者の命と安全を守るための緊急一時避難受け入れ体制の充実」の必要性＝【防災道の駅】実現に向けてにおける、市内道の駅からの要望と、今後の整備についてのご質問にお答えいたします。

市内3カ所の道の駅は、いずれの施設も主要道路に隣接していることから、災害時における帰宅困難者や、地域住民への一時的に避難できる施設としての活用を求める声も、一部の施設からは寄せられております。

「防災道の駅」は、災害時における広域的な復旧、復興活動の拠点としての防災機能を強化することを目的としており、支援活動スペースの確保などが要件となるため、本市ではそこまでの整備については、現在のところ、考えておりません。

しかしながら、災害時における沿線利用者や、地域住民のための「一時避難所」として活用することは有効でありますので、施設管理者と協議を進めてまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

3番、中山喜夫議員の市民がNPO法人に寄附をした場合の個人住民税の寄附金税額控除における、導入に関する進捗状況および導入実現に向けた「5つの制度設計」についてのご質問にお答えいたします。

県で認定している以外のNPO法人への寄附に対する、寄附金税額控除の導入に当たっては、先進自治体における事例等をもとに研究を進めているところであります。

引き続き、他市の動向を注視するとともに、先進自治体への視察も含め情報収集を行い研究してまいります。

また、導入に向けての「5つの制度設計」については、NPO法人の活動面の公益性や、運営面の健全性を判断する上で、有効な考えの一つと認識しており、参考とさせていただきます。

なお、税制上の控除制度には、公益性・公平性等の要件・基準を策定するとともに、メリット、デメリットを含め全体的な検証を行わなければならないことから、現時点では、導入に向けての判断はできない状況であると考えております。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

3番、中山喜夫議員の災害発生時「北杜市へ車で来訪している多くの市外の方々も含めた道路利用者の命と安全を守るための緊急一時避難受け入れ体制の充実」の必要性＝【防災道の駅】実現に向けてにおける、近年の「市内道の駅の施設利用者数」の推移と、「沿線の一日の平均通行車数」についてのご質問にお答えいたします。

市内3カ所の道の駅において、直近3カ年の施設利用者数は、それぞれ延べ人数で、「道の駅南きよさと」が、令和元年度13万9,578人、令和2年度8万1,471人、令和3年度10万8,758人、「道の駅こぶちさわ」が、令和元年度31万9,948人、令和2年度24万6,428人、令和3年度28万7,214人、「道の駅はくしゅう」が、令和元年度22万3,338人、令和2年度44万6,699人、令和3年度53万1,031人であります。

また、沿線の一日の平均通行車数は、把握しておりませんが、県が平成28年に公表した平日昼の交通量は、「道の駅南きよさと」が、約5,600台、「道の駅こぶちさわ」が、約2千台、「道の駅はくしゅう」が、約4,800台であります。

以上でございます。

大変申し訳ございません。先ほど、県が平成28年に公表したという答弁でございますけれども、正しいものは平成29年に公表した平日昼の交通量でございます。申し訳ございませんでした。

○議長（福井俊克君）

当局の答弁が終わりました。

中山喜夫君の再質問を許します。

中山喜夫君。

○3番議員（中山喜夫君）

丁寧なご答弁ありがとうございました。それでは、大項目1つ目についてのみ再質問をさせていただきます。

返礼などの負担が何かしら生じてしまいますが、ふるさと納税やクラウドファンディングなど寄附文化がやはり全国的にも根付きつつある現在、今後、様々な施策を講じながら、本市の将来を目指す方針、方向性、その実現に沿った機運をつくっていく必要性を強く感じます。今後の機を逃さずに進めていく、市の具体的アクションプランについて、お聞かせください。

以上です。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

3番、中山喜夫議員の再質問にお答えをいたします。

NPO法人に対する寄附金税額控除導入以外の支援についてということで、ご質問でございます。

NPO法人の支援にも様々な形があると思われますので、まずは市内NPO法人の意見を伺



い、また市からの情報提供を行う意見交換会のような機会を設けたいと考えております。

ただ、市が支援するだけではなく、NPO法人が市政にどのように参画していただくのかを互いに確認できるような場にするにより、例えば業務委託のようなことを通じて、NPO法人が自立できるような支援が望ましいと考えております。

市内、NPO法人の自力が高まることにより、今後、寄附金税額控除の導入にもつながるものと考えております。寄附金税額控除の導入につきましては、引き続き、先進地への視察などを行い、研究を続けてまいります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

中山喜夫君。

○3番議員（中山喜夫君）

それでは、再々質問を最後にさせていただきます。

全国にはNPO法人の寄附金税額控除を施行し、実際にその成果をあげている自治体が複数あります。もちろん市の状況は個々違えど、導入に際してNPO法人の示す基準の設定、公益性を重視しつつ平等性を担保し、そして、それをした上での導入手法、これは非常に参考になると思います。今後、市が指定するNPO法人への基準について、公益性および公平性を重んじつつ、私から先ほど制度設計に関する5つの具体案を挙げさせていただいた次第でした。

本市への、この寄附金税額控除の制度、導入、施行に対し、発起した立場として私は責任を持った提案をさせていただいているつもりです。

導入後、実際に成果をあげている他の自治体、先行事例先への調査、確認、視察、私もできる限り協力は惜しまないつもりでおります。あらゆる施策を講じて、市が目指し、推し進めるこれからの北杜の未来の土俵づくりに向け、市政に携わる一公人として、そして一市民として当事者意識のもと、最大限尽力していく所存です。

市長、最後の一言、熱く野太く、よろしくどうぞお願い申し上げます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

中山喜夫議員の再々質問にお答えさせていただきます。

NPO法人に市政の一端といいますか、私たちの手が届かない部分を担っていただくということは、非常に大事なことだと思っております、そのような体制といいますか、そういうものを早急につくっていきたくと思っています。

しかしながら、残念ながら、今、そのNPO法人をなかなか把握できていないというのが現状だと思っております、早急に市内にどのようなNPO法人が、どのように活動しているかということ把握していく必要があると思っております、そのようなところにも、先ほど部長が申しました意見交換会などを催しまして、そのようなところを早急にやっていきたいと思っております。

いずれにしても、NPOの活動というのは非常に大事だと思っておりますので、今後、タッグを組んで市政に参画していただきますように、取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（福井俊克君）

以上で質問を打ち切ります。

これで、3番議員、中山喜夫君の一般質問を終わります。

ここで、本日の会議時間はあらかじめ延長いたします。

それでは続きまして、最後に星見里の声、1番議員、高見澤伸光君、お願いします。

高見澤伸光君。

○1番議員（高見澤伸光君）

本日最後の一般質問をさせていただきます。

私からは、3つの大項目について質問をいたします。

1つ目の大項目は、住民説明会で事件の被害者になった事をふまえ、参加者の安全安心を守るための対策についてです。

住民説明会で説明をする事業者側が説明会参加者に対して、大声を出したり、拳を振り上げたり、机を強く叩いたりと恫喝を行いさらにはエスカレートして暴行するということがありました。このことは、連日のようにテレビにも流れ、全国的にも大きく取り上げられました。さらには、12月1日に国会議員のエネルギー関係の議連でも説明を求められ、来年の3月に閣議決定を目標に、国としても悪質な事業者に対する規制を行う方針が固まりつつあります。

前回の9月議会と決算特別委員会の答弁の中で、今回、暴行を行った事業者は市役所でも住民説明会と同様なことをして、市の職員さんの胸ぐらをつかんだり、コロナの感染予防用のガードを倒したりなどしているということが答弁の中で分かりました。普通は、この段階で何らかのペナルティや対応があつて当たり前かと思うのですが、こういったことがあつても、実際、誰かが犠牲者になって、事件が起きてからでないと市としては対応ができないのが今の現状であるのかと感じました。

今後、こういった被害者が出る前に未然に防げるような抑止力となるルールが必要ではないかと思しますので、それらを踏まえて質問をいたします。

今回、事件になった事業者は、住民に対して恫喝を行い、さらには市役所内でも職員に対してもそのようなことをしています。今後、その事業者だけでなく、住民説明会でそのようなことをした時点で、北杜市内で何らかの事業を行う際、市はそういった事業者は許可の対象にならないというようなルールを設けるべきではないかと考えますが、市の考えを教えてください。

次に2つ目の大項目、今後の学校給食センターの在り方についてです。

先日、会派で北杜市内の学校給食センターを視察してきました。北杜市内の小中学生の学校給食が毎日、安心して食べられるのは、給食センターで冷たい水仕事や手作業での調理など、毎日、給食を作っている職員さんたちの温かさや優しさでできているということが分かりました。

これからも、食材も作り手も安心して安定的な学校給食を提供することが大切だと思しますので、質問をいたします。

①後の学校の統廃合や給食センターや自校式の給食室の老朽化の様子によっては、学校給食の提供キャパを考慮すると、給食センターの新築か増築が求められると考えますが、市の考えを教えてください。

②新型コロナウイルスの影響で、濃厚接触者になってしまったなど、急きよ、調理する職員

さんが欠席になってしまうということもあり、負担が出てしまう現状があります。作り手を安定確保する意味でも、調理する職員さんを外部委託する考えはありますでしょうか。

③学校給食は学びの一つであると考えます。地産地消の食材は形や大きさが不揃いなので、調理の際は洗浄や皮むきやカットなどで手間はかかると思いますが、地産地消の学校給食は大切であると考えます。市の考えを教えてください。

④現在、新型コロナウイルスの影響を考慮して、学校給食費は一時的に無料にされていますが、通年通して小中学校の給食を無料にしてこそ、子育てするなら北杜の考えに近づけるのではないかと考えますが、小中学校の給食費無料に対する市の考えを教えてください。

次に3つ目の大項目、おたふくかぜの予防接種費用の助成と風疹の無料抗体検査と予防接種の助成を行うべきではないかについてです。

風疹は風疹ウイルスによって起こる感染症で、風疹患者の咳やくしゃみなどの飛まつによって他の人に感染します。

風疹に対する免疫を持たない女性が妊娠中に感染すると、生まれてくる胎児にも感染し、難聴や心疾患、白内障などの障がいをもって生まれてくる可能性があります。また、幼児のおたふくかぜは、合併症や難聴、男性不妊の無精子症など、様々なことが起こり得ます。

子育てするなら北杜を掲げている北杜市ですので、安心して出産できるように必要なことに助成することを考えるべきではないかと思しますので、質問をいたします。

①北杜市では、風疹の抗体が少ないという方がワクチン接種を行う際、補助はなく約1万円くらいの支払いになりますが、全国を見たときに他市では補助があったり、無料であったりしています。北杜市でも補助をして、安心して出産できるようにしてはどうかと考えますが、市の考えを教えてください。

②おたふくかぜも同様に予防接種の費用を助成している市があります。安心して子育てできることを目指している北杜市ですので、検討してはいかがかと思いますが、市の考えを教えてください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

1番、高見澤伸光議員の今後の学校給食センターの在り方における、調理員の外部委託についてご質問にお答えいたします。

「学校給食センター」においては、これまでも、調理員の確保には苦慮しており、募集も継続して行っているところであります。

また、新型コロナウイルス感染症により、調理員が自宅待機となった場合には、臨時的に代替調理員をお願いするなど、業務の継続を図ってまいりました。

安定した給食の提供には、人員確保が必要不可欠でありますので、調理業務の民間委託や、人材派遣を活用した人員確保などについても、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

1番、高見澤伸光議員のご質問にお答えいたします。

今後の学校給食センターの在り方について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、給食センターの新增築についてであります。

現在、4つの学校給食施設を運営しておりますが、将来的には「北杜南及び北杜北学校給食センター」の2施設への集約を進めることとしております。

なお、集約に当たり、調理場所の充実や、給食配送用コンテナの保管場所の確保が必要と考えられる場合には、増築等も選択肢の一つと考えられます。

次に、学校給食における地産地消についてであります。

子どもたちの心身の健全な発達に寄与し、栄養バランスの取れた、安全で安心な給食の提供を行う上で、地産地消への取り組みは今後も継続してまいりたいと考えております。

なお、地産地消の推進には、生産者のご理解とご協力がなくては成り立たないことから、これまで以上に、地域の農家や農業生産法人等とも連携を密にし、取り組みを進めてまいります。

次に、小中学校の給食費無料に対する考えについてであります。

給食費用については、保護者にご負担いただくことが「学校給食法」にも規定されていることから、適正なご負担をいただくべきものと考えております。

しかしながら、市では、子育て支援や地産地消推進のため、学校給食の賄材料への補助を行うことで、保護者負担は県内13市の中でも低い水準となっております。

今後も、各家庭からのご負担をいただきながら、安全・安心で質の高い給食の提供に努めてまいります。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

清水福祉保健部長。

○福祉保健部長（清水市三君）

1番、高見澤伸光議員のご質問にお答えいたします。

おたふくかぜの予防接種費用の助成と風疹の無料抗体検査と予防接種の助成を行うべきではないかについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、風しんワクチン接種に対する補助についてであります。

「風しん」の予防接種は、国が有効性を認め、定期の接種を推奨する定期接種の対象であります。

定期接種は疾病により「A類疾病」、「B類疾病」に区分され、「麻疹風しん混合のMRワクチン」は、小児における対象疾病の「A類疾病」に該当するため、現在の接種時期は男女ともに1歳から2歳未満に1回目、5歳から7歳未満に2回目の接種を推奨しており、自己負担なく接種できるものであります。

また、これまでに接種の機会が設けられていない、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性においては、抗体価が低いことから、国において経過措置として

一定期間に限り、抗体検査および接種を無料で行えることとなっており、現在、期間も延長され、第5期として令和6年度末まで実施しております。

「風しん予防接種」による効果については、接種を受けた人のほとんどが抗体を獲得しますが、約5%の方が抗体を獲得できない場合があります。

2回接種しても抗体価が上がらない場合は、医師との相談により、追加の任意接種を検討していただくこととなります。

妊婦やその可能性のある方への感染を軽減し、安心して出産していただけるよう、定期接種対象者への接種勧奨を行っております。

定期接種ができなかった方など、何らかの理由により抗体価のない方が接種を行う場合の抗体検査については、県の無料検査を紹介し、抗体価の確認をしていただき、検査の結果、抗体価がない場合には、安心して出産できるよう、今後も任意接種につなげてまいります。

任意接種への補助が現状ではないことから、すでに補助を行っている他市の実施状況を確認し、補助について検討してまいります。

次に、おたふくかぜの予防接種に対する補助についてであります。

「おたふくかぜワクチン」は、「麻しん風しん予防接種」との「混合ワクチン MMR」を、平成元年から定期接種の際に使用しても良いこととなっておりましたが、無菌性髄膜炎の多発により、平成5年4月に使用が中止され、現在は「任意接種」のワクチンとなっております。

任意接種は、接種者個人、あるいはその保護者の判断と責任において接種するため、予防接種の費用の補助、接種勧奨は行っておりません。

今後、国の動向を注視する中で検討してまいります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士君）

1番、高見澤伸光議員の住民説明会で事件の被害者になった事をふまえ、参加者の安全安心を守るための対策についてのご質問にお答えいたします。

太陽光発電事業をはじめとして、事業者による説明が求められる事業において、事業者が社会的規範を逸脱した、不適切な行為が行われたことは許されるものではなく、あってはならないことであります。

ルールにおいては、全ての事業者に対して、窓口や市ホームページに、「北杜市内における太陽光発電設備設置許可手続等について」を示し、適切に取り組むよう指導等、対応することとなっております。

このため、不適切な行為と認められるときは、地域との共生が成り立たないことから、許可することは適当ではないと考えており、このような事業者に対しては、厳しい姿勢で臨んでおります。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

当局の答弁が終わりました。

ここで、高見澤伸光君の再質問を許します。

高見澤伸光君。

○1 番議員（高見澤伸光君）

1 番と 2 番の項目のみ再質問させていただきます。また、各質問に答えていただきまして、ありがとうございました。

それでは 1 つ目の質問の再質問、住民説明会の安全安心の対策についてなんですけれども、ルールに関しては、北杜市における太陽光発電設備設置許可手続等についてというものに示していて、適切にされるように指導しているということでしたが、そして、そういうことを守らない事業者に対しては、厳しい姿勢で臨んでいますというふうに言っていますが、具体的に何を示していて、どんなルールなんですか。そして適切とは何なんですか。今、示しているルールや、今のやり方では、どんなに恫喝されようと、暴力されようと、警察が呼ばれようと、病院に行って被害届を出してというような、誰かが犠牲者になっていないと指導がされないというのが、現状なのではないでしょうか。それがどうして、今言うように厳しい姿勢ということが言えるのかがちょっと不思議でならないんですけども、そして、もしも、今のやり方でいいというような解釈でとらえるならば、極端な話、誰かが犠牲者になることがルールだと言っているようにも僕は感じるんですけども、市民の福祉向上とか、安全・安心を考えると、普通は市役所の在り方なんではないでしょうか。今の現状のルールで本当にいいのかということが、僕、疑問でなりません。本来は、そういったことにならないようにするためにルールがあって、そしてルールがあるから秩序が守られているんだと思いますし、今のルールですでに事件は起きていますので、今のやり方でいけない、そして今までの指導ではいけない、だからこそルールに関して何らかの対応や検討をしたり、内容をちょっと改めたり、事業者に対するルールの周知の仕方を考えたりとか、更なる何か次の対策を考えなければいけない時期にきているんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳土君）

1 番、高見澤伸光議員の再質問にお答えをいたします。

ルールに関しての再質問だと思います。

市としましては、誰かが犠牲となることがルールであるという認識は持ってはおりません。現在のルールと言うのですか、示しているものにつきましては、すべての事業者に対しては窓口、ホームページで示しているように、北杜市内における太陽光発電設備の許可手続きにおいて、地域住民等への周知、説明という欄を設けております。この中で、事業の実施について理解を求め、地域との調和を保つよう求めていると認められないときには、許可することは適切ではないという考えの旨を記載しております。そういったことが指導をしているわけですけども、現在の北杜市における太陽光発電設備の設置に係る許可の手続き等について、住民等への適正なコミュニケーションや注意喚起というものを市のほうで、市の考え方をそこに示すことは可能であると考えておりますので、検討してまいりたいと考えております。

○議長（福井俊克君）

高見澤伸光君。

○1 番議員（高見澤伸光君）

答弁いただきありがとうございました。再々質問いたします。市としては、誰かが犠牲者という考えではないという話ですけども、すでに犠牲者が出ていますし、説明会では恫喝されて、そして自宅にまで来られて、逆恨みが怖いから被害届も出せないというようなことは、今まで起きていましたし、いろんな意見書であったりとか、市長の手紙であったりとか、いろいろなところで、こういう事件が起きる前に相談というのは、常にされてきました。なので、また今後検討していくということですので、ぜひ然るべきルールが必要なところは対応していただいて、そして誰も怖い思いをしたりとかしなくていいような、そういったルールというのをちゃんとつくっていただいて、そのルールがあるからこそ秩序が守られている、ルールを守るからこそ安心なんだという、秩序があるんだ、そういうようなことが思えるような、そういったことをしていただきたいと思えますし、そのルールが抑止力となるようにしていただきたいと思えますので、改めて、もう一度、大きい声で答弁をお願いいたします。

○議長（福井俊克君）

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳土君）

1 番、高見澤伸光議員の再々質問にお答えをいたします。

市における取り組みについて、いま一度ということでございました。

市における手続きのルールについては、示しているわけでございますけれども、先ほど言うように地域住民との適切なコミュニケーションというところに、例えば注意喚起でありますとか、そういった市の考えを示すことは可能でありますので、検討してまいります。

以上です。

○議長（福井俊克君）

高見澤伸光君。

○1 番議員（高見澤伸光君）

ありがとうございます。それでは次に今後の学校給食センターの在り方について、再質問をいたします。

2 施設に集約をして、増築を考えていくというような、検討していくというような答弁だったんですけども、増築する場合、工事の期間があると思うんですけども、工事の期間中に給食を止めないようにしなければいけないというのは、考えなければいけないことだと思います。

調理の設備の改修に行く場合、どのくらいの期間を見込んでいるのか、教えてください。

○議長（福井俊克君）

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

1 番、高見澤伸光議員の再質問にお答えいたします。

学校給食施設の場合ですが、調理室設備の改修を伴う場合、増築等をやる場合につきましては、一般的には1年以上は工事期間等は必要となるのではないかとことでされております。当然、その期間については、調理はできないものと思っております。

その場合、本市の場合におきましては、各給食センターともに1千食を超える調理能力を有しております。現実にも調理食数は1千食を超えている場合もありますので、こうした場合、他の手段で給食を子どもたちに提供することも難しいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（福井俊克君）

高見澤伸光君。

○1番議員（高見澤伸光君）

ありがとうございました。再々質問いたします。大体1年ぐらいの工事期間、そしてほかのところで給食をとすることは考えていないということなので、であるならば、工事期間中に学校給食を提供できなくなってしまうという可能性があるのです。であるなら、増築でキャパを超えている、そしてはるかに超えてしまうようなことではなくて、新たに給食センターを新しく造って、そっちに移動するということが大事ではないかなと思います。そうすれば、ちゃんとした施設であれば、また老朽化ということの問題も解決されますし、今後、子ども2倍ということも掲げていますし、そして安定的な学校給食の供給、ちゃんと長い目で見れば増築ではなくて、1年間ぐらいの工事で給食をどうしようというふうにするのではなくて、身に染みた大規模な大きい施設を、ちゃんとしたセンターを新たに造って移転することも視野に入れて考えることは大切ではないかなと思いますが、市の考えを教えてください。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

1番、高見澤伸光議員の再々質問にお答えをいたします。

本市におきます学校給食施設の規模等の考え方については、やはり今後の児童生徒数の推移等を踏まえて、施設の規模が検討されるべきものと考えております。現状、2つのセンターでの調理能力につきましては、市内の児童生徒数はすべて賄えるということで、調理能力は満たしていると考えておりますので、新たに施設を増やすことについては難しいものと考えておりますけれども、議員ご指摘のように、やはり給食を止めることなく提供する必要があるということを考えますと、やはり議員がご提案いただいたことも含め、様々な選択肢を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福井俊克君）

以上で質問を打ち切ります。

これで1番議員、高見澤伸光君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は12月22日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 5時02分



令和 4 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 2 2 日

令和4年第4回北杜市議会定例会（4日目）

令和4年12月22日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 事件訂正請求書について（議案第61号）
- 日程第2 議案第62号 北杜市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第63号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第4 議案第64号 北杜市地域食材提供施設条例を廃止する条例について
- 日程第5 議案第65号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第59号 北杜市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第7 議案第60号 北杜市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第61号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第66号 令和4年度北杜市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第10 議案第67号 令和4年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第68号 令和4年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第69号 令和4年度北杜市財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第70号 令和4年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第71号 令和4年度北杜市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第72号 令和4年度北杜市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第73号 明野ふるさと太陽館の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第74号 健康増進施設「健康ランド須玉」の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第75号 リフレッシュビレッジこぶちさわ総合交流ターミナル施設「スパティオ小淵沢」外3施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第76号 北杜市白州福祉会館（フォッサ・マグナの湯）の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第77号 白州・尾白の森名水公園（べるが）外1施設の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第78号 むかわの湯の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第79号 大武川河川公園の指定管理者の指定について

- 日程第23 議案第80号 小淵沢第3駐車場の指定管理者の指定について  
日程第24 議案第81号 白州町交流促進施設の指定管理者の指定について  
日程第25 議案第83号 甲府市とのやまなし県央連携中枢都市圏形成に係る連携協約  
の締結に関する協議について  
日程第26 選挙第2号 峡北広域行政事務組合議会議員の選挙  
日程第27 選挙第3号 峡北地域広域水道企業団議会議員の選挙  
日程第28 選挙第4号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙  
日程第29 議員派遣の件  
日程第30 閉会中の継続審査の件

## 2. 出席議員 (20人)

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 高見澤伸光 | 2番  | 興水 崇  |
| 3番  | 中山喜夫  | 4番  | 小林 勉  |
| 5番  | 神田正人  | 6番  | 大芝正和  |
| 7番  | 秋山真一  | 8番  | 進藤正文  |
| 9番  | 清水敏行  | 10番 | 井出一司  |
| 11番 | 志村 清  | 12番 | 齊藤功文  |
| 13番 | 福井俊克  | 14番 | 加藤紀雄  |
| 15番 | 原 堅志  | 16番 | 清水 進  |
| 17番 | 野中真理子 | 18番 | 保坂多枝子 |
| 19番 | 内田俊彦  | 20番 | 秋山俊和  |

## 3. 欠席議員 (なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34人）

市 長	上村英司	副 市 長	小林 明
北杜未来部長	宮川勇人	総務部長	板山教次
企画部長	中田治仁	市民環境部長	小泉雅人
福祉保健部長	清水市三	こども政策部長	大芝 一
産業観光部長	中山和彦	建設部長	齊藤乙巳士
教 育 長	輿水清司	教 育 部 長	加藤 寿
上下水道局長	浅川和也	会 計 管 理 者	八卷弥生
監査委員事務局長	輿水伸二	農業委員会事務局長	加藤郷志
明野総合支所長	三井喜巳	須玉総合支所長	内藤 肇
高根総合支所長	小尾正人	長坂総合支所長	平島長生
大泉総合支所長	三井博彦	小淵沢総合支所長	宮崎良彦
白州総合支所長	小澤永和	政策推進課長	川端下正往
総務課長	佐藤康弘	財 政 課 長	進藤修一
人 事 課 長	跡部秀之	企 画 課 長	土屋雅光
管 財 課 長	三井智昭	農 業 振 興 課 長	川上俊一
観 光 課 長	田丸敬一	観 光 課 長	土屋直己
商工・食農課長	福田和久	学 校 給 食 課 長	中田光泰

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3人）

議会事務局長	植松宏夫
議 会 書 記	津金胤寛
議 会 書 記	唐澤史明



開議 午前10時00分

○議長（福井俊克君）

皆さま、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は20人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

ここで暫時休憩をいたします。

全員協議会を開きたいと思えます。

休憩 午前10時01分

---

再開 午前10時13分

○議長（福井俊克君）

それでは、再開いたします。

それでは、傍聴者がいますので入場をさせていただきます。

それでは、本日の会議ですが、執行部の花輪武川総合支所長は一身上の都合により、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

諸報告をいたします。

峡北広域行政事務組合議会から報告がございます。

峡北広域行政事務組合議会議長 秋山真一君、報告をお願いいたします。

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

申し訳ございませんが、はじめに報告書の訂正をお願いいたします。

1 ページ目、下段、議案第30号、これの2行目、中ほどですが、「地方公務員法の一部を改正」と記入すべきところ、「地方公務員法の法の一部を改正」と記載してしまいました。お手数ですが、余分な「法の」、この部分を削除をお願いします。申し訳ございませんでした。

改めまして、報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

令和4年第3回峡北広域行政事務組合議会臨時会報告書

峡北広域行政事務組合議会議長 秋山真一

令和4年第3回議会臨時会が12月6日に峡北広域行政事務組合議場において開催され、中山喜夫議員、小林勉議員、大芝正和議員、福井俊克議員、原堅志議員、清水進議員、保坂多枝子議員、内田俊彦議員、秋山俊和議員と私の10人が出席いたしました。

提出された議案は、条例案件4件、補正予算案件4件の計8案件でありました。

審議しました議案の概要について説明いたします。

まず、条例案件についてであります。

はじめに、議案第29号 峡北広域行政事務組合職員給与条例及び峡北広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告及び山梨県人事委員会勧告における給与改定に鑑み、峡北広域行政事務組合職員給与条例及び峡北広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について所要の改正が必要となるため提出されたものであります。

次に、議案第30号 峡北広域行政事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条

例については、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年等に関し、峡北広域行政事務組合職員の定年等に関する条例について所要の改正が必要となるため提出されたものであります。

次に、議案第31号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例については、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年延長に関し、必要な事項を定めるため提出されたものであります。

次に、議案第32号 峡北広域行政事務組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定については、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、高齢期職員の部分休業制度を導入するため提出されたものであります。

次に、補正予算案件についてであります。

はじめに、議案第33号 令和4年度峡北広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72万3千円減額し、歳入歳出予算の総額を7,614万円とするものであります。

補正の主な内容は、歳入については、繰入金において、財政調整基金繰入金の減額。歳出については、総務費において、給与改定及び職員の異動に伴う給与の減額であります。

次に、議案第34号 令和4年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ361万2千円減額し、歳入歳出予算の総額を16億3,033万7千円とするものであります。

補正の主な内容は、歳入については、繰入金において、財政調整基金繰入金の減額。諸収入において、山梨県消防学校派遣職員人件費の増額。歳出については、総務費において、山梨県人事委員会給与勧告に伴う給与改定及び職員の異動に伴う給与の減額であります。

次に、議案第35号 令和4年度峡北広域行政事務組合ごみ処理特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ266万7千円減額し、歳入歳出予算の総額を17億9,757万9千円とするものであります。

補正の主な内容は、歳入については、繰入金において、財政調整基金繰入金の減額。歳出については、衛生費において、山梨県人事委員会給与勧告に伴う給与改定及び職員の異動に伴う給与の減額であります。

次に、議案第36号 令和4年度峡北広域行政事務組合し尿処理特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ251万7千円減額し、歳入歳出予算の総額を1億3,188万8千円とするものであります。

補正の主な内容は、歳入については、繰入金において、ごみ処理特別会計繰入金の減額。財政調整基金繰入金の追加。歳出については、山梨県人事委員会給与勧告に伴う給与改定及び職員の異動に伴う衛生費の減額及び諸支出金の増額であります。

以上8議案、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で令和4年第3回峡北広域行政事務組合議会臨時会の報告を終わります。

○議長（福井俊克君）

以上で、諸報告を終わります。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承を願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

○議長（福井俊克君）

日程第1 事件訂正請求書について（議案第61号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

事件訂正請求につきまして、ご説明申し上げます。

議案第61号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、記載事項に誤りがあり、附則第2項について訂正をお願いしたく、議長へ事件訂正請求書を提出したところであります。

よろしくご審議の上、ご承認のほどお願い申し上げます。

詳細につきましては、総務部長がご説明申し上げます。

○議長（福井俊克君）

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

事件訂正請求につきまして、お手元の事件訂正請求書に基づきましてご説明申し上げます。

件名 議案第61号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例であります。

令和4年12月5日に提出しました議案第61号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について、記載事項に誤りがあり、附則第2項を訂正したいことから、北杜市議会会議規則第19条第1項の規定により、事件訂正をお願いするものであります。

正誤表をお願いいたします。

31ページおよび32ページの附則第2項の訂正をお願いするものであります。

訂正の内容につきましては、附則第2項の規定による令和4年度中に支給する期末手当および勤勉手当の支給月数の引き上げについて、正誤表の下段の規定でありますと、令和4年4月1日からの適用となり、令和4年度は12月のみとした引き上げとならず、令和4年6月の期末手当等についても引き上げを行うこととなる影響が生じてまいります。

このため、正誤表の上段の規定により令和4年度の期末手当等につきましては、12月1日からの適用として、12月の期末手当等のみの引き上げとなるように訂正させていただくものであります。

今後、このようなことがないようにチェック体制を強化・徹底し、万全を期してまいります。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（福井俊克君）

説明が終わりました。

議案第61号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について、議案訂正を承認することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号の議案訂正を承認することに決定いたします。



○議長（福井俊克君）

日程第2 議案第62号 北杜市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてから  
日程第5 議案第65号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例についてまでの4件を一括  
議題といたします。

本件につきましては、各常任委員会に付託しておりますので、各常任委員長から審査の経過  
と結果について報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会から議案第62号および議案第63号の2件について報告を求め  
ます。

総務常任委員会委員長、秋山真一君。

秋山真一君。

○総務常任委員長（秋山真一君）

報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

令和4年12月22日

北杜市議会議長 福井俊克様

総務常任委員会委員長 秋山真一

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、12月5日の本会議において付託されました事件を、12月13日に全  
員協議会室において、慎重に審査いたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告い  
たします。

付託された事件

議案第62号 北杜市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第63号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条  
例について

以上、2件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、討論等について申し上げます。

議案第62号 北杜市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「制度適用後の常勤職員と定年前再任用短時間勤務職員との主な手当の違いは。」との質疑に  
対し、「短時間勤務職員は通勤手当及び時間外手当が対象となり、常勤職員にはさらに扶養手当  
と住居手当が対象となる。」との答弁がありました。

また、「職員定員適正化計画との関係及び新規職員採用への影響は。」との質疑に対し、「常勤  
職員は定員に含まれる。段階的引き上げ期間における職員の退職は2年に一度となり補充もそ  
れに合わせる場所であるが、サービス維持のためには毎年、一定数の採用が必要と思われ、  
採用の平準化も検討する。」との答弁がありました。

また、「第9条に規定される任用の制限の特例は専門職にも適用されるのか。」との質疑に対  
し、「必要があれば専門職も適用となる。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関  
する条例についてであります。

「第5条において育児休業等について適用除外が規定されているが、介護休暇はどこに規定されているのか。」との質疑に対し、「北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例中に介護休暇が規定されている。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上で、委員長報告を終わります。

○議長（福井俊克君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、経済環境常任委員会から議案第64号および議案第65号の2件について報告を求めます。

経済環境常任委員長、進藤正文君。

進藤正文君。

○経済環境常任委員長（進藤正文君）

経済環境常任委員会委員長報告書を、朗読をもって報告させていただきます。

令和4年12月22日

北杜市議会議長 福井俊克様

経済環境常任委員会委員長 進藤正文

経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、12月5日の本会議において付託されました事件を、12月15日に全員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第64号 北杜市地域食材提供施設条例を廃止する条例について

議案第65号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例について

以上、2件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。  
はじめに、議案第64号 北杜市地域食材提供施設条例を廃止する条例についてであります。

「施行日を令和5年6月1日とした理由と地域への報告は。」との質疑に対し、「現在の利用者との契約が来年の5月末となっているため、それに合わせ施行予定日を設定した。地域のコンセンサスについては、利用者と地権者、地区の方とその都度話をして円滑な関係で進んでいると承知している。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

「跡地の今後の活用は。」との質疑に対し、「跡地の活用については今後、検討する。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（福井俊克君）

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから議案第62号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第63号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第64号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第65号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福井俊克君）

日程第6 議案第59号 北杜市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

議案第59号 北杜市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、ご説明申し上げます。

はじめに、概要書を願ひいたします。

趣旨でございます。

国におけるデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、国の個人情報の保護に関する法律の一部が改正されました。

改正後の個人情報の保護に関する法律の施行に必要な事項を定めるため、北杜市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものであります。

制定の内容でございます。

本条例の定義、手数料など必要な事項を定めるものであります。

施行予定日については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律に掲げる規定の施行の日から施行するところであり、令和5年4月1日を施行日とするものであります。

根拠法令等は、国のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律であります。

次に、骨子をお願いいたします。

骨子についてであります。第1条、背景・趣旨でございます。

これまでの個人情報保護法制度は、平成15年に制定された国の個人情報の保護に関する法

律など、行政機関や独立行政法人に関する個人情報の3法により、民間や国の機関等において、おのおの規律してきたところであります。

本市においても、平成17年に市の実施機関における個人情報の取り扱い等を定めた北杜市個人情報保護条例を制定し、現在も運用しているところであります。

しかし、昨今の国や地方におけるデジタル業務改革の推進に伴う取り扱いデータの質、量の増大や官民および地方の枠を超えた利活用の活発化、国境を超えたデータ流通等の制度調和等を図る必要性から国のデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、関係法律の整備に関する法律が令和3年に制定・公布されたところであります。

この法律により民間や国などをそれぞれ規律していた個人情報にかかる3法が改正され、かつ地方公共団体の個人情報保護制度を含め、個人情報の保護に関する法律に統合されることとなりました。

この改正個人情報保護法により、地方公共団体ごとに条例により規律していた個人情報の定義や取り扱い等について、国と同じ規律の適用を受けることとなりました。

つきましては、本市においても、これまで制定しておりました個人情報保護条例を廃止し、新たに改正された国の法律の施行に関し、必要な事項を定めるため、このたび北杜市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものであります。

第2条、定義であります。法の適用を受ける実施機関を市長の機関のほか、教育委員会などの行政委員会や財産区に適用するところでありますが、国の法の立法趣旨から、これまで本市の個人情報保護条例の適用を受けていた議会については、今回、制定する条例の適用から外れることとしております。

理由につきましては、国の個人情報の保護に関する法律での適用が行政機関を対象としており、立法府である国会や司法の裁判所がその対象となっていないこととの整合を図るため、議会についても適用外としたところであります。

第3条、手数料等ではありますが、国の法律第89条において、政令で定める旨の規定があります。そのような中で、本市においては、これまでも現行の条例等において、手数料を無料しておりましたので、今回の新たな条例においても同様に無料とさせていただきます。

なお、写しの作成等に要する費用、コピー代については、本条例の施行規則に定める中で、例えばA3サイズ以下で白黒印刷の場合、1枚当たり10円の費用を徴収するところであり、現行の規則と変わらないところであります。

続いて、第4条、審査会への諮問であります。国の法律第3章第3節の地方公共団体が個人情報にかかる各種施策を講じる場合等において、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認める場合には、北杜市情報公開個人情報保護審査会条例第1条に規定する審査会に諮問することができる旨の規定を定めたものであります。

以上で制定する条文の内容となりますが、次に附則の説明でございます。

第1項、施行期日につきましては、デジタル社会形成を図るための関係法律の整備に関する法律の附則に掲げる規定に基づき、施行の日から施行するところであり、令和5年4月1日から施行するところであり、

第2項については、今回の新たな条例を制定することにより、現在の北杜市個人情報保護条例を廃止しますので、その旨、規定しております。

第3項以降の経過措置につきましては、現行の条例の廃止に伴う経過措置を規定しており、新たな条例制定後も現行の条例において該当する事案があった場合には、新たな条例においても適用する旨の各種規定を設けたところであります。

以上であります。よろしくご審議の上、ご議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（福井俊克君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第59号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福井俊克君）

日程第7 議案第60号 北杜市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

議案第60号 北杜市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

はじめに概要書を願ひいたします。

趣旨でございます。

国のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、国の個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、北杜市情報公開・個人情報保護審査会条

例の設置根拠を改めるほか、所要の一部を改正するものであります。

改正内容でございますが、主に2つございます。

1つ目に、設置根拠をこれまでの市の個人情報保護条例から国の個人情報の保護に関する法律に改めるところであります。

2つ目に、市が個人情報の適正な取り扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要である場合、新たな本市の個人情報の保護に関する法律施行条例第4条に基づく諮問に応じ、本市の情報公開個人情報保護審査会が調査・審議できる規定を加えました。

施行予定日は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律に掲げる規定の施行の日から施行するところであり、令和5年4月1日を施行日としております。

根拠法令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律および新たに制定する北杜市の個人情報の保護に関する法律施行条例であります。

次に、新旧対照表をお願いいたします。

新旧対照表1ページでございます。

第1条、設置の部分でございます。

第1条第1項につきましては、根拠法令を改めるための改正であります。

また、第3項につきましては、新たな本市の個人情報の条例に基づき、諮問に応じ委員会が調査審議できる旨を加えたものであります。

第7条、審査会の調査権限の部分でございますが、第7条の1項につきましては、根拠法令を改めるための改正であります。

以上であります。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（福井俊克君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第60号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)  
異議なしと認めます。  
したがって、議案第60号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福井俊克君）

日程第8 議案第61号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

議案第61号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

はじめに、概要書を願ひいたします。

趣旨でございます。

令和4年の人事院勧告および山梨県人事委員会勧告に鑑み、市議会議員、市長、副市长、教育長、一般職の職員および会計年度任用職員の期末手当等について所要の改正を行うため、北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、北杜市の市長等の給与等に関する条例、北杜市職員給与条例および北杜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

提案理由についても同様でございます。

施行日は公布の日からとなります。

ただし、第2条、第4条、第6条および第7条の規定は、令和5年4月1日からの施行となります。また、第5条の規定のうち別表第2から別表第2の6までの規定は令和4年4月1日から、第1条、第3条および第5条の規定のうち第17条の4第2項の規定は、令和4年12月1日から適用いたします。

それでは、新旧対照表1ページを願ひいたします。

改正文のあと、32ページの次でございます。

第1条関係、北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正であります。

第6条第2項において、令和4年12月の期末手当の支給割合を「100分の160」から「100分の170」に改めるものであります。

次に、2ページを願ひいたします。

第2条関係であります。

第6条第2項において、令和5年度以降の北杜市議会議員の6月と12月の期末手当の支給割合を「100分の170」から「100分の165」に改めるものであります。

次に3ページを願ひいたします。

第3条関係です。北杜市の市長等の給与等に関する条例の一部改正であります。

第6条第2項において、令和4年12月の市長、副市长、教育長の期末手当の支給割合を「100分の212.5」から「100分の225.5」に改めるものであります。

次に、4ページを願ひいたします。

第4条関係でございます。



第6条第2項において、令和5年度以降の市長、副市長、教育長の6月と12月の期末手当の支給割合を「100分の225.5」から「100分の217.5」に改めるものであります。

次に、5ページをお願いいたします。

第5条関係です。北杜市職員給与条例の一部改正であります。

第17条の4第2項第1号において、令和4年12月の市職員の勤勉手当の支給割合を「100分の95」から「100分の105」に、また括弧書きにある特定幹部職員の令和4年12月の勤勉手当の支給割合を「100分の115」から「100分の125」に改めるものであります。

同条同項第2号は、令和4年12月の再任用職員の勤勉手当の支給割合を「100分の45」から「100分の50」に、また括弧書きにある特定幹部職員の令和4年12月の勤勉手当の支給割合を「100分の55」から「100分の60」に改めるものであります。

次に6ページから31ページまでは、山梨県の給料表に準じて引き上げを行っている改正後の行政職、医療職、福祉職および教育職の給料表であります。

若年層に重点を置いた改正となっており、初任給は民間との格差があることを踏まえ、高卒の初任給を4千円、大卒の初任給を3千円引き上げた改正となっております。

それから32ページから57ページまでは、改正前の給料表となっております。

次に、58ページをお願いいたします。

第6条関係でございます。

第17条の4第2項第1号において、令和5年度以降の市職員の6月と12月の勤勉手当の支給割合を「100分の105」から「100分の100」に、括弧書きにある特定幹部職員の6月と12月の勤勉手当の支給割合を「100分の125」から「100分の120」に改めるものであります。

同条同項第2号は、令和5年度以降の再任用職員の6月と12月の勤勉手当の支給割合を「100分の50」から「100分の47.5」に、また括弧書きにある特定幹部職員の令和4年12月の勤勉手当の支給割合を「100分の60」から「100分の57.5」に改めるものであります。

次に、59ページをお願いいたします。

第7条関係でございます。

北杜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

59ページから65ページまで、別表第1の行政職給料表から別表第2の医療職1、別表第3の医療職2給料表、別表第4の福祉職給料表、別表第5の教育職給料表について、一般職の職員の給料表に準じて改めるものでありまして、これによりまして、会計年度任用職員の月例給を引き上げる改正となります。

以上であります。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（福井俊克君）

説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時20分

○議長（福井俊克君）

それでは、再開をいたします。

先ほど説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。

志村清君。

○11番議員（志村清君）

議案第61号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について、反対の立場から討論します。

市職員給与条例や会計年度任用職員の給与等の条例改正等については、昨年、一昨年と2年続けて引き下げられた経過も考慮すれば、職員の月例給を平均0.3%、期末勤勉手当を0.1カ月分、会計年度職員の月例給を平均1.8%引き上げるもので妥当だと考えます。コロナの対応で奮闘する職員のやる気、モチベーションを高めるためにも必要だと考えます。

一方、賛成できない1点は、私たち議員の期末手当も0.1カ月分引き上げることについてです。代表質問でも紹介しましたが、厚労省の6日の発表では、40年ぶりの消費者物価指数の高さのもとで、働く人の10月の賃金は前年比マイナス2.6%、7カ月連続で減っている。つまり物価値上げに収入が追い付いていない状況で、年明けからの見通しも暗い状況です。民間企業のボーナスも出せないという事業所も多いと聞きます。こうした事態の中で、議員の期末手当も引き上げることに市民からの同意は得られないと判断するものです。

加えて言えば、私たちの議員報酬は、今年4月に月当たり5万円増えたばかりであり、勤労者、労働者である市職員と同列に議員報酬も一緒に引き上げることに同意できないことから議案第61号には反対であります。

以上です。

○議長（福井俊克君）

次に、原案に賛成の者の発言を許します。

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

議案第61号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

議員や職員の報酬の妥当性をどこに求めるかについては大変難しい問題で、多くの人が認める基準に基づく運用は必須です。今回の改定は増額ですが、減額の場合には抵抗が大変大きく、比較にならないほど難しい事態に陥ります。

しかし、過去にも人事院勧告および山梨県人事委員会勧告に鑑みた改定が行われました。私は社会情勢を反映し、多くの人に認められている、この人事院勧告および山梨県人事委員会勧告に鑑みた改定が今回も行われることに賛成するものです。

以上をもって、賛成討論といたします。

○議長（福井俊克君）

ほかに討論はありませんか。

（なし）

これで討論を終結いたします。

これから、議案第61号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福井俊克君）

日程第9 議案第66号 令和4年度北杜市一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。

内容の説明を担当部長に求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

議案第66号 令和4年度北杜市一般会計補正予算(第10号)をご覧くださいと思います。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億7,009万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を313億2,353万1千円とするものであります。

6ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正であります。

追加としまして、2款1項総務管理費、法定外公共物維持事業595万3千円につきましては、JR長坂駅構内の長坂弧線人道橋点検業務委託において、JRとの協議等に不測の日数を要し年度内の事業完了が見込めないこと、次のネットワーク管理事業2,625万7千円につきましては、庁内ネットワーク機器の更新に伴う設計構築業務において、半導体の不足等により機器の調達に不測の日数を要し、年度内の事業完了が見込めないこと。

3款2項児童福祉費、白州保育園・西部こども園整備事業3,200万円につきましては、

園舎改修、外構、プール、仮設園舎設計業務について、来年2月の入札を予定しており、全体の工程から年度内の事業完了が見込めないこと。

4款1項保健衛生費、新北杜市病院改革プラン策定事業1, 650万円につきましては、来年1月以降のプロポーザルを予定しており、全体の工程から年度内の事業完了が見込めないこと。

8款2項道路橋梁費、防災・安全社会資本整備交付金事業（修繕）7, 390万円につきましては、橋梁長寿命化修繕において配置技術者の確保が困難であること、また関係機関との協議に時間を要したことなどから年度内の事業完了が見込めないこと。

10款5項保健体育費、学校給食管理事業1, 508万3千円につきましては、北杜南学校給食センター蒸気ボイラー更新事業において、機器の製造に長期間を要し、年度内の完成が見込めないこと。

以上により、それぞれ繰越明許費を設定するものであります。

次に、7ページの第3表 地方債補正をご覧ください。

変更としまして、過疎対策事業債を4, 100万円増額し限度額を3億2, 130万円とし、災害復旧事業債を360万円増額し限度額を4, 340万円とし、変更後の限度額の計を21億2, 830万円とするものであります。

次に、歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページをお開きください。

はじめに、歳入であります。

まず11款1項地方交付税につきましては、普通交付税を1億4, 044万2千円増額し、補正後の額を100億8, 130万円とするものであります。

15款1項国庫負担金1, 003万円の増額は、障害者自立支援給付費負担金と国民健康保険税の軽減措置に対する未就学児均等割保険税負担金であります。

同款2項国庫補助金1億4, 036万7千円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と障害福祉データベース構築のためのシステム改修にかかる地域生活支援事業費等補助金であります。

16款1項県負担金501万5千円の増額は、障害者自立支援給付費負担金と国民健康保険税の軽減措置に対する未就学児支援事業費負担金であります。

同款2項県補助金1千万円の増額は、新北杜市病院改革プラン策定事業にかかる医療機関連携促進事業費補助金であります。

18款1項寄附金9, 500万円の増額は、お亡くなりになった市民の方の生前のご厚意により市に寄附していただけることになった一般寄附金であります。

19款2項基金繰入金7, 895万3千円の減額は、今回予算計上した介護障害福祉事業所物価高騰等対策事業、肥料価格高騰対策事業、貨物運送事業者支援金支給事業の3事業に財政調整基金を充当し、一方で、すでに予算化している保育料・副食費無償化事業、学校給食費無償化事業、観光事業者支援金支給事業の3事業に国庫補助金を充当したことにより、財政調整基金の繰入額が大きく減少したため、差し引きで繰入額が減額となったものであります。

21款5項雑入356万2千円の増額は、白州町地内の県道改良事業に伴って実施している耐震性防火水槽移設工事にかかる県からの補償料であります。

最後に22款1項市債4, 460万円の増額は、白州保育園・西部こども園整備事業および

北杜南学校給食センター蒸気ボイラー更新事業に充当する過疎対策事業債と林道唐沢線災害復旧事業に充当する災害復旧事業債の増額であります。

次に4ページ、5ページの歳出であります。

2款1項総務管理費1, 685万7千円の増額は、給与改定等に伴う職員給与費の増と電気料金の値上げなどに伴う総合支所の光熱水費の増であります。

3款1項社会福祉費9, 269万9千円の増額は、介護障害福祉事業所物価高騰等対策支援金支給事業費、障害児給付事業費、障害者自立支援給付費負担金等の事業費確定に伴う国庫返還金、国民健康保険特別会計繰出金などであります。

同款2項児童福祉費3, 499万3千円の増額は、給与改定等に伴う職員給与費の増と白州保育園・西部こども園整備事業費であります。

同款3款生活保護費375万2千円の増額は、給与改定等に伴う職員給与費の増であります。

4款1項保健衛生費1, 650万円の増額は、新北杜市病院改革プラン策定事業費であります。

5款1項労働諸費707万6千円の増額は、就労支援賃貸住宅等建設促進事業費補助金の増であります。

6款1項農業費2, 219万円の増額は、給与改定等に伴う職員給与費の増と農業経営を支援するための肥料価格高騰対策事業費補助金であります。

同款2項林業費149万円の増額は、給与改定等に伴う職員給与費の増であります。

7款1項商工費2, 557万2千円の増額は、給与改定等に伴う職員給与費の増と市内運送事業者の事業継続を支援するための貨物輸送事業者支援金支給事業費であります。

9款1項消防費356万2千円の増額は、白州町地内の県道改良工事に伴って実施している耐震性防火水槽移設工事費の増であります。

10款2項小学校費1, 201万4千円の増額および、同款3項中学校費1, 212万7千円の増額は、電気料金の値上げに伴う市内小中学校の光熱水費の増であります。

同款4項社会教育費438万円の増額は、給与改定等に伴う職員給与費の増であります。

同款5項保健体育費1, 508万3千円の増額は、北杜南学校給食センターの蒸気ボイラー更新事業費であります。

同款6款高等学校費130万円の増額は、電気料金の値上げに伴う市立甲陵高等学校の光熱水費の増であります。

13款2項基金費9, 500万円の増額は、市に寄附していただけることになった一般寄附金を活用して、こども未来基金への積み立てを行うものであります。

14款1項予備費500万円の増額は、8月の大雨で被害を受けた林道と法定外道路の災害復旧事業および高根町五町田地内の農業用水路緊急改修事業に予備費を活用し、残額が少なかったことから、今後の想定できない事態に備えるため、予備費を増額するものであります。

以上であります。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（福井俊克君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第66号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第66号に対する採決を行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長(福井俊克君)

日程第10 議案第67号 令和4年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)および

日程第11 議案第68号 令和4年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第2号)

の2件を一括議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

清水福祉保健部長。

○福祉保健部長(清水市三君)

議案第67号 令和4年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ347万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を60億1,496万2千円とするものであります。

歳入歳出の補正の内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページをお開きください。

はじめに歳入であります。

1款1項国民健康保険税290万5千円の減額は、未就学児の均等割保険税を軽減するため、国民健康保険税を減額するものであります。

6款1項他会計繰入金290万5千円の増額は、未就学児の均等割保険税の軽減に伴い、一般会計から繰り入れるものであります。

7款1項繰越金347万9千円の増額は、令和3年度からの繰越金であります。

次に4ページ、5ページの歳出であります。

6款1項特定健康診査等事業費347万9千円の増額は、令和3年度保険者努力支援交付金および特定健康診査等負担金の額の確定に伴い、県に返還するものであります。

以上でございます。

次に、議案第68号 令和4年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ670万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億7,799万2千円とするものであります。

歳入歳出の補正内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページをお開きください。はじめに歳入であります。

3款2項国庫補助金657万3千円の増額は、防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策を踏まえ、防災・減災対策を推進する市内の介護施設に対して、施設整備に要する経費を助成する地域介護・福祉空間整備等交付金であります。

次に4ページ、5ページの歳出であります。

1款6項地域介護・福祉空間整備費等補助金657万3千円の増額は、介護施設等における防災・減災対策を推進するため、非常用自家発電設備の設置を行う事業者に対し、施設整備に要する経費を補助するものであります。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（福井俊克君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第67号および議案第68号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号および議案第68号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第67号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第68号に対する採決を行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長(福井俊克君)

日程第12 議案第69号 令和4年度北杜市財産区特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長(中山和彦君)

議案第69号 令和4年度北杜市財産区特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

歳入歳出の総額にそれぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,782万8千円とするものでございます。

次に、歳入のご説明になります。2ページ、3ページをお願いいたします。

4款2項須玉財産区146万5千円の追加および、5款2項須玉財産区53万5千円の追加をし、合計200万円を追加いたしまして、補正後の額を1億6,782万8千円とするものでございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

2款4項穂足財産区200万円の補正につきましては、穂足財産区におきまして、穂足公民館の建設、そちらへの負担金ということで200万円を補正させていただきました。

以上が北杜市財産区特別会計補正予算の説明でございます。よろしくご審議の上、ご議決していただけますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長(福井俊克君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第69号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。



(異議なし。の声)  
異議なしと認めます。  
したがって、議案第69号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。  
これから討論を行います。  
討論ありませんか。  
(なし)  
討論を終結いたします。  
これから、議案第69号に対する採決を行います。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なし。の声)  
異議なしと認めます。  
したがって、議案第69号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長 (福井俊克君)

日程第13 議案第70号 令和4年度北杜市病院事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

清水福祉保健部長。

○福祉保健部長 (清水市三君)

議案第70号 令和4年度北杜市病院事業特別会計補正予算(第4号)について、ご説明いたします。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響による物価高騰に伴う薬価の変動や第8波のまん延など度重なる感染拡大に備えるため、感染棟病床を有する甲陽病院において、医療薬品、診療材料などの購入費を増額するものであります。

補正予算書1ページをお開きください。

第2条についてであります。

令和4年度北杜市病院事業特別会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を、次のとおり補正するものであります。

はじめに収入であります。

1款1項医業収益を1億1,334万4千円増額し、補正後の額を35億3,459万8千円とするもので、これは入院患者の投薬治療にかかる診療報酬であります。

次に支出であります。

1款1項医業費用を1億304万円増額し、補正後の額を38億4,444万7千円とするもので、これは新型コロナウイルス感染者への抗ウイルス薬を含む医療品、診療材料であります。

次に同款2項医業外費用を1,030万4千円増額し、補正後の額を1億838万3千円とするもので、これは棚卸資産に係る控除対象消費税であります。

先ほど、補正の番号を4号と申し上げましたけども、1号の間違いでございました。訂正をさせていただきます。

すみません、続けさせていただきます。

次に、第3条についてであります。

予算書第5条において定める債務負担行為において、薬価改定等に備え、限度額を5,667万7千円増額し、1億8,880万7千円とするものであります。

第4条についてであります。

予算書第11条において定める棚卸資産購入限度額5億3,959万3千円を6億5,293万7千円に改めるものであります。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（福井俊克君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第70号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これから、議案第70号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福井俊克君）

日程第14 議案第71号 令和4年度北杜市水道事業会計補正予算（第2号）および

日程第15 議案第72号 令和4年度北杜市下水道事業会計補正予算（第2号）

の2件を一括議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

浅川上下水道局長。

○上下水道局長（浅川和也君）

議案第71号 令和4年度北杜市水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明いたし

ます。

今回の補正は、電気料金高騰に伴う水源および配水池にかかる動力費と、その財源とする給水収益を増額するとともに、会計年度任用職員1名の増加に伴う報酬等の増額、その財源として令和3年度消費税及び地方消費税納付額の確定に伴う概算払い見込み不用額を減額するもので、令和4年度北杜市水道事業会計予算第2条に定めた業務予定量、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

補正予算書1ページをお開きください。

第2条でございます。令和4年度北杜市水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正するものであります。

(2)年間配水量を16万2,401立方メートル補正し、計1,044万3,543立方メートルとするものであります。

次に第3条、収益的収入及び支出の補正でございます。

収入、第1款事業収益を1,500万円、支出、第1款事業費用を1,500万円増額するものでございます。

内容でございますが、補正予算書2ページ、補正予算実施計画をご覧ください。

収入でございますが、1款1項1目給水収益1,500万円の増額は、水道使用料の増額です。

支出でございますが、1款1項1目原水及び浄水費700万円、同項2目配水及び給水費800万円の増額は、電気料金高騰に伴う水源および配水池にかかる動力費です。

同項5目総係費49万3千円の増額は、会計年度任用職員1名分の報酬等です。

同款2項2目消費税49万3千円の減額は、令和3年度消費税及び地方消費税納付額の確定に伴う概算払い見込み不用額であります。

以上でございます。

続きまして、議案第72号 令和4年度北杜市下水道事業会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。

今回の補正は、電気料金の高騰に伴い処理場等にかかる動力費を増額する必要があるため、令和4年度北杜市下水道事業会計予算第3条に定めた予定額の組み替え補正をするものでございます。

補正予算書1ページをお開きください。

第2条でございます。

令和4年度北杜市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出について次のとおり補正するものでございます。

1款1項(特環)営業費用を1,800万円の増額、2項(特環)営業外費用を800万円の減額、3項(特環)特別損失を1千万円減額するものでございます。

内容でございますが、2ページ、補正予算実施計画をご覧ください。

1款1項1目(特環)管渠費800万円、同項2目(特環)処理場費1千万円の増額は電気料の高騰に伴うマンホールポンプおよび処理場にかかる動力費です。

2項2目(特環)消費税800万円の減額は、令和3年度消費税及び地方消費税納付額の確定に伴う概算払い見込み不用額であります。

3項5目(特環)その他特別損失1千万円の減額は、処理場撤去にかかる経費を減額するも

のであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願いいたします。

○議長（福井俊克君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第71号および議案第72号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号および議案第72号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第71号に対する採決を行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第72号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開は13時25分といたします。

休憩 午前11時56分

---

再開 午後 1時24分

○議長（福井俊克君）

それでは、再開いたします。

日程第16 議案第73号 明野ふるさと太陽館の指定管理者の指定についてから日程第24 議案第81号 白州町交流促進施設の指定管理者の指定についてまでの9件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

議案第73号 明野ふるさと太陽館の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公の施設の管理について指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称 明野ふるさと太陽館

指定管理者となる団体の名称等 名称 株式会社桔梗屋

所在地 山梨県笛吹市一宮町坪井1928番地

指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

続きまして、議案第74号 健康増進施設「健康ランド須玉」の指定管理者の指定についてであります。

恐れ入りますが、以下、提案理由につきましては、議案第73号と同様でありますので省略をさせていただきますと思います。

公の施設の名称 健康増進施設「健康ランド須玉」

指定管理者となる団体の名称等 名称 株式会社スポーツプラザ報徳

所在地 神奈川県小田原市堀之内458番地

指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

続きまして、議案第75号 リフレッシュビレッジこぶちさわ総合交流ターミナル施設「スパティオ小淵沢」外3施設の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 リフレッシュビレッジこぶちさわ総合交流ターミナル施設「スパティオ小淵沢」

小淵沢町生産物直売・食材供給施設

小淵沢町地域資源活用総合交流促進施設

小淵沢町農林漁業体験実習館

指定管理者となる団体の名称等 名称 株式会社スパティオ小淵沢

所在地 山梨県北杜市小淵沢町字上阿原2968番地1

指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

続きまして、議案第76号 北杜市白州福祉会館（フォッサ・マグナの湯）の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 北杜市白州福祉会館（フォッサ・マグナの湯）

指定管理者となる団体の名称等 名称 株式会社ダンロップスポーツウェルネス

所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目10番1号

指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

続きまして、議案第77号 白州・尾白の森名水公園（べるが）外1施設の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 白州・尾白の森名水公園（べるが）  
尾白の森キャンプ場

指定管理者となる団体の名称等 名称 株式会社アルプス  
所在地 山梨県中巨摩郡昭和町西条2799番地

指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで  
続きまして、議案第78号 むかわの湯の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 むかわの湯

指定管理者となる団体の名称等 名称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社  
所在地 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3

指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで  
続きまして、議案第79号 大武川河川公園の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 大武川河川公園

指定管理者となる団体の名称等 名称 柳沢made  
所在地 山梨県北杜市武川町柳澤2129番地1

指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで  
続きまして、議案第80号 小淵沢第3駐車場の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 小淵沢第3駐車場

指定管理者となる団体の名称等 名称 まちほくらボ株式会社  
所在地 山梨県北杜市小淵沢町1039番地の6

指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで  
続きまして、議案第81号 白州町交流促進施設の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 白州町交流促進施設

指定管理者となる団体の名称等 名称 株式会社アルプス  
所在地 山梨県中巨摩郡昭和町西条2799番地

指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

以上、指定管理者の指定についてのご説明となります。  
よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（福井俊克君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

議案第79号の大武川河川公園の指定管理者の指定について、1点質問させてください。

今回から新しい指定管理者となりましたが、これまで管理者だった事業者は指定管理料も0円で問題などなく、適切に安定した運営をしてきたと全員協議会でも説明がありました。また、指定管理料を50万円、市に納入するという新しい提案もされてきました。

そのような提案をした前管理者から新しい管理者へと切り替えるわけですが、新しい指定管理者は5年間で227万円、市から指定管理料を支出する契約となり、財政健全化には反した形となります。

事業内容の説明において、新たなイベントを創出し、利用者を増やすとしておりますが、安定した運営以上の利用者増加のためなら、指定管理料を支出してもやむなしという市政方針の転換と捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（福井俊克君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

指定管理者の導入の目的でありますけれども、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設であります公の施設につきまして、民間事業者等が有しますノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上、経費の節減等を図り、施設の設置目的を効果的に達成するものであり、市では制度導入以来、一貫した考えの下で施設の管理運営を行ってきたところであります。

経費の節減を図る目的につきましては、財政の健全化を図る上で、当然、第一に考える必要があると考えております。これまで、指定管理者候補者選定委員会におきましても、今年度、第2回でありますけれども、行政コストの縮減の目的についてしっかりと説明をし、市としても取り組んでいるところであります。

また、一方で国からの通達にもありますけれども、指定管理者制度は公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービス提供者を議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであることと通達が来ているところでございます。

今回、現指定管理者の提案、これにつきましては、キャンプ場に重点を置いた提案となっております。その提案と候補者の提案につきましては、公園機能の再生、学校教育との連携や教育環境に重点を置いた提案となっております。そちらの提案につきまして、経費の部分も第一に考えるわけでございますけれども、併せて施設の設置目的、公共サービスという観点から指定管理者制度の目的を鑑み、よりよい提案として選定されたものと考えております。

指定管理導入の目的は当初から一貫してございまして、方針の転換ということではないということでございます。

以上であります。

○議長（福井俊克君）

よろしいですか。

（はい。の声）

ほかにありませんか。

（なし）

それでは、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第73号から議案第81号までの9件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号から議案第81号までの9件は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論ありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第73号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第74号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第75号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第76号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第77号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第78号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。



(異議なし。の声)  
異議なしと認めます。  
したがって、議案第78号は原案のとおり可決することに決定いたしました。  
これから、議案第79号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なし。の声)  
異議なしと認めます。  
したがって、議案第79号は原案のとおり可決することに決定いたしました。  
これから、議案第80号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なし。の声)  
異議なしと認めます。  
したがって、議案第80号は原案のとおり可決することに決定いたしました。  
これから、議案第81号を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なし。の声)  
異議なしと認めます。  
したがって、議案第81号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長 (福井俊克君)

日程第25 議案第83号 甲府市とのやまなし県央連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

中田企画部長。

○企画部長 (中田治仁君)

議案第83号につきまして、ご説明申し上げます。

甲府市とのやまなし県央連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてであります。

地方自治法第252条の2第1項ならびに同条の2第3項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

やまなし県央連携中枢都市圏につきましては、甲府市を中心に韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、山梨市、甲州市、中央市、昭和町の9市1町、10の自治体の都市圏域となりまして、今年7月、甲府市が連携中枢都市宣言を行ったところであります。

議案の別紙、甲府市および北杜市における連携中枢都市圏の形成にかかる連携協約をご覧ください。

中心都市であります甲府市と連携自治体の協議に基づき、基本的な方針や役割分担を定めたのがこの連携協約であり、甲府市と北杜市において締結するものであります。

第1条、目的であります。

この連携協約は、甲及び乙が、圏域全体の経済成長のけん引、高次都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組を相互に連携して取り組むことにより、人口減少・少子高齢社会にあっても、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済が維持され、住民の暮らしを支えることが可能な魅力あふれる圏域を形成することを目的としております。

第2条、基本方針であります。

前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する取組について、相互に連携を図るものとしします。

第3条、連携する取組及び役割分担であります。

相互に連携する取組及び役割分担は、別表に掲げるとおりとしております。

役割分担としまして、別紙3ページをお願いいたします。

別表1の圏域全体の経済成長のけん引ですが、取組項目としましては、広域観光の推進、地域農業の稼ぐ力の強化、地域産業の振興、その他圏域全体の経済成長のけん引に係る施策であります。

4ページ、2の高次の都市機能の集積・強化ですが、取り組み項目としましては、都市計画区域マスタープランにおける広域交流拠点の形成と拠点関連携の推進、公共施設・公共インフラの広域的利活用、消防の広域的な連携強化、その他高次の都市機能の集積・強化に係る施策であります。

5ページをお願いいたします。

3の圏域全体の生活関連機能サービスの向上については、3つの分野別となっております。

(1)生活機能の強化に係る分野ですが、取組項目としては、在宅医療・介護連携の推進、消費者相談体制の充実、災害対策の推進、環境対策の推進、空き家対策の推進、教育環境の充実、子ども・子育てへの支援、その他生活機能の強化に係る施策であります。

6ページをお願いいたします。

(2)結びつきやネットワークの強化に係る分野ですが、取組項目としては、移住定住の促進、ふるさと応援の推進、その他結びつきやネットワークの強化に係る施策であります。

(3)圏域マネジメント能力の強化に係る分野ですが、人材の育成、ICTの利活用の推進、その他圏域マネジメント能力の強化に係る施策であります。

役割分担としては以上、表にありますとおり、中心都市である甲府市が主体的に取り組む中で、圏域を構成する自治体が中心都市と連携して取り組むこととしております。

1ページにお戻り願います。

第4条、事務執行に当たっての連携、協力及び費用分担であります。

第1項、前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

第2項として、前項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに前条に規定する取組を推進するために要する費用の負担については、甲及び乙が協議して別に定めるものとしします。

第5条、定期的な協議であります。

甲及び乙は、この連携協約の推進に関する連絡調整を図るため、定期的に協議するものとしします。

これは今まで実施してきました実務者会議であります幹事会や分野別分科会の開催、また連携中枢都市圏推進協議会の開催などを通じて、調整を図ってまいります。

第6条、疑義の解決であります。

この連携協約に定めのない事項又はこの連携協約に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、決定するものであります。

連携協約の説明につきましては、以上でございます。

今後は、この連携協約に基づき連携する取り組みや役割分担について、中長期的な将来像や推進していく具体的な取り組み内容をまとめた、やまなし県央連携中枢都市圏ビジョンを策定することとなります。

以上、議案第83号 甲府市とのやまなし県央連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご議決いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（福井俊克君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第83号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

清水進君。

まず、反対者の発言を許します。

○16番議員（清水進君）

議案第83号 甲府市とのやまなし県央連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について、反対の討論をさせていただきます。

理由の第1に、政府はこれからの自治体はどこでも行政サービスや公共施設が整っているというフルセットの行政から脱却して、周辺自治体と補い合う集約化とネットワーク化を市町村間などで行おうとする新たな広域連携制度を広げようとしています。すでに連携中枢都市などの名称で形成された圏域では、中心市に福祉、医療、教育などの行政サービスや公共施設、地域経済と雇用などを集約することになるため、周辺となる市町村における行政サービスが低下した、また公共施設の統廃合が進められるとしています。周辺住民の声は中心市に届きにくく、住民自治の後退も危惧されています。

現在、必要なのは集約化ではなく、地方の基幹産業である農林水産業の振興と六次産業化、

中小企業と小規模事業者の振興、観光産業や地域おこしなどの振興策、住宅と商店街のリフォーム助成への支援、自然再生可能エネルギーの地産地消など、地方自治体が行っている地域の活性化策の支援ではないでしょうか。

第2の理由として、連携中枢圏構想推進要綱には、連携中枢都市圏形成に係る連携協定の締結に当たっては、地域における合意形成の過程を重視することが必要。住民説明会を通じて、当該連携協約案の趣旨及び具体的内容を周知するものと明記されていますが、市の進め方は議員全協で一度報告しただけで、市民にまったくと言っていいほど説明がされていません。住民代表の議会の議決があるから事足りると考えているなら、大きな間違いであります。新たな広域連携が本当に住民のためになるのか、市民住民が参画し、広域連携の在り方、自ら住まうまちづくりを手作りで話し合い、まとめていく、こうしたプロセスが必要であります。

理由の第3に連携協約、第4条では取り組みを推進する費用の負担については、甲及び乙が協議して別に定めるものとするがあります。私の質問、議会の議決を必要とするのかに対して、必要なしの回答でありました。費用分担が当局間で済まされることになり、議会の審査がなく市民の監視の及ばない状態をつくり出します。また、甲府市に北杜市民の声を届け、甲府市が定める行政サービスの条例や運用を改善していくことは、相当困難であると考えます。

以上3点の理由により、議案第83号に反対をいたします。

○議長（福井俊克君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

議案第83号 甲府市とのやまなし県央連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について、賛成討論をさせていただきます。

連携中枢都市圏は、人口減少、少子高齢化の進展により市民ニーズは多様化、細分化していく一方で、税収の減少や社会保障費の増大等により、単独の自治体ではこれまでどおりの水準で行政サービスを提供していくことが難しくなっています。そのために、住民生活や産業経済活動において関係性の深い近隣の自治体がそれぞれの持つ強みを生かし、弱みを補完しながら連携して共通課題の解決に取り組むことが必要です。また、そうすることで住民福祉の増進や住民サービスの向上につながるものと考えことから連携中枢都市圏の形成を図るものがあります。

圏域全体で効果的な連携事業としては、広域観光や農産物の付加価値向上のための広域プロモーションの推進、企業誘致、移住定住、空き家対策の推進、職員の人材育成や交流派遣、ICTを活用した行政情報システムの共同化などがあります。

本市が中心都市となり、長野県の富士見町、原村と締結をしています八ヶ岳定住自立圏の拡大版であると私は考えております。

なお、総務省の連携中枢都市圏構想推進要綱では、この構想は市町村合併を推進するためのものではないと明記されているところです。

以上の理由により、議案第83号に賛成いたします。

○議長（福井俊克君）

ほかに討論はありますか。

志村清君。

○11番議員（志村清君）

議案第83号 甲府市とのやまなし県央連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について、反対の立場で討論します。

3つの理由を述べさせていただきます。

第1に、この構想そのものが国が狙う道州制に向かう一環ではないかという懸念が、まだ拭えないことです。

第2には、清水進議員も指摘しましたが、中心市への行政サービスとか公共施設の集約化、つまり周辺市町村が置いていかれる、そういう懸念が拭えないことです。小さいほう、小さい市町村、遠いほう、いわゆる遠い市町村の自主性が担保されるかも不安です。

そして、何より強調したい3点目は、先日配布された資料によれば、肝心の連携中枢都市圏ビジョン、この案ができるのは、年が明けた1月です。パブコメも、そのあととなっているわけです。北杜市の行方を決めかねない構想について、ビジョンも示されない、市民や県民の意見も聞いていない時点では、議員として判断しかねるわけであります。私たち議会への説明も先日、1回あっただけです。

雲をつかむようなという言葉がありますけど、その雲の形さえ分からない、そういう現時点に甲府市との協議を始めていいか、判断ができないわけです。

以上3点述べて、反対討論とします。

○議長（福井俊克君）

ほかに討論はありますか。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

議案第83号 甲府市とのやまなし県央連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど、志村議員の中に道州制というお話がございましたが、道州制につきましては、実際、平成の大合併が終わったところでございまして、それ以前のときに、たしかに道州制協議というのが話題になったわけがございます。

しかし、今現時点において、平成の大合併が1つの区切りとなりまして、各市町村、自治体は、この平成の大合併以降、どのようにまちづくりをしていくかというところに、今、必死になってやっているわけがございます。本市におきましても18年が経ちました。しかし、まだまだ課題は多く、その道州制への道のりというのは、まだ示しもされていないし、そこに今、移行するというような議論を今、することについては、あまりにも非現実的であると思っております。

また、甲府市が中心市ということでございます。すべてが甲府市に吸収されるような、施設がそこにいくような、そんなお話でございしますが、しかし、われわれの市にはわれわれの市に必要なものを、今、どのように残すかということを考えております。

そして、もし必要でないものがあり、それでも市民の皆さまが、ニーズが少なくともあるということであれば、それは甲府市との連携のもとに共有をすることもできます。また、北杜市と甲府市、そして韮崎市と甲府市、こういう連携ができますと、北杜市と韮崎市、また甲斐市も含めて、また南アルプス市も含めて、もし本当に必要ならば甲府市が中心となりまして、その連携協定はより一層、充実されながらお互いの利益になるものだけを、これはビジョンと

し、また協議をし、また予算等につきましては、当然、補正予算がありますとか、本予算がありますとか、そういった中で、われわれはその審議の中に入っていけるわけでございます。

ビジョンにつきまして、どのようにこれからビジョンをつくっていくか、ここにつきましては、たしかにこれらの示されたものが、どのように具現化されてくるかということには、期待をするわけでございますが、そこにはやはりパブリックコメントという一つの壁がございまして、その後、進むと。まずは、このことを、連携を進めながら、われわれは走りながら考えていかなければならないという、こういうわれわれの環境にあるのではないかと考えております。

この連携協定が今後、われわれの北杜市にとって有利にあたるかは、これは北杜市の、私たちがどのような提案を協議の中で、ビジョンを出していくかと、こういうところになってあるわけですから、当然、甲府市だけがつくったものをわれわれに押し付けると、こういう状況にはありませんで、甲乙、1対1での協議と、連携と、これが基本でございまして。そして、その連携がハブ化のように、周りの市に連携も広げることにもできるというのが、この原案でございまして。今後の、この連携に期待をいたしまして賛成をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（福井俊克君）

ほかに討論はありますか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、議案第83号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福井俊克君）

日程第26 選挙第2号 峡北広域行政事務組合議会議員7名の選挙を行います。

小林勉君。

○4番議員（小林勉君）

峡北広域行政事務組合は10名だと聞いているんですけど、7名というのはどういうことでしょうか。11月の末に申し合わせ事項が配られて、それで氏名を案分した案分表があったと思うんですけども、それをもう1回、確認させていただきたいと思うんですが。

それとあと、私はどういう経緯で7名になったのかという、経緯がちょっと分からないので、その経緯の説明をしていただければと思います。

○議長（福井俊克君）

ただいま、小林勉君から質問がございました。

この関係につきましては、議会運営委員会で協議されてきております。そういうことですので、野中議会運営委員長から報告をお願いします。

それから資料の配布については、それでは事務局のほうで用意していただいて、配布をお願いしたいと思います。ちょっと時間がかかりますので、暫時休憩いたします。配布し終わった

ら再開いたします。そのままお待ちください。

それでは10分間、休憩をいただきたいということです。

再開は2時10分といたします。

暫時休憩。

休憩 午後 2時00分

---

再開 午後 2時08分

○議長（福井俊克君）

再開いたします。

それでは、資料配布のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

---

再開 午後 2時09分

○議長（福井俊克君）

再開します。

それでは野中真理子君、報告をお願いします。

○17番議員（野中真理子君）

今の資料は全員に配られたということでしょうか。この議場の全員に配られているということと話し始めてよろしいのでしょうか。

○議長（福井俊克君）

議員だけです。

○17番議員（野中真理子君）

議員だけに配ったということですか。

○議長（福井俊克君）

お願いします。

○17番議員（野中真理子君）

それでは、日程第26 選挙第2号 峡北広域行政事務組合議会議員の選挙に関する議会運営委員会での経緯をご説明いたします。

12月20日の本会議終了後に議会運営委員会を開催し、本日22日の議事日程に関する協議をいたしました。

北杜市議会から選出する峡北広域行政事務組合議会議員が20日の段階では確定していないため、協議を行いました。

これまでの選挙の方法については、北杜市議会常任委員会、議会運営委員会、広報編集委員会等の選出の考え方、いわゆる申し合わせ事項に基づき、10人の議員全員が辞表を出し、新たに10人の議員を指名推選で選んでいたことが議会事務局長より説明されました。

辞表は20日の正午までに提出することになっていましたが、20日夜の議運の段階では7名が辞表を提出し、3名からの提出はありませんでした。これにより、新たに選出すべき議員は7名になりました。

申し合わせ事項には、峡北広域行政事務組合議会議員は、常任委員会にならない任期を2年と申し合わせた。また会派の所属議員数を基礎として配分とあり、申し合わせ事項が11月29日

の全員協議会で、議員全員に配布されました。

また、各会派の希望を集計した組合議員名簿も同日に配られて、調整の結果、10名の議員が内定となり、10名による会議も行われました。

しかし、辞表を提出していない3名の議員の1人は、この10名の名簿に載っておらず、新たに選出される議員数が1つ足りない状態になっています。

そこで20日の議会運営委員会では、申し合わせ事項と名簿を再配布し、全員から申し合わせ事項は順守すべき、29日には10名は内定済みの確認を取りました。

ただし、納得できないことがあるから今は順守できないとの発言もありました。

また、辞職についてはそれぞれの議員が判断すべきことだという意見も出ました。

選出方法については、1人でも投票を求めれば投票になりますが、投票はできるだけ避けるべきだというご意見が多数を占め、また不公平な選挙になるというご指摘もあり、議長、副議長、議運委員長、副委員長の4人が事態収拾に努力することで、20日の議会運営委員会は終了しました。

なお、西部広域の議員からも辞表の提出はなく、西部広域環境組合議会議員の選挙は行われないことになりました。

以上のことを受けて、翌21日に、昨日のことですが、議長、副議長、議運委員長、副委員長の4人で、辞表を提出していない3名の議員との話し合いの場を設けました。

しかし、事態を収拾させることはできませんでした。

本日22日、9時から議会運営委員会を開き、議長から努力したが収拾に至らなかった。委員長からは、投票をできるだけ避けたいという意向に沿えそうにないことを報告し、選挙の日程を話し合い、7名の議員を選ぶことになりました。

以上が経緯です。

○議長（福井俊克君）

小林議員、よろしいですか。

（はい。の声）

ほかにご意見等ありませんか。

（なし）

それでは、お諮りします。

選挙の方法については、いかがいたしましょう。

（「投票でお願いします。」の声）

投票という声がありましたので、選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます・・・。

はい。

○9番議員（清水敏行君）

今、投票ということが決まりましたが、投票ということですので、すでに当選をされている方のお名前をお願いしたいと思いますが。

投票ということですので、すでに当選されている方の氏名をお願いしたいと思います。

○議長（福井俊克君）

暫時休憩します。



休憩 午後 2時16分

---

再開 午後 2時16分

○議長（福井俊克君）

再開します。

清水議員、議長から申し上げます。

辞表を出しておりませんので、今回、選挙により・・・。

辞表を出していないということです。3名の方が。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

これ議事進行上の、要するに簡単に言うと無効票になっては困るからということで、当然、今、峡北広域の議員と在職する人の名前を発表すれば、それでいいわけでございまして、その人に投票した場合は無効になるわけですよ。選挙上、そのことを危惧されている。そういうことでしょうから、現在、峡北広域の議員でいられる3人、この人を発表すればいいだけの話です。

○議長（福井俊克君）

ありがとうございます。

清水議員、そういう質問でいいですか。内容について。

（はい。の声）

それでは、議長からしっかり申し上げます。

今回の選挙にあたりましては、辞表を出してある人、ない人がいます。

辞表を出していない人を投票すると、それが無効になってしまうということで、ちゃんとした選挙をしたいということです。私のほうから発表させていただきます。

現在、辞表を出していただいていない方3名は、秋山真一議員、それから内田俊彦議員、秋山俊和議員です。

以上です。

よろしいですか。

（なし）

それでは、ただいまお諮りしました投票ということでございます。

議場の閉鎖、改めてお願いします。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は20人であります。

投票用紙を配布させます。

（投票用紙・配布）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（なし）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱・点検）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。  
投票は単記無記名であります。  
点呼に応じて順次、投票を行います。  
投票は時計回りでお願いいたします。  
事務局長に点呼を命じます。

( 投 票 )

投票漏れはありませんか。

( な し )

投票漏れなしと認めます。  
これをもって、投票を終了いたします。  
議場の閉鎖を解きます。

( 議 場 開 放 )

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に高見澤伸光君、輿水崇君の両名を指名いたします。

両君の立会いをお願いいたします。

( 開 票 )

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数20票。

これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票18票、無効投票2票。

有効投票のうち、輿水崇君2票、中山喜夫君2票、神田正人君2票、井出一司君3票、原堅志君2票、清水進君2票、野中真理子君2票、保坂多枝子君3票、白票が2票であります。

白票2ということで、無効投票2ということです。

以上のとおりであります。

したがって、得票数が同数となった場合がございますが、井出一司君、それから保坂多枝子君、ともに3票でしたので当選が決定しました。

あと、それぞれ2票でありますので、輿水崇君、それから中山喜夫君、神田正人君、原堅志君、清水進君、野中真理子君の得票数は同数ですので、地方自治法第118条第1項の規定により準用する、公職選挙法第95条第2項の規定により、くじで当選人を決定いたします。

それでは、先ほど申しあげました6名が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは、2回引きます。

1回目は、くじを引く順序を決めるものです。

2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

くじは、抽選器で行います。

なお、番号の若い方を当選人といたします。

なお、立会人ですが、高見澤伸光君および小林勉君は、くじの立ち会いをお願いします。

それでは、くじを引いてください。

(くじ引き)

それでは、くじを引く順序が決定いたしました。

報告します。

1番、清水進君。2番、原堅志君。3番、輿水崇君。4番、野中真理子君。5番、中山喜夫君。6番、神田正人君の順番で、くじを引きます。お願いします。

それでは、お願いします。

(くじ引き)

それでは、くじの結果を報告します。

1番、中山喜夫君。2番、神田正人君。3番、野中真理子君。4番、清水進君。5番、原堅志君。6番、輿水崇君。

1番から5番までが当選人と決定いたしました。

したがって、当選人は中山喜夫君、神田正人君、野中真理子君、清水進君、原堅志君、以上であります。

ただいま、当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知します。

秋山真一君。

○7番議員(秋山真一君)

暫時休憩をお願いします。

○議長(福井俊克君)

暫時休憩という発議がありましたので、ここで暫時休憩といたします。

再開は15時といたします。

休憩 午後 2時46分

---

再開 午後 2時58分

○議長(福井俊克君)

それでは、再開いたします。

日程第27 選挙第3号 峡北地域広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

峡北地域広域水道企業団議会議員に小林勉君、大芝正和君、秋山真一君、進藤正文君、清水敏行君、志村清君、齊藤功文君の7人を指名いたします。

ただいま議長が指名いたしました7人を、峡北地域広域水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が、峡北地域広域水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

---

○議長(福井俊克君)

日程第28 選挙第4号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員に、清水敏行君を指名いたします。

ただいま議長が指名いたしました清水敏行君を、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました清水敏行君が、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました清水敏行君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

---

○議長(福井俊克君)

日程第29 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議員派遣の件につきましては、会議規則第157条の規定により、お手元に配布したとおり、議員を派遣したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、別紙のとおり決定いたしました。

お諮りします。

ただいま議決いたしました議員派遣の件について、やむを得ず変更が生ずる場合は、議長に一任をお願いしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、やむを得ず変更が生ずる場合は、議長に一任することに決定いたしました。

---

#### ○議長（福井俊克君）

日程第30 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長から会議規則第108条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、所管事項の審査について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は、各委員長の申し出のとおり決定することといたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査は、すべて終了いたしました。

12月5日に開会された本定例会は、本日までの18日間、議員各位には慎重な審議をいただき、また、執行の皆さまには、丁寧な説明と答弁をいただきありがとうございました。

特に、代表質問、一般質問には、多くの議員の皆さまが登壇し、北杜市政の重要な課題、また、更なる発展を目指す、北杜市政の将来像等について、活発な論議が交わされました。

新型コロナウイルス感染症対策に追われた令和4年でありましたが、今年も余すところわずかとなりました。

議会として、執行として取り組んだ令和4年の1年間の成果が、新しい年・令和5年に向かって、豊かな北杜市、そして住民の皆さまへの更なるサービスの向上として、着実に実現へ向けて進んでいくことを期待し、確信し、令和4年第4回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

良いお年をお迎えください。

閉会 午後 3時05分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

北杜市議会議長

北杜市議会副議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	植松宏夫
議会書記	津金胤寛